

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて令和元年度決算検査報告を作成し、令和2年11月10日、これを内閣に送付した。

また、会計検査院長は内閣総理大臣に手交するに際し、その概要を説明した。

この検査報告には、令和元年度の国の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算等について、会計検査院が令和2年次中に実施した会計検査の成果が収録されており、内閣から決算とともに国会に提出される。

令和元年度決算検査報告では、各府省、政府関係機関、独立行政法人などの会計経理に関して指摘した事項等を次のように分類して掲記している。

(1) 不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況

(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

a 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

b 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

(6) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

(7) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果

(8) 特定検査対象に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況

(10) 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査

この「概要」は、令和元年度決算検査報告に掲記した検査結果を要約整理したもので、上記(1)から(10)の内容は19ページから291ページに記載した。また、国の財政等の概況を293ページ以下に記載した。

なお、簡潔に記述するため、金額は、表示単位未満を切り捨てている。このため、集計しても必ずしも合計額が一致しないものがある。

○関係法令

【日本国憲法】

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【会計検査院法】

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

【国会法】

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

【特別会計に関する法律】

第19条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

◇◇◇ 総 目 次 ◇◇◇

	ページ
1 検査結果の概要	1
【参考1】令和元年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表	4
【参考2】掲記件数、指摘金額の推移（平成22～令和元年度決算検査報告）	7
【参考3】指摘金額と背景金額	7
2 検査の概況	9
【会計検査院の概要】	1 1
【検査の基本方針】	1 1
【検査の対象】	1 3
【検査の方法と実績】	1 4
3 決算の確認	1 5
4 検査の結果	1 9
(1) 不当事項	2 1
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	1 4 1
(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	1 7 5
(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	1 9 3
(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	2 4 3
(6) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）	2 4 7
(7) 国会からの検査要請事項に関する報告	2 6 1
(8) 特定検査対象に関する検査状況	2 7 5
(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	2 8 5
(10) 特別会計財務書類の検査	2 8 9
5 国の財政等の概況	2 9 3

1 検査結果の概要

令和元年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は248件であり、指摘金額は計297億2193万円である。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち背景金額を掲記した件数
不当事項	収 4件	11億4053万円	—
	支 176件	57億8204万円	—
	外 25件	18億3637万円	—
	205件	87億5895万円	—
意見を表示し又は処置を要求した事項			
34条関係	支 1件	4345万円	—
34条及び36条関係	支 3件	7億7232万円	2件
	外 1件	2億0415万円	—
36条関係	支 6件	45億1880万円	3件
	外 4件	—	4件
	14件	55億3872万円	9件
本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	収 1件	2億9134万円	1件
	支 18件	143億9024万円	5件
	収・支 1件	2億6782万円	—
	外 2件	4億7486万円	—
	22件	154億2426万円	6件
指摘事項計	収 5件	< 5件分 > 14億3187万円	/
	支 204件	< 198件分 > 255億0685万円	
	収・支 1件	< 1件 > 2億6782万円	
	外 32件	< 28件分 > 25億1538万円	
	241件	< 231件分 > 297億2193万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	3件		
国会からの検査要請 事項に関する報告	2件		
特定検査対象に 関する検査状況	2件		
総計	248件	< 231件分 > 297億2193万円	

注(1) 指摘金額・背景金額……7ページ参照

注(2) 収は収入に関するもので、支は支出に関するもので、収・支は収入及び支出に関するもので、外は収入支出以外のものである。

注(3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

注(4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」のうち1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(5) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計5件ある。

【参考1】

令和元年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

事項 府省又は 団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
	件	件	件	件	件	件
内閣府 (内閣府本府)	支 13 2億4083万円			支 1 6481万円	支 1 2583万円	支 15 3億3147万円
復興庁	支 1 1616万円					支 1 1616万円
総務省	支 6 4億5411万円					支 6 4億5411万円
外務省				支 1 809万円 (5億0324万円)	支 1 57億6000万円	支 2 57億6809万円 (5億0324万円)
財務省	収 1 1億7831万円				収 1 2億9134万円 (38億2861万円)	収 2 4億6965万円 (38億2861万円)
	外 1 1億6776万円					外 1 1億6776万円
文部科学省	支 19 1億6329万円				支 1 (15億5987万円)	支 20 1億6329万円 (15億5987万円)
厚生労働省	収 2 9億5040万円					収 2 9億5040万円
	支 80 27億1541万円	支 1	支 1 6億8260万円 (204億2578万円)		支 2 (2億0804万円) (32億8724万円)	支 84 33億9801万円 (204億2578万円) (2億0804万円) (32億8724万円)
農林水産省	支 15 1億0954万円			支 2 1億1191万円 (4億7423万円)	支 3 2億9380万円 (82億8684万円)	支 20 5億1525万円 (4億7423万円) (82億8684万円)
				外 1 (140億6148万円)		外 1 (140億6148万円)
経済産業省	支 6 5873万円		支 1 5988万円 (34億2404万円)	支 1 (187億8031万円)		支 8 1億1861万円 (34億2404万円) (187億8031万円)
国土交通省	支 20 3億2936万円			支 1 43億3399万円	支 4 54億9649万円	支 25 101億5984万円
環境省	支 7 8740万円				支 1 19億3266万円	支 8 20億2006万円
防衛省	支 2 1100万円				支 1 5億5750万円	支 3 5億6850万円
					収・支 1 2億6782万円	収・支 1 2億6782万円
					外 1 2155万円	外 1 2155万円
日本私立学校振興 ・共済事業団	支 1 181万円					支 1 181万円
日本年金機構	収 1 1181万円					収 1 1181万円
		支 1 4345万円				支 1 4345万円

府省又は 団体名	事項 不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
	件	件	件	件	件	件
国立研究開発法人 産業技術総合研究所			[支] 1 2984万円		[支] 1 2984万円	
			[外] 1 2億0415万円		[外] 1 2億0415万円	
独立行政法人 海技教育機構				[外] 1 4億5331万円	[外] 1 4億5331万円	
独立行政法人 国際協力機構				[支] 1	[支] 1	
独立行政法人 日本学術振興会	[支] 2 4億7196万円				[支] 2 4億7196万円	
独立行政法人 労働者健康 安全機構				[外] 1 (213億1898万円)	[外] 1 (213億1898万円)	
独立行政法人 国立病院機構	[外] 2 353万円			[外] 1 (110億5606万円)	[外] 3 353万円 (110億5606万円)	
国立研究開発法人 海洋研究開発機構	[支] 1 7001万円				[支] 1 7001万円	
独立行政法人 都市再生機構				[支] 2 1億5051万円 (1億2021万円)	[支] 2 1億5051万円 (1億2021万円)	
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構				[支] 1 6295万円	[支] 1 6295万円	
独立行政法人 地域医療機能 推進機構				[外] 1 (31億9462万円)	[外] 1 (31億9462万円)	
独立行政法人 住宅金融支援機構	[外] 22 16億6507万円				[外] 22 16億6507万円	
国立研究開発法人 国立がん研 究センター	[支] 1 1億1022万円				[支] 1 1億1022万円	
国立大学法人 京都大学	[支] 1 11億2823万円				[支] 1 11億2823万円	
国立大学法人 佐賀大学	[支] 1 2億7982万円				[支] 1 2億7982万円	
北海道旅客鉄道 株式会社				[支] 1 1億1050万円	[支] 1 1億1050万円	
	[収] 4 11億4053万円				[収] 1 2億9134万円	[収] 5 14億3187万円
	[支] 176 57億8204万円	[支] 1 4345万円	[支] 3 7億7232万円	[支] 6 45億1880万円	[支] 18 143億9024万円	[支] 204 255億0685万円
合計					[収・支] 1 2億6782万円	[収・支] 1 2億6782万円
	[外] 25 18億3637万円		[外] 1 2億0415万円	[外] 4	[外] 2 4億7486万円	[外] 32 25億1538万円
	[計] 205 87億5895万円	[計] 1 4345万円	[計] 3 9億7647万円	[計] 10 45億1880万円	[計] 22 154億2426万円	[計] 241 297億2193万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が3件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が2件、「特定検査対象に関する検査状況」が2件あり、これらを含めた掲記件数は248件である。

注(1) [収] は収入に関するもので、[支] は支出に関するもので、[収・支] は収入及び支出に関するもので、[外] は収入支出以外のものである。

注(2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注(3) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(4) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構のうち1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は日本年金機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(7) 独立行政法人日本学術振興会の2件及び国立大学法人京都大学の1件は、独立行政法人日本学術振興会及び国立大学法人京都大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計5件ある。

【参考2】

掲記件数、指摘金額の推移(平成22～令和元年度決算検査報告)

年 度	掲 記 件 数	指 摘 金 額
平成22	568件	4283億8758万円
23	513件	5296億0742万円
24	630件	4907億4510万円
25	595件	2831億7398万円
26	570件	1568億6701万円
27	455件	1兆2189億4132万円
28	423件	874億4130万円
29	374件	1156億9880万円
30	335件	1002億3058万円
令和元	248件	297億2193万円

(注) 掲記件数には「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

【参考3】

指摘金額と背景金額

「指摘金額」

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

「背景金額」

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

2 検査の概況

【会計検査院の概要】

会計検査院は、国の収入支出の決算等の検査を行うため憲法第90条の規定に基づいて設置されており、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する機関である。

会計検査院は、検査官会議と事務総局とで組織されている。

- ① 検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行う機関である。
- ② 事務総局は、検査官会議の指揮監督のもとに会計検査等の職務を行う機関として、事務総長官房と会計検査を行う5つの局とで構成されている。

職員数は1,249人（令和2年4月現在定員）であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として各検査課・上席調査官付（36の課等で検査事務を分担）に所属している。

【検査の基本方針】

会計検査院は、令和2年次の検査（検査実施期間：元年10月から2年9月まで）に当たって、元年9月、「令和2年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

令和2年次会計検査の基本方針（抄）

- 1 会計検査院の使命（略）
- 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況（略）
- 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・社会保障
- ・教育及び科学技術
- ・公共事業
- ・防衛
- ・農林水産業
- ・環境及びエネルギー
- ・経済協力
- ・中小企業
- ・情報通信（IT）

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況の分析及び財政健全化に向けた取組についての評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部^{けん}牽制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実^に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

【検査の対象】

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等全ての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。令和2年次（元年10月から2年9月まで）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	212
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
③	国が資本金の一部を出資しているものの会計	8
④	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	40
⑤	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3
⑥	国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	3,435
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	27

【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

(ア) 書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

書面検査については、元年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類として、紙媒体3892万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがあり、これらを対象に実施した。

(イ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

2年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,461か所についての実施率は24.3%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,624か所についての実施率は9.6%となっており、これらを合わせた計11,085か所についての実施率は15.5%となっている。

実地検査の対象箇所	左の箇所数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数 (B)	実施率(%) (B/A)
①検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,461	1,088	24.3(41.7)
②上記に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等)	6,624	638	9.6(16.5)
計	11,085	1,726	15.5(26.7)

注(1) ()は、令和元年次。

注(2) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,422か所のうち24か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は5.5%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記3,435の団体等について実地検査を実施した。

なお、2年次においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応等として、2年4月及び5月は全ての実地検査を中止し、6月以降についても同感染症による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定するなどして実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、1万7千6百余人日となっている。

3 決算の確認

会計検査院は、下記の令和元年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

		円
歳	入	109,162,375,922,318
歳	出	101,366,467,228,454

第2 特別会計

所管及び会計名	歳	入	歳	出
	円		円	
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金	51,984,679,881,378		51,488,328,806,155	
財 務 省				
地震再保険	205,436,258,042		7,221,535,282	
国債整理基金	186,969,755,193,130		183,877,927,278,312	
外国為替資金	3,598,763,702,115		159,636,680,817	
財務省及び国土交通省				
財 政 投 融 資				
財政融資資金勘定	26,972,996,685,262		26,959,449,746,523	
投資勘定	1,446,803,788,741		893,185,450,504	
特定国有財産整備勘定	64,121,244,942		20,189,153,340	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省				
エ ネ ル ギ ー 対 策				
エネルギー需給勘定	2,507,896,746,348		2,150,804,702,168	
電源開発促進勘定	367,725,125,134		317,600,888,425	
原子力損害賠償支援勘定	8,011,468,460,181		7,908,230,339,722	
厚 生 労 働 省				
労 働 保 険				
労災勘定	1,203,626,592,330		1,046,681,864,561	
雇用勘定	2,513,096,809,048		2,285,269,341,015	
徴収勘定	2,654,312,329,118		2,595,670,961,964	
内閣府及び厚生労働省				
年 金				
基礎年金勘定	25,606,454,580,105		24,184,747,694,464	
国民年金勘定	3,761,601,695,328		3,598,449,004,646	
厚生年金勘定	48,193,441,788,593		47,861,890,601,947	
健康勘定	12,050,166,578,424		12,014,143,522,685	
子ども・子育て支援勘定	3,151,458,238,128		2,867,367,031,181	
業務勘定	446,070,345,363		392,329,217,820	
農 林 水 産 省				
食 料 安 定 供 給				
農業経営安定勘定	303,532,436,691		224,912,081,667	
食糧管理勘定	532,124,271,975		514,866,844,339	
農業再保険勘定	72,940,384,600		60,411,775,142	
漁船再保険勘定	10,641,888,480		5,647,926,440	
漁業共済保険勘定	11,701,799,611		9,489,148,817	

所管及び会計名	歳入	歳出
	円	円
業 務 勘 定	10,779,963,459	10,779,963,459
国営土地改良事業勘定	26,038,437,107	24,561,611,709
国有林野事業債務管理	356,369,721,183	356,369,721,183
経 済 産 業 省		
特 許	246,945,584,657	156,876,295,142
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	63,003,277,194	1,850,401,167
自 動 車 検 査 登 録 勘 定	53,701,935,280	33,290,577,963
自 動 車 事 故 対 策 勘 定	15,574,363,242	13,913,149,210
空 港 整 備 勘 定	551,447,690,034	450,526,045,346
国会、裁判所、会計検査院、 内閣、内閣府、復興庁、総務 省、法務省、外務省、財務省 、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国 土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	2,587,306,790,114	1,677,057,896,174

4 検査の結果

(1) 不当事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府（内閣府本府）		
	・ 子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の 交付が過大……………	2 9
	・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付が過大……………	3 0
	・ 地方創生推進交付金の交付が過大……………	3 1
	・ 簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、 空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態とな っていたもの……………	3 2
	・ 子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の 精算が過大……………	3 3
	・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した救急車を目的 外使用……………	3 4
	・ 地方創生拠点整備交付金により実施した事業の費用の一部が交付 対象外……………	3 5
	・ 橋りょう護岸工事に係るPC桁の運搬費等の積算が過大……………	3 6
	・ 仕入税額控除した消費税額に係る補助金が未返還……………	3 7
復 興 庁		
	・ 被災者支援総合交付金により実施した事業の交付対象事業費の精 算が過大……………	3 8
総 務 省		
	・ 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)に より実施した事業の費用の一部が交付対象外……………	3 9
	・ 先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金の交付が過大……………	4 0

【府省・団体名】	<件名>	ページ
総務省		
	・情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)により実施した事業の費用の一部が補助対象外	4 1
	・情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)により実施した事業の費用の一部が補助対象外	4 2
	・特別交付税の交付が過大	4 3
	・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税の交付が過大	4 4
財務省		
	・租税の徴収額に過不足	4 5
	・国有財産である土地が権原を有していない者に使用許可されていて、管理が不適切	4 7
文部科学省		
	・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付が過大	4 8
	・へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大	4 9
	・認定こども園施設整備交付金の交付が過大	5 0
	・私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)の交付が過大	5 1
	・学校施設環境改善交付金の交付が過大	5 3
	・木造建築物の設計が不適切	5 4
	・義務教育費国庫負担金の交付が過大	5 5
厚生労働省		
	・労働保険の保険料の徴収額が過不足	5 7

厚生労働省

・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足……………		5 9
・労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が不適正……………		6 1
・雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が不適正……………		6 2
・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が不適正……………		6 3
・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正……………		6 4
・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正……………		6 5
・医療費に係る国の負担が不当……………		6 7
・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大		6 9
・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大……………		7 1
・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付が過大……………		7 3
・後期高齢者医療制度の財政調整交付金の交付が過大……………		7 4
・国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大……………		7 5
・生活扶助費等負担金等の交付が過大……………		7 9
・生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)の交付が過大……………		8 0
・障害者自立支援給付費負担金の交付が過大……………		8 1
・障害児入所給付費等負担金の交付が過大……………		8 2
・介護給付費負担金の交付が過大……………		8 3

【府省・団体名】	<件名>	ページ
厚生労働省		
	・介護保険の財政調整交付金の交付が過大……………	8 4
	・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金の使用が過大……………	8 6
	・介護給付費に係る国の負担が不当……………	8 7
	・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当……………	8 9
	・障害児通所給付費に係る国の負担が不当……………	9 1
農林水産省		
	・取水量測定自動化事業として構築したシステムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的不達成……………	9 2
	・農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外……………	9 3
	・森林環境保全整備事業の補助対象事業費の一部が補助対象外など	9 5
	・農山漁村6次産業化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など……………	9 6
	・合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として実施した間伐材生産等が交付対象外……………	9 7
	・畜産競争力強化対策整備事業の補助対象事業費の一部が補助対象外……………	9 8
	・頭首工の設計が不適切……………	9 9
	・護床工の設計が不適切……………	1 0 0

農林水産省

- ・合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等において、事業費に仕入税額控除の対象となる消費税額を含めていて、事業費の精算が過大……………
1 0 1
- ・合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の事業費の精算が過大……………
1 0 2
- ・漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大……………
1 0 3
- ・国産農産物生産・供給体制強化対策事業(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業)の実施に当たり、補助金の算定が不適切
1 0 4
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業の計画が不適切など……
1 0 5

経済産業省

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外など……………
1 0 6
- ・石油供給構造高度化事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外……………
1 0 7
- ・非常用発電機の設計及び管理が不適切……………
1 0 8
- ・革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用……
1 0 9
- ・木質チップボイラーの温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が不適切……………
1 1 0

国土交通省

- ・電線共同溝PFI事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高……
1 1 1

【府省・団体名】	＜件 名＞	ページ
----------	-------	-----

国土交通省

- ・ 灯火運用卓等の据付工事に係る設計等が不適切…………… 1 1 2
- ・ 橋りょうの橋座部等の設計が不適切…………… 1 1 3
- ・ 擁壁の設計が不適切…………… 1 1 4
- ・ 貯水槽の基礎工の設計に当たり、アンカー耐力及び設置数の組合
せの選定が不適切…………… 1 1 5
- ・ 放送施設に係る設備の設計及び施工が不適切…………… 1 1 6
- ・ 落石防護柵の設計が不適切…………… 1 1 7
- ・ 通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切…………… 1 1 8
- ・ 公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切…………… 1 1 9
- ・ 汚泥処理施設の整備に係る交付対象事業費の算定が適切でなかつ
たため、交付金の交付が過大…………… 1 2 0
- ・ 交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大…………… 1 2 1
- ・ 屋上の防水シート等の設計数量を誤ったため、契約額が割高…………… 1 2 2
- ・ 災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかつ
たため、造成した基金が過大…………… 1 2 3

環 境 省

- ・ 循環型社会形成推進交付金事業の設備等の整備等に要した費用が
交付対象外など…………… 1 2 4
- ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において
設備の設計が不適切…………… 1 2 5

【府省・団体名】	<件名>	ページ	担当課
防衛省			
	・ 隊舎新設に伴う土木工事において残土の処理に係る工事費の積算を誤ったため、契約額が割高……………	126	
	・ ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高……………	127	
日本私立学校振興・共済事業団			
	・ 私立大学等経常費補助金の経理が不当……………	128	
日本年金機構			
	・ 職員の不正行為……………	129	
独立行政法人日本学術振興会			
	・ 科学研究費補助金の経理が不当……………	130	
	・ 最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の経理が不当……………	131	
独立行政法人国立病院機構			
	・ 職員の不正行為……………	132	
国立研究開発法人海洋研究開発機構			
	・ CO2センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、契約金額の支払が不適切……………	133	
独立行政法人住宅金融支援機構			
	・ 独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反……………	134	

【府省・団体名】	＜件 名＞	ページ	担当課
----------	-------	-----	-----

国立研究開発法人国立がん研究センター

- ・ 実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が不適正…… 1 3 6

国立大学法人京都大学

- ・ チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど会計経理が不適正…… 1 3 7

国立大学法人佐賀大学

- ・ 複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、未利用…… 1 4 0

－内閣府（内閣府本府）－

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2033万円
(前年度 3件 6597万円)

1 交付金の概要

放課後児童健全育成事業は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。本件事業には、複数の種類の事業があり、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」)は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるためのものであり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「放課後児童健全育成事業」の実施について等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一つの単位(この単位を「支援単位」とすることとされている。

また、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の交付額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定した基準額を合算した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「基本額」)に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、支援単位を構成する児童の数により算定される一支援単位当たりの年額、年間開所日数により算定される開所日数加算額、一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算定される長時間開所加算額等を合算して算定することとされている。

2 検査の結果

3都県の3市区において、交付金の交付額の算定に当たり、支援単位において健全育成事業が実施されていない日を年間開所日数に含めたり、長時間開所加算額の年間平均時間数を誤って算定したりするなどしていた。このため、交付金計2033万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

兵庫県宝塚市は、27年度から29年度までの間に、27年度44支援単位、28年度53支援単位、29年度54支援単位において、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計10億3902万円として兵庫県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計3億4633万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、実際には、土曜日に利用する児童が少数であることを踏まえて、土曜日に健全育成事業を実施する支援単位を集約していたため、土曜日に健全育成事業を実施していない支援単位があるのに、これらにおいても土曜日を年間開所日数に含めており、当該支援単位に係る土曜日の日数27年度計596日、28年度計850日、29年度計852日が過大に計上されていたことから、基本額が3611万円過大に算定されていた。このため、交付金1203万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東京都	杉並区	子ども・子育て 支援交付金(放課 後児童健全育成)	平成 27～30	19億7851万 円	6億5948万 円	1855万 円	616万 円
静岡県	裾野市	同	30	5771万	1900万	708万	212万
兵庫県	宝塚市	同	27～29	10億3902万	3億4633万	3611万	1203万
計	3事業主体			30億7525万	10億2483万	6174万	2033万

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1717万円

1 交付金事業の概要

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、都道府県の定める計画に基づき都道府県等が実施する事業に要する経費の一部について、内閣府本府が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を交付するものである。

交付金の交付対象事業のうち、輸送コスト支援事業は、交付要綱等によれば、特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に運搬する際等の輸送費を低廉化するものとされている。そして、輸送コスト支援事業の交付対象経費は、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費とされており、フェリー会社等の第三者に対して支払った経費が対象となるとされている。ただし、漁業協同組合のように自らが保有する船舶で運搬する場合には、事業実施者内の部門間において支払うなどした経費が対象となるとされている。

2 検査の結果

株式会社鯛福(以下「会社」)は、長崎県五島市内で買い付けた海産物を本土で販売する仲買業を営むほか、海産物を本土に運搬する輸送業も営んでいる。会社は、平成29、30両年度において、五島市の説明を踏まえて、社内の輸送部門から仲買部門に請求した運搬に係る経費計5012万円を輸送コスト支援事業の交付対象経費としていた。

しかし、会社は、船舶を保有しておらず、フェリーで海産物を本土に運搬していたことから、フェリー会社に支払った経費に基づき交付対象経費を算定すべきであったと認められた。

したがって、フェリー会社に支払った経費により適正な交付対象経費を算定すると2149万円となり、前記の交付対象経費5012万円との差額2862万円が過大になっており、これに係る交付金相当額1717万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
内閣府本府	長崎県五島市	株式会社鯛福	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	平成29、30	5012万円	3007万円	2862万円	1717万円

地方創生推進交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 157万円

1 交付金事業の概要

愛知県は、地域再生法、地方創生推進交付金制度要綱、地方創生推進交付金交付要綱等に基づき、都市部等から若者を呼び込み、地域への定着を図るために、「若者を呼び込む雇用創出・定着促進プロジェクト」(以下「本件事業」)を実施した。

制度要綱等によれば、地方創生推進交付金は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるために国が交付するものとされている。そして、地方公共団体が作成する実施計画に基づく事業の実施に要する費用について、当該地方公共団体に対して、補助率1/2により国が交付するものなどとされている。

2 検査の結果

同県は、本件事業に係る実施計画を内閣府本府に提出した上で、平成31年4月に、交付金の額を5084万円と算定した実績報告書を同本府に提出し、同本府がこれを確認するなどして、交付金5084万円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の額の算定に当たり、事業の実施に要した費用のうち、移住候補地調査の委託料314万円に補助率1/2を誤って乗じていなかった。

したがって、当該委託料に補助率1/2を乗ずるなどして適正な交付金の額を算定すると4926万円となり、前記の交付金交付額5084万円との差額157万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	愛知県	地方創生推進交付金	平成30	1億0168万 円	5084万 円	314万 円	157万 円

簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの

2件 不当金額(支出) 9651万円

1 交付金事業の概要

2道県は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付を受けて、原子力発電施設からおおむね30km圏内の区域において原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集等のために行う緊急時モニタリングの体制を整備することを目的として、空間放射線量率を常時測定して伝送する機能を有する簡易型電子線量計(以下「電子線量計」)計79台(北海道60台、青森県19台)を整備するなどした。このうち、電子線量計は、電気事業者の電線路から架空引込線により直接又は中継用ポールを介して商用電源を引き込むための受電用ポール(中継用ポールと合わせて「引込柱」と、受電用ポールに固定された空間放射線量率を測定するための検出器、測定データを送信するためのデータ伝送装置等で構成されるものとなっている。

原子力災害対策指針によれば、放射線の量を計測する設備等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならないこととされている。

電子線量計等の整備に係る契約の仕様書によると、強風、積雪、塩害及び地震に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられるように電子線量計等を設置すること及び引込柱の基礎の一部を地中に埋設して引込柱が倒れることのないよう対策を施して設置すること、又は仕様書に記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足することなどとなっていた。

2 検査の結果

引込柱として用いられた部材は、3か月程度の短い期間に限って設置し、その後撤去される臨時施設専用のポールであり、腐食による倒壊等の原因となることから常時施設用として使用しないこととなっているものであった。

また、受注者が2道県に提出していた強度計算書を確認したところ、引込柱の基礎の安定計算が行われていなかった。そこで、2道県が設置した引込柱計81本について、取扱説明書等により用いることとなっている内線規程、電気事業者が電線路の支持物に係る設計を行う際に広く使用されている配電規程等を用いて、所定の風圧荷重等が加わった状態における引込柱の基礎の安定計算を行ったところ、全ての引込柱において、配電規程等により必要とされている安全率を下回っていた。

したがって、本件交付金事業(交付対象事業費計9651万円)は、整備した電子線量計等が、堅牢にして長期間の使用に耐えられるように設置することなどの仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていて補助の目的を達しておらず、これに係る交付金計9651万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	北海道	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	平成27、28	7146万 円	7146万 円	7146万 円	7146万 円
同	青森県	同	29	2505万	2505万	2505万	2505万
計	2事業主体			9651万	9651万	9651万	9651万

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大

2件 不当金額(支出) 7485万円

(前年度 2件 649万円)

1 負担金の概要

子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「支給認定子ども」)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(これらを「民間保育所等」)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、「平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について」等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{負担金の交付額}} = \left(\underbrace{\boxed{\text{費用の額①}} - \boxed{\text{利用者負担額②}}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \boxed{\text{国庫負担率(1/2)}}$$

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。この基本分単価や各種加算の額は、例年、国家公務員の給与改定を踏まえて、年度途中に遡及して改定が行われている。ただし、民間保育所等による教育・保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住する支給認定子どもに対して、市町村が民間保育所等において求められる職員の配置基準等の適用を受けない保育である特例保育を提供する場合の費用の額は、市町村が内閣府との間で毎年度協議を行った上で定める。また、教育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「1号認定子ども」)については、費用の額に一定の率を乗じて当該合計額を減額する。
- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

2 検査の結果

2道県の2事業主体は、誤って、国家公務員の給与改定を踏まえた基本分単価等を適用した額に、更に基本分単価等の改定による増額分を重複して集計したり、特例保育を受けた1号認定子どもについて費用の額に一定の率を乗じていなかったりなどしており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計7485万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
北海道	網走市	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	平成27～29	10億6766万 円	5億3383万 円	4699万 円	2349万 円
栃木県	大田原市	同	29	10億1802万	5億0901万	1億0272万	5136万
計	2事業主体			20億8569万	10億4284万	1億4971万	7485万

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した救急車を目的外使用

1 件 不当金額(支出) 1 5 4 4 万円

1 交付金事業の概要

富山県は、平成29年度に、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業として、交付金の交付を受けて、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備を目的として、富山県立中央病院(以下「中央病院」)に救急車1台を事業費1544万円(交付金1544万円)で整備した。

原子力災害対策指針等によれば、原子力災害時において汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う原子力災害拠点病院(以下「拠点病院」)は、原子力災害が発生した道府県に出動するなどして救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを配置するとともに、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有していることが望ましいとされており、原子力規制庁は、当該車両について、派遣に必要なときに確実に使用できる状態にあることが重要としている。

交付規則によれば、交付金の交付対象は、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備等に係る事業に要する費用とされており、内閣府本府は、交付金により原子力災害医療派遣チームの活動用車両を整備する場合は、原子力災害時に使用することを前提として配備するものであり、人道的な理由から一時的に使用する場合等を除いて、他の用途との兼用を前提とした交付申請に対しては交付決定を行わないとしている。

2 検査の結果

同県が同本府に提出した交付申請書等によると、同県が拠点病院に指定しようとしている中央病院は、転院のために他の医療機関に患者を搬送するなどの通常の用途に使用している救急車を1台保有しているものの、原子力災害医療派遣チーム専用の車両を有していないことから、中央病院に原子力災害医療派遣チームの活動用の救急車を整備するとしていた。そして、同本府は、当該交付申請書等に基づいて交付決定を行っていた。

しかし、同県において交付金に係る交付申請書の作成等を行っていた部局は本件救急車が原子力災害医療派遣チーム専用のものであると認識していたものの、実際に本件救急車を管理する中央病院は認識していなかったため、中央病院は、30年2月に本件救急車が納入された後、不具合が生じていた既存の救急車の代わりに本件救急車を通常の用途にも使用することとし、同月に既存の救急車を同県の他部局に管理換していた。それ以降、中央病院の救急車は、本件救急車1台のみとなっていた。このため、本件救急車は、納入された直後から既存の救急車が担っていた通常の用途に使用されていて、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていた。

したがって、本件救急車は、原子力災害医療派遣チームの活動用車両として整備されたにもかかわらず、補助の目的外に使用されており、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金1544万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	富山県	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	平成29	円 1544万	円 1544万	円 1544万	円 1544万

地方創生拠点整備交付金により実施した事業の費用の一部が交付対象外

1件 不当金額(支出) 830万円

1 交付金事業の概要

静岡県伊豆市は、平成29年度に、地域再生法、地方創生拠点整備交付金制度要綱、地方創生拠点整備交付金交付要綱等に基づき、多世代・多様な住民の交流拠点づくりのために、「伊豆市湯ヶ島地区まちづくり振興拠点形成事業」(以下「本件事業」)を実施した。

制度要綱によれば、地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される未来への投資につながる施設整備等の実施に要する費用に充てるために国が交付するものとされている。また、交付要綱等によれば、交付の対象となる施設整備事業等は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業であり、地方創生の観点から先導性を備えたものであることなどとされ、行政事務を執行するための公用施設(庁舎、消防署、保健所等)の整備等は交付の対象とならないとされている。

2 検査の結果

同市は、施設整備計画に基づき、廃園となった幼稚園を改修して、市役所支所、保健福祉事業を実施する地域包括支援センター、子育て支援センター等の複合施設を整備するなどの本件事業を事業費6561万円(交付対象事業費6216万円)で実施したとして、静岡県に実績報告書を提出し、同県がこれを確認するなどして、内閣府本府から交付金3108万円の交付を受けていた。

しかし、上記複合施設のうち、市役所支所の整備については、前記のとおり、交付の対象とならない庁舎に該当するものであった。

したがって、複合施設の整備に要した費用のうち、市役所支所の整備に要するなどした費用1661万円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額830万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
静岡県	伊豆市	地方創生拠点整備交付金	平成 29	円 6561万	円 3108万	円 1661万	円 830万

橋りょう護岸工事に係るPC桁の運搬費等の積算が過大

1件 不当金額(支出) 456万円

1 交付金事業の概要

沖縄県国頭郡大宜味村は、平成30年度に、沖縄振興特別推進交付金事業として、大宜味村字喜如嘉地内において、大川川とその周辺を整備するために、大川川に架かる浴川橋の橋桁を架け替えるなどする橋りょう架替え工事及び大川川の左岸に大型ブロックを積むなどする護岸改修工事(両工事を「橋りょう護岸工事」)を事業費7779万円(交付金6223万円)で実施した。

そして、橋りょう架替え工事は、既存の橋台を活用して、橋軸方向の中心部を頂点とした縦断勾配(それぞれの端部に向かって3.7%及び3.8%)がある橋桁(桁長15.8m)を新たに架設等するものであり、橋桁は工場製作のプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」)8本(1本当たり延長15.8m)となっている。また、同村は、この橋りょう架替え工事において、橋桁と同様にそれぞれの端部に向かって最大3%の勾配がある総延長29.4mの高欄(片側14.7m)を設置している。

同村は、橋りょう護岸工事に係る費用の積算を土木工事標準積算基準書等に基づき行っている。これらによれば、PC桁、高欄等の資材は、物価資料(刊行物である積算参考資料)等に材料単価が掲載されておらず、材料単価が10万円以上の場合等には、材料単価の適正な市場価格を把握するための特別調査により材料単価を決定することとされている。

2 検査の結果

同村は、橋りょう護岸工事に係る費用の積算に当たり、PC桁及び高欄について、同県内の業者から徴した見積り(以下「業者見積り」)などにより、材料単価が10万円以上であることなどを確認して、物価調査機関に特別調査を委託し、当該機関から報告書の提出を受けていた。そして、同村は、PC桁の材料単価については、特別調査に基づく報告書に記載された材料単価(以下「特別調査の材料単価」)を適用する一方で、高欄の材料単価については、特別調査の材料単価は橋りょう護岸工事のように勾配がある高欄には適用できないとして、特別調査の材料単価を適用せずに業者見積りの材料単価を適用して、これらにより工事費の総額を7841万円と積算していた。

しかし、同村が適用したPC桁の特別調査の材料単価には、PC桁が製作された工場から施工現場までの運搬費が含まれていたのに、同村は、誤って、当該区間のPC桁の運搬費として1本当たり27万円、計216万円を別途工事費に計上していた。また、同村が適用しなかった高欄の特別調査の材料単価(1m当たり12万円)は、勾配がある高欄に対応するための加工費を含むものであったのに、同村は、勾配がある高欄には適用できないと誤認して、業者見積りの材料単価(1m当たり16万円)を適用していた。

したがって、別途計上していたPC桁の運搬費を控除したり、高欄の材料単価について、業者見積りの材料単価ではなく特別調査の材料単価を適用したりして修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、工事費の総額は7201万円となることから、橋りょう護岸工事の工事費7779万円はこれに比べて約570万円割高となっていて、これに係る交付金相当額456万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助 事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	沖縄県 国頭郡大宜味村	沖縄振興特別推進交付金	平成30	円 7779万	円 6223万	円 570万	円 456万

仕入税額控除した消費税額に係る補助金が未返還

1 件 不当金額(支出) 205万円

1 補助事業の概要

医療法人社団村松会は、原子力災害対策施設整備費補助金事業として、平成25、26両年度に、同法人が所有する老人保健施設の建物等に係る放射線防護対策を実施した。そして、本件補助事業の補助対象経費には、外注により実施した放射線防護対策工事に係る消費税(地方消費税を含む。)額が含まれていた。

消費税の課税事業者である事業主体が補助の対象となる放射線防護対策工事を外注することは課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該放射線防護対策工事の外注に係る消費税額を仕入税額控除^(注)した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱等により、事業主体は、補助事業完了後に、消費税の確定申告により補助金に係る消費税額のうち仕入税額控除した額が確定した場合には、その額を速やかに報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

2 検査の結果

同法人は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、補助金に係る消費税額のうち仕入税額控除した額が205万円と確定していたのに、この額について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
内閣府 本府	茨城県	医療法人社団 村松会	原子力災害 対策施設整 備費補助金	平成 25、26	1億9980万 円	1億9980万 円	205万 円	205万 円

一復興庁一

被災者支援総合交付金により実施した事業の交付対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 1616万円

1 交付金の概要

復興庁は、被災者支援総合交付金実施要綱等に基づき、東日本大震災の被災者を取り巻く環境の変化に対応することなどにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、都道府県、市町村その他法人等の被災者支援事業計画の作成主体に対して、同計画に基づく被災者支援総合事業に要する経費を対象に、被災者支援総合交付金を交付している。被災者支援総合事業には、東日本大震災の被災地域における被災者支援の新たな活動主体の参画、支援者間の連携強化等を図る取組等を実施する被災者支援コーディネート事業(以下「コーディネート事業」)等がある。

交付要綱によれば、交付金の交付対象経費である賃金及び報酬(以下「賃金等」)について、コーディネート事業等の交付対象事業だけでなく他の業務にも充てられている部分があれば、交付対象事業に係る分のみを案分するなどして計上することとされている。そして、同庁は、コーディネート事業に係る賃金等の額について、コーディネート事業に従事する者(以下「従事者」)が事業主体と締結した雇用契約において定められた基本給等の額に基づく時間単価(以下「給与単価」)を用いて、給与単価にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定するなどすることとしている。

一般社団法人みやぎ連携復興センターは、自らの活動の一環として平成28年度から30年度までの間にコーディネート事業を事業費計6248万円(交付対象事業費計6246万円)で実施したとする実績報告書等を同庁に提出し、同庁はこれらを審査して、額の確定を行い、交付金計6136万円を交付している。

2 検査の結果

法人は、コーディネート事業に係る28年度から30年度までの賃金等の額について、外部の者から事業を受託するなどした場合に適用する謝金等に係る内部規程に基づく時間単価(以下「謝金単価」)にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定し、同庁に提出した実績報告書等に従事者延べ30人分計3958万円を計上していた。

しかし、上記従事者の中には雇用契約等に基づき基本給等を支払っている者がおり、これらに係る賃金等の額については、自らの活動の一環として実施しているコーディネート事業に係る経費であることから、給与単価を用いるべきであったのに、法人は誤って謝金単価を用いて算定していた。また、従事者のうち委託契約に基づき委託費を支払っている者に係る賃金の額については、その者がコーディネート事業以外の業務にも従事していたことから、委託費の支払額をコーディネート事業に従事した時間数に基づく割合で案分すべきであったのに、誤って謝金単価にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定していた。

したがって、雇用契約等に基づき基本給等を支払っている者については給与単価を用いることにより、また、委託契約に基づき委託費を支払っている者についてはコーディネート事業に従事した時間数に基づく割合で案分することにより賃金等の額を算定して、適正な交付対象事業費を算定すると計4520万円となり、前記の交付対象事業費6246万円との差額1726万円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計1616万円が不当と認められる。

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)により実施した事業の費用の一部が交付対象外

1件 不当金額(支出) 2億5882万円
(前年度 5件 6億0576万円)

1 交付金の概要

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、制度要綱等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱によれば、国は上記対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるために交付金を交付すること、地方公共団体は事業実施期間等を記載した実施計画を提出することなどとされている。

2 検査の結果

東京都は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業として、社会福祉法人等の整備する特別養護老人ホーム等の施設整備費に対して補助金を交付する特別養護老人ホーム整備費補助事業を、事業費110億6337万円(交付対象事業費同額、交付金交付額102億2730万円)で平成25年度を事業実施期間とした実施計画に基づいて実施し、同事業で実施した55工事のうち9工事について、社会福祉法人への補助金交付額計41億2550万円を交付対象事業費であるとして総務本省に実績報告書を提出して、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の9工事に係る交付対象事業費41億2550万円のうち2億5882万円は、実施計画に記載された事業実施期間外である24年度以前に実施した工事の工事費相当額に係る補助金交付額であり、交付金の交付対象となる実施計画に基づく事業の実施に要する費用に該当しないものであった。

したがって、上記の補助金交付額2億5882万円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額2億5882万円が不当と認められる。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金相 当額	摘 要
総務本省	東京都	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)〈特別養護老人ホーム整備費補助〉	平成25	円 110億6337万	円 102億2730万	円 2億5882万	円 2億5882万	補助の対象外

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 1769万円

1 補助金の概要

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金は、情報通信分野における民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的として、事業化に向けた実証のための研究開発等を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を国が補助するものである。そして、交付要綱によれば、補助金の交付の対象は、物品費、通信運搬費等の経費で事業に直接必要なものに限ることなどとされている。

2 検査の結果

株式会社Liquid(令和2年3月2日以降は株式会社ELEMENTS)は、ICTイノベーション創出チャレンジプログラムとして、1000万人規模の多人数の本人認証を指紋情報のみで高速に行える指紋認証エンジンの研究開発を目的として、補助対象事業費5246万円に対する国庫補助金3497万円の交付を受けて、国内のテーマパークや海外のホテル等において、指紋認証により料金の決済を行うなどの実証実験等を行うための機器を購入するなどしていた。

会社は、実証実験に係る計画において、平成27年度に飲食店のレジやホテルの客室等に指紋認証装置を設置することなどとして、26年度に指紋認証装置2,000台(購入金額2900万円)を購入していた。

しかし、会社は、指紋認証装置の購入前に上記実証実験の実現可能性等に関して費用面や実施環境面での検討等を十分に行っておらず、同装置の購入後に、国内のテーマパークにおいて指紋認証装置の設置に多額の費用が発生することや、実証実験の予定国において指紋認証により料金の決済を行うのに必要な環境が十分に整っていないことなどが判明するなどした。このため、会社は、実証実験の規模を大幅に縮小しており、その結果、実証実験で使用されるなどしていた指紋認証装置は、2,000台のうち、実証実験箇所数等に照らして最大でも170台であり、残りの1,830台は使用されていなかったと認められた。

したがって、上記の指紋認証装置1,830台(購入金額2653万円)については、実証実験等において使用されておらず、これに係る国庫補助金相当額1769万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業 費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額	摘 要
総務本省	株式会社 Liquid	ICTイノベー ション創出 チャレンジ プログラム	平成 26	円 5246万	円 3497万	円 2653万	円 1769万	過大交付

情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 1600万円

1 補助金の概要

情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)は、交付要綱等に基づき、医療、健康等データの利活用の促進に向けた医療情報連携基盤の高度化支援により、健康寿命増進、医療費適正化等に寄与することを目的とした事業を実施する事業主体に対して、必要な経費の全部又は一部を国が補助するものである。

交付要綱によると、補助事業者は、補助金の交付申請に当たり、事業の完了予定日を設定するなどすることとなっている。そして、総務省によると、補助事業は、当該完了予定日の属する事業年度内に終わることが必要であるとしている。また、「平成28年度第2次補正予算クラウド型EHR高度化事業 情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)経理処理解説 総論編」によると、補助事業期間中に完了していない業務に係る経費等は補助の対象として認められないことなどとなっている。

2 検査の結果

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」)は、クラウド型EHR高度化事業として、宮城県内の医療情報連携基盤の高度化の実現を図るために実施した、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う事業において、交付申請書における完了予定日を30年3月31日と設定し、請負契約計5件を締結していた。そして、協議会は、上記完了予定日の属する事業年度である29年度内に同事業を終えたとして、上記の5契約に要した費用に一般管理費を加えるなどした額を補助対象事業費に含めて総務本省に実績報告書を提出し、額の確定を受けた上で補助金1億8295万円(補助対象事業費同額)の交付を受けていた。

しかし、上記5契約のうち、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う1契約(事業費1481万円、補助対象事業費同額)について、同システムの仕様の決定が遅延したことなどから、契約上実施することとなっているシステム開発、試験等の業務が29年度内に完了しておらず、実際にこれらの業務が完了したのは令和2年6月であったにもかかわらず、協議会は、平成29年度内に上記の事業が完了したとして、虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、上記の1契約における事業費及びこれに係る一般管理費相当額の合計1600万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金同額が不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額	摘要
総務本省	一般社団法人 みやぎ医療福 祉情報ネット ワーク協議会	クラウド型EH R高度化事業	平成 29	円 1億8295万	円 1億8295万	円 1600万	円 1600万	補助の対象 外

情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 4427万円

1 補助金の概要

情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)(以下「国庫補助金」)は、交付要綱等に基づき、東日本大震災において被災した地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的、効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することを目的とした事業を実施する事業主体に対して、補助対象経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によると、国庫補助金を原資とした補助金(以下「県補助金」)の交付の申請をしようとする者は、交付申請に当たり、事業の完了予定日を設定するなどすることとなっている。また、「情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル」によると、補助事業は交付申請書に記載した完了予定日の属する事業年度内に終えることが必要であり、補助事業の完了日とは、補助事業者が事業主体に対して県補助金の支払を完了した日を指すことなどとなっている。

2 検査の結果

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」)は、東北地域医療情報連携基盤構築事業として、医療情報の電子化・バックアップ体制の確立、医療・介護・福祉における連携の強化等の実現を図ることを目的とした地域医療情報連携基盤を整備する事業の実施に当たり、交付申請書において完了予定日を平成27年3月31日と設定し、協議会が保有する医療福祉情報ネットワークシステムに、病院、診療所等からアップロードされた診療情報等を格納して、これらの情報を多角的な視点で分析する機能等を備えたシステムを構築する業務を実施するために、請負契約を締結していた。そして、協議会は、完了予定日の属する事業年度である26年度内に同業務を終えたとして、上記の契約に要した費用1億3282万円を補助対象事業費に含めて宮城県に実績報告書等を提出し、額の確定を受けた上で県補助金18億8754万円(国庫補助金相当額6億2918万円)の交付を受けていた。

しかし、上記の業務に係る請負契約について、契約上実施することとなっているシステム開発、試験等の業務が同年度内に完了しておらず、実際にこれらの業務が完了したのは27年8月であったにもかかわらず、協議会は、26年度内に上記の事業が完了したとして、虚偽の実績報告書等を提出していた。

したがって、上記の業務に係る補助対象事業費1億3282万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額4427万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
総務本省	宮城県	一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会	東北地域医療情報連携基盤構築事業	平成26	18億8754万円	6億2918万円	1億3282万円	4427万円	補助の対象外

特別交付税の交付が過大

1件 不当金額(支出) 1億1524万円

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(以下「省令」)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」)ごとに定められている。算定事項には、地方バス路線の運行維持に要する経費(以下「バス経費」)、集落対策に要する経費(以下「集落経費」)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」)等がある。

地方交付税法等に基づき、市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに、特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」)を作成して、都道府県に提出することとなっており、都道府県は、提出された算定資料について、審査を行い同省に送付するとともに、各市町村に交付すべき特別交付税の額を算定して、同省に報告することとなっている。そして、同省は、都道府県から報告を受け、各地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等によれば、特別交付税の額の算定は、市町村が負担する額に基づくこと、国庫補助金等の特定財源は控除することなどとされている(市町村が負担する額として算定資料に記載され、特別交付税の額の算定対象になる経費を「市町村負担額」)。市町村負担額のうち、地方創生経費に係るものについては、他の算定事項において特別交付税が措置される経費を除外することとされている。

そして、同省は、鹿児島県鹿児島市に対して、平成28年度23億0452万円、29年度23億7687万円、計46億8140万円の特別交付税を交付している。

2 検査の結果

同市は、バス経費及び集落経費に係る算定資料の作成に当たり、バス経費に係る市町村負担額を28年度2億0350万円、29年度2億1245万円、集落経費に係る市町村負担額を28年度4871万円、29年度5465万円としていた。そして、同市は、これらの市町村負担額に、同市が路線バス事業者等に対して路線ごとに支出する補助金等の経費の額及び地域連携コーディネーターを設置するために支出する報酬等の経費の額(これらを「両支出額」)をそれぞれ含めていた。

しかし、同市は、内閣府の国庫補助金である地方創生推進交付金の交付対象事業費にも、両支出額の一部を含めており、これに係る交付金相当額として、28年度6601万円、29年度1516万円の交付決定をそれぞれ受けていたのに、特定財源として控除すべき当該交付金相当額(28年度はバス経費に係る5410万円及び集落経費に係る1191万円の計6601万円、29年度は集落経費に係る1516万円)を控除していなかった。

また、同市は、地方創生経費に係る算定資料の作成に当たり、市町村負担額を28年度6959万円、29年度3328万円としていたが、両支出額から上記の交付金相当額を除いた額については、バス経費又は集落経費の市町村負担額に含まれているのに、これらを地方創生経費の市町村負担額にも重複して含めるなどしており、市町村負担額が28年度6601万円、29年度1827万円過大となっていた。

したがって、前記の控除していなかった特定財源の額及び上記の過大となっていた額を市町村負担額から除くなどして適正な特別交付税の額を算定すると、28年度22億1395万円、29年度23億5220万円となり、それぞれ前記の特別交付税交付額との差額9057万円及び2466万円、両年度計1億1524万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税の交付が過大

1件 不当金額(支出) 208万円

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業等の実施のために市町村に対して特別交付税(以下「震災復興特別交付税」)を平成23年度から交付している。

そして、同省は、震災復興特別交付税の額を算定するために、23年度以降省令等を制定して(各年度の省令を総称して「復興特交省令」)、各年度に算定の対象となる事項(以下「算定事項」)を定めている。

また、市町村は、該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」)等を作成しており、同省は、提出された算定資料等に基づき、復興特交省令により、復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」)等がある。

同省は、29年度から令和元年度までの間に、福島県双葉郡広野町が平成26年度から29年度までの間に東日本大震災復興交付金を受けて実施した災害公営住宅に居住する者に対する家賃の低廉化に係る事業(以下「家賃低廉化事業」)に要する事業費等に基づき復興事業に必要な経費を算定するなどして、同町に対して、震災復興特別交付税計17億4024万円を交付していた。

2 検査の結果

同町は、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち町が負担すべき額の算定において、家賃低廉化事業に係る経費の算定が適切でなかったため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり震災復興特別交付税208万円が過大に交付されていて不当と認められる(後掲123ページ参照)。

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 1億7831万円
(前年度 1件 2億1279万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

令和元年度に国が徴収決定した各税の総額は77兆5103億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」)、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の88.3%を占めている。

2 検査の結果

49税務署において、納税者86人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が85事項計1億7163万円(平成26年度～令和元年度)不足していたり、1事項668万円(平成30年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	81万	-	-
申告所得税	18	3302万	-	-
法人税	32	7873万	1	△ 668万
相続税・贈与税	11	2373万	-	-
消費税	23	3532万	-	-
計	85	1億7163万	1	△ 668万

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた1事項は、配当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた18事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が6事項である。

(3) 法人税

徴収不足又は徴収過大になっていた33事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が14事項、法人税額の特別控除に関する事態が9事項及びその他に関する事態が10事項である。

<事例>受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入の対象としていた事態

A会社は、28年7月から29年6月までの事業年度分の申告に当たり、非支配目的株式等に係る受取配当等の額を1億4141万円として、同金額の20/100相当額2828万円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、上記受取配当等の額には、受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金が含まれていたことなどから、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額661万円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた11事項の内訳は、相続税については、有価証券の価額に関する事態が6事項及びその他に関する事態が3事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項及び非課税の特例に関する事項が1事項である。

(5) 消費税

徴収不足になっていた23事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が18事項、課税売上高の計上に関する事態が4事項及びその他に関する事態が1事項である。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
札幌 国税局	1	-	円 -	2	円 579万 -	1	円 91万 -	1	円 155万 -	1	円 218万 -	5	円 1045万 -
関東 信越 国税局	7	-	-	2	210万 -	4	571万 -	-	-	3	282万 -	9	1064万 -
東京 国税局	29	1	81万 -	10	2073万 -	23	6854万 △ 668万	6	1745万 -	16	2337万 -	56	1億3092万 △ 668万
金沢 国税局	4	-	-	2	196万 -	1	113万 -	2	201万 -	1	69万 -	6	581万 -
名古屋 国税局	6	-	-	2	242万 -	2	166万 -	-	-	2	623万 -	6	1032万 -
大阪 国税局	2	-	-	-	-	1	75万 -	2	270万 -	-	-	3	346万 -
計	49	1	81万 -	18	3302万 -	32	7873万 △ 668万	11	2373万 -	23	3532万 -	85	1億7163万 △ 668万

国有財産である土地が権原を有していない者に使用許可されていて、管理が不適切

1件 不当金額(収入支出以外) 1億6776万円

1 国有財産の管理等の概要

国有財産法によれば、国有財産は、行政財産と普通財産とに分類されており、普通財産は、原則として財務大臣が管理し、又は処分しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理等を行わなければならないこととされている。財務省は、所管する普通財産の管理等に関して、普通財産取扱規則等(以下「規則等」)を定めており、規則等によれば、財務事務所長等は、管轄区域内の普通財産について、常にその現状を適確に把握し、地域や社会の要請及び国の財政事情を踏まえつつ、その特性に応じた有効活用を図るための措置を講じることにより、効率的かつ適正に管理及び処分しなければならないこととされている。

上記普通財産のうち、港湾工事によって生じた国有港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)については、港湾法において、財務大臣(平成13年1月5日以前は大蔵大臣)が港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならないこととなっている。そして、その貸付方法は、「国有港湾施設のうち国土交通省から引き継がれた普通財産の取扱いについて」により、港湾管理者に対して貸し付け、港湾管理者から民間業者等に転貸させることとなっている。

近畿財務局神戸財務事務所は、港湾法等に基づいて、神戸市中央区小野浜町の臨港地区に所在する国有港湾施設のうち、運輸省(13年1月6日以降は国土交通省)から大蔵省(13年1月6日以降は財務省)に引き継がれた一般会計所属普通財産である土地2,207.41㎡(令和元年度末の国有財産台帳価格1億6776万円。以下「本件土地」)を管理している。本件土地は、昭和33年7月に同省が運輸省から引継ぎを受けて大蔵省所管の普通財産とし、以後、事務所が港湾管理者である神戸市に有償で貸し付け、同市が倉庫会社に倉庫敷地として転貸していたものである。

その後、当該倉庫会社が本件土地に設置した倉庫が、平成7年1月の阪神・淡路大震災で被災したことから撤去され、9年6月に、本件土地に係る同市と同倉庫会社との貸付契約及び事務所と同市との貸付契約が解除された。そして、事務所は、これ以後本件土地を未利用地として管理している。

2 検査の結果

本件土地は未利用地として管理されていたのに、同市が民間業者に貸し付けて使用させていた。

そこで、その経緯を調査したところ、前記のとおり、本件土地に係る事務所と同市との貸付契約は9年6月に解除されていて、それ以後同市は、本件土地を管理する権原がなかったのに、書類で確認することができた17年8月以降、本件土地及びその周囲の土地を取り囲む形のネットフェンスを取り付ける工事に係る申請等を上記の民間業者から受理し、本件土地を含む土地の使用許可を行うなどして、本件土地を使用させ、使用料を徴収していた。

一方、事務所では、管内の未利用地について、処分等が行われるまでの間、処分等に支障がないよう、必要に応じて、委託業者による巡回業務の対象としたり、事務所の職員による現況確認を行ったりするなどして、適切に管理していたとしている。

しかし、事務所は、本件土地について、その隣接地が全て港湾施設であり、同市において適正に管理がなされると認識していたことに加え、草刈り等が必要となる土地ではないとして、委託業者による巡回業務の対象とはせず、事務所の職員による現況確認も行っていなかった。その結果、事務所は、少なくとも書類により確認することができた17年8月以降、同市が本件土地の使用許可を行って、民間業者に使用させていた事実を全く把握していなかった。

したがって、本件土地は、法令等に従った管理が適切に行われておらず、権原を有していない者により使用許可が行われていて、不当と認められる。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 2752万円
(前年度 2件 6239万円)

1 補助金の概要

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、都道府県、政令指定都市、中核市又は市町村が行う地域学校協働活動推進事業、放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備事業(以下「一体型設備整備事業」)等について、その事業に要する費用の一部を国が補助するものである。

地域学校協働活動推進事業は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する事業であり、その実施に当たっては、教育支援活動を中心的に行う者として教育活動推進員等を配置することとなっている。また、一体型設備整備事業は、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室のICT機器等を活用した学習支援を実施するための備品等の購入費用を補助するものである。

交付要綱等によれば、地域学校協働活動推進事業に係る補助金の交付額は、教育活動推進員等に対する謝金、保険料等を補助対象経費として、これに補助率を乗ずるなどして算定することとされている。謝金については、実際に補助事業に従事した時間数に謝金単価を乗ずる方法により算出すること、また、保険料については、地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料は補助の対象外とされている。市町村に対して都道府県を経由して補助する場合の一体型設備整備事業に係る補助金の交付額は、ICT機器等を活用した学習支援等を実施するための備品等の購入費用を補助対象経費として都道府県が補助する額とされている。

2 検査の結果

5市町において、地域学校協働活動推進事業について、補助の対象とならない地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料を含めていたり、教育活動推進員等が補助事業に従事した時間数に、これらの者が他の業務に従事していた時間数を含めるなどしていたり、一体型設備整備事業について、備品等の購入費用以外の費用を含めていたりしていたため、補助金計2752万円が過大に交付されており、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
文部科学本省	名古屋市(事業主体)	—	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	平成27	15億7322万 円	5億2440万 円	1377万 円	459万 円	他の業務に従事していた時間数を含めるなどして補助対象経費を算定していたもの
同	愛知県	春日井市(事業主体)	地域学校協働活動推進事業	27～29	1億8119万	6039万	1205万	401万	休暇を取得していた時間数を含めるなどして補助対象経費を算定していたもの
同	京都市(事業主体)	—	同	26～30	12億5029万	4億1674万	2709万	902万	補助の対象とならない保険料を含めて補助対象経費を算定していたもの
同	福岡県	大野城市(事業主体)	放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備	29	3108万	3108万	879万	879万	備品等の購入費用以外の費用を含めて補助対象経費を算定していたもの
同	同	筑紫郡那珂川町(事業主体)	同	28	738万	738万	109万	109万	同
計	5事業主体				30億4318万	10億4001万	6280万	2752万	

へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 6 9 5 万円
(前年度 1 件 3 5 5 万円)

1 補助金の概要

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の1/2を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、この交通費については、児童・生徒の通学の用に供するために運行するスクールバスに係るバス会社等との運行委託契約に基づく委託料(以下「委託料」)等とされており、補助対象とならない児童・生徒に係る経費が委託料に含まれている場合は、委託料に、スクールバスを利用する児童・生徒の総数に対する補助対象となる児童・生徒数の割合(以下「利用人数割合」)を乗じて補助対象経費を算定することとされている。また、通常の通学経路については、市町村が最適であると設定した通学路を徒歩等で通学した場合の経路とすることになっている。

2 検査の結果

宮城県遠田郡涌谷町は、統合後の小学校2校及び中学校1校に通う遠距離通学児童・生徒の通学の用に供するなどのために、バス会社との間で契約を締結して、スクールバスの運行を委託していた。そして、同町は、平成27年度から30年度までの間に、スクールバスの運行に係る補助対象経費を計7975万円と算定して、計3987万円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同町は、補助対象経費の算定に当たり、児童の住居から学校所在地までの通常の通学経路による通学距離ではなく、児童が乗車する停留所から学校所在地までのスクールバスの運行距離を基に遠距離通学児童に該当するかを判断して通常の通学経路による通学距離が4km未満である児童を補助対象に含めるなどしていたため、利用人数割合を過大に算出するなどしていた。

したがって、適正な利用人数割合に基づくなどして各年度の補助対象経費を算定すると、計6585万円となり、これに対する補助金額は、計3292万円となることから、前記の補助金交付額3987万円との差額695万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
宮城県	遠田郡涌谷 町	遠距離通 学費	平成 27～30	円 7975万	円 3987万	円 1389万	円 695万	遠距離通学児童に該当し ない児童を補助対象に含 めるなどしていたもの

認定こども園施設整備交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 2 4 7 4 万円

1 交付金の概要

認定こども園施設整備交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県等が行う認定こども園の施設整備事業(以下「交付対象事業」)に係る経費に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園への移行を予定する幼稚園等の耐震化を促進するための改造を行う事業等となっている。

交付金の対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とすることとなっている。そして、交付金の交付額は、交付対象事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に補助率1/2を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額(以下「交付基準額」)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとなっている。

交付基準額のうち、幼保連携型認定こども園への移行を予定する幼稚園に係る本体工事等の交付基準額は、実施要領において、移行後の幼保連携型認定こども園において教育を実施する部分(以下「幼稚園部分」)の定員数等に応じて一定の額が定められるなどしている。また、交付対象事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合等においては、学校法人等は都道府県知事等に報告してその指示を受けることとなっている。そして、交付対象事業が2か年度にわたって実施される場合は、進捗率に応じて各年度の交付金の交付額を算定することになっている。

2 検査の結果

学校法人恵愛学園は、平成28年度に、同法人が設置する幼保連携型認定こども園である愛泉こども園の園舎の耐震化のための改造を行う事業を実施して、交付金1億9373万円の交付を受けていた。

同法人は、事業の実施に当たり、同園の幼稚園部分の定員数225名に応じて定められた本体工事の交付基準額等の合計額を1億9373万円と算定し、新園舎の建築等工事、旧園舎の解体撤去工事等を同年度内に実施したとして、新潟県に実績報告書を提出していた。

しかし、同法人は、本体工事の交付基準額の算定に当たり、同園の幼稚園部分の定員数について、225名としていたが、実際の定員数は210名となっていた。また、同法人は、旧園舎の解体撤去工事を29年7月までの2か年度にわたり実施していて、予定の期間内に完了することができなかったのに、同県知事に報告していなかった。そして、実績報告書において、解体撤去工事に係る交付基準額の算定に当たり、29年度に実施した解体撤去工事に係る分を含めたものとしていて、28年度における進捗率に応じたものとしていなかった。

したがって、同園の幼稚園部分の定員数210名に応じて定められた本体工事の交付基準額、進捗率に応じた解体撤去工事の交付基準額等により適正な交付金の交付額を算定すると1億6899万円となることから、前記の交付額1億9373万円との差額2474万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
文部科学本省	新潟県	学校法人恵愛学園	幼稚園耐震化整備	平成28	円 1億9373万	円 2474万	誤った定員数に応じた交付基準額で算定していたなどのもの(愛泉こども園)

私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 1264万円

1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)は、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助金の対象となる事業には、預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進に係る事業(以下「子育て支援事業」)等がある。

このうち、預かり保育推進事業については、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園(これらを「私立幼稚園等」)において、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動(以下「預かり保育」)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して預かり保育に係る補助を実施していることが、補助金の補助対象となる要件となっている。

また、子育て支援事業については、私立幼稚園等において、施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、保護者に対する教育相談事業等の取組(以下「子育て支援の取組」)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して子育て支援の取組に係る補助を実施していることが、補助金の補助対象となる要件となっている。

そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)が実施されたことに伴い、新制度へ移行するなどした私立幼稚園等(以下「新制度園」)は、預かり保育については原則として内閣府等が所管する一時預かり事業(幼稚園型)を、子育て支援の取組については原則として同府等が所管する地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」)を、市町村から受託するなどして実施することとなっている。一方、市町村が一時預かり事業(幼稚園型)や拠点事業を実施しない場合等、上記の事業への円滑な移行が困難な新制度園については、経過措置として、預かり保育推進事業及び子育て支援事業に係る補助金の補助対象とすることができることとなっている。

そのため、交付要綱等によれば、補助対象となる新制度園は、新制度が始まる前年度である26年度の預かり保育推進事業及び子育て支援事業に係る補助金の補助対象となった実績がある私立の幼稚園又はこれらの私立の幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園とされている。さらに、拠点事業を市町村から受託するなどしている私立幼稚園等は、子育て支援事業に係る補助金の補助対象とならないとされている。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、預かり保育推進事業、子育て支援事業等の各事業ごとに都道府県が私立幼稚園等に対する補助に要した経費の1/2の額を限度として、各事業の国庫補助単価に都道府県が補助金の補助対象とした私立幼稚園等の数を乗ずるなどして算定した額とされている。

2 検査の結果

3道県は、預かり保育推進事業に係る補助金の補助対象に、26年度の預かり保育推進事業に係る補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園を含めていたり、子育て支援事業に係る補助金の補助対象に、26年度の子育て支援事業に係る補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園や、拠点事業を市町村から受託するなどしていて補助の対象とならない私立幼稚園等を含めていたりなどしたため、補助金計1264万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
北海道	北海道	私立高等 学校等経 常費助成 費補助 (教育改 革推進特 別経費)	平成 27～30	25億6572万 円	12億8229万 円	1992万 円	950万 円	26年度の子育て支 援事業に係る補助 金の補助対象とな った実績がなく補 助の対象とならな い新制度園や、拠 点事業を市町村か ら受託するなどし ていて補助の対象 とならない私立幼 稚園等を含めてい たものなど
愛知県	愛知県	同	29	10億8707万	5億4353万	228万	114万	26年度の預かり保 育推進事業に係る 補助金の補助対象 となった実績がなく 補助の対象となら ない新制度園を含 めていたものなど
広島県	広島県	同	29	6億4829万	2億9414万	400万	200万	26年度の子育て支 援事業に係る補助 金の補助対象とな った実績がなく補 助の対象とならな い新制度園を含め ていたもの
計	3事業主体			43億0109万	21億1996万	2620万	1264万	

学校施設環境改善交付金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2034万円
(前年度 3件 2083万円)

1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている。

交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(以下「危険改築事業」)、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるものの改築事業(以下「不適格改築事業」)、小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業(以下「大規模改造(質的整備)事業」)等となっている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業で、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。

交付対象事業のうち、大規模改造(質的整備)事業で、自動ドア、スロープ等の障害児等対策施設整備工事の配分基礎額は、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。また、トイレ改修工事を実施する場合、配分基礎面積を超える面積分の工事費については、交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外して交付対象工事費を算定することになっている。

2 検査の結果

3府県の3市において、施設の解体及び撤去費等を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定したり、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定したりしていたため、配分基礎額又は交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計2034万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の 種別	年度	交付金の交 付額	不当と認め る交付金の 交付額	摘 要
茨城県	常陸大宮市	危険改築事業、 不適格改築事業	平成 27、28	2億6670万 円	804万 円	施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
京都府	八幡市	大規模改造(質的 整備)事業	28、29	3968万	289万	障害児等対策施設整備工事に要した経費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
佐賀県	鳥栖市	同	28	6823万	941万	配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定していたもの
計	3事業主体			3億7462万	2034万	

木造建築物の設計が不適切

1件 不当金額(支出) 553万円

1 補助事業の概要

Aは、平成28年度に、重要伝統的建造物群保存地区保存事業として、佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区内において、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により、木造2階建ての納屋1棟(以下「木造建築物」)を新築する修景事業を補助対象経費852万円(国庫補助金交付額553万円)で実施した。

新潟県佐渡市は、Aによる修景事業に先立ち、同市が木造建築物の設計監理業務を設計コンサルタントに委託して当該業務の成果品として受領した設計図書等をAに交付し、これらを用いて修景事業を行うことを求めていた。そして、Aは、当該設計図書等に基づき木造建築物を施工していた。

木造建築物は、建築基準法等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならぬこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」等に基づき、同告示に定める表又は設計計算により、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等を選定し、土台等と接合することとなっている。

(注1) 修景 新築等される建築物等の外観が歴史的風致と調和するように整備すること

(注2) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

2 検査の結果

同市は、設計図書等において、耐力壁の種類、位置等についての記載が全くなく、木造建築物の設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを上回っているかを確認するための計算が全く行われていなかったにもかかわらず、これを確認していなかった。そこで、木造建築物に設けられた壁が設計計算上耐力壁と認められるものとなっているか確認したところ、筋交いを設けた壁が張り間方向に3か所、桁行方向に4か所配置されていたものの、壁を構成する柱と土台等が必要な引抜耐力を有する金物で接合されていないなどしていた。そして、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出したところ、張り間方向で2.22m、桁行方向で4.66mとなり、水平力に対して必要な長さ11.45m及び8.19mを大幅に下回っていた。

したがって、木造建築物は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額553万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
新潟県	佐渡市	A (事業主体)	重要伝統的建造物群保存地区保存	平成28	円 852万	円 553万	円 852万	円 553万	木造建築物の設計が適切でなかったもの

義務教育費国庫負担金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 6554万円
(前年度 11件 1億9369万円)

1 負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県又は政令指定都市(平成28年度以前は都道府県。以下「都道府県等」)に交付するものである。その額は、都道府県等の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」)とのいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、同政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」)の教職員の基礎給料月額等に同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」)等に基づき、標準学級数等^(注1)を基礎として教職員の定数を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部^(注2)を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に義務制率^(注2)を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

2 検査の結果

5府県において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計6554万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な小中学校の標準学級数については、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下である場合若しくは児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下である場合(いずれも第1学年を含む場合を除く。)、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数については、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(以下「障害」)^(注3)を二つ以上併せ有しているか否か^(注4)により、当該児童生徒を単一障害学級又は重複障害学級の対象児童生徒として整理した上で、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。

4府県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から③までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

① 小中学校の標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であったり、児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下(いずれも第1学年を含む場合を除く。)であったり、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下であったりしているのに当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数

を1学級とすべきところを2学級に編制していた事態 2県

② 特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を二つ以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、二つ以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態 1県

③ 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制するなどしていた事態 1府

(注3) 単一障害学級 障害を二つ以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

(注4) 重複障害学級 障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

イ 実支出額の算定が過大となっていたもの

1県において、特別支援学校の小中学部の実支出額の算定に当たり、「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除すべきところ、「小中学部の実学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除していたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は実 支出額	左に対する負担 金交付額	不当と認める 算定総額又は 実支出額	不当と認める 負担金交付額	摘 要
秋田県	秋田県	平成 24、 27、 28	円 1328億5784万	円 442億8587万	円 1億1373万	円 3791万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(ア②の事態)
茨城県	茨城県	29	1169億6581万	389億8860万	1311万	437万	同(ア①の事態)
千葉県	千葉県	29	1704億3550万	568億1183万	4351万	1450万	同(ア①の事態)
京都府	京都府	29	465億2507万	155億0835万	586万	195万	同(ア③の事態)
徳島県	徳島県	29	347億0946万	115億6911万	2038万	679万	実支出額の算定が過大となっていたもの(イの事態)
計	5事業主体		5014億9370万	1671億6379万	1億9662万	6554万	

一厚生労働省一

労働保険の保険料の徴収額が過不足

1 件 不当金額(収入) 1億9358万円
(前年度 1件 2億3557万円)

1 保険の概要

労働保険のうち、①労働者災害補償保険(以下「労災保険」)は、労働者災害補償保険法等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、雇用保険法等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

2 検査の結果

8労働局管内の379事業主を検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除いていなかったりなどしている事態が見受けられた。

このため、379事業主のうち、8労働局管内の206事業主について保険料の徴収額が1億5958万円不足していたり、8労働局管内の61事業主について保険料の徴収額が3400万円過大になっていたりして、不当と認められる。

(注) 8労働局 埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡各労働局

<事例>

埼玉労働局は、労働者派遣業を営む事業主Aから、平成29年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者101人に対して支払った賃金総額は1億4177万円、その雇用保険分の保険料は127万円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者242人を雇用保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金4億3553万円を賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料391万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
埼玉	44	25 7	4211万 △ 417万
東京	79	50 17	4879万 △ 929万
神奈川	48	29 7	1175万 △ 700万
愛知	48	21 7	886万 △ 861万
大阪	50	29 7	2962万 △ 174万
兵庫	37	22 3	366万 △ 36万
岡山	26	11 5	364万 △ 194万
福岡	47	19 8	1110万 △ 86万
計 8 労働局	379	206 61	1億5958万 △ 3400万

健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足

1 件 不当金額(収入) 7億5681万円
(前年度 1件 6億9904万円)

1 保険の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

機構の12地域部^(注)の管轄区域内に所在する133年金事務所が管轄する654事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が7億5681万円(健康保険保険料2億9980万円、厚生年金保険保険料4億5701万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 12地域部 東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、近畿第一、近畿第二、中国、四国、九州第一、九州第二の各地域部

<事例>

A会社は、小売業の業務に従事する従業員499人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち303人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の303人について調査したところ、同会社はこのうち43人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料1057万円、厚生年金保険保険料1920万円、計2977万円が徴収不足となっていた。なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
				円	円	円
東北第二	青森等8	139	55	1553万	2405万	3959万
北関東・信越第一	宇都宮東等5	55	23	437万	640万	1077万
北関東・信越第二	長野南等6	71	18	770万	1236万	2006万
南関東第一	千代田等22	134	62	4000万	7787万	1億1787万
南関東第二	千葉等18	233	96	6845万	9749万	1億6594万
中部第一	中村等8	50	18	1036万	1689万	2726万
近畿第一	福島等19	146	48	1645万	2352万	3997万
近畿第二	三宮等7	66	27	1607万	2431万	4039万
中国	広島東等5	61	31	892万	1168万	2060万
四国	徳島南等9	145	52	1021万	1462万	2483万
九州第一	博多等14	194	130	7219万	1億0238万	1億7457万
九州第二	鹿児島南等12	169	94	2950万	4540万	7490万
計	133か所	1,463	654	2億9980万	4億5701万	7億5681万

労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 731万円

1 保険給付の概要

労働者災害補償保険(以下「労災保険」)の給付のうち、休業補償給付は業務上の負傷又は疾病による療養のため、また、休業給付は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため、それぞれ労働することができない労働者(以下「被災労働者」)に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額^(注1)の60/100に相当する額とすることとなっている。

また、休業特別支給金は、被災労働者に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額の20/100に相当する額とすることとなっている(休業補償給付及び休業特別支給金を合わせて「休業補償給付等」)。

労災保険制度では、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況等からみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる者が存在するとされており、一定数以下の労働者を使用する事業の事業主^(注2)(以下「中小事業主」)等が申請を行い、政府の承認があったときは、これらの者が労災保険に特別加入することが認められている(労災保険に特別加入した者を「特別加入者」)。

特別加入者に対する休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることがその支給事由となることとなっている。そして、全部労働不能とは、入院中、通院加療中等であって、特別加入の申請に係る事業について、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいうこととなっている。また、休業特別支給金の支給に当たっては、中小事業主等は、特別加入の申請に係る事業に使用される労働者とみなすこととなっている。

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者(業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した特別加入者を含む。)は、休業補償給付等に係る請求書(以下「請求書」)に所定事項を記載し、事業主及び診療担当者の証明を受けて、労働基準監督署長に提出することとなっている。そして、請求書の提出を受けた労働基準監督署長は、請求書を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が休業補償給付等の支給を行うこととなっている。

(注1) 給付基礎日額 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額。ただし、特別加入者である中小事業主については、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額

(注2) 一定数以下の労働者を使用する事業の事業主 常時300人以下(ただし金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人以下)の労働者を使用する事業主

(注3) 業務遂行性 一般に、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることをいうが、通達によれば、中小事業主等については、特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合等に、業務遂行性が認められるとされている。

2 検査の結果

埼玉労働局管内の2労働基準監督署^(注4)管内において平成28年度から30年度までの間に休業補償給付等の支給を受けた特別加入者である2中小事業主は、休業補償給付等の支給を受けていた期間内に、特別加入の申請に係る事業のために業務又は作業を行うなどしていたことから、当該業務又は作業を行うなどしていた日については、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であったとは認められず、これら2中小事業主に対する休業補償給付等の支給額計1010万円のうち計731万円は支給が適正でなく、不当と認められる。

(注4) 2労働基準監督署 熊谷、川越両労働基準監督署

雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 189万円
(前年度 1件 281万円)

1 保険給付の概要

キャリア形成促進助成金(平成29年4月以降は人材開発支援助成金)^(注)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(以下「訓練等」)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、訓練等に要した経費、訓練期間中の賃金の一部等を国が助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般型訓練コース、重点訓練コース、雇成型訓練コース等があり、これらの取組のうち、一般型訓練コースには一般企業型訓練(27年度以前は一般型訓練)等の2種類の訓練等が、重点訓練コースには若年人材育成訓練(27年度以前は政策課題対応型訓練の若年人材育成コース)等の5種類の訓練等が、雇成型訓練コースには認定実習併用職業訓練等の3種類の訓練等がある。

助成金の支給要件は、事業主が、訓練等に要した経費を全て負担していること、訓練等に要した経費の負担の状況を明らかにする書類を整備していることなどとなっている。また、助成対象労働者が通常の業務を離れて行う訓練等や労働者に仕事をさせながら行う訓練等を受講した時間に係る賃金に対する助成については、所定労働時間内に実施された訓練等の時間のみを助成対象とすることなどとなっている。

(注) 平成28年度までに訓練実施計画届が提出された場合は、29年度以降に支給される場合であっても、キャリア形成促進助成金として支給されることになっている。

2 検査の結果

2労働局管内において27年度から30年度までに助成金の支給を受けた2事業主は、一般企業型訓練及び若年人材育成訓練において、訓練等に要した経費の支払の実績を偽ったり、認定実習併用職業訓練において、所定労働時間内に実施されておらず助成対象とならない訓練等の実施を助成対象に含めたりなどして助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する助成金の支給額計638万円のうち計189万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

広島労働局は、事業主Aから、27年1月、28年3月及び同年8月に助成金に係る訓練実施計画届等の提出を受けていた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って27年3月から28年11月までの間に一般企業型訓練及び若年人材育成訓練を実施して、訓練実施機関に訓練等に要した経費を支払ったとして、27年5月、28年8月及び29年1月に、支給申請書及び訓練等に要した経費の領収書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、助成金計128万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは、訓練等に要した経費を訓練実施機関に支払った事実がないにもかかわらず、訓練等に要した経費を負担したこととするために、かねて取引等の関係がある訓練実施機関に虚偽の領収書等を発行させて、これらの書類を支給申請書に添付するなどして同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金128万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
岡山	5	1	509万 円	60万 円
広島	8	1	128万	128万
計	13	2	638万	189万

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 960万円
(前年度 1件 1465万円)

1 保険給付の概要

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」)、65歳以上の被保険者でない求職者等を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成29年3月31日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。以下「就職困難者コース助成金」)等がある。

就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。また、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者等は、支給対象とならないこととなっている。

就職困難者コース助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」)に提出することとなっており、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、就職困難者コース助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

4労働局管内において27年度から令和元年度までの間に支給を受けた5事業主は、既に雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたことしたり、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めたりするなどして申請していた。したがって、これら5事業主に対する就職困難者コース助成金の支給額計1100万円のうち計960万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注) 4労働局 北海道、栃木、埼玉、神奈川各労働局

<事例>

埼玉労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成27年10月に大宮公共職業安定所の紹介を受けて同月に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者Bを支給対象とする就職困難者コース助成金240万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同公共職業安定所の紹介を受ける以前から雇入れが決定しており、事業主Aは既に雇入れが決定している就職困難者Bに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者Bは就職困難者コース助成金の支給対象とならず、就職困難者コース助成金240万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した就職困難者コース助成金	左のうち不当と認める就職困難者コース助成金
			円	円
北海道	2	1	240万	240万
栃木	6	1	240万	240万
埼玉	6	2	500万	420万
神奈川	23	1	120万	60万
計	37	5	1100万	960万

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 2 2 7 9 万円
(前年度 1 件 5 4 2 5 万円)

1 保険給付の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注1)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース(27年度以前は正規雇用等転換コース)等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、人材育成コースについては、キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」)の内容等が記載された訓練計画書を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の賃金を適正に支払うことなどとなっている。また、正社員化コースの支給要件は、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月分の賃金を支給することなどとなっている。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

5労働局管内において28年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた8事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づく訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、訓練の実施状況を適切に管理していなかったため訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとしていたり、正社員化コースにおいて、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した日を偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら8事業主に対する助成金の支給額計2745万円のうち計2279万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の措置が執られた。

(注2) 5労働局 北海道、神奈川、京都、岡山、広島各労働局

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
北海道	16	3	945万	878万
神奈川	12	1	114万	114万
京都	2	1	439万	439万
岡山	11	2	907万	509万
広島	13	1	339万	339万
計	54	8	2745万	2279万

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 3 5 5 8 万円
(前年度 1 件 7 1 8 2 万円)

1 保険給付の概要

厚生年金保険(前掲59ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となったときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

(注1) 老齢厚生年金の受給権者が、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超えるときなどのほか、平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員)である間においても、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

2 検査の結果

(注2) 機構の7地域部の管轄区域内に所在する31年金事務所が管轄する40事業所等の48人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計3558万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

(注2) 7地域部 東北第二、南関東第一、南関東第二、近畿第一、近畿第二、四国、九州第一の各地域部
<事例>

受給権者Aは、27年12月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同月分から令和元年9月分まで、特別支給の老齢厚生年金を支給されていた。

しかし、AはB事業所に平成30年8月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年9月分から令和元年9月分までの基本年金額の一部計84万円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る 受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係 る支給額	左のうち不当と認 める支給額
		人	人	円	円
東北第二	青森等3	175	4	329万	317万
南関東第一	港等2	6	2	356万	350万
南関東第二	鶴見等7	48	9	889万	239万
近畿第一	堀江等4	24	5	516万	199万
近畿第二	尼崎等2	17	3	141万	81万
四国	阿波半田等3	107	3	1083万	477万
九州第一	博多等10	324	22	2940万	1892万
計	31か所	701	48	6256万	3558万

医療費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 1億5305万円
(前年度 1件 1億6151万円)

1 医療給付の概要

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により各種の医療給付が行われている。

これらの医療給付において、被保険者等に対して診療を行うなどした医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数に単価を乗ずるなどして算定し、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬(以下「医療費」)を医療給付の実施主体である保険者等に請求することとなっている。このうち、保険者等に対する医療費の請求は、診療報酬請求書に費用の明細を明らかにした診療報酬明細書を添付して行い、これらの請求を受けた保険者等及び審査支払機関は、その請求内容について審査点検した上で保険者等が審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払うこととなっている。そして、国は保険者等が支払う医療費の一部について医療保障制度ごとに定められている割合などにより負担している。

2 検査の結果

平成27年度から30年度までの間に120実施主体が9都府県の53医療機関に対して行った医療費の支払が3億6834万円過大となっていて、これに対する国の負担額1億5305万円が不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

- ① 入院基本料 69実施主体 (31医療機関) 不当と認める国の負担額 1億1507万円
療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していた。
- ② リハビリテーション料 42実施主体 (15医療機関) 不当と認める国の負担額 2053万円
150日を越えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。
- ③ 入院基本料等加算等 45実施主体 (7医療機関) 不当と認める国の負担額 1744万円
看護師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定するなどしていた。

都府県名	実施主体 (医療機関数)	過大に支払われて いた医療費の件数	過大に支払われて いた医療費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
宮城県	33市町村等(12)	6,695	8177万	3140万	①②③
東京都	3市等(1)	33	190万	76万	①
神奈川県	7市等(2)	591	432万	143万	②
京都府	11市町等(2)	697	667万	271万	①③
大阪府	37市町村等(23)	8,118	2億0083万	8785万	①②
徳島県	13市町等(5)	1,279	2306万	987万	①②
高知県	注(3) 1広域連合(1)	39	226万	85万	①
大分県	21市町等(6)	2,777	4278万	1640万	①②③
沖縄県	4市等(1)	48	472万	174万	①
計	120実施主体(53)	20,277	3億6834万	1億5305万	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から③までは、本文の診療報酬項目の別に対応している。

注(3) 広域連合 各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。)が加入する後期高齢者医療広域連合のこと。

労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大

1 件 不当金額(支出) 4 7 9 0 万円
(前年度 1 件 2 7 2 5 万円)

1 保険給付の概要

労働者災害補償保険法等に基づく保険給付のうち、療養の給付は、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関(以下「指定医療機関」)等において、診察、処置、手術等(以下「診療」)を行うもので、指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」)に診療に要した費用を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。また、療養の給付をすることが困難な場合等には、療養の費用を支給することができることとなっており、傷病労働者は、労働基準監督署(以下「監督署」)に対して、療養に要した費用を請求することとなっており、監督署で請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。そして、厚生労働本省において、これらの診療に要した費用及び療養に要した費用(これらを「労災診療費」)を支払うこととなっている。労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(以下「算定基準」)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、①健康保険法等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」)等により算定した診療報酬点数に原則として12円を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2 検査の結果

平成26年度から30年度までの間における12労働局^(注)及び3労働局管内の3監督署の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた手術料、リハビリテーション料等が190指定医療機関等で計4790万円あり、不当と認められる。

その主な事態を示すと次のとおりである。

(1) 手術料(148指定医療機関等、計3307万円)

手術料のうち、難治性骨折超音波治療法料については、四肢(手足を含む。)の遷延治癒骨折や偽関節であって、観血的手術等他の療法を行っても治癒しない難治性骨折に対して行った場合に限り算定することとなっている。そして、算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した上で、当該指導が適切に行われていることを確認するために、当該指導内容を診療報酬明細書(労災診療費の請求にあつては診療費請求内訳書)の摘要欄に記載することとなっている。しかし、当該治療の実施予定期間及び頻度についての患者に対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載することなく同治療法料を算定するなどしていた。

(2) リハビリテーション料(13指定医療機関等、計814万円)

リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料等については、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合等に算定することとなっており、脳血管疾患等リハビリテーション等の実施に当たっては、医師は定期的な機能検査等を基に、その効果判定を行い、リハビリテーション実施計画を作成する必要があるとなっている。また、リハビリテーションの開始時等に、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明することなどとなっている。しかし、実施に当たり、リハビリテーション実施計画を作成していなかったり、リハビリテーションの開始時等に、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明していなかったりなどしていたのに、脳血管疾患等リハビリテーション料等の所定点数を算定するなどしていた。

(注) 12労働局 福島、栃木、埼玉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、広島、福岡各労働局

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
福島	8 (1)	20 (3)	291万 (6万)
栃木	17	61	570万
埼玉	17 (1)	56 (1)	403万 (16万)
東京	35	80	634万
神奈川	26	78	497万
長野	4	105	60万
静岡	4	10	58万
愛知	17 (1)	105 (1)	804万 (2万)
大阪	20	31	415万
岡山	15	120	551万
広島	7	11	80万
福岡	20	136	422万
計	190 (3)	813 (5)	4790万 (25万)

(注) 福島、埼玉、愛知各労働局については、それぞれの管内の郡山、川越、名古屋南各監督署の審査に係る分を含む(()内の数値は監督署の審査に係る分であり、内数である。)

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

11件 不当金額(支出) 1億1417万円
(前年度 11件 4318万円)

1 保険給付の概要

国民健康保険は、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)とともに保険者となつて行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」)^(注1)と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」)^(注2)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」)^(注3)とされ、退職被保険者等となつたときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化)を図るために、都道府県(29年度以前は市町村)に対し療養給付費負担金が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

負担金の交付の対象は、退職被保険者等を除く一般被保険者に係る医療費となっている。そして、負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)

$$\text{交付額} = \left(\begin{array}{l} \text{一般被保険者に係る} \\ \text{医療給付費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険基盤安定} \\ \text{繰入金}^{\text{(注3)}} \text{の}1/2 \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者} \\ \text{納付金等}^{\text{(注4)}} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{国の負担割合}^{\text{(注5)}} \end{array}$$

国庫負担対象費用額

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注1) 平成29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

(注2) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

2 検査の結果

1県及び7県の10市町において、国庫負担対象費用額に乗ずる国の負担割合の適用を誤って負担金を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、負担金計1億1417万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金	摘 要
厚生労働 本省	注(1) 鹿児島県	平成 30	円 828億1460万	円 265億7809万	円 792万	円 7996万	計算を誤って負担金を過大に算定していたものなど
宮城県	名取市	28	26億4115万	8億4504万	1124万	363万	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
岐阜県	大垣市	28	48億4327万	15億4960万	1922万	623万	同
同	可児郡御嵩町	29	7億5663万	2億4212万	580万	185万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
奈良県	五條市	29	16億0116万	5億1237万	855万	273万	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
岡山県	真庭市	29	16億3547万	5億2335万	523万	168万	同
同	浅口市	29	9億5998万	3億0892万	注(2) -	181万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
広島県	尾道市	26	48億6233万	15億5948万	注(2) -	145万	同
同	江田島市	28	13億2582万	4億2425万	735万	235万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
熊本県	天草市	27	53億3886万	17億0839万	578万	184万	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
鹿児島県	薩摩郡さつま町	26	12億9782万	4億4913万	注(2) -	1058万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
計	11事業主体		1080億7716万	347億0079万	7112万	1億1417万	

注(1) 負担金の交付額の算定に必要な情報を誤っていた鹿児島県内の保険者は、出水、曾於、南九州、始良各市、大島郡龍郷町

注(2) 浅口市、尾道市及び薩摩郡さつま町は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の計算を誤って過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 575万円

1 負担金の概要

国民健康保険(前掲71ページ参照)に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、市町村(特別区等を含む。)等が行う国民健康保険の財政基盤の安定に資することなどを目的として、保険基盤安定負担金が交付されている。

同法によれば、市町村は、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされている(この繰り入れる金額を「繰入金額」)。そして、国は、繰入金額の1/2に相当する額を負担金として交付している。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 市町村において当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る保険料(保険税を含む。)の総額(以下「保険料算定額」)を当該市町村における一般被保険者の総数で除して一般被保険者の一人当たり平均保険料算定額(以下「平均保険料算定額」)を算定する。
- ② 平均保険料算定額に、所得が一定額に満たないため保険料が軽減された世帯に属する一般被保険者の数を乗ずるなどして得た額を繰入金額とする。
- ③ ②の繰入金額を国庫負担対象事業費として、これに1/2を乗じて得た額を交付額とする。

そして、一般被保険者に係る保険料は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のうちから、市町村が条例等で定めて賦課することとなっており、市町村が、保険料として世帯別平等割額を賦課する場合、特定世帯及び特定継続世帯等に係る世帯別平等割額については、その一定割合を減額した額を賦課することとなっている。

(注) 特定世帯及び特定継続世帯 同一世帯に属する被保険者が、75歳に到達したなどのため後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したことにより、国民健康保険の被保険者が一人だけとなった世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の属する月から5年を経過する月までの間にある世帯(特定世帯)及び5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にある世帯(特定継続世帯)

2 検査の結果

茨城県水戸市は、保険料として、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を賦課しているが、平成28年度から30年度までの負担金の交付額の算定に当たり、誤って、特定世帯及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額の減額分を保険料算定額に含めるなどしていたため、保険料算定額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費計15億8771万円(国庫負担金交付額計7億9385万円)のうち計1151万円が過大に算定されており、これに係る負担金計575万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認める 国庫負担対象 事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
茨城県	水戸市	平成 28～30	円 15億8771万	円 7億9385万	円 1151万	円 575万

後期高齢者医療制度の財政調整交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1億0449万円

1 交付金の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)が、後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。

財政調整交付金は、後期高齢者医療制度に係る国庫助成の一つとして、同法に基づき、広域連合に対して交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。このうち、特別調整交付金は、広域連合について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性^(注)疾病及び精神病に係る医療給付費が多額である場合に交付される特別調整交付金や、その経過措置として交付される特別調整交付金(以下「結核・精神病特別交付金(経過措置分)」)等がある。

結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額は、次のとおり算定することなどとされている。

① 広域連合を組織する市町村(以下「構成市町村」)ごとに、当該構成市町村の被保険者に係る医療給付費に所定の率を乗ずるなどして得た額(以下「調整前調整対象需要額」)のうち結核性^(注)疾病又は精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る額」)の占める割合(以下「結核・精神病に係る額の割合」)を算定する。

② 結核・精神病に係る額の割合が15/100を超える構成市町村について、当該構成市町村ごとに、調整前調整対象需要額に、結核・精神病に係る額の割合から15/100を控除した割合を乗じて得た額の8/10以内の額を算定し、その合計額を結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額とする。

そして、結核・精神病に係る額は、傷病名欄に結核性^(注)疾病又は精神病の記載がある診療報酬請求明細書(以下「レセプト」)等のうち、結核性^(注)疾病又は精神病を主要疾病とするレセプト等に係る医療給付費等に基づいて算定することとされている。

厚生労働省は、主要疾病の判定については、レセプト等の記載内容により客観的に判断することが可能であるとして、レセプト等に記載のある診療の対象となった疾病のうち診療報酬等の点数が最大であるものを主要疾病とし、点数の大小によって判定が困難な場合は、診療の対象となった疾病のうち最も重篤であるものを主要疾病とすることとしている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額

2 検査の結果

長崎県後期高齢者医療広域連合は、平成27年度から30年度までの結核・精神病特別交付金(経過措置分)の算定に当たり、主要疾病の判定について、点数の大小を比較することなく、レセプト等に結核性^(注)疾病又は精神病と認められる傷病名とこれに関連する薬剤の記載がある場合等には結核性^(注)疾病又は精神病が最も重篤である疾病に当たるとして、結核性^(注)疾病又は精神病を主要疾病と判定しており、これに基づいて結核・精神病に係る額を算定していた。この結果、財政調整交付金計979億3458万円のうち計1億0449万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額
長崎県	長崎県後期高齢者 医療広域連合	特別調整交付金(結 核・精神病特別交 付金(経過措置分))	平成 27～30	979億3458万 円	1億0449万 円

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

24件 不当金額(支出) 7億9938万円
(前年度 24件 2億2426万円)

1 交付金の概要

国民健康保険(前掲71ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため)^(注1)に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」)に満たない都道府県(29年度以前は市町村)に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」)、後期高齢者支援金等^(注2)に係るもの(以下「後期分」)^(注3)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」)の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)の特別の事情を考慮して都道府県(29年度以前は当該市町村)に対して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(以下「結核・精神病特別交付金」)等がある。そして、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村に対して交付している。

(注1) 国は、平成29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

2 検査の結果^(注4)

9府県の23市町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計7億9938万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである(上記23市町のうち4市町については事態の態様が重複している。)

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。)で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給

に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

3府県の5市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費等を過大に算定したり、国庫補助金等を過小に算定したりしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計4億7894万円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分の応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

1県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計5776万円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、29年度以前の結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」)が15/100を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾患であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、29年度以前の結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を控除して得た割合を乗じて得た額の8/10以内の額とすることとなっている。

3県の5市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計2億0455万円が過大に交付されていた。

上記のほか、5府県の12市町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金^(注5)3902万円、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6)1179万円、被扶養者減免特別交付金^(注7)480万円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注8)249万円、計5812万円が過大に算定されていた。

(注4) 9府県の23市町 30年度の財政調整交付金が過大に交付されていた1県の1市及び26年度から29年度までの間に財政調整交付金が過大に交付されていた9府県の23市町の純計

(注5) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

(注8) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
厚生労働本省	山口県	宇部市 (事業主体)	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	平成 30	613万 円	325万 円	一般被保険者に係る 保険料調定総額を過 大に算定していたも のなど
青森県	弘前市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付 金)	29	1693万	1226万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る保険料調定総額を 過小に算定していた もの
同	黒石市 (事業主体)	-	同	29	425万	333万	同
同	三戸郡 南部町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	26	161万	126万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
岩手県	下閉伊郡 岩泉町 (事業主体)	-	普通調整交付 金、特別調整交 付金(結核・精 神病特別交付 金)	29	9774万	636万	調整対象需要額を過 大に算定していたも のなど
千葉県	我孫子市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28	3億7671万	1084万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
滋賀県	草津市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	26～28	1673万	477万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る保険料調定総額を 過小に算定していた ものなど
同	高島市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付 金)	27、28	466万	266万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
大阪府	泉大津市 (事業主体)	-	普通調整交付金	27	6億5865万	7917万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
同	貝塚市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	28、29	1028万	339万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた もの
同	柏原市 (事業主体)	-	同	29	498万	119万	同
同	高石市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免 特別交付金)	26、27	879万	480万	被用者保険の被保険 者の被扶養者であっ た者に係る保険料の 減免額を過大に算定 していたもの
同	泉南市 (事業主体)	-	普通調整交付金	27～29	25億6288万	3億8145万	調整対象需要額を過 大に算定していたも の
同	四條畷市 (事業主体)	-	同	28、29	8億3238万	189万	同
同	南河内郡 太子町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金等)	26～29	538万	281万	非自発的失業による 保険料軽減世帯に係 る一般被保険者数を 過大に算定していた ものなど
山口県	宇部市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 軽減特別交付金 等)	27～29	2403万	1407万	一般被保険者に係る 保険料調定総額を過 大に算定していたも のなど

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
山口県	柳井市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (結核・精神病 特別交付金)	平成 29	2億0809万 円	547万 円	結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
愛媛県	松山市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (20歳未満被保険者財政負担増 特別交付金)	29	1275万	249万	20歳未満の一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	伊予郡 松前町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業 財政負担増特別 交付金)	28、29	221万	178万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
長崎県	五島市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (結核・精神病 特別交付金)	26、27	11億5513万	2372万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
同	南島原市 (事業主体)	-	同	26、27	19億5283万	9490万	同
同	南松浦郡 新上五島町 (事業主体)	-	同	26、27	5億8095万	7966万	同
沖縄県	浦添市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28	14億1850万	4568万	調整対象収入額を過小に算定していたもの
同	中頭郡 北谷町 (事業主体)	-	同	28	4億3287万	1207万	同
計	23事業主体				103億9558万	7億9938万	

生活扶助費等負担金等の交付が過大

4件 不当金額(支出) 747万円
(前年度 8件 1292万円)

1 負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者等を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

ア 身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令に定める障害等級の1級のいずれかに該当する障害

イ 身体障害者障害程度等級表の3級又は障害等級の2級のいずれかに該当する障害
負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{交付額} = \left(\underbrace{\text{費用の額} - \text{返還金等の調定額} + \text{不納欠損額}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \text{国庫負担率(3/4)}$$

このうち、費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額との合計額となっている。

2 検査の結果

4道県の4事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計747万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
北海道	旭川市	平成 25～30	円 2682万	円 2012万	円 202万	円 151万	障害者加算の認定を誤っていたもの
兵庫県	明石市	25～30	3739万	2804万	169万	127万	同
和歌山県	和歌山市	25～29	3688万	2766万	350万	263万	同
徳島県	徳島市	24～29	4168万	3126万	274万	205万	同
計	4事業主体		1億4279万	1億0709万	996万	747万	

生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 2888万円

1 負担金の概要

生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。前掲79ページ参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。これらを「事業主体」)が、障害により日常生活を営むことが困難な被保護者等について、救護施設等の保護施設(以下「保護施設」)に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費(以下「施設事務費」)を支弁した場合に、その一部(3/4)を国が負担するものである。

施設事務費の月額、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した施設事務費支弁基準額(以下「基準額」)に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。基準額は一般事務費単価に指導員加算、看護師加算(これらを「指導員等加算」)等の単価を加算して設定することとなっていて、指導員等加算は保護施設職員職種別配置基準表(以下「職員配置基準」)による職員数が充足され、かつ、加算配置数として規定された指導員又は看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。また、職員配置基準による職員数及び加算配置数は、常時勤務する者(常勤職員)で確保することが原則とされているが、常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間(所定労働時間)数が常勤職員を充てる場合の勤務時間を上回る場合等の条件を満たす場合には、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこととなっている。

2 検査の結果

茨城県は、管轄する2救護施設について、加算配置数として規定された指導員を配置していなかったり、配置されていた非常勤職員である看護師の所定労働時間が常勤職員である看護師の所定労働時間を下回っていたりして、指導員等加算の要件を満たしていないのに、一般事務費単価に指導員等加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額を設定していた。^(注)そして、38事業主体は、当該基準額に基づき、施設事務費として、平成27年から30年までの間に計11億7628万円を支弁して、これに係る負担金計8億8221万円の交付を受けていた。このため、適正な基準額に基づく施設事務費との差額に係る負担金計2888万円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 38事業主体 被保護者の入所を委託している事業主体である茨城県、水戸、日立、土浦、古河、石岡、結城、龍ヶ崎、常総、常陸太田、笠間、取手、牛久、つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、常陸大宮、那珂、筑西、稲敷、かすみがうら、桜川、神栖、行方、鉾田、つくばみらい、小美玉各市、中央、台東、品川、世田谷、杉並、北、板橋、足立、葛飾、江戸川各区

部局等	基準額の 設定者	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
茨城県、 東京都	茨城県	38事業主体	平成 27～30	円 11億7628万	円 8億8221万	円 3851万	円 2888万	加算の要件を満 たしていなかつ たものなど

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 4 7 2 万円
(前年度 5 件 4 5 9 9 万円)

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等5サービス」)を受けた障害者等の人数に応じて算定した額に、居宅介護等5サービスに係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の人数(以下「支給決定者数」)に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の割合(以下「重度率」)及び支給決定者数に応じた割合(以下「重度率等に応じた割合」)を乗ずるなどして算定した額を基準額とする。
- ② ①で算定した基準額と自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

そして、重度率等に応じた割合は、当該市町村の重度率が5/100以上で、かつ、負担金の交付対象年度の前年度の財政力指数が1未満の場合は105/100から200/100までの間とすることとなっており、前年度の財政力指数が1以上の場合には一律に105/100とすることとなっている。

(注) 財政力指数 地方交付税法第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

2 検査の結果

茨城県つくば市において、基準額の算定に当たり、同市の重度率は5/100以上であり、かつ、平成29年度の財政力指数が1以上であることから、重度率等に応じた割合を105/100とすべきところを、誤って28年度の財政力指数(1未満)に基づいて重度率等に応じた割合を120/100としていた。この結果、国庫負担対象事業費21億9168万円(国庫負担金交付額10億9584万円)のうち、2945万円が過大に算定されており、これに係る負担金1472万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘要
茨城県	つくば市	平成 30	円 21億9168万	円 10億9584万	円 2945万	円 1472万	基準額を過大に算定 していたもの

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 5 8 7 万円
 (前年度 2 件 4 8 4 万円)

1 負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県等が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置を取り、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児入所措置費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した障害児入所施設等への支弁総額と児童等の措置のために要した費用から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分によって定められた徴収金基準額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率1/2を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

静岡県は、平成26年度から30年度までの各年度の国庫負担対象事業費の算定に当たり、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に扶養義務者から収納した金額等を徴収金基準額として算定していた。この結果、国庫負担対象事業費計43億4351万円(国庫負担金交付額計21億7175万円)のうち、計3174万円が過大に算定されており、これに係る負担金計1587万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘要
静岡県	静岡県	平成 26～30	43億4351万 円	21億7175万 円	3174万 円	1587万 円	徴収金基準額の算定を 誤っていたもの

介護給付費負担金の交付が過大

12件 不当金額(支出) 8167万円

1 負担金の概要

介護保険(後掲87ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金が交付されている。

この負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用の額(介護給付費等)}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \left[\begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right. \end{array}}$$

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

2 検査の結果

9都道県の11市区町及び1一部事務組合は、介護給付費等について施設等分とその他分の区分を誤り国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして、負担金の交付額を過大に算定していた。このため、負担金交付額計8167万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
北海道	札幌市	平成28	225億6959万 円	317万 円	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
岩手県	下閉伊郡岩泉町	27、28	4億6455万	294万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
宮城県	石巻市	26、27	43億1944万	256万	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
同	東松島市	25～27	14億0206万	428万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
同	宮城郡利府町	25～27	8億2468万	739万	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
山形県	西村山郡朝日町	28、29	3億1795万	632万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
群馬県	富岡市	28～30	20億6326万	175万	同
東京都	港区	29	24億0333万	259万	その他分の集計を誤っていたもの
新潟県	長岡市	26～28	130億0250万	161万	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
同	上越市	29	38億2823万	3070万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
富山県	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	28	12億4360万	1073万	同
福岡県	筑紫野市	27	9億6133万	756万	施設等分及びその他分の集計を誤っていたものなど
計	12事業主体		534億0056万	8167万	

介護保険の財政調整交付金の交付が過大

13件 不当金額(支出) 2億0332万円
(前年度 8件 1億0208万円)

1 交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲87ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」)。また、第1号被保険者の総数に占める85歳以上の者の割合を「85歳以上後期高齢者加入割合」、第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の者の割合を「85歳未満後期高齢者加入割合」及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の交付額と特別調整交付金の交付額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

そして、調整基準標準給付費額は、介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用の合計額から収入額を控除した額、また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合となっている。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数(29年度までは、後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数)である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

2 検査の結果

10道県の12市町及び1広域連合は、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、普通調整交付金の交付額を過大に算定するなどしていた。このため、財政調整交付金交付額計2億0332万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
北海道	夕張郡由仁町	平成 28、29	9249万 円	226万 円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	空知中部広域連合	27～29	6億8088万	205万	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
岩手県	花巻市	30	7億6487万	9619万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
宮城県	塩竈市	29	2億7616万	注(1) 179万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
山形県	南陽市	27～29	6億1419万	453万	同
同	最上郡真室川町	30	1億0819万	1848万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
群馬県	沼田市	29、30	6億6485万	615万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
石川県	能美市	27～30	4億4375万	332万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
三重県	伊賀市	27～30	23億9534万	730万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
香川県	さぬき市	30	3億3886万	105万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
福岡県	飯塚市	26、29	18億4099万	5072万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	注(2) 筑紫郡那珂川町	26～29	2億0040万	747万	同
沖縄県	八重山郡竹富町	26、28	7223万	195万	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたものなど
計	13事業主体		84億9327万	2億0332万	

注(1) 塩竈市は、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤り、普通調整交付金の交付額を過大に算定するとともに、特別調整交付金の交付額を過小に算定していた。

注(2) 平成30年10月1日以降は那珂川市

地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金の使用が過大

1件 不当金額(支出) 10億2421万円

1 交付金の概要

地域医療再生臨時特例交付金は、平成23年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱等に基づき、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県及び茨城県(以下「被災県」)のうち甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画及び地域医療再生計画に基づく事業等を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を国が交付するものである(造成された基金を「地域医療再生基金」)。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理要領」)に基づき、医療の復興計画等の範囲内で、必要に応じて、地域医療再生基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩すなどして、基金事業を実施する事業主体に対して助成している(地域医療再生基金から取り崩すなどして助成したものを「助成金」)。

そして、同省は、管理要領により、被災県における基金事業のうち、地域の医療提供体制の再構築のために、医療の復興計画等に基づき実施する事業については、完了期限を27年度末までとしていたが、その後見直しを行い、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」により、基金事業の完了期限を、同年度末までに開始した設備整備及びソフト事業については、最大で29年度末までに延長するなどしている。また、管理要領によれば、都道府県は、事業主体が行う基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等に関する助成要綱を定めることとされており、このうち宮城県が制定した地域医療復興事業補助金交付要綱等によれば、事業主体が事業を完了したときは知事の実績報告書を提出しなければならないことなどとされている。

2 検査の結果

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」)は、29年度に既存電子カルテ等のデータを協議会のデータセンターにアップロードするなどの基金事業を実施するために、複数の請負業者と計149件の請負契約を締結していた。そして、協議会は、同年度内に上記の請負契約が全て完了したとして、これらを助成金の交付対象経費に含めて宮城県に実績報告書等を提出し、助成金計21億3873万円の交付を受けていた。

しかし、上記請負契約のうち42契約(契約金額計10億2421万円、助成金交付額同額。以下「本件基金事業」)については、同年度末までに完了していなかったにもかかわらず、協議会は、同年度内に全ての請負契約が完了したとして、虚偽の実績報告書等を同県に提出していた。そして、本件基金事業のうち、8契約については、その後業務の一部を取りやめており、21契約については、30年10月の会計実地検査時点においても業務が完了していなかった。

したがって、本件基金事業は助成金の交付対象とは認められず、これに係る協議会への助成金10億2421万円(交付金相当額同額)が同県の地域医療再生基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	宮城県	一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会	地域医療再生臨時特例交付金	平成29	円 21億3873万	円 21億3873万	円 10億2421万	円 10億2421万	補助の対象外

介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 2 3 5 3 万円
(前年度 1 件 5 0 3 6 万円)

1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を事業者を支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2 検査の結果

26事業者に対して19都府県の98市区町村等の実施主体が行った平成24年度から30年度までの間における介護給付費の支払が計8263万円過大となっていて、これに対する国の負担額2353万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

7事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算したりするなどしていた。このため、介護給付費の支払が26市区町村等で計3086万円過大となっていて、これに対する国の負担額948万円は負担の必要がなかった。

イ 訪問介護

9事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が40市区町村で計1946万円過大となっていて、これに対する国の負担額587万円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス、特定施設入居者生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、10事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が37市区町村等で計3231万円過大となっていて、これに対する国の負担額817万円は負担の必要がなかった。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
郡山市	8市町村(1)	26～29	1,737	150万	44万	ア
栃木県	9市町(2)	24～28	904	849万	259万	ア、イ
さいたま市	11市区等(1)	27～29	805	276万	68万	ウ
千葉県	14市区(2)	27～30	246	393万	117万	イ
千葉市	1市(1)	29	1,464	198万	58万	ウ
静岡県	2市(1)	28、29	252	259万	64万	ウ
京都府	8市町(1)	25～29	1,060	347万	86万	ウ
大阪府	4市等(2)	27～29	2,361	613万	189万	ア
大阪市	1市(1)	27～29	1,578	864万	273万	ア
貝塚市	5市町(1)	27～29	839	473万	141万	ア
鳥取市	7市区町(1)	28、29	501	329万	97万	イ
下関市	2市(1)	27～29	648	307万	93万	ア
徳島県	8市町等(4)	24～29	3,052	954万	240万	ウ
高知県	7市町(2)	25～30	3,711	1193万	297万	ウ
大分県	2市(2)	27～29	367	436万	132万	イ
大分市	7市(1)	27、28	329	196万	59万	イ
鹿児島県	11市町村(2)	27～29	568	417万	127万	イ
計	98実施主体(26)		20,422	8263万	2353万	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 366万円
(前年度 1件 442万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)^(注1)^(注2)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援A型等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援に要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

- ① 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労移行支援事業所」)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(以下「就労定着者」)の人数が過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に50/100(平成26年度以前は70/100)を乗じて得た単位数等を基に算定する。
- ② 指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(以下「就労移行者」)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に85/100を乗じて得た単位数等を基に算定する。

また、就労継続支援A型に要する費用の額は、同省が定めた算定基準等に基づき、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」)において、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、基本報酬の単位数に70/100を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

2 検査の結果

1県及び1市(1中核市)に所在する3事業者は、就労移行支援に係る訓練等給付費について、指定就労移行支援事業所における過去4年間の就労定着者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に50/100を乗ずることなく算定していたり、過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に85/100を乗ずることなく算定していたり、就労継続支援A型に係る訓練等給付費について、指定就労継続支援A型事業所にサービス管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、28、29両年度に、上記の3事業者に対して4市町が行った訓練等給付費の支払が計343件、計733万円過大となっていて、これに対する国の負担額366万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた訓練等給 付費の件数	過大に支払われ た訓練等給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
富山市	2市(1)	平成 28、29	件 195	円 201万	円 100万	就労継続支援A型
鳥取県	2市町(2)	28、29	148	532万	266万	就労移行支援
計	4市町(3)		343	733万	366万	

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1 0 0 7 万円
(前年度 1 件 8 4 4 万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月未満の月については70/100、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

また、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、事業所に置くべき従業者の員数に加え、従業者を一人以上配置している場合に、児童指導員等加配加算(29年度以前は指導員加配加算)として、加配する従業者の種別、事業所の定員等に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することとなっている。そして、事業所には管理責任者を配置しなければならないこととなっていることから、管理責任者を配置していない場合には、児童指導員等加配加算を算定することはできないこととなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

2 検査の結果

3道県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者を配置していなかったなどしていたのに、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したり、児童指導員等加配加算の要件を満たしていなかったのに、児童指導員等加配加算の単位数を算定したりなどしていた。

このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して11市町村が行った障害児通所給付費の支払が計635件、計2014万円過大となっていて、これに対する国の負担額1007万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

道県名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた障害児通所給 付費の件数	過大に支払われ た障害児通所給 付費	不当と認める国 の負担額	摘 要
北 海 道	2市村(1)	平成 30	231 件	1188万 円	594万 円	児童発達支援、放 課後等デイサー ビス
福 岡 県	5市町(1)	30	57	122万	61万	放課後等デイサー ビス
沖 縄 県	4市村(2)	27～30	347	703万	351万	児童発達支援、放 課後等デイサー ビス
計	11市町村(4)		635	2014万	1007万	

取水量測定自動化事業として構築したシステムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的不達成

1件 不当金額(支出) 2832万円

1 契約の概要

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(以下「事務所」)は、平成25年度から27年度までの間に、取水量測定自動化事業として、「平成25年度西奥羽土地改良調査管理 取水量測定自動化事業 取水量測定の自動化に係る機器の購入」等7契約(以下「機器等契約」)を、一般競争契約等により、株式会社ウイジン等3会社と契約額計2537万円で締結している。また、事務所は、「取水量測定自動化事業に係る回線使用料」等5契約を、随意契約により、株式会社NTTドコモ等2会社と締結し、27年2月から30年10月までの間に、同事業に係る回線使用料計435万円を支払っている。河川法等においては、流水の占用許可を受けた者は、河川の流水を利用するに当たり、原則として、許可を受けた1秒当たりの最大取水量等の範囲で取水するとともに、毎日の取水量を測定し、毎年河川管理者に報告することが求められている。そして、地方農政局等から取水施設の管理を受託した県、土地改良区等(以下「管理受託者」)は、取水量の測定を目視によるなどして行っている。取水量測定自動化事業は、東北農政局管内の取水施設24施設に設置された自記水位計等(以下「水位計等」)で測定したデータの自動転送システム(以下「システム」)を構築することにより、取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するための体制を整備するものである。システムは、水位計等とこれにより測定したデータの収集・伝送装置(以下「データロガー」)、各データロガーから伝送される電圧形式のデータ(以下「電圧データ」)を蓄積して処理する自動記録機器(以下「サーバ」)等から構成され、電圧データは、1時間ごとに、サーバに伝送され、サーバで1秒当たりの取水量に換算される(この取水量の値を「システム測定値」)。事務所は、システムにより、システム測定値等が記載された日報を作成し、管理受託者から毎年報告される取水量を日報に記載されたシステム測定値と突合して、その正確性を確認するなどすることとしていた。

2 検査の結果

システムの利用開始に当たっては、事務所の担当者が、電圧データをシステム測定値に換算するための計算式(以下「換算式」)をサーバに入力することが必要となる。そこで、事務所は、既存の設備等において使用している換算式を入力していた。そして、16施設について、機器等契約により、システム測定値の正確性等に関する検証作業を行ったところ、全ての施設で電圧データの欠測が生じていたり、システム測定値と実測値とのかい離が生じていたりしていたのに、事務所は、それらの発生原因を究明して改善する取組を行っていなかった。そこで、本院において改めてサーバに蓄積されていたシステム測定値等の状況等を確認したところ、24施設全てにおいて電圧データの欠測が見受けられたり、20施設において本来プラス表示となるべきシステム測定値がマイナス表示となるなどの異常値が見受けられたりしていた。そして、24施設のうち19施設は換算式を修正する必要があるなど、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていた。しかし、事務所は、上記の事態に係る発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかった。そして、事務所は、24施設全てについて日報を作成しておらず、管理受託者から報告される取水量の正確性を確認するなどのためにシステムを活用していない状況となっていた。

したがって、事務所は、システム測定値と実測値とのかい離等の発生原因を究明して改善する取組を行うなどしてシステム測定値の正確性等を確保するなどの必要な処置を講じていなかったため、システムにより、河川からの取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するという事業の目的を達しておらず、機器等契約のうちシステムの構築に係る支出額計2453万円、及び28年1月以降の回線使用料計379万円の合計2832万円が不当と認められる。

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外

2件 不当金額(支出) 1275万円

(大阪府)

1 交付金事業の概要

株式会社なにわ花いちばは、平成29年度(28年度から全額繰越し)に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、大阪市において、集出荷貯蔵施設を整備した。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱等によれば、交付金の交付の対象となる集出荷貯蔵施設は、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とされ、新品、新築又は新設によるものや既存施設の増築等が交付の対象とされている。また、交付対象事業費は上記の施設整備に係る工事費等とされており、既存施設の撤去に係る費用については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないことになっている。

2 検査の結果

会社は、集出荷貯蔵施設の整備を事業費計5億7527万円(交付対象事業費5億2410万円)で実施したとして、大阪府に実績報告書を提出して、これにより交付金2億6125万円の交付を受けていた。

しかし、集出荷貯蔵施設の建設用地上にあった既存施設の撤去に係る費用は交付の対象とならないのに、会社は、その費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、既存施設の撤去に係る費用663万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額330万円が不当と認められる。

(大分県)

1 交付金事業の概要

株式会社みらいの畑からは、平成27、28両年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、玖珠郡玖珠町において、低コスト耐候性ハウス(以下「耐候性ハウス」)及び選果機を整備した。

強い農業づくり交付金実施要綱等によれば、耐候性ハウス等の生産技術高度化施設、選果施設等の集出荷貯蔵施設等を整備する場合は、施設内で栽培される農作物や施設に持ち込まれる農作物の作付面積等に係る要件(以下「面積要件」)を満たすことなどとされている。そして、面積要件は、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合にはおおむね3ha以上であることとされている。ただし、耐候性ハウスを整備する場合は、上記の面積にかかわらず、耐候性ハウスの設置実面積(耐候性ハウス内で栽培される農作物の作付面積)が500㎡以上であることとされている。

2 検査の結果

会社は、耐候性ハウス(耐候性ハウス内で栽培されるトマトの作付面積9,360㎡)と合わせて選果機を整備することとして、これらの整備を事業費計1億7701万円(交付対象事業費1億6390万円)で実施したとして、玖珠町に実績報告書を提出して、これにより交付金8195万円の交付を受けていた。

しかし、上記のうち、選果機は、栽培されたトマトの糖度等を測定して選別するものであり、耐候性ハウスに適用される面積要件ではなく、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合の3ha以上の面積要件が適用されるものであった。そして、本件選果機に持ち込まれる農作物の作付面積は、会社が整備した耐候性ハウス内で栽培するトマトの作付面積である9,360㎡であり、面積要件である3ha以上を満たしていなかった。

したがって、選果機に係る費用1890万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額945万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認める 国庫補助 金等相当額
近畿農政局	大阪府 株式会社なにわ花 いちば (事業主体)	農業・食品産 業強化対策整 備交付金	平成 28、29	円 5億7527万 (5億2410万)	円 2億6125万	円 663万 (663万)	円 330万
九州農政局	大分県 玖珠郡玖珠町 株式会社みらいの 畑から (事業主体)	同	27、28	1億7701万 (1億6390万)	8195万	1890万 (1890万)	945万
計	2事業主体			7億5229万 (6億8800万)	3億4320万	2553万 (2553万)	1275万

森林環境保全整備事業の補助対象事業費の一部が補助対象外など

1 件 不当金額(支出) 1 0 5 3 万円
(前年度 2 件 4 0 7 万円)

1 補助事業の概要

滋賀中央森林組合は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林環境保全整備事業(以下「整備事業」)として、森林施業のうちの間伐及びこれと一体となった森林作業道整備を実施した。

森林環境保全整備事業実施要領等によれば、森林施業のうち整備事業の対象となる間伐は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画等に基づいて行うこと、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐を実施していないこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。そして、整備事業の対象となる森林作業道整備は、整備事業の対象となる間伐と一体的に実施することなどとされていることから、当該間伐が上記の要件を満たさない場合は整備事業の対象としないことになっている。また、整備事業に係る補助金の交付額は、間伐、森林作業道整備等の事業内容ごとに定められた標準単価に事業量を乗ずるなどして算出した事業費を補助の対象とし、これに補助率を乗じて算定することとされており、間伐の標準単価は、施行地1ha当たりの伐採木の搬出材積(以下「搬出材積」)に応じて定めることとされている。

2 検査の結果

組合は、平成25年度から30年度までの間(28年度を除く。)に、森林経営計画等に基づき、施行地の面積計42.81haの間伐を実施したとして、また、当該間伐と一体的に延長計5,395mの森林作業道整備を実施したとして、27年度から30年度までの間に、滋賀県に整備事業に係る補助金の交付申請書を提出して、標準単価に事業量を乗ずるなどして算出した事業費計5611万円に対して、国庫補助金計1679万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記施行地の面積42.81haのうち22.16haにおける間伐が前記の要件を満たさないことを承知しながら、過去5年以内に国庫補助事業による間伐を実施した施行地、森林経営計画の計画期間外にも間伐を実施して森林経営計画に基づいて行っていなかった施行地、及び面積の合計が森林経営計画ごとに5ha以上となっていなかった施行地を整備事業の対象としていた。そして、上記22.16haの間伐の施行地における延長3,170mの森林作業道整備については、当該間伐が上記のとおり要件を満たしていないことから、整備事業の対象とならないものとなっていた。また、上記の42.81haから22.16haを除いた20.65haにおける間伐については、搬出材積を水増しすることにより実際の搬出材積による標準単価より高い標準単価を適用して事業費を算出して、補助金の交付額の算定が適切でなかった。

したがって、本件整備事業について、補助の対象とならない間伐及び森林作業道整備を除いたり、適正な搬出材積に基づいたりして適正な事業費を算出すると計2093万円となり、前記の事業費5611万円との差額3517万円が過大に算出されており、これに係る国庫補助金相当額1053万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
林野庁	滋賀県 滋賀中央森林組合 (事業主体)	森林環境保 全整備	平成 27～30	円 5611万 (5611万)	円 1679万	円 3517万 (3517万)	円 1053万

農山漁村6次産業化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など

1件 不当金額(支出) 639万円

1 交付金事業の概要

有限会社橋口水産は、平成28年度に、農山漁村6次産業化対策整備交付金事業として、長崎市において、水産物加工施設を整備する工事(以下「整備工事」)を事業費4億2978万円(交付対象事業費3億1160万円、交付金9348万円)で実施した。

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱等によれば、交付対象施設は農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物、機器等とされており、交付金事業によらず現に実施し又は既に終了させた事業に係る経費、施設の建物内の会議室、物置部屋、更衣室等に係る経費は交付の対象とならないこととされている。また、交付の対象とならない経費の額が単体で区分できない場合には、面積等の条件に応じて案分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して交付対象事業費から除外することとされている。

2 検査の結果

会社は、長崎市を通じて長崎県に水産物加工施設の整備に係る建物、機器等の設置計画、規模決定根拠等を記載した事業実施計画を提出し、同県は、28年6月に、九州農政局へ計画内容の妥当性を協議した上でこれを承認している。そして、会社は、承認を受けた計画内容により同市へ交付申請を行い、同年7月に交付申請のとおり交付決定を受けて整備工事を実施している。その後、29年4月に整備工事の契約金額4億2978万円から交付対象外の経費及び消費税(地方消費税を含む。)を除いた3億1160万円を交付対象事業費とする実績報告書を同市へ提出していた。

一方、会社は、交付決定を受けた内容に沿って作成した実施設計書の記載内容に加えて、実施設計書に記載されていない機器等の整備を追加して整備工事を実施していた(追加して整備した機器等を「追加機器」)。そして、会社は、追加機器の整備費相当額1694万円を含めて交付対象事業費を算定していた。

しかし、追加機器は、会社が実施設計書の記載内容とは別に整備したものであり、交付決定を受けた内容に含まれないものであることから、追加機器の整備費相当額は、交付金事業によらずに実施した事業に係る経費であると認められ、交付の対象とならないものであった。また、会社は、水産物加工施設の建物の共用部分に係る整備費について、交付の対象となるか否かを単体で区分できないことから、交付対象施設に係る床面積と交付対象外施設に係る床面積の割合により案分して交付対象事業費を算定していたが、誤って、交付対象外施設である追加機器の設置に係る床面積等を交付対象施設に係る床面積に含めて案分していたため、交付対象事業費219万円が過大となっていた。さらに、変更契約により減額となった電解水生成装置の整備費について、誤って、減額前の金額により交付対象事業費を算定していたため、交付対象事業費218万円が過大となっていた。

したがって、追加機器の整備費相当額を交付対象事業費から除外するなどして適正な交付対象事業費を算定すると2億9028万円となり、前記の交付対象事業費3億1160万円との差額2132万円が過大となっていて、これに係る交付金相当額639万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
九州農政局	長崎県 長崎市 有限会社橋口水産 (事業主体)	農山漁村6次 産業化対策整 備交付金	平成 28	円 4億2978万 (3億1160万)	円 9348万	円 2132万 (2132万)	円 639万

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として実施した間伐材生産等が交付対象外

1件 不当金額(支出) 284万円

1 交付金事業の概要

びわこ東部森林組合は、平成30年度に、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として、間伐材生産及びこれに関連する森林作業道整備等(以下「間伐材生産等」)を一体的に実施した。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領等によれば、交付金の交付の対象となる間伐材生産等は、原則として、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「森林経営受託者」)が市町村の長等に認定を請求し、認定を受けた森林経営計画に基づき、当該計画の対象とする森林(以下「計画対象森林」)において実施することとされている。

森林法等によれば、森林経営計画の認定を受けるためには、計画対象森林が地形その他の自然的条件等又は森林の経営の実施の状況からみて伐採、木材の搬出等を一体として効率的に行うことができるものと認められるものであること、作業路網の整備の状況その他の事情に照らして計画対象森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められることなどの要件を満たす必要があるとされている。そして、森林経営受託者は、森林経営計画の認定の請求に当たり、対象とする森林について、経営の委託及び森林の施業等に必要な作業路網等の整備に関する同意(これらを「経営の委託等」)を受けていることを証する書面として、森林所有者との間で締結した森林の経営の委託契約(以下「森林経営委託契約」)の契約書の写しを森林経営計画に添付することとされている。

2 検査の結果

組合は、3名の森林所有者がそれぞれ所有する隣接した森林について、森林経営委託契約をそれぞれ締結したとした上で、上記の3名が所有する森林を相互に經由して公道に接続する森林作業道を整備することなどにより、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に実施することとする森林経営計画を作成して多賀町長に認定の請求を行った。そして、認定を受けた当該森林経営計画に基づき、組合は、上記3名の計画対象森林において、事業実施面積4.18haの間伐材生産、延長815mの森林作業道整備等を事業費計365万円(交付対象事業費同額)で実施して、滋賀県に実績報告書等を提出し、交付金284万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記3名のうち2名については森林経営委託契約を締結していたが、残りの1名については、経営の委託等を受けていないのに、無断で森林所有者の氏名を記名押印して契約を締結したとする書面を作成し、当該書面の写しなどを添付して森林経営計画の認定の請求を行っていた。このため、組合の当該森林経営計画には、経営の委託等を受けていない森林が含まれていて、当該森林経営計画は認定の請求ができないものであった。また、仮に残りの1名が所有する森林を除外することとした場合、上記の2名が所有する森林では、森林作業道を整備することができず、間伐を適正かつ確実に、また、一体として効率的に行うことができないことから、認定を受けるための要件を満たさないものであった。

したがって、組合は、経営の委託等を受けていない森林を含めて計画対象森林として森林経営計画の認定を受けるなどしており、当該森林経営計画に基づき間伐材生産等を実施していたことから、本件事業は、交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金284万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
林野庁	滋賀県 びわこ東部森林組合 (事業主体)	合板・製材・集成材生産性向上 ・品目転換促進 対策	平成 30	円 365万 (365万)	円 284万	円 365万 (365万)	円 284万

畜産競争力強化対策整備事業の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 154万円

1 補助事業の概要

(注) 香川地域高品質牛乳生産協議会の構成員である有限会社赤松牧場は、平成27、28両年度に、畜産競争力強化対策整備事業として、地域の畜産の収益性の向上を図るために、搾乳牛舎等の整備を行った。

実施要領によれば、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費とされている。そして、補助の対象となる施設とは、家畜の種類ごとに定められた搾乳牛舎等の施設であり、施設と一体的に整備する設備とは、家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

(注) 香川地域高品質牛乳生産協議会 地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、香川県、畜産農家、香川県農業協同組合等が参画する協議会

2 検査の結果

会社は、事業費2億1561万円(補助対象事業費1億9963万円)で搾乳牛舎及び搾乳牛舎と一体的に整備する設備の整備を実施したとして協議会に報告し、協議会は、会社が報告した事業費に基づいて補助対象事業費を算定した上で、香川県に対して実績報告書を提出し、同県から国庫補助金9981万円の交付を受けて、同額を会社に交付していた。

しかし、上記の事業費には、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費が含まれており、これらは、搾乳牛舎等の施設ではないことから、補助の対象となる施設に該当せず、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものではないことから、施設と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。

したがって、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費計309万円については、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額154万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 める国庫 補助金相 当額
中国四 国農政 局	香川県	香川地域高 品質牛乳生 産協議会 有限会社赤 松牧場 (事業主体)	畜産競争力 強化対策整 備	平成 27、28	円 2億1561万 (1億9963万)	円 9981万	円 309万 (309万)	円 154万

頭首工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 2620万円

1 補助事業の概要

高知県宿毛市は、平成28、29両年度に、農業用施設災害復旧事業として、宿毛市長野地区において、28年9月の台風第16号により被災した頭首工の機能回復を図るために、^(注) 本体復旧工等を事業費2932万円(国庫補助金等交付額2865万円)で実施した。本体復旧工は、固定堰の上流端に設けた止水壁(延長65.0m)の損傷箇所(延長35.7m)等を復旧するものである。このうち被災により河床の洗掘が止水壁の底面の位置(以下「設置面」)より低い位置まで及んでいた延長19.2mの区間については止水壁の下部に鋼矢板を打設するなどし、被災により河床の洗掘が設置面まで及んでいなかった区間(以下「計16.5m区間」)については河床を設置面まで掘り下げた上で止水壁を築造するなどしたものである。同市は、本件工事を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」(以下「基準」)等に基づき設計するとともに、「高知県建設工事共通仕様書」(以下「仕様書」)等に基づいて施工することとしていた。基準等によれば、頭首工の基礎は、堰体等の上部荷重を安全に支持する構造となるよう、基礎地盤の状況等を考慮して適切な工法を選定する必要があるとされている。また、仕様書等によれば、埋戻しに当たっては、適切な含水比の状態、十分に締め固めながら埋め戻さなければならないとされている。さらに、請負契約書によれば、監督職員は、自ら施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないことを発見した場合には直ちに調査を行い、上記の事実が確認された場合には設計変更を行うなどしなければならないとされている。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰等の取水堰、取水口等から構成される。

2 検査の結果

同市は、止水壁の基礎部分の河床の洗掘防止対策として、計16.5m区間は、止水壁の築造後にその前面を設置面から復旧後の河床高さまで十分な締固めを行いながら土砂で埋め戻すこととしていた。そして、同市は、工事区域内を囲うように鋼矢板を打設する工法(この工法における鋼矢板を「仮設鋼矢板」)により、流水の流入を一時的に遮断して工事区域内が乾いた状態(この状態を「仮締切り」)を確保することとしていたが、請負人が仮設鋼矢板を打設した後、仮設鋼矢板の継手部から流水が噴き出すなどして工事区域内への流水の流入を遮断できず、締固めに当たって適切な含水比の状態を確保できない状況となった。

しかし、同市は、上記の状況を確認していたのに、締固めに当たって適切な含水比の状態を確保するため、仮締切りの工法について必要な設計変更を行うなどの適切な対策を講じていなかった。そして、請負人は、そのまま止水壁の前面の埋戻しを行ったことから、埋め戻した土砂を十分に締め固めることができず、計16.5m区間については、止水壁の基礎部分の河床の洗掘を防止できない構造となっていると認められた。現に、会計実地検査時点においても、設置面より低い位置に、最大で70.0cmの河床の洗掘が発生していた。

したがって、止水壁等(工事費相当額2681万円)は、設計が適切でなかったため、河床の洗掘が進行して、止水壁及び固定堰に損傷が生ずるおそれがある状況となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額2620万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 国庫補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 国庫補助対象 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
中国四国 農政局	高知県	宿毛市 (事業主体)	農業用施設災害 復旧	平成 28、29	円 2932万 (2932万)	円 2865万	円 2681万 (2681万)	円 2620万

護床工の設計が不適切

1件 不当金額(支出) 955万円

1 補助事業の概要

高知県四万十市は、平成29年度に、農業用施設災害復旧事業として、四万十市蕨岡地区において、28年9月の台風第16号により被災した頭首工^(注)の固定堰、護床ブロック(延長55.5m。以下「ブロック」)の一部等を復旧するために、護床工、固定堰の下部工等を事業費1032万円(国庫補助金等交付額975万円)で実施した。このうち護床工(延長36.5m、幅4.0m)は、固定堰の下流側の河床の洗掘を防止するために、新たにブロック10個を製作し、これと再利用できた既存のブロック20個とを鉄筋等で連結して設置したものである。

同市は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」(以下「基準」)等に基づいて行っており、基準等によれば、護床工は、河床の洗掘を防止するために、河床の状況を考慮して必要な箇所^(注)に設けること、護床工としてブロックを設置する場合には、流水による河床土砂の吸出しを防止する適切な工法(以下「吸出し防止策」)を選択することとされている。そして、吸出し防止策としては、ブロックとブロックの間に栗石等の中詰めを行ったり、ブロック設置面に吸出し防止用のマットを設けたりするなどの工法が考えられるとされている。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰等の取水堰、取水口等から構成される。

2 検査の結果

同市は、本件護床工の設計に当たり、固定堰の損傷が下流側の河床の洗掘により生じたものであることから、被災により洗掘された箇所(深さ0m～2.0m。以下「被災後の河床」)を1個当たりの重量が200kgから1,000kgの規格の捨石で被災前の河床高さまで埋め戻すこととしていた。そして、連結したブロックをこの捨石の上に直接設置すれば、河川の流水により河床が直接洗掘されることを防止するとともに、基準に定められている吸出し防止策を講じなくとも、河床土砂の吸出しによる洗掘を防止する効果も得られるものと判断して、これにより設計し、施工していた。

しかし、上記規格の捨石では1個当たりの粒径が相当程度大きく捨石間に生ずる空隙が大きくなることなどから、同市は、捨石と捨石の間を通り被災後の河床から河床土砂の吸出しによる洗掘が生ずることを十分に考慮すべきであったのに、これに対する吸出し防止策を講じていなかったため、本件護床工は、河床土砂の吸出しによる河床の洗掘が生ずるおそれのある構造となっていた。現に、本件工事のしゅん工から2年経過した令和2年3月の会計実地検査時点で、河床土砂の吸出しにより、本件工事で設置したブロックの設置面が最大で51.9cm沈下している状況となっていた。

したがって、本件護床工等(工事費相当額1010万円)は、設計が適切でなかったため、被災後の河床から河床土砂が吸い出されるなどして河床の洗掘が進行することにより固定堰に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額955万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 国庫補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 国庫補助対象 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
中国四国 農政局	高知県	四万十市 (事業主体)	農業用施設災害 復旧	平成 29	円 1032万 (1032万)	円 975万	円 1010万 (1010万)	円 955万

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等において、事業費に仕入税額控除の対象となる消費税額を含めていて、事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 300万円

1 交付金事業の概要

奈義町森林組合は、平成29、30両年度に、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等として、林業専用道の開設工事2件(これらに係る設計委託業務を含む。)を実施した。

交付金事業に係る事業主体が消費税の課税事業者である場合、その事業主体が交付金の交付対象の施設等を取得することなどは課税仕入れに該当するため、確定申告に際して交付金事業で取得するなどした施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合は、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱等によれば、事業主体及び都道府県は、実績報告書を提出するに当たって、交付申請の時点で明らかでなかった当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならないこととされている。

(注) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

2 検査の結果

課税事業者である組合は、前記の開設工事2件を消費税を含めて事業費29年度1500万円、30年度2916万円を実施したとして、岡山県から29年度1500万円、30年度2890万円の交付金の交付を受けており、同県は、これに対して、林野庁から同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、組合は、29年度及び30年度の実績報告書を同県に提出した30年3月及び31年3月時点において、消費税額を含めた交付対象事業費が確定していて、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額が明らかとなっていたのに、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。そして、同県においても農林水産大臣への実績報告書の提出に当たって、組合からの実績報告書と同様に、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。

したがって、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額29年度111万円、30年度216万円を減額して適正な交付対象事業費を算定すると29年度1389万円、30年度2700万円となり、前記の交付金交付額との差額29年度110万円、30年度190万円、計300万円が過大に精算されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
林野庁	岡山県 奈義町森林組合 (事業主体)	合板・製材・ 集成材生産性 向上・品目転 換促進対策等 2事業	平成 29、30	円 4416万 (4416万)	円 4390万	円 327万 (327万)	円 300万

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 119万円

1 交付金事業の概要

太陽木材工業株式会社は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として、木材加工流通施設等整備を実施した。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領等によれば、木材加工流通施設等整備の交付対象経費は、機械器具費、構築物設置費等とされており、このうち、構築物設置費等には電気工事等の設備工事費が含まれるとされている。

2 検査の結果

会社は、平成30年度に、木材加工流通施設等整備について、集成材加工施設装置の設置及びこれに係る電気工事を事業費計8025万円(交付対象事業費同額)で実施し、このうち電気工事には事業費287万円を要したとして、愛知県に実績報告書を提出し、交付金4012万円の交付を受けていた。

しかし、会社は、集成材加工施設装置に係る電気工事について、当該工事の請負業者に新たに資材を調達させることとしていたが、実際は、会社が本件交付金事業の交付決定前から保管していた中古の制御盤、高圧ケーブル等の資材を請負業者に支給するなどして事業費48万円を実施していた。

したがって、本件交付金事業に実際に要した経費に基づき適正な交付対象事業費を算定すると7786万円となり、前記の交付対象事業費8025万円との差額238万円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額119万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
林野庁	愛知県 太陽木材工業 株式会社 (事業主体)	合板・製材・集成材生産性向上 ・品目転換促進 対策	平成 30	円 8025万 (8025万)	円 4012万	円 238万 (238万)	円 119万

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 236万円

1 基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐え得る操業体制を確立するための漁業用機器(以下「機器」)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に対して、導入する機器等の本体価格の1/2以内の金額を助成することとされている。そして、導入する機器等の本体価格は、代替される既設の機器(以下「被代替機器」)等の下取価額を控除し、消費税相当額を除いたものとされている。また、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2 検査の結果

2事業主体は、機器等導入事業を事業費計2061万円、助成対象経費計1908万円で実施したとして、助成金計954万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、導入した機器の販売業者から被代替機器の売却による下取価額相当額の支払を受けていたにもかかわらず、これを控除しないまま導入した機器の本体価格を実績報告書に計上していたため、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると計1434万円となり、これに対する適正な助成金の額は計717万円となることから、前記の助成金954万円との差額236万円が過大に交付されており、取り崩された基金計236万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
水産庁	特定非営利活動 法人水産業・漁 村活性化推進機 構	A (事業主体)	競争力強化 型機器等導 入緊急対策	平成 28	円 1026万 (950万)	円 475万	円 250万 (250万)	円 125万
同	同	長島共同大 敷組合 (事業主体)	同	30	1035万 (958万)	479万	223万 (223万)	111万
計		2事業主体			2061万 (1908万)	954万	473万 (473万)	236万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

**国産農産物生産・供給体制強化対策事業(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業)の実施に
当たり、補助金の算定が不適切**

1件 不当金額(支出) 362万円

1 補助事業の概要

長崎県中央農業協同組合茶業部会(以下「部会」)は、産地の活性化を図ることなどを目的として、平成30年度に、国産農産物生産・供給体制強化対策事業(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業)として、事業費1921万円(国庫補助対象事業費同額)で、一定の要件を満たす茶生産者(以下「支援対象者」)が行う茶の改植等に対して、補助金を交付した。

産地活性化総合対策事業実施要領によれば、事業主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、改植支援(改植等に必要経費の一部に対する補助)、改植に伴う未収益支援(改植実施後に未収益となる期間に要する経費の一部に対する補助)等の支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に所定の単価を乗じた額とされており、国は、事業主体に対して、これらの支援に要する経費の一部を補助することができることとされている。また、実施要領によれば、事業主体は、改植等の実施に当たり、事業実施計画において改植等を行うこととしている茶園が支援の対象となる要件を満たすことを確認し、改植等の実施後には、現地において、改植等の取組が確実に実施されたこと、実際の支援対象面積等を確認(この確認を「事後確認」)することとされている。

2 検査の結果

事業主体である部会は、30年度の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち茶の改植等に係る事業について、全ての茶園において事後確認を行ったとして、支援対象者26名の支援対象面積を計120,230㎡と算出し、これらに所定の単価を乗ずるなどした計1921万円の国庫補助金の交付を九州農政局から受けていた。

しかし、部会は、事後確認において、改植等の取組を全く行っていなかった茶園については、その面積を支援対象面積から除外していたものの、実際に改植等の取組が実施された面積が事業実施計画の面積と異なっていた茶園については、修正を行わず事業実施計画の面積をそのまま用いるなどして支援対象面積を算出していた。

そこで、実際に改植等の取組が実施された面積を確認するなどして、適正な支援対象面積を算出したところ、計97,348㎡となり、前記の120,230㎡は22,882㎡過大となっていた。

したがって、上記の適正な支援対象面積に基づいて適正な補助金を算定すると1558万円となり、前記の補助金1921万円との差額362万円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額362万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認め る国庫補助 金等相当額
九州農政局	長崎県中央農業協同組合茶業部会 (事業主体)	—	国産農産物生産・供給体制強化対策(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進)	平成30	円 1921万 (1921万)	円 1921万	円 362万 (362万)	円 362万

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の計画が不適切など

1件 不当金額(支出) 117万円

1 交付金事業の概要

長崎県佐世保市は、平成28年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、佐世保市地方卸売市場水産市場(以下「市場」)内において、鮮魚を自動選別する設備(以下「選別機」)の設置工事等を事業費8189万円(交付対象事業費8150万円、交付金2716万円)で実施した。

強い農業づくり交付金実施要綱等によれば、事業主体は、成果目標等を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出することとされている。また、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めることとされている。

2 検査の結果

同市は、市場内の施設を使用する卸売事業者からの要望を踏まえて、既存の選別機3台のうち老朽化により故障が頻発して使用していない1台に代えて、使用している2台の選別機A及びBのうち高性能な選別機Bと同等の性能を有する選別機Cを設置することとし、計3台の選別機を使用して選別作業を行うこととして事業実施計画を作成し、長崎県に提出していた。また、事業実施計画においては、選別作業の効率化を図ることを目標に、選別量1t当たりの作業時間を26年度の実績と比較して32(令和2)年度までに12.3%以上短縮することを目標数値として掲げ、これにより卸売事業者が負担する選別作業に要する人件費の削減が見込まれるとしていた。その上で、整備から20年以上経過した性能の劣る選別機Aについては、選別機Cに隣接する場所へ移設して使用することとして、この移設工事に要する費用349万円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、同市は、事業実施計画の作成に当たり、性能が劣る選別機Aを引き続き使用する必要性について選別機ごとの性能の差を考慮するなどした具体的な検討を全く行っておらず、選別機Bの作業実績を踏まえれば、選別機B及びCの2台のみを使用することで上記の年間総選別量を効率的に処理することが可能であり、人件費を削減できることが容易に想定できたのに、選別機3台を使用することとしていた。また、選別機Aを使用することで追加の人員の確保とそれに伴う人件費の負担が必要となり、選別機を使用する卸売事業者の収支が悪化するおそれがあることは容易に想定できたのに、これを踏まえた検討を行っていなかった。現に、本件工事のしゅん功後の29、30両年度における上記3台の選別機の使用実績をみたところ、卸売事業者は、選別機B及びCの2台のみを使用して効率的に選別作業を行っており、移設した選別機Aについては、選別作業を行う上で必要がないことなどから一度も使用しないまま放置していた。また、選別機B及びCの2台のみの使用により、29、30両年度共に選別量1t当たりの作業時間を12.3%以上短縮するという目標を達成していた。

このように、同市が本件交付金事業の事業実施計画の作成に当たり、選別機ごとの性能の差等を踏まえた検討を行うことなく、使用する必要のない選別機Aを引き続き使用することとして移設し、移設工事に要する費用を交付対象事業費に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、移設工事に要する費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると7797万円となり、前記の交付対象事業費8150万円はこれに比べて352万円過大となっていて、これに係る交付金相当額117万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
九州農政局	長崎県 佐世保市 (事業主体)	農業・食品産業 強化対策整備交 付金	平成 28	円 8189万 (8150万)	円 2716万	円 352万 (352万)	円 117万

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外など

2件 不当金額(支出) 575万円
(前年度 1件 944万円)

1 補助事業の概要

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、交付要綱等に基づき、経済産業省が都道府県に交付して、同補助金の交付を受けた都道府県が中小企業等グループ又はその構成員に対して、施設及び設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、施設及び設備の復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに建替えなどをした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないことになっている。そして、宮城県は、施設の建替えにより面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、建替えに係る事業費に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことなどとしている。

2 検査の結果

同県の2事業主体が実施した補助事業において、建替えにより施設の面積が増加していて復旧の範囲を超えているのに面積案分を行っていなかったり、補助対象外経費に係る共通費を控除していなかったりなどして補助の対象とならない経費を補助対象事業費に含めるなどして補助対象事業費計1464万円が過大に算定されていたため、これらに係る国庫補助金相当額計575万円が不当と認められる。

<事例>

中小企業等グループの構成員である東北陸運株式会社は、平成24年度から26年度までの間に、東日本大震災により損壊した配送センターの荷捌場の施設等の建替えや設備の取替えなどによる復旧に要したとする事業費7億7240万円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金3億8620万円の交付を受けていた。

しかし、上記施設のうち荷捌場の施設における復旧の対象となる建替え前の施設の延床面積は1,242.1㎡であり、建替え後の施設の延床面積1,309.4㎡はこれと比べて67.3㎡増加していて復旧の範囲を超えていたことから、同会社は面積の増加を考慮した面積案分により補助対象事業費の算定を行う必要があった。

したがって、荷捌場の施設の建替えに係る事業費1億0184万円に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合94.8%を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると7億6716万円となり、前記の補助対象事業費7億7240万円との差額524万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額262万円が過大に精算されていた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
					円	円	円	円
東北経済 産業局	宮城県	東北陸運株式会 社〈宮城県塩竈市 〉 (事業主体)	中小企業組 合等共同施 設等災害復 旧	平成 24～26	7億7240万 (7億7240万)	3億8620万	524万	262万
同	同	石巻商工信用組 合〈宮城県石巻市 〉 (事業主体)	同	25～28	8億8212万 (8億8212万)	2億9404万	940万	313万
計		2事業主体			16億5452万 (16億5452万)	6億8024万	1464万	575万

石油供給構造高度化事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 575万円

1 補助事業の概要

石油供給インフラ強じん化事業は、石油供給構造高度化事業費補助金の交付を受けた石油供給構造高度化事業コンソーシアム(以下「コンソーシアム」)が、今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震又はこれに伴う津波等のリスクに備えて石油供給設備の強じん化を図るための事業を実施する石油会社に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

同補助金の交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、製油所等の入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業に要する経費とされており、既存設備の補修に要する経費は補助の対象とならないことになっている。

太陽石油株式会社は、平成28年度に、愛媛県今治市に所在する四国事業所の電気室の建屋について、基礎地盤の液状化を考慮した耐震対策として場所打ち鉄筋コンクリート杭を増設するなどして建屋の基礎構造を補強するとともに、耐震対策として建屋本体の壁等を補強する工事を事業費8140万円(補助対象事業費同額)で実施したとして、コンソーシアムから国庫補助金5426万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

会社が、本件工事のうち建屋本体の壁等を補強するとしていた工事は、コンクリートの劣化により壁等に発生したひび割れなどにエポキシ樹脂を注入するなどの既存設備の補修に係る工事であり、耐震、液状化・津波対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業には該当しないものであった。

したがって、建屋本体の壁等を補強するとしていた工事に係る経費863万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額575万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 〈所在地〉	間接補助 事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額
資源エネ ルギー庁	石油供給構 造高度化事 業コンソー シアム 〈神奈川県 横浜市〉	太陽石油株 式会社 〈東京都千 代田区〉 (事業主体)	石油供給イン フラ強じん化 事業	平成 28	円 8140万 (8140万)	円 5426万	円 863万	円 575万

非常用発電機の設計及び管理が不適切

1件 不当金額(支出) 3690万円

1 補助事業の概要

石油製品出荷機能強化事業は、地震等により国内において石油製品の供給不足等が生ずる場合にも石油製品を安定的かつ効率的に供給できる体制を構築することを目的として、石油製品出荷機能強化事業費補助金の交付を受けた石油連盟が、製油所において石油製品の出荷設備等の機能を強化するなどの事業を実施する石油会社に対して、当該事業に要する経費を補助するものである。

そして、石油製品出荷機能強化事業費補助金業務方法書によれば、事業主体は、石油連盟から補助金の交付を受けて取得するなどした財産について、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこととされている。

昭和四日市石油株式会社は、平成26年度に、巨大地震に伴う津波被害により出荷設備等が電源を喪失した場合に電力を供給する非常用発電機9台を設置するなどの工事を事業費5100万円(補助対象事業費同額)で実施したとして、石油連盟から同額の補助金の交付を受けていた。

同会社は、津波被害を回避するための高床式倉庫(以下「倉庫」)に非常用発電機を設置して保管することとし、出荷設備等に電力を供給する必要が生じた際にはクレーンにより倉庫から搬出して使用することとしていた。そのため、同会社は、工事を実施するに当たり、搬出及び搬入が安全かつ容易に行えるような方法で非常用発電機を倉庫の床面に固定すること、床面への固定については仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるように耐震設計を行うことなどを仕様書により示した上で請負業者と契約を締結していた。

2 検査の結果

請負業者は、非常用発電機の固定について、仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるものかどうかを耐震設計計算により確認せずに、非常用発電機1台当たりアンカーボルト4本(径16mm)を用いて床面に固定することとし、同会社の承認を得て、これにより施工していた。

しかし、上記の固定方法については、仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるものかどうか判然としないことから、「建築設備耐震設計・施工指針」に示された計算方法に基づき、耐震設計計算を行ったところ、地震時に当該アンカーボルトに作用する引抜力は^(注)2.67kN/本から^(注)13.01kN/本となり、いずれも許容引抜力1.20kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、非常用発電機の管理状況を確認したところ、28年11月以降、非常用発電機9台については、アンカーボルトを取り付けていなかったなどのため、地震時に非常用発電機が倉庫の壁等と衝突するなどして損傷するおそれがある状態となっていた。

したがって、非常用発電機9台(工事費相当額3690万円)は、設計及び管理が適切でなかったため、地震時に損傷してその機能が発揮できなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る国庫補助金相当額3690万円が不当と認められる。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

部局等	補助事業者 〈所在地〉	間接補助 事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 (補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額
資源エネ ルギー庁	石油連盟 〈東京都千 代田区〉	昭和四日市石 油株式会社 〈三重県四日 市市〉 (事業主体)	石油製品出 荷機能強化	平成 26	円 5100万 (5100万)	円 5100万	円 3690万	円 3690万

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用

1件 不当金額(支出) 870万円

1 補助事業の概要

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業は、中小企業及び小規模事業者の経営力向上を図ることを目的として、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「中央会」)が、経営力向上に資する革新的サービス開発、試作品開発及び生産プロセスの改善を行う中小企業等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。また、中央会は、中小企業等が中央会から補助金(以下「ものづくり補助金」)の交付を受けて実施する事業(以下「ものづくり補助事業」)のうち福岡県内において実施される事業に係る公募、ものづくり補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、福岡県中小企業団体中央会(以下「受託事業者」)に委託している。

交付規程等によれば、取得価格が50万円以上の機械、器具、備品等は処分を制限する財産(以下「処分制限財産」)とされており、ものづくり補助事業の実施者は、処分制限財産を、経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ受託事業者の承認を受けなければならないこととされている。そして、処分制限財産をものづくり補助金の交付の目的に反してもものづくり補助事業とは関係のない業務のために使用した場合は、処分制限財産の残存価額に補助率を乗じて得た金額を中央会に納付(以下「残存簿価分納付」)することとなっている。ただし、実施者がものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業に転用する場合は、あらかじめ受託事業者の承認(以下「転用承認」)を受ければ、残存簿価分納付が免除されることとなっている。

有限会社シモジョウは、カリウム浸漬技術を活用した減塩明太子の革新的な試作品開発や生産プロセスの改善を行うために必要なフードミキサー等の設備を、平成29年7月及び同年8月に購入したとして事業費1582万円(補助対象事業費1464万円)に対してもものづくり補助金976万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。そして、同会社は、30年1月に、本件ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業として販売のための減塩明太子の本格的な生産を行うために当該設備を転用することについて、受託事業者の転用承認を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、受託事業者の転用承認を受けてから半月が経過した後、購入した上記の設備を、受託事業者に無断で、主として本件ものづくり補助事業とは関係のない従来品の明太子の生産のために使用していた。

したがって、本件ものづくり補助事業により購入した設備(30年1月末残存価額計1305万円)は、ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業に転用されておらず、補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計870万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 〈所在地〉	間接補助事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
全国中小 企業団体 中央会	全国中小企 業団体中央 会〈東京都 中央区〉	有限会社シモジ ョウ 〈福岡県福岡市〉 (事業主体)	革新的もの づくり・商 業・サービ ス開発支援	平成 29	円 1582万 (1464万)	円 976万	円 1305万	円 870万

木質チップボイラーの温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が不適切

1件 不当金額(支出) 162万円

1 補助事業の概要

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業は、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、原子力発電施設が立地する地方公共団体等がエネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を実施する場合に、必要な経費の全部又は一部を補助するものである。

島根県雲南市は、平成29年度に、雲南市加茂B&G海洋センターの機械室において、温水プールの水を加温するための木質チップボイラー、消火用補給水槽、温水を送水する配管(以下「温水配管」)等の設備機器等を設置するなどの工事を事業費5628万円(補助対象事業費同額)で業者に請け負わせて実施し、国庫補助金5628万円の交付を受けていた。

同市は、本件工事の仕様書等において、請負人が「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(以下「耐震設計指針」)に基づき耐震設計計算を行うなどして設備機器の設置を行うこととしていた。

耐震設計指針によれば、設備機器を据え付けるために架台等の支持構造部材を用いる場合は、支持構造部材をアンカーボルトで鉄筋コンクリートの壁等に緊結することとされており、アンカーボルトは、地震時に作用する引抜力が許容引抜力を上回らないようにすることとされている。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

2 検査の結果

請負人は、温水配管を設置するために、鋼製の架台をアンカーボルト(径10mm)4本により機械室の天井に緊結していた。しかし、請負人は、当該アンカーボルトについて、耐震設計計算上安全であることを確認していなかったことから、耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は14.5kN/本となり、許容引抜力0.75kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっておらず、地震時に温水配管等が機械室の天井から落下するなどのおそれがある状態となっていた。

また、請負人は、消火用補給水槽を設置するために、鋼製の架台(以下「水槽架台」)をアンカーボルト(径12mm)4本により機械室の壁に密着させて緊結することとすれば耐震設計計算上安全であることを確認し、これにより施工することとしていた。しかし、請負人は、施工に当たり、機械室の壁に、耐震設計計算上、圧縮に対する抵抗力を期待できない人造繊維製の断熱材(厚さ50mm)が張り付けられているのに、水槽架台を断熱材の上からアンカーボルトにより機械室の壁に取り付けていた。このため、水槽架台は機械室の壁に密着しておらず、地震時に消火用補給水槽に作用する水平力等によりアンカーボルトに損傷が生じて、消火用補給水槽等が機械室の壁から落下するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、本件工事により設置した温水配管、消火用補給水槽等(工事費相当額162万円)は、温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていないなどしており、これらに係る国庫補助金相当額162万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象事業費	不当と認める 国庫補助金相 当額
中国経済 産業局	島根県雲南市 (事業主体)	エネルギー構造 高度化・転換理 解促進事業	平成 29	円 5628万 (5628万)	円 5628万	円 162万	円 162万

電線共同溝PFI事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 2750万円

1 契約等の概要

四国地方整備局(以下「整備局」)は、愛媛県松山市に所在する一般国道33号に係る東石井地区の延長1.4km及び天山地区の延長1.7kmにおいて、電線共同溝の整備、維持管理等を行うために、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律^(注)に基づくPFI事業として、平成30年3月に、「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」の事業契約を、同月から令和14年3月までを契約期間として、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社(以下「事業者」)と契約額20億6053万円で締結している。

本件契約の予定価格は、入札説明書及びその添付資料(これらを「入札説明書等」)に定めるPFI事業費の構成により積算されており、その構成は、事業契約の締結日から電線共同溝の引渡日までに事業者が行う調査、設計、工事等を実施するために要する費用(以下「施設費」)、施設費の割賦支払に必要な費用(以下「割賦手数料」)、電線共同溝の引渡日から契約期間の終了日までの間における点検、補修等の維持管理業務費等となっている。また、これらのうち割賦手数料については、整備局が入札説明書等で公示する基準金利に、基準金利には含まれていない利ざやを加えた割賦利率により算定することとなっている。そして、整備局は、入札説明書等において、本件事業に係る基準金利を0.256%と公示していた。

(注) PFI事業 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業。PFIはPrivate Finance Initiativeの略

2 検査の結果

整備局は、予定価格の積算のうち割賦手数料の算定に用いる基準金利について、電線共同溝を引き渡すまでの期間において基準金利の上昇が想定されるなどとして入札説明書等の公示前に検討していた0.8%と設定するなどして、割賦手数料を1億5342万円と算定し、これを含めたPFI事業費の総額を20億7770万円と積算していた。

しかし、整備局は、入札説明書等において、入札価格の算定に当たっては基準金利を0.256%として割賦手数料を算定するよう公示していたことなどから、予定価格の積算に当たっても基準金利の0.256%を用いるべきであった。

したがって、予定価格の積算において、入札説明書等で公示した基準金利の0.256%を用いるなどして割賦手数料を修正計算すると、割賦手数料の算定過程における施設費の一部計上漏れなどの積算過小を考慮しても1億2101万円となり、PFI事業費の総額は20億3301万円となることから、本件契約額20億6053万円はこれに比べて約2750万円割高となっていて不当と認められる。

灯火運用卓等の据付工事に係る設計等が不適切

3件 不当金額(支出) 1642万円

(前年度 1件 381万円)

1 補助事業の概要

空港整備事業として、2県は、南紀白浜、奄美両空港の管制塔において、飛行場灯火を操作するための灯火運用卓を更新するために灯火運用卓を製作し据え付ける工事(以下「灯火運用卓の据付工事」)等を実施したり、鹿児島県は、奄美空港の予備発電電源室において、予備発電機を操作するための機関操縦計器盤を更新するために機関操縦計器盤を製作し据え付ける工事等を実施したりした。

2県は、灯火運用卓の据付工事等を「航空灯火・電気施設工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」)等に基づいて施工することとしている。

共通仕様書によれば、機器をフリーアクセス床に据え付ける場合は、床パネルの下部に架台を設け、機器と架台をボルト等により結合した上で、架台をボルト等により床コンクリートに直接固定するなどされている。そして、機器をフリーアクセス床に据え付ける場合のように、機器を床コンクリートにアンカーボルトにより直接緊結しない場合には、「建築設備耐震設計・施工指針」によれば、鉄骨部材である架台を設けた上で、当該架台をアンカーボルトにより床コンクリートに緊結するなどされている。

また、工事契約書によれば、設計図書の表示が明確でないときは、請負人は県が定めた監督員又は監督職員に確認を請求しなければならないこと、監督員又は監督職員は請負人に承諾を与えるなどすることとされている。そして、鹿児島県における灯火運用卓の据付工事の特記仕様書において、請負人は、監督職員の承諾を得た後に架台の製作を行うこととなっている。

2 検査の結果

和歌山県において、監督員の承諾を得ないままフリーアクセス床の床パネルの下部に架台を設けずに床パネル上の灯火運用卓をアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどして、床パネルと床コンクリートの間で当該アンカーボルトが露出していたり、鹿児島県において、監督職員の承諾を得てフリーアクセス床の床パネル上の灯火運用卓を床パネルの下部の等辺山形鋼とボルトで固定しただけで、床パネルの下部に架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかったりしていた事態が見受けられた。また、鹿児島県において、監督職員の承諾を得て機関操縦計器盤の底面前側をアンカーボルトにより床コンクリートに固定しただけで、同計器盤の底面後側は床コンクリートに凹状にある配線用のピットを考慮した架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかった事態が見受けられた。

このため、灯火運用卓及び機関操縦計器盤は、地震時に作用する水平力等により転倒するなどし、地震時における所定の機能が維持できないおそれのある状態となっていて、これらに係る国庫補助金相当額計1642万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額	工事の内容
国土交通 本省	和歌山県	平成 25、26	円 1億6673万 (1億6673万)	円 8336万	円 1110万 (1110万)	円 555万	灯火運用卓の 据付工事
同	鹿児島県	29～ 令和元	円 3億1176万 (3億1176万)	円 2億4940万	円 1231万 (1231万)	円 984万	同
同	同	平成30	円 1億3269万 (1億3269万)	円 1億0615万	円 127万 (127万)	円 102万	機関操縦計器 盤の据付工事
計	2事業主体		円 6億1118万 (6億1118万)	円 4億3893万	円 2469万 (2469万)	円 1642万	

橋りょうの橋座部等の設計が不適切

2件 不当金額(支出) 4462万円

1 交付金事業の概要

滋賀県及び長浜市は、長浜市西浅井町地内において、一級河川大川における河川改修に伴い市道水の駅線の橋りょうを幅員の広い新橋(橋長47.5m、幅員7.7m)に架け替えるために、下部構造として橋台2基(左岸側の橋台を「A1橋台」)及び橋脚1基の築造、上部構造としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC桁」)18本の製作、架設等を実施した。

同県及び同市が締結していた覚書によれば、工事については河川管理者である同県が実施し、工事の費用についてはそれぞれが負担することとされている。

そして、同県及び同市は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」等に基づき行うこととしており、これによれば、支承部を設置する橋台及び橋脚の橋座部は、地震発生時に支承部から伝達される水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有することとされている。また、水平力は、設計水平震度を用いるなどして算定し、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力(以下「コンクリート耐力」と、補強鉄筋が負担する耐力(以下「鉄筋耐力」)の和とすることとされている。

2 検査の結果

同県は、A1橋台の支承部として、アンカーバー(長さ1.36m、径60mm)8本を橋座部に設置していた。そして、アンカーバーに作用する橋軸方向の水平力を4,139kNと算定した上で、橋座部の耐力の照査については、コンクリート耐力が1,069kNと上記の水平力をPC桁の本数で除した230kNを上回っていたことから、橋座部の耐力が水平力を上回るとしていた。また、アンカーバーに生ずるせん断応力^(注)の照査については、水平力4,139kNにより生ずるせん断応力^(注)183.0N/mm²が許容せん断応力^(注)187.0N/mm²を下回るとし、いずれも所要の安全度が確保されることとしてこれにより施工していた。

しかし、橋座部の耐力の照査に当たり、水平力をPC桁の本数で除する必要はなく、水平力としていた4,139kNは、誤った設計水平震度を用いるなどして算定された数値であり、同県は、適正な水平力を4,698kNと算定し直していたが、これに基づく橋座部の耐力等の照査は行っていなかった。

そこで、改めて適正な水平力に基づいて橋座部の耐力等の照査を行ったところ、橋座部の耐力は鉄筋耐力を算出して前記のコンクリート耐力に加えたとしても2,139kNとなり、水平力4,698kNを大幅に下回っていた。また、アンカーバーに生ずるせん断応力^(注)は207.7N/mm²となり、許容せん断応力^(注)187.0N/mm²を上回っていて、いずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、A1橋台における橋座部等は設計が適切でなかったため、A1橋台及びこれに架設されたPC桁等(工事費相当額計8597万円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計4462万円が不当と認められる。

(注) せん断応力・許容せん断応力 「せん断応力」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力がかかったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力」という。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
				円	円	円	円
滋賀県	滋賀県	防災・安全交付 金(河川)	平成 27～29	1億6932万 (1億6699万)	8349万	5290万 (5289万)	2644万
同	長浜市	同(道路)	27～29	1億0436万 (1億0433万)	5738万	3306万 (3305万)	1818万
計	2事業主体			2億7369万 (2億7133万)	1億4088万	8597万 (8595万)	4462万

擁壁の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 5517万円

1 補助事業等の概要

岩手県は、平成25年度から28年度までの間に、河川等災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金(道路)事業として、下閉伊郡田野畑村明戸地内において、23年3月の東日本大震災により被災した海岸保全施設を復旧するとともに主要地方道岩泉平井賀普代線を改良するため防潮堤、ボックスカルバート(以下「カルバート」)、擁壁等を事業費11億9077万円(交付対象事業費同額、国庫補助金等交付額11億1592万円)で築造した。このうち擁壁は、防潮堤により遮断される二級河川明戸川の機能を維持するために築造するカルバートの上下流の左右両岸(右岸側の延長計35.8m、左岸側の延長計32.7m)において、防潮堤の土砂が明戸川に崩落するのを防止する土留めとして築造するもので、縦壁及び底板から構成される逆T型の現場打ち鉄筋コンクリート擁壁(以下「逆T型擁壁」)となっている。

2 検査の結果

同県は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、逆T型擁壁に係る設計計算書では、八つのブロックに分けた上で、「道路土工 擁壁工指針」に基づき各ブロックの縦壁及び底板に配置する鉄筋の応力計算を行っていた。設計計算書によれば、各ブロックの底板のかかと版上面側に配置する主鉄筋については、カルバートに接している四つのブロック(高さ9.4m～10.6m、底板幅6.9m。以下「カルバート接続ブロック」)では径32mmの鉄筋を12.5cm間隔に、また、カルバートに接していない四つのブロック(高さ5.2m～5.9m、底板幅3.1m。以下「端部ブロック」)では径16mmの鉄筋を25.0cm間隔にそれぞれ配置すれば、常時及び地震時の主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとされていた。

しかし、本件工事の設計変更の際に、同県が設計コンサルタントに設計図面の修正を指示したところ、設計コンサルタントにおいて、当該設計変更の内容は逆T型擁壁の各ブロックの応力計算に影響を及ぼすものではなく逆T型擁壁の設計図面を修正する必要がなかったのに、誤って、全てのブロックについてかかと版上面側の主鉄筋の径をカルバート接続ブロックでは32mmから16mmへ、端部ブロックでは16mmから13mmへと変更した設計図面を作成し、同県は、これにより施工していた。

そこで、実際に配置されたかかと版上面側の主鉄筋を基に改めて応力計算を行ったところ、主鉄筋に生ずる引張応力度は、七つのブロック(延長計59.7m)において、常時では、164.7N/mm²から376.0N/mm²となり、また、地震時では、316.5N/mm²から749.6N/mm²となり、許容引張応力度160.0N/mm²(常時)及び300.0N/mm²(地震時)を大幅に上回るなどして、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、逆T型擁壁は設計が適切でなかったため、七つのブロック等(工事費相当額5871万円)は、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額5517万円が不当と認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
岩手県	岩手県	河川等災害復旧、東日本大震災復興交付金(道路)	平成25～28	円 11億9077万 (11億9077万)	円 11億1592万	円 5871万 (5871万)	円 5517万

貯水槽の基礎工の設計に当たり、アンカー耐力及び設置数の組合せの選定が不適切

1 件 不当金額(支出) 1 6 2 4 万円

1 交付金事業の概要

栃木県鹿沼市は、平成25年度から29年度までの間に、社会資本整備総合交付金(下水道)事業及び防災・安全交付金(同)事業として、鹿沼市深津地内において、豪雨の際に一時的に雨水を貯留することを目的とした千渡雨水第三調整池(面積4,740㎡)を掘込式の貯水槽(以下「貯水槽」)として整備するために、基礎工、く土工等の工事を事業費5億8183万円(交付対象事業費5億7721万円、交付金2億8860万円)で実施した。このうち基礎工は、周辺の地下水位が高く貯水槽の底版下面に地下水による上向きの鉛直力(以下「揚圧力」)が作用することから、これによる貯水槽の浮き上がりを防止するため、底版上面から土中にアンカーを設置するものである。

同市は、基礎工の設計を「下水道施設耐震計算例-処理場・ポンプ場編-2002年版」、「グラウンドアンカー工法の調査・設計から施工まで」(これらを「設計基準」)等に基づいて行っている。設計基準によれば、構造物の浮き上がりに対する安全を確保するためにアンカーを使用する場合には、揚圧力から、空水時の貯水槽の自重に側壁背面に作用する摩擦力等を加えた下向きの鉛直力を差し引くなどして、アンカーが負担する力(以下「アンカー負担力」)を算定し、アンカー負担力に対して必要となるアンカー1本当たりの設計耐力(以下「アンカー耐力」)及び設置数の組合せを選定することなどとされている。

2 検査の結果

同市は、基礎工の設計に当たり、アンカーの設置数については、設置間隔の目安が最大5mであるとして、5mの等間隔に設置するなどとした上で184本とし、アンカー耐力については、アンカー負担力及び設置数を考慮するなどして350kNのアンカーを使用することとし、これらにより施工していた。

しかし、設計基準等によれば、同市がアンカーの設置間隔の目安であるとした最大5mは斜面の安定のためにアンカーを使用する場合に適用されるものであり、貯水槽の基礎工に適用されるものではないことから、本件基礎工の設計に当たっては、アンカーの設置間隔を5mとすることなく、アンカー負担力に対して必要となるアンカー耐力及び設置数の組合せを選定する必要があった。また、同市は、アンカー負担力の算定に当たり、貯水槽の自重に側壁等の自重を含めていなかったり、側壁背面に作用する摩擦力等を下向きの鉛直力に加えていなかったりなどしていた。

そこで、改めて、アンカー負担力を適正に算定するなどした上で、適切なアンカー耐力及び設置数の組合せを選定すると、アンカー耐力450kNのアンカーを101本設置することとすれば、浮き上がりに対して所要の安全度が確保でき、かつ、最も経済的な設計になったと認められる。

したがって、上記により工事費を修正計算すると、5億4909万円(交付対象事業費5億4473万円)となり、本件工事費5億8183万円(同5億7721万円)はこれに比べて3274万円(同3248万円)過大となっていて、これに係る交付金相当額1624万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
				円	円	円	円
栃木県	鹿沼市	社会資本整備総合交付金(下水道)、防災・安全交付金(同)	平成 25～ 29	5億8183万 (5億7721万)	2億8860万	3274万 (3248万)	1624万

放送施設に係る設備の設計及び施工が不適切

1 件 不当金額(支出) 1 3 5 0 万円

1 交付金事業の概要

島根県は、平成27年度に、防災・安全交付金(都市公園等)事業として、島根県立石見海浜公園において、同公園内に設置されている放送施設の設備のうち親局設備、遠隔制御装置(これらを「親局設備等」)、屋外拡声子局の拡声器等の更新を行う電気通信設備工事を事業費3171万円(交付対象事業費同額、交付金1585万円)で実施した。

上記の放送施設は、地震時等において公園の利用者の安全確保に資するために、防災情報等を親局設備等から発信して、公園内に設置された屋外拡声子局の拡声器を通じて利用者へ伝達するものである。

同県は、電気通信設備工事共通仕様書(以下「共通仕様書」)等に基づき、本件工事に係る設備の設計、製作、据付調整等を請負人に行わせることとしていた。共通仕様書によれば、設備を据え付けるに当たっては、地震時における転倒等の事故を防止できるよう、共通仕様書に規定する耐震据付設計基準(以下「設計基準」)を満たした適切な耐震施工を施さなければならないなどとされている。そして、設備をフリーアクセス床^(注)に固定する場合は、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に取付ボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するなどとされている。また、設備を据え付けるに当たっては、監督職員は、請負人から施工前に設計基準を満たした設計となっていることを示した強度検討書を提出させて、これを確認した上で、請負人に適切に施工させることとされている。

(注) フリーアクセス床 電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、コンクリート床の上に支持脚を建て込み、床パネルを支える構造にした床

2 検査の結果

同県の監督職員は、請負人が親局設備等を据え付けるに当たり、請負人に強度検討書の提出を求めておらず、親局設備等が設計基準等を満たしているか確認していなかった。そして、請負人は、設計に当たり強度検討書を作成することなく、親局設備等を床パネルに取付ボルトで直接固定するなどするのみで、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に専用架台を設けてボルトで固定するなどの設計基準等を満たした耐震施工を行っていなかった。

したがって、本件工事で更新した親局設備等(工事費相当額2700万円)は、設計及び施工が適切でなかったため、地震時における所定の機能が維持できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額1350万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
島根県	島根県	防災・安全交付 金(都市公園等)	平成 27	円 3171万 (3171万)	円 1585万	円 2700万 (2700万)	円 1350万

落石防護柵の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 259万円
(前年度 1件 2748万円)

1 交付金事業の概要

宮崎県は、平成30年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、西臼杵郡日之影町大字七折地区において、県道北方高千穂線の防災対策とするために、落石防護柵を設置するなどの工事を事業費2101万円(交付対象事業費同額、交付金1340万円)で実施した。このうち落石防護柵は、上記地区内の2工区の延長計211.0mにわたり高さ2.0mの支柱を約3.0m間隔で設置し、各支柱間にワイヤロープ及び金網を取り付けた構造となっている。

同県は、本件落石防護柵の設計を「落石対策便覧」(以下「便覧」)に基づき行っている。そして、便覧によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、落石の跳躍高は一般的に斜面から直角に測った高さ2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされている。さらに、落石防護柵の背面に平場がある場合、平場の幅が狭いほど落石が落石防護柵に衝突する高さが高くなるなど、その幅によって落石が落石防護柵に衝突する高さが変わることから、平場の幅を考慮して最低柵高を設定することとされている。

2 検査の結果

同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、落石の跳躍高を2.0mと想定するとともに、両工区の各1か所を選定して現地を調査し、落石防護柵背面の平場の幅がそれぞれ1.0m及び1.5mであることなどを考慮して、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を全延長にわたって一律に2.0mと決定していた。そして、本件落石防護柵の高さを2.0mと設計して、これにより施工していた。

しかし、両工区には、同県が現地調査を行った上記の2か所よりも平場の幅が狭かったり、平場が全くなかったりしている箇所が多数あったのに、同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、このような実際の平場の幅の状況について考慮していなかった。

そこで、便覧に基づき、現地の再調査の結果確認された平場の幅を考慮して、改めて本件落石防護柵の最低柵高を算出すると、両工区における計4区間の延長計41.9mにおいて最低柵高が2.0mを上回る事となる。このうち、各区間の最低柵高が最も高くなる箇所についてみると、2.39m(平場の幅0.7m)から4.0m(同0m)となり、本件落石防護柵の高さは最大で0.39mから2.0m不足することとなっていた。

したがって、本件落石防護柵のうち延長計41.9m(工事費相当額406万円)は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額259万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
宮崎県	宮崎県	防災・安全交付 金(道路)	平成 30	円 2101万 (2101万)	円 1340万	円 406万 (406万)	円 259万

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切

4件 不当金額(支出) 1148万円

1 交付金事業の概要

防災・安全交付金(河川)事業等は、河川事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

2 検査の結果

2県及び2市において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設のマテリアル費や減価償却累計額を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益の一部を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計2856万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計1148万円が不当と認められる。

<事例>

京都市は、京都市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として計4365万円(交付対象事業費同額、交付金交付額計1455万円)を支払っている。同市は、本件補償費の算定において、配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を、既存の配水管等の財産台帳における減価償却累計額を基に121万円と算定していた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定すべきであり、これを基に算定した減価相当額1425万円を控除するなどして適正な補償費を算定すると3061万円となり、本件補償費4365万円は、これに比べて1304万円(これに係る交付金相当額434万円)過大となっていた。

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
岩手県	岩手県	床上浸水対策特別緊急	平成27～29	6483万(6483万)円	3241万円	825万(825万)円	412万円	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの(通信線等)
神奈川県	横浜市	防災・安全交付金(河川)	29、30	9451万(9451万)	3150万	375万(375万)	125万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
京都府	京都市	同	29、30	4365万(4365万)	1455万	1304万(1304万)	434万	減価相当額を誤るなどしていたもの(配水管等)
山口県	山口県	社会資本整備総合交付金(河川)	24、28	7364万(7364万)	3682万	351万(351万)	175万	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの(通信線等)
計	4事業主体			2億7666万(2億7666万)	1億1530万	2856万(2856万)	1148万	

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切

2件 不当金額(支出) 1737万円

1 交付金事業の概要

福島県及び愛知県稲沢市は、平成26年度から30年度までの間に、それぞれ管理している公営住宅計38団地に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計25億6325万円(交付金計21億6855万円)で実施した。

この家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅の団地等の別に次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{事業費}} = \left(\boxed{\text{近傍同種の住宅の家賃の額 (近傍同種家賃)}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right) \times \boxed{\text{補助対象月数}} \times \boxed{\text{補助対象戸数}}$$

事業費の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額は、土地部分の複成価格、損害保険料、公課等に基づき算定することとなっている。

そして、損害保険料は、火災による損害の相互救済事業を行う公益法人(以下「公益法人」)が算出する額を上限として事業主体が実際に支払った額とすることとなっている。また、公課は、当該住宅に課される固定資産税及び都市計画税の合計額となっており、これらの税率等は地方公共団体により異なることから、実際の条例の規定により算出した税額に相当する額とすることとなっている。

さらに、土地部分の複成価格は、1㎡当たりの固定資産税評価額相当額を戸当たり敷地面積に乘じて算出することとなっている。そして、戸当たり敷地面積は戸当たり床面積を容積率で除して算出すること、容積率は公営住宅の総床面積を総敷地面積で除して算出することとなっている。また、公営住宅法等に共同施設として規定されている児童遊園、集会所等の施設のうち、地域に開放されている施設等の敷地に相当する部分を総敷地面積に含めないこととなっている。

2 検査の結果

事業費の算定に当たり、福島県は、損害保険料について、公益法人に実際に支払った額を超える額としていたり、公課について、一部の市において条例の廃止に伴い都市計画税が課されないことになっていたのに、廃止前の条例に基づく都市計画税額を加えていたりなどしていた。また、稲沢市は、土地部分の複成価格の算出に当たり、地域に開放されている交流広場等や、公営住宅に該当しない老人福祉施設のグラウンド・ゴルフコースや多目的広場等の敷地に相当する部分の面積を総敷地面積に含めるなどしていた。これらのことから、同県及び同市においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計25億3514万円となることから、前記の事業費25億6325万円との差額2811万円が過大となっていて、これに係る交付金相当額1737万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
福島県	福島県	福島再生加速化 交付金(災害公 営住宅家賃低廉 化)	平成 26～ 28	円 23億6514万 (23億6514万)	円 20億6949万	円 884万 (884万)	円 774万
愛知県	稲沢市	社会資本整備総 合交付金(公的 賃貸住宅家賃低 廉化)	26～ 30	1億9810万 (1億9810万)	9905万	1926万 (1926万)	963万
計	2事業主体			25億6325万 (25億6325万)	21億6855万	2811万 (2811万)	1737万

汚泥処理施設の整備に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 9151万円

1 交付金事業の概要

群馬県前橋市は、平成22年度から24年度まで及び27、28両年度に、社会資本整備総合交付金(下水道)事業として、前橋水質浄化センターにおいて、社会資本整備総合交付金の交付対象である公共下水道事業により発生する汚泥(以下「下水汚泥」)と交付金の交付対象ではないし尿処理施設管理事業等により発生する汚泥(以下「その他汚泥」)を共に処理する汚泥炭化施設、混合設備等の汚泥処理施設を事業費35億6013万円で整備した。このうち、汚泥炭化施設は、下水汚泥及びその他汚泥を炭化して固形燃料を製造する施設であり、安定した性状の固形燃料を製造するためには、汚泥炭化施設に搬入される汚泥の含水率の均等化が必要となる。そして、下水汚泥については、その含水率が既存の脱水設備で低減されている。一方で、その他汚泥については、その含水率を低減するための脱水設備が設置されていなかったことから、同市は、本件交付金事業とは別に費用を負担してセンターにその他汚泥のための脱水設備を新たに整備し、その他汚泥の含水率を脱水後の下水汚泥の含水率と同等になるように低減させた上で汚泥炭化施設に搬入することとしていた。

また、本件交付金事業の実施に当たり必要となる費用の負担については、同市において、公共下水道事業を実施する水道局とし尿処理施設管理事業等を実施する関係部局との間で「汚泥処理施設の設計及び施工並びに維持管理等の費用負担に関する協定書」(以下「費用負担協定」)を締結して定めている。費用負担協定によれば、上記費用の負担は、下水汚泥とその他汚泥の汚泥処理施設への搬入量により算出される計画処理量の割合に基づき行うこととされており、その割合は、上記のとおり脱水後の下水汚泥とその他汚泥の含水率を同等になるようにした上で、それぞれ84.4%(計画処理量41.8t/日)及び15.6%(同7.7t/日)と算定されている。そして、同市は、この割合に基づき汚泥処理施設の整備に係る費用を案分するなどして、本件交付金事業の交付対象事業費を計29億6825万円(交付金交付額計16億3163万円)と算定していた。

2 検査の結果

同市は、両汚泥の含水率を均等化する方法について、その他汚泥のための脱水設備を新たに整備して脱水後の下水汚泥とその他汚泥の含水率が同等になるようにする前記の方法ではなく、既存の脱水設備でその他汚泥の一部について含水率を低減させた上で、下水汚泥とその他汚泥を混合して含水率を均等化する混合設備を整備する方法に変更していた。

しかし、これにより、混合設備において下水汚泥と混合するその他汚泥には脱水されていないものが含まれることになり、その他汚泥の汚泥処理施設への搬入量が当初予定よりも増加することになったにもかかわらず、同市は、両汚泥の計画処理量の割合について見直しを行っていなかった。

そこで、前記変更後の処理方法に即して両汚泥の計画処理量の割合を算出したところ、それぞれ79.6%(計画処理量41.8t/日)及び20.4%(同10.7t/日)となった。

したがって、上記の割合に基づくなどして適切な交付対象事業費を算定すると計28億0176万円となり、これに係る交付金交付額は計15億4011万円となることから、本件交付金交付額16億3163万円との差額9151万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
群馬県	前橋市	社会資本整備総合交付金(下水道)	平成 22~24、 27、28	35億6013万 (29億6825万) 円	16億3163万 円	1億6649万 (1億6649万) 円	9151万 円

交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 1977万円

1 交付金事業の概要

高知県は、平成30年度及び令和元年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、四万十市山路地内において、一般国道321号の四万十市山路から実崎までの区間の道路の線形不良箇所等の解消を図るなどのために、歩道及び道路橋の整備を、事業費3億1900万円(交付対象事業費同額、交付金2億1755万円)で実施した。

同県は、本件交付金事業を、「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づき、通学路における交通安全対策に係る重点配分対象事業として実施している。交付要綱によれば、道路の改築等に関する事業が、重点配分対象事業に該当する場合には当該年度の事業費に国の負担割合5.5/10を乗じ、該当しない場合には当該年度の事業費に国の負担割合5/10を乗じて、交付金の額を算定するなどされている。また、同県が実施する公共事業に係る経費については、国の負担割合が引き上げられることとなっている(国の負担割合が引き上げられる割合を「引上率」)。

そして、防災・安全交付金の「通学路における交通安全対策に係るもの」のうち重点配分対象事業となるのは、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(以下「25年通知」)に基づき、基本的方針(通学路交通安全プログラム。以下「プログラム」)に基づく対策(以下「通学路対策」)に位置付けられたものであることなどの要件に該当する事業となっている。25年通知によれば、通学路における交通安全を確保するために、各地域において、学校、警察、道路管理者等により定期的な合同点検の実施や対策の改善等の取組を継続して推進することが重要であるとされている。そして、この取組を着実かつ効果的に実施するため、市町村等は、地域ごとにプログラムを策定することとされており、このプログラムには、上記の合同点検によって通学路対策が必要とされた箇所(以下「通学路対策必要箇所」)について通学路対策一覧表等を作成することなどが含まれている。

2 検査の結果

同県は、本件交付金事業の実施箇所が所在する四万十市の通学路対策一覧表等を確認することなく、本件交付金事業が重点配分対象事業の要件に該当するものとして、平成30年度の国の負担割合を、重点配分対象事業に該当する場合の5.5/10に引上率1.24を乗ずることにより6.82/10と算出していた。

しかし、本件交付金事業の実施箇所は、25年通知において継続して推進することが重要であるとされている合同点検が実施された箇所ではなく、通学路対策必要箇所ではないことから、本件交付金事業は、同市の通学路対策に位置付けられたものではなく、重点配分対象事業に該当しないものであった。

したがって、本件交付金事業における30年度の国の負担割合は、前記の6.82/10ではなく、重点配分対象事業に該当しない場合の5/10に引上率1.24を乗じた6.2/10となることから、交付対象事業費に上記の6.2/10を乗じて適正な交付金交付額を算定すると1億9778万円となり、前記の交付金交付額2億1755万円との差額1977万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
高知県	高知県	防災・安全交付金(道路)	平成30、 令和元	3億1900万 (3億1900万) 円	2億1755万 円	3億1900万 (3億1900万) 円	1977万 円

屋上の防水シート等の設計数量を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 404万円

1 交付金事業の概要

神奈川県は、平成29年度に、防災・安全交付金(公営住宅等ストック総合改善)事業として、相模原市緑区大島地内において、県営大島団地にある7棟の建物(鉄筋コンクリート造5階建て)の屋上防水改修工事を事業費8764万円(交付対象事業費同額、交付金3943万円)で実施した。この7棟の屋上は、北側及び南側に張り出したひさしのある陸屋根構造となっており、屋上にはハッチ、パラペット等が設置されている。

本件工事は、屋上における住戸相当部分等からハッチを除いた部分(以下「平場」)等に断熱材を張り付けた後、屋上全体に改質アスファルト防水シート(以下「防水シート」)を張り付けるなどするものである。

(注1) 陸屋根 勾配が水平か極めて緩い屋根

(注2) パラペット 高さの低い壁の総称で、建築では屋上等に見られる手すり壁

2 検査の結果

同県は、本件工事の予定価格の算定に当たり、7棟の防水シートの設計数量について、屋上全体を平場、パラペット等及びパラペット等を除くひさしの3部位に分割し、これらの部位ごとの面積を足し合わせるにより計3,289.2㎡と算出していた。

しかし、同県は、7棟の防水シートの設計数量を算出するに当たり、パラペット等を除くひさしの面積について、パラペットの天端幅(両端の計0.220m)を除いたひさしの南北両側の長さ計1.655mに東西の長さ(24.000m～63.000m)を乗ずるなどして計444.68㎡と算出すべきところ、誤って、パラペットの天端幅(両端の計0.220m)を含めたひさしの南北両側の長さ計1.875mを2倍した3.750mに東西の長さ(24.220m～63.220m)を乗ずるなどして計1,082.75㎡としており、638.07㎡を過大に算出していた。

このため、7棟の防水シートの設計数量は上記のほか平場等の面積誤りを考慮して、正しくは計2,656.4㎡となり、前記の3,289.2㎡はこれに比べて、632.8㎡過大となっていた。

したがって、適正な防水シート等の設計数量に基づき、本件工事費を修正計算すると、過小に算出していた断熱材等の設計数量を考慮するなどしても、7866万円となることから、本件契約額8764万円はこれに比べて898万円割高となっており、これに係る交付金相当額404万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
神奈川県	神奈川県	防災・安全交付金(公営住宅等ストック総合改善)	平成29	円 8764万 (8764万)	円 3943万	円 898万 (898万)	円 404万

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、造成した基金が過大

1件 不当金額(支出) 910万円

1 交付金事業の概要

福島県双葉郡広野町は、平成26年度から29年度までの間に、東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)事業として東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅2団地に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計1億5776万円で実施した。そして、同町は、当該事業費に交付率7/8を乗ずるなどした交付金相当額計1億3804万円を、東日本大震災復興交付金の交付を受けて同町が造成した東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」)から取り崩していた。

この家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領等に基づき、公営住宅の団地等の別に次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{事業費}} = \left(\boxed{\text{近傍同種の住宅の家賃の額(近傍同種家賃)}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right) \times \boxed{\text{補助対象月数}} \times \boxed{\text{補助対象戸数}}$$

事業費の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額は、償却額等に基づき算定することとなっている。

そして、償却額は、当初建築費相当額から残存価額を控除した額を住宅の区分に応じて定める期間で除した額とすることとなっている。また、住宅の区分に応じて定める期間は、耐火構造の住宅で70年、準耐火構造の住宅で45年等となっている。

2 検査の結果

事業費の算定に当たり、同町は、一部の団地の償却額について、住宅の区分に応じた期間を耐火構造の70年とすべきであるのに、準耐火構造の45年を用いていたことなどから、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計1億4736万円となることから、前記の事業費1億5776万円との差額1040万円が過大となっていて、これに係る基金から取り崩された交付金相当額910万円が不当と認められる(前掲44ページ参照)。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
福島県	双葉郡広野町	東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)	平成 26～ 29	円 1億5776万 (1億5776万)	円 1億3804万	円 1040万 (1040万)	円 910万

循環型社会形成推進交付金事業の設備等の整備等に要した費用が交付対象外など

4件 不当金額(支出) 5435万円
(前年度 6件 1億0843万円)

1 交付金事業の概要

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領によれば、最終処分場等を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。そして、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、工場において生産されるプレキャストコンクリート製のU型水路等の調達額(以下「特殊製品費」)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の1/2に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。また、事務費は、事業施工のために直接必要な事務に要する費用である旅費及び施工監理業務に係る委託料、需用費等の庁費であり、工事費に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされている。

2 検査の結果

交付対象事業費の算定に当たり、4事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、本工事費のうち現場管理費について、3事業主体(標茶町、いちき串木野市及び国頭地区行政事務組合)において純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を減額していなかったり、1事業主体(いちき串木野市)において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出したりしていた。さらに、事務費については、1事業主体(標茶町)において計上すべき施工監理業務に係る委託料を工事費に含めていたため、改めて当該委託料を事務費に計上すると、工事費に所定の率を乗じて得た額を超えることとなっていた。

したがって、構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出し、施工監理業務に係る委託料を事務費に計上するなどして適正な交付対象事業費を算定すると97億2606万円となることから、本件交付対象事業費98億8009万円は、これに比べて1億5402万円過大となっており、これに係る交付金相当額5435万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認め る国庫補助 金等相当額
				円	円	円	円
北海道	川上郡標茶町	循環型社会形成推進交付金	平成 27～29	22億1895万 (19億1950万)	6億3993万	4376万 (4376万)	1458万
徳島県	美馬環境整備 組合	同	24～28	36億8028万 (36億2072万)	12億0690万	4044万 (4044万)	1348万
鹿児島県	いちき串木野 市	同	26～29	27億3998万 (21億9644万)	7億3214万	5176万 (5176万)	1725万
沖縄県	国頭地区行政 事務組合	同	26～28	23億9598万 (21億4342万)	10億7171万	1805万 (1805万)	902万
計	4事業主体			110億3520万 (98億8009万)	36億5070万	1億5402万 (1億5402万)	5435万

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切

3件 不当金額(支出) 3305万円

(前年度 10件 1億5661万円)

1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」)に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金(都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」)を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2 検査の結果

3事業主体において、太陽光発電設備又は蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等により商用電力が遮断された際に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(以下「必要電力量」)が確保されておらず、取り崩された基金計3305万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

<事例>

栃木県那須郡那須町は、災害時に避難所等として利用する那須町文化センター及び道の駅東山道伊王野に、それぞれ太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費計3408万円(基金補助金及び国庫補助金相当額同額)で実施していた。同町は、文化センター及び道の駅それぞれにおける太陽光発電設備及び蓄電池設備を独立した2系統に分けて設置することとした結果、各系統において、太陽光発電設備により供給できる電力量は16.60kWh、蓄電池設備により供給できる電力量は5.00kWhとなっていた。

しかし、太陽光発電設備及び蓄電池設備の系統を独立させると、系統間で電力を相互に融通することができなくなることから、必要電力量が系統ごとに確保できているか検討する必要があるのに、同町は、この検討を行っていなかった。そこで、供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電を行うために必要な電力量を加えた電力量の計については、文化センターの1系統では24.74kWh、道の駅の1系統では22.12kWhとなっていて、いずれも太陽光発電設備により供給できる電力量16.60kWhを上回っていた。また、夜間の必要電力量については、文化センターの上記の1系統では8.21kWh、道の駅の他の1系統では6.05kWhとなっていて、いずれも蓄電池設備により供給できる電力量5.00kWhを上回っていた。

したがって、文化センター及び道の駅に設置した各2系統、計4系統の太陽光発電設備、蓄電池設備等のうち、3系統における太陽光発電設備、蓄電池設備等(工事費相当額1701万円、国庫補助金相当額同額)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
環境本省	栃木県	那須郡那須町	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	円 3408万	円 3408万	円 1701万	円 1701万
同	奈良県	吉野郡大淀町	同	28	2213万	2213万	1049万	1049万
同	山口県	宇部市	同	28	1102万	1102万	555万	555万
計	3事業主体				6723万	6723万	3305万	3305万

隊舎新設に伴う土木工事において残土の処理に係る工事費の積算を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 470万円

1 工事の概要

南関東防衛局(以下「局」)は、平成27年度から29年度までの間に、「富士(27)隊舎新設土木工事」を一般競争により株式会社関道建設に契約額1億0530万円で請け負わせて施行している。

本件工事は、陸上自衛隊富士駐屯地(以下「駐屯地」)において隊舎1棟の新設に伴い、周辺整備のための土木工事を行うもので、造成工事、舗装工事、給水工事、雨水排水工事、環境整備工事等の各工種から構成されている。

局は、本件工事の工事費について、防衛省が定めている「土木工事積算価格算定要領」、「土木工事標準歩掛」(以下「積算要領等」)等に基づき、上記の各工種に係る費用からなる直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額を加えて積算している。

そして、直接工事費のうち、造成工事等で発生する残土の処理に係る費用は、工事現場から再資源化施設等の目的地までの運搬費、再資源化施設に持ち込む場合に生ずる受入費等から構成されており、このうち運搬費については、積算要領等によれば、運搬距離区分等の各条件に応じて定められた1 m^3 当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされている。また、受入費については、「建設工事における再生資源の活用について(通知)」等によれば、見積書等を基に決定した1 m^3 当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

局は、造成工事、給水工事及び雨水排水工事で発生する残土計2,257 m^3 の取扱いについて、駐屯地に所在する部隊と調整した結果、残土の有効利用を行うため駐屯地に隣接する東富士演習場(以下「演習場」)内の所定の場所に運搬して敷均しすることとして、特記仕様書において、残土について運搬距離は2.0kmとし敷均しをする旨を記載していた。また、残土を再資源化施設に持ち込む場合には、特記仕様書において局が積算で使用する受入費の単価を記載することになっているが、上記の理由により再資源化施設に持ち込まないことから記載していなかった。

しかし、局は、工事費の積算においては、当該工事現場から約25.8km離れた再資源化施設に残土を運搬することを想定して、運搬費については、積算要領等に基づき運搬距離区分を「22.5kmを超えかつ49.5km以下」とするなどとした条件により1 m^3 当たりの単価3,180円を用いて算定し、受入費については、見積書を基に1 m^3 当たりの単価2,400円を用いて算定していた。そして、これらを含めた工事費の総額を1億1052万円と積算していたが、正しくは、上記特記仕様書の内容に基づき演習場内の所定の場所までの運搬費及び敷均し費を計上すべきであり、また、受入費については計上すべきでなかったと認められた。現に、請負業者は、残土を演習場内の所定の場所まで運搬して敷均しを行っていた。

したがって、残土2,257 m^3 について、演習場内の所定の場所までの運搬費は正しい運搬距離区分「1.5kmを超えかつ2.0km以下」に基づいた1 m^3 当たりの単価660円(敷均し費を含む。)を用いること、受入費は計上しないことなどにより本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、工事費の総額は1億0058万円となることから、本件契約額1億0530万円はこれに比べて約470万円割高となっていて不当と認められる。

ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 630万円

1 契約等の概要

海上自衛隊那覇航空基地隊(以下「基地隊」)は、令和元、2両年度に、ボイラー保守管理業務を、一般競争契約により日本美装株式会社それぞれ契約額904万円、924万円、計1828万円で委託して実施している(元年度の保守管理業務を「元年度委託業務」、2年度の保守管理業務を「2年度委託業務」、これらを「本件委託業務」)。

そして、本件委託業務の要求元である基地隊那覇管理隊(以下「管理隊」)が作成した海上自衛隊仕様書(以下「海自仕様書」)において、作業人員は、作業管理者(作業実施者を指揮等し、履行場所に常駐する必要はない者)1名、作業実施者(作業管理者の指揮により直接役務を実施する者)1名を標準とし、そのうち1名は常駐するものとするなどが定められている。

また、海自仕様書では、「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」)、管理隊が作成したボイラー保守管理業務マニュアル等を海自仕様書の一部をなす引用文書としており、マニュアルにおいて本件委託業務の作業項目及び作業内容(以下「作業項目等」)が定められている。

基地隊那覇経理隊(以下「経理隊」)は、本件委託業務の予定価格の積算に当たり、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」等(これらを「積算基準等」)に基づき算定した額と、会社から徴した見積書の金額とを総額で比較して安価な方を採用するなどして決定している。

そして、「建築保全業務積算基準及び同解説」によれば、積算基準等に示されている歩掛かりは、共通仕様書の作業項目等に基づいたものとなっているため、たとえ同じ設備機器でも、作業項目等が共通仕様書と異なれば、当該歩掛かりを適用することはできないとされている。

2 検査の結果

管理隊は、業務の実態を踏まえ、元年度以降の海自仕様書において作業実施者1名を標準とすることを明示していた。また、管理隊は、マニュアルの作成に当たって、隊舎のボイラー等6基が小規模なものであることなどから、共通仕様書の作業項目等を一部抜粋するなどして作業項目等を定めていた。このため、マニュアルに定められた保守管理及び定期自主検査の作業項目等は共通仕様書の作業項目等とは異なるものとなっていて、予定価格の積算に当たっては、積算基準等の歩掛かりは適用できないものとなっていた。

しかし、経理隊は、海自仕様書及びマニュアルの内容を十分に確認することなく、元年度委託業務の予定価格の積算において、積算基準等の歩掛かりを適用して、保守管理の作業実施者の労務数量を1日当たり1.666人としていたり、定期自主検査の労務数量を積算していたりしていた。また、2年度委託業務の予定価格の積算においては、保守管理の労務数量は海自仕様書に基づき1日当たり1人としていたが、定期自主検査の労務数量については、元年度委託業務と同様に積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたり、燃料タンク等の附帯設備の日常点検に係る労務数量についても積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたりしていた。

したがって、作業実施者1名により本件委託業務に係る保守管理及び定期自主検査の作業を実施することとして予定価格を修正計算すると、元年度582万円、2年度604万円となり、本件契約額元年度904万円、2年度924万円は、これに比べて元年度約320万円、2年度約310万円、計約630万円割高となっていて不当と認められる。

—日本私立学校振興・共済事業団—

私立大学等経常費補助金の経理が不当

1件 不当金額(支出) 181万円
(前年度 12件 2億7840万円)

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

学校法人新潟青陵学園(平成29年度補助金交付額3億7758万円)は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学における29年度の算定対象となる29年5月1日現在の専任教員等の数77名(うち助手5名)について、申請年度に育児休業を取得して勤務しない期間が6か月を超えると判断される算定対象とならない助手1名を含めていた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学短期大学部における29年度の「授業料減免事業等支援」に係る所要経費について、学生89名の授業料減免に係る見込額等を記載していた。しかし、上記学生89名の中には、29年9月30日付けで退学した2名が含まれていて、当該2名については、29年度後期分の授業料が徴収されていないため、その分に係る授業料減免の支出実績がなくなったのに、上記の所要経費には、当該2名に係る見込額が含まれていた。そして、見込額等に比べて実際の所要経費が減少していたのに、実績額を報告していなかった。

そして、事業団は、同学校法人から提出されたこれらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。

したがって、一般補助の算定対象とならない専任教員等を除外し、また、特別補助の算定対象とならない所要経費を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は3億7577万円となり、181万円が過大に交付されていて不当と認められる。

－日本年金機構－

職員の不正行為

1件 不当金額(収入) 1181万円

(前年度 1件 130万円)

日本年金機構米沢年金事務所において、厚生年金徴収課の職員齋藤某が、厚生年金保険保険料、健康保険保険料等の収納事務に従事中、平成29年1月から31年3月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険保険料、健康保険保険料等を国庫に払い込まずに、計1181万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和2年9月末現在で582万円が同人の家族から返納されている。

—独立行政法人日本学術振興会—

科学研究費補助金の経理が不当

1 件 不当金額(支出) 2622万円

1 補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会は、国から交付される補助金等を財源として、独立行政法人日本学術振興会法等に基づき、学術の振興を図るため、研究者、研究機関等の学術の研究に関し、必要な助成等を行っている。

振興会が交付する補助金のうち、科学研究費補助金の補助対象経費については、研究に使用する消耗品等の購入費等の補助事業の遂行に必要な経費等となっている。

2 検査の結果

振興会及び振興会が補助金を交付している国立大学法人京都大学に所属する研究代表者である霊長研教員Aにおいて、補助金の実績報告書、契約書、仕様書、納品書等の関係書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、霊長研教員Aが科学研究費補助金の交付を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金2622万円が不当と認められる。

研究機関名	補助事業者 (事業主体)	年 度	事業数	国庫補助金 交付額	不当と認める 国庫補助金	摘 要
国立大学法人京都大学	霊長研教員A	平成 25、26	1	1億8070万 円	2622万 円	不適正な経理処理

(後掲137ページ参照)

最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の経理が不当

1 件 不当金額(支出) 4億4574万円

1 補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会は、国から交付される補助金等を財源として、独立行政法人日本学術振興会法等に基づき、学術の振興を図るため、研究者、研究機関等の学術の研究に関し、必要な助成等を行っている。

振興会が交付する補助金のうち、最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の補助対象経費については、研究設備の購入及び据付調整・附帯工事のための経費である設備整備費等となっており、その目的以外の用途に使用してはならないこととなっている。

2 検査の結果

振興会及び振興会が補助金を交付している国立大学法人京都大学において、補助金の実績報告書、契約書、仕様書、納品書等の関係書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、京都大学が最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の交付を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金4億4574万円が不当と認められる。

補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象経費 円	左に対する国庫 補助金交付額 円	不当と認める 補助対象経費 円	不当と認める 国庫補助金 円	摘 要
国立大学法人 京都大学	心の先端研究 のための連携 拠点(WISH)構 築	平成 22～24	13億9999万	13億9999万	4億4574万	4億4574万	不適正な 経理処理

(後掲137ページ参照)

一独立行政法人国立病院機構一

職員の不正行為

2件 不当金額(収入支出以外) 353万円

- ・独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター

看護部の非常勤職員であった森某が、同部で使用する消耗品の受取作業に従事中、平成30年1月から10月までの間に、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター内の倉庫に保管中の消耗品のうちプリンター用トナーカートリッジ等計307点(購入価格相当額173万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、令和2年9月末現在で38万円が同人から返納されるなどしている。

- ・独立行政法人国立病院機構本部

会計係員が、現金等の出納、物品の購入に関する事務等に従事中、平成30年6月から令和2年3月までの間に、金庫に格納していた銀行印を無断で使用して独立行政法人国立病院機構本部(以下「機構本部」)の銀行口座から現金を引き出したり、卒業証明書等の受取手数料等を機構本部の銀行口座に入金しなかったりなどして現金等計162万円、また、購入伺いの決裁を経ずに自ら調達し納入後に持ち出すなどしてビジネスプロジェクター等計8点(購入価格相当額計17万円)、合計180万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、同年6月に全額が同人から返納されている。

C02センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、契約金額の支払が不適切

1件 不当金額(支出) 7001万円

1 契約等の概要

国立研究開発法人海洋研究開発機構は、文部科学省からの委託を受けて、海洋表層二酸化炭素濃度の観測空白域である南太平洋等で、C02センサー搭載型漂流ブイ(以下「ブイ」)^(注)による観測を行う地球環境保全試験研究調査委託事業を平成28年度から令和元年度まで毎年度実施している。

機構は、上記事業の実施に当たり、平成28年度から令和元年度までの各年度に、「C02センサー搭載型漂流ブイの製作」に係る請負契約(以下「製作契約」)計4契約(調達数量計25基、契約金額計7001万円)を日油技研工業株式会社と締結している。請負契約等監督検査規則等によれば、監督員は、契約に疑義等がある場合には、意見を付して契約担当役に報告しなければならないこととされており、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか否かの検査(以下「完了検査」)を行い、適合しないものであると認めるときは、意見を検査調書に記載して契約担当役に提出しなければならないこととされている。

(注) C02センサー 海水中に溶解している二酸化炭素(CO2)を、ガス透過膜を通じて平衡器に取り込み、その量に応じて変化するpH(水素イオン濃度)指示薬溶液を通過した後の光の強度を受光部で検出し、海洋表層二酸化炭素濃度を算出するための装置

2 検査の結果

平成28、29両年度の製作契約(28年度7基、29年度6基、両年度計13基)のうち、28年度のブイ4基及び29年度のブイ3基、両年度ブイ計7基について、監督員は、会社が実施した機能試験等のデータ(以下「試験データ」)が仕様を満たしていないことなどを履行期限前に会社からの報告等により確認し、履行期限までに仕様を満たすブイが納入されないことを認識しながら、契約担当役に報告していなかった。そして、上記のブイ7基に29年度分の残りのブイ3基を加えた計10基を、一旦納入し、回収した後、履行期限後に再校正を行った上で再納入するよう指示するなどしていた。これを受けて、会社は、上記の指示に従って履行期限から約2か月から3か月後に再納入していた。

また、検査員は、28、29両年度の上記のブイ13基における完了検査において、仕様書に記載された提出書類の一部が実際には提出されていなかったにもかかわらず、ブイが一旦納入された際、当該提出書類の確認を全く行っていなかった。そして、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか確認しないまま、検査調書を自ら作成せず、事務支援職員に作成させた検査結果を合格とした検査調書を契約担当役へ提出させ、これに基づき、契約金額全額が支払われていた。

30、令和元両年度の製作契約(平成30年度6基、令和元年度6基、両年度計12基)について、監督員は、履行期限までに、全部又は一部の項目の試験データを受領していないなどしており、ブイの性能が仕様を満たしているか適切に確認を行っていなかった。

さらに、上記のうち平成30年度のブイ6基について、監督員は、機能試験等の実施が履行期限までに間に合わないことを会社からの報告により確認し、履行期限までに機能試験等が実施されたブイが納入されないことを認識しながら、契約担当役に報告せず、一旦納入した後に回収して、機能試験等を実施後、再納入するという会社からの申出を了承していた。これを受けて、会社は、上記申出のとおり履行期限から約2週間から2か月後に再納入等していた。

また、30、令和元両年度のブイ12基における完了検査については、平成28、29両年度の製作契約と同様の事態が見受けられた。

したがって、本件4契約は、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額が支払われていて、本件4契約の支払額7001万円は不当と認められる。

—独立行政法人住宅金融支援機構—

独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反

22件 不当金額(収入支出以外) 16億6507万円

1 賃貸住宅融資の概要

独立行政法人住宅金融支援機構は、平成19年4月、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、住宅金融公庫(以下「旧公庫」)の権利及び義務を承継して設立された。旧公庫は、同年3月まで住宅金融公庫法に基づき、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金で一般の金融機関で対応が困難なものを融通することなどを目的として、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して35年等の長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅融資」)を行っていた。

賃貸住宅融資については、借入人の保護を図ることなどの目的から、借受者は、賃貸住宅融資により建設された賃貸住宅(以下「賃貸住宅」)の賃貸に当たって、家賃の3か月分等を超えない額の敷金を除き、借入人から礼金、更新料等の受領を賃貸の条件としてはならないこととされていた。また、借受者は、解約申入れ期限を1か月よりも前とした取決めをするなど、借入人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならないこととされていた。

本院が21年次に上記賃貸条件の制限について検査したところ、借受者等において賃貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、機構において、賃貸住宅の実態調査(以下「実態調査」)について本店から支店へ明確な指示をしていなかったりなどしたため、借受者が借入人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。そこで、機構において、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、機構に対して21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

機構は、上記本院の指摘を受けて、賃貸条件の制限に関する周知については、同年11月以降、機構のホームページに掲載するなどし、毎年の実態調査の実施については、23年3月に実態調査の実施方法等を定めた調査要領を策定の上、同年4月から実態調査を開始し、毎年確実に実施することとした。

2 検査の結果

本店首都圏広域事業本部及び3支店の各管内の賃貸住宅融資22件(令和元年度末貸付金残高計16億6507万円)において、借受者が借入人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。そして、この22件の違反内容についてみると、敷金を過大に受領していたものが1件(同1億2472万円)、礼金を受領していたものが15件(同計10億3061万円)、更新料を受領する取決めをしていたものが4件(同計3億1318万円)、敷引きを設定していたものが3件(同計2億7171万円)、退去月の家賃について、日割計算を行わない取決めをしているなど借入人の不当な負担となることを賃貸の条件としていたものが13件(同計10億6898万円)となっていた(一つの物件で複数の賃貸条件の制限に違反しているものがあるため、件数及び貸付金残高の計は一致しない。)

本院の指摘を受けて機構が講じた処置のその後の状況についてみると、賃貸条件の制限に関する周知については、ホームページに掲載していたものの、平成27年度以降は借入人や借受者等が容易に確認できる状況となっていないなど、賃貸条件の制限が遵守されるように借受者等に対して周知を行うという本院の指摘の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていなかった。また、毎年の実態調査の実施については、賃貸住宅融資に関する事業の担当部署は、本院の指摘を受けて、全ての賃貸住宅融資について賃貸条件の制限違反の有無を調べるために借受者に調査票を送付し、これに返信がなかった者(以下「未返信者」)を優先して調査することとして、23年度から開始した。その後、担当部署は、27年度に未返信者を対象とする実態調査が完了したことから、実態調査を同年度をもっ

て終了して、28年度以降は全く実施していなかった。しかし、27年度の実態調査において、その対象とした賃貸住宅融資のうち25件が賃貸条件の制限に違反しているという状況となっていたことから、機構は引き続き、未返信者以外の借受者の賃貸住宅融資についても実態調査を行う必要があったと認められる。そして、担当部署が実態調査を終了したことについて、担当部署から機構内の経営に関する会議等に対して報告されないなど、機構内部において、実態調査に係る統制が十分に機能していなかったことから、本院の指摘を受けて講じた処置の一部が履行されなくなっていた。

このように、本院が是正改善の処置を求め、機構において、これを受けて実態調査を毎年確実に実施することとするなどの処置を講じたにもかかわらず、その一部が履行されなくなるなどしていたため、賃貸住宅融資について賃貸条件の制限に違反していた事態が生じていたことは適切とは認められず、賃貸住宅融資22件に係る貸付金残高16億6507万円が不当と認められる。

(注1) 3支店 近畿、中国、九州各支店

(注2) 敷引き 賃貸借契約書において、あらかじめ敷金の一定額を退出時に返還しないと定めること

部局等	貸付先	貸付年月	当初貸付金額	令和元年度末 貸付金残高	不当と認める 貸付金残高
		平成	円	円	円
本店	賃貸住宅事業を行う個人	10. 10	5400万	2827万	2827万
同	賃貸住宅事業を行う法人	14. 7	2億4930万	1億5429万	1億5429万
近畿支店	賃貸住宅事業を行う個人	8. 7	1億9830万	9185万	9185万
同	同	9. 8	7230万	3496万	3496万
同	同	11. 4	4億0110万	1億9224万	1億9224万
同	賃貸住宅事業を行う法人	12. 8	1億0590万	5717万	5717万
同	賃貸住宅事業を行う個人	13. 6	3630万	1719万	1719万
同	同	15. 12	6210万	2846万	2846万
同	同	16. 9	1億7650万	9911万	9911万
中国支店	賃貸住宅事業を行う法人	13. 3	1億1590万	5155万	5155万
同	同	16. 3	1億2690万	8112万	8112万
九州支店	賃貸住宅事業を行う個人	10. 5	1億5150万	7738万	7738万
同	同	12. 4	2億3500万	1億2472万	1億2472万
同	同	12. 6	6200万	3323万	3323万
同	同	12. 6	2億2100万	1億1635万	1億1635万
同	同	15. 2	1億8590万	1億1662万	1億1662万
同	同	15. 12	7490万	2503万	2503万
同	同	16. 6	8710万	5606万	5606万
同	同	17. 4	1億0000万	6960万	6960万
同	同	17. 5	8280万	3799万	3799万
同	同	18. 3	1億6800万	1億1984万	1億1984万
同	同	(注) 19. 6	6880万	5193万	5193万
計	22貸付先		30億3560万	16億6507万	16億6507万

(注) 平成18年度以前に申込みがあった賃貸住宅融資については、19年度以降に機構が貸し付けた場合も賃貸条件の制限を受けることとなっている。

一国立研究開発法人国立がん研究センター一

実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が不適正

1件 不当金額(支出) 1億1022万円

1 実験動物飼育管理業務委託契約の概要等

国立研究開発法人国立がん研究センターは、東京都中央区に中央病院、研究所等(以下「築地キャンパス」)を、千葉県柏市に東病院等(以下「柏キャンパス」)を設置して、がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発等の業務を行っている。

センターは、築地、柏両キャンパスにおける実験動物の飼育管理、飼育ケージ交換等の業務を一括で委託するために、平成27年4月及び30年2月に、実験動物飼育管理業務委託契約(以下「飼育管理契約」)を株式会社ケー・エー・シーとの間で一般競争入札により締結して(以下、27年4月に締結した契約(契約期間は当初27年4月1日から29年3月31日までであったが、29年4月に27年4月1日から30年3月31日までに契約変更)を「27年度契約」、30年2月に締結した契約(契約期間は30年4月1日から令和3年3月31日まで)を「30年度契約」、2年1月までに27年度契約分1億7055万円、30年度契約分9718万円、計2億6773万円を支払っている。

センターが売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するために、国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程及び国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則(これらを「会計規程等」)に基づき、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっている。また、予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならないこととなっている。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価によることができることとなっている。

2 検査の結果

前記委託業務のうち実験動物の飼育区域の保清管理及び飼育ケージ交換の業務(以下「ケージ交換等業務」)に係る経費の取扱いについて、仕様書における記載の内容を確認したところ、柏キャンパス分では他の経費と区別するような記載はなかったが、築地キャンパス分では契約締結後に別途覚書を交わし単価契約とする旨が記載されていた。そして、センターは、27年度契約及び30年度契約において、それぞれの仕様書に基づいて、柏キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については過去の実績等を基にするなどして予定価格に含めていたが、築地キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については予定価格に含めることなく算定し、それぞれの予定価格によって一般競争の入札等の手続を行っていた。

そして、センターは、それぞれの契約を締結した後に、予定価格に含めなかった築地キャンパス分のケージ交換等業務に係る経費について、会社と覚書を締結して、実験動物飼育区域保清管理料及びケージ交換費を契約書に記載されている契約金額(以下「契約書の金額」)とは別途に支払うこととし、その結果、同経費について、競争に付することなく、覚書に基づく業務代金として、契約書の金額に基づく支払額の約7割に相当する27年度契約7074万円、30年度契約3948万円(2年1月までの分)、計1億1022万円を支払っていた。

このように、本件飼育管理契約について、ケージ交換等業務に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定して、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていた事態は、契約手続が会計規程等に反しているとともに、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適正とは認められず、上記の覚書による支払額1億1022万円が不当と認められる。

一国立大学法人京都大学一

チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど会計経理が不適正

(前掲130、131ページ参照)

1件 不当金額(支出) 11億2823万円

1 チンパンジー用大型ケージ等の整備の概要

国立大学法人京都大学は、附置研究所等として愛知県犬山市に霊長類研究所を、熊本県宇城市に熊本サンクチュアリをそれぞれ設置している。そして、京都大学は、独立行政法人日本学術振興会の最先端研究基盤事業等における「心の先端研究のための連携拠点(WISH)構築」事業の一環として、平成22年度から24年度までの間に、霊長類研究所及び熊本サンクチュアリにおいて、チンパンジー等を対象とした比較認知科学実験用大型ケージ設備(以下「チンパンジー用大型ケージ」)をそれぞれ2基ずつ、計4基を整備している。

また、京都大学は、上記の事業においてチンパンジー用大型ケージ4基を整備するほか、周辺施設、設備等も整備する必要があるとして、22年度から29年度までの間に、文部科学省から交付された研究拠点形成費等補助金(博士課程リーディングプログラム)(以下「形成費等補助金」)、国立大学法人設備整備費補助金(以下「整備費補助金」)及び運営費交付金、振興会から交付された科学研究費補助金(以下「科研費補助金」)、最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)(以下「強化費補助金」)及び外国人特別研究員(欧米短期)に係る調査研究費(以下「調査研究費」)並びに民間企業からの寄附金(形成費等補助金、整備費補助金、科研費補助金、強化費補助金及び調査研究費を合わせて「補助金等」)の多様な資金を財源として、23年度から29年度までに、取引業者8者との間で「比較認知科学実験用大型ケージ設備の購入」等の契約計100件(契約金額計12億1237万円)を締結しており、それぞれの契約金額の全額を24年3月から30年4月までに支払っている。

そして、京都大学におけるチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る物品の購入等の契約手続は、国立大学法人京都大学会計規程(以下「会計規程」)等の定めるところにより行うこととなっている。また、京都大学は、政府調達に関する協定(以下「調達協定」)の適用対象機関であり、一定額以上の物品等の調達契約(以下「特定調達」)を締結する場合には、調達協定等に基づき必要な手続を行う必要があるほか、補助金等の管理等については、補助金等の交付要綱、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」(以下「適正管理規程」)等に基づき行うことなどとなっている。

2 検査の結果

前記の契約100件(契約金額12億1237万円)を対象として、京都大学及びチンパンジー用大型ケージ等の整備に関する契約を締結した取引業者4者において会計実地検査を行ったところ、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る複数の契約について物品の納入等の事実がないものなどが確認されたことを受けて、京都大学は、令和2年6月にチンパンジー用大型ケージ等の整備に際して契約34件(これらの中には1件の契約について複数の不正使用があったとされているものがあり、その重複を除くと28件となる。)、支払額計5億0669万円について取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用があったなどとする調査報告書を公表した。

本院が引き続き検査したところ、上記の取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用のほか、平成23年度から27年度までの間に、会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどして一般競争入札が公正に行われていなかったりするなどしていた契約が27件、支払額計6億2153万円見受けられた。これらを合計すると、不適正な会計経理を行うなどし

ていた契約55件、支払額計11億2823万円となっており、同額が不当と認められる。

(1) 会計規程等に反して、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、正規の契約手続や支払等が行われていなかった事態

契約15件 4985万円

(2) 会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったなどの事態

契約15件 5248万円

(3) 調達協定等に反して、特定調達等の仕様の策定に直接関与した取引業者を一般競争入札に参加させたり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させたりするなどして、一般競争入札が公正に行われていなかった事態

契約12件 9億7019万円

(4) 会計規程等の趣旨に反して、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させていたのに複数者から見積書を直接徴取したように偽っていて、適正な見積合わせが行われていなかった事態

契約18件 7526万円

(5) 会計規程等に基づく契約条項に反して、使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じていたのに契約金額を減額する契約変更等が行われていなかった事態

契約9件 6億2423万円

(6) 会計規程等に反して、納入された物品が仕様書等で定めた内容と異なっていたり、仕様書等で定めた部品を使用していなかったりしていたのに、納品検査等に合格したとして購入代金を支払っていた事態

契約2件 6083万円

(7) 会計規程等に反して、(ア)物品が前年度以前に納入されていたり、(イ)翌年度に納入されていたりしていたのに、関係書類に実際の納品日と異なる日付を記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして購入代金を支払わせていた事態

契約3件 5497万円

(8) 適正管理規程等に反して、最先端研究基盤事業で取得した物品を目的外に使用するなどしていた事態

契約1件 47万円

なお、(2)、(4)、(6)及び(7)(イ)の事態並びに(3)のうち特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどしていた事態(契約27件6億2153万円)は、前記京都大学の調査報告書において不正使用があったと記述されている契約及びその支払額には含まれていない。

表 不適正な会計経理等の財源別・事態別の一覧

財源	検査の結果における事態																純計					
	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)(7)		(7)(イ)				(8)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
形成費等補助金	-	円	-	円	-	円	1	471万	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	1	471万
整備費補助金	-	-	-	-	2	9606万	1	324万	1	3990万	1	5616万	-	-	-	-	-	-	-	-	3	9930万
運営費交付金	1	138万	2	811万	1	4998万	5	1965万	1	4998万	-	-	-	-	1	4998万	-	-	-	-	8	7416万
科研費補助金	4	1517万	5	1243万	-	-	4	1597万	-	-	1	467万	2	499万	-	-	-	-	-	-	14	4708万
強化費補助金	1	284万	3	1492万	9	8億2415万	4	1926万	7	5億3435万	-	-	-	-	-	-	-	-	1	47万	16	8億5172万
調査研究費	-	-	1	64万	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	64万
寄附金	9	3045万	4	1636万	-	-	3	1242万	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5060万
計	15	4985万	15	5248万	12	9億7019万	18	7526万	9	6億2423万	2	6083万	2	499万	1	4998万	1	47万	55	11億2823万		

一国立大学法人佐賀大学一

複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、未利用

1件 不当金額(支出) 2億7982万円

1 契約等の概要

(1) 震災医療システムの概要

国立大学法人佐賀大学は、震災復興医療体制整備システム(以下「震災医療システム」)の開発等を一般競争契約により、平成25年11月に富士通株式会社に契約額2億7982万円で請け負わせて実施しており、26年3月に納品を受けて、同年4月に契約代金の全額を支払っている。

震災医療システムは、佐賀大学及び九州地区の6国立大学法人(以下「参加大学」)が保有する患者の診療情報(以下「医療データ」)を佐賀大学に集積し、平常時には、医療データを分析して薬剤の処方量等の需要を予測する研究等(以下「需要予測事業」)を行い、災害時には平常時に得た情報を被災した参加大学に提供して、被災地に効果的な薬剤の配給等ができるように支援を行うことを目的としており、27年4月から本格運用を開始することとされていた。

(注) 6国立大学法人 九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学の各国立大学法人

(2) マッピング作業等の概要

医療データには医療機関ごとに独自のコード(以下「ローカルコード」)が付与されており、需要予測事業を行うには、ローカルコードと、一般財団法人医療情報システム開発センター等が作成したコード(以下「標準化コード」)とを対応させる作業(以下「マッピング作業」)が必要となる。

そして、マッピング作業を行うには医療に係る知識が必要であり、マッピング作業は佐賀大学及び参加大学において行うこと、佐賀大学が参加大学への作業依頼を行うことなどとなっている。

また、佐賀大学は、医療データを震災医療システムに取り込むには、ローカルコードと標準化コードが正確に対応して整合性がとれていることを検証する必要がある、佐賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に、佐賀大学が一括して検証することにしていた。

2 検査の結果

佐賀大学は、25年4月に震災医療システムによる需要予測事業を計画して同年12月に参加大学に対して需要予測事業への協力を求め、26年2月までの間に協力が得られたとして、同月以降、参加大学に対してマッピング作業の依頼を行っていたとしていた。

しかし、佐賀大学は、参加大学にマッピング作業を依頼するに当たり、マッピング作業の具体的な実施方法や佐賀大学と参加大学との役割分担等について十分に合意形成を図っておらず、具体的なマッピング作業の実実施計画を策定することなどを行っていなかった。

このため、参加大学のうち5国立大学法人は、マッピング作業は佐賀大学が行うことになっていると認識しているなどして、27年4月までにマッピング作業を完了していなかった。そして、佐賀大学は、自らマッピング作業を行うことにしたものの、十分な人材が確保できなかったことなどから、31年1月現在においても、5国立大学法人のマッピング作業は完了していないままとっていた。

また、佐賀大学及び国立大学法人九州大学は、マッピング作業を完了していたものの、佐賀大学は、佐賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に一括して検証を行うことにしていたため、検証を実施しておらず、震災医療システムに医療データを取り込んでいなかった。

したがって、震災医療システムは、マッピング作業が完了していなかったなどのため、納品されて以降全く利用されておらず、今後も利用される見込みがないことから、震災医療システムの開発等に係る支払額2億7982万円が不当と認められる。

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府 (内閣府本府)		
36条処置要求		
	・ 企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について(内閣総理大臣宛て)……………	1 4 5
外 務 省		
36条意見表示		
	・ 政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)……………	1 4 7
厚生労働省		
34条処置要求		
	・ 年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)……………	1 4 9
34条処置要求、36条意見表示		
	・ 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について(厚生労働大臣宛て)……………	1 5 1
農林水産省		
36条意見表示		
	・ 保育間伐の実施について(林野庁長官宛て)……………	1 5 3
36条意見表示、36条処置要求		
	・ 林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について(林野庁長官宛て)……………	1 5 5
36条処置要求		
	・ 経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について(農林水産大臣宛て)	1 5 7

【府省・団体名】	<件名>	ページ
経済産業省		
	34条処置要求、36条処置要求	
	・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施状況について(資源エネルギー庁長官宛て)・	159
	36条意見表示	
	・石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について(資源エネルギー庁長官宛て)・	162
国土交通省		
	36条処置要求	
	・地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)・	164
日本年金機構		
	34条処置要求	
	・年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)・	(149ページ参照)
国立研究開発法人産業技術総合研究所		
	34条処置要求、36条処置要求	
	・国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)・	167
独立行政法人国際協力機構		
	36条意見表示	
	・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)・	(147ページ参照)
独立行政法人労働者健康安全機構		
	36条処置要求	
	・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て)・	169

【府省・団体名】	<件名>	ページ
独立行政法人国立病院機構		
36条処置要求		
	・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人国立病院機構理事長宛て)……………	171
独立行政法人地域医療機能推進機構		
36条処置要求		
	・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て)……………	173

－内閣府（内閣府本府）－

企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について（内閣総理大臣宛て）

病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない企業主導型保育施設の

病児保育室等の整備に係る助成金相当額(1)(支出) 4772万円

病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない

企業主導型保育施設の病児保育室等の整備に係る助成金相当額(2)(支出) 1708万円

(1)及び(2)の計(支出) 6481万円

1 企業主導型保育事業の概要等

(1) 企業主導型保育事業及び企業主導型保育助成事業の概要

内閣府は、子ども・子育て支援法等に基づき、企業主導型保育事業に対する国庫補助を実施している。企業主導型保育事業は、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等（以下「一般事業主」）に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児（以下「乳幼児」）の保育等を行うものである。同府は、国庫補助金の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28年度から30年度までにおいて公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定するなどし、協会に対して国庫補助金を交付している。

協会は、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」）の整備に要する費用（以下「整備費」）及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している（整備費の助成を「助成」、整備費の助成のために交付する助成金を「助成金」、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」）。協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けて協会は、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等（以下「助成要領等」）を制定している。

(2) 企業主導型保育事業における事業類型等

企業主導型保育事業においては、企業主導型保育施設において、乳幼児の保育を行う通常の保育事業（以下「通常保育事業」）に加えて、保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっているものについて、保育を行う事業（以下「病児保育事業」）、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり必要な保護を行う事業（以下「一時預かり事業」）等も実施できることとなっている。

病児保育事業には、病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型の事業類型があり、このうち、病児対応型又は病後児対応型（以下「病児・病後児保育」）は、専用スペース又は専用施設（以下「病児保育室」）を設置し、必要な人数の看護師等及び保育士を常駐させるなどの職員の配置を行って実施することとなっている。一方、体調不良児対応型は、病児保育室を設置することとはなっていない。また、一時預かり事業には、一般型及び余裕活用型の事業類型があり、このうち、一般型は、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりのための保育室（以下「一時預かり室」）を設置し、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行って実施することとなっている（以下「一般型一時預かり」）。一方、余裕活用型は、一時預かり室を設置したり、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行ったりすることとはなっていない。

(3) 助成の申込手続

事業主体は、助成要領等に基づき、助成申込書に、整備する企業主導型保育施設における病児保育事業、一時預かり事業等の実施の有無を記載することなどとなっており、整備した企業主導型保育施設において、病児保育事業、一時預かり事業等を実施することになっている。

2 本院の検査結果

28年度から30年度までに病児・病後児保育又は一般型一時預かり(以下「病児保育等」)を実施するとして病児保育室又は一時預かり室(以下「病児保育室等」)を整備していた14都道府県^(注)に所在する25事業主体の25施設(整備費計22億4017万円、助成金交付額計16億1612万円(国庫補助金相当額同額))を対象として、同府及び25事業主体において、会計実地検査を行った。

(注) 14都道府県 東京都、北海道、大阪府、神奈川県、富山、愛知、三重、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

(1) 病児保育等の実施状況及び病児保育等を実施していない理由

ア 病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備したのに、令和2年4月1日時点で企業主導型保育施設の開設後1年以上が経過しているにもかかわらず、病児保育等を全く実施していない事態が、8事業主体の8施設(整備費計6億7733万円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計4772万円(国庫補助金相当額同額))において見受けられた。そして、その理由を確認したところ、職員の確保についての計画が十分でなく必要な人数の看護師等の確保ができなかったためとしたものが4事業主体の4施設、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要な一般型一時預かりとそれらの配置が必要ない余裕活用型の一時預かり事業との違いなどの制度の理解が十分でなかったためとしたものが3事業主体の3施設等となっていた。

イ 病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止して再開する予定がない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備して病児保育等を実施していたものの、2年4月1日時点において、病児保育等の実施を中止して再開する予定がない事態が、3事業主体の3施設(整備費計3億3007万円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計1708万円(国庫補助金相当額同額))において見受けられた。そして、その理由を確認したところ、当初の採算の見込みが甘く、運営が不可能であると判断したためとしたものが2事業主体の2施設、病児保育等を実施するのに必要としていた医師と継続して連携することができなかったためとしたものが1事業主体の1施設となっていた。

(2) 病児保育室等に係る審査及び周知の状況

協会は、事業主体に病児保育等の実施体制等に係る計画の提出を求めておらず、病児保育等を実施するために必要な職員の確保が可能であるかなどの審査を行っていなかった。

また、協会は、一般型一時預かりには通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要で、余裕活用型の一時預かり事業にはそれらの配置が必要ないといった保育士等の配置に係る違いなどの各事業類型の実施要件等を十分に周知していなかった。

(3) 病児保育室等の利用実態の把握及び指導の状況

協会は、整備費により病児保育室等を整備した企業主導型保育施設を一覧できるようにして管理するなどの病児保育室等の利用実態を把握し、必要に応じて指導を行う仕組みを整備しておらず、前記の病児保育等を全く実施していない8事業主体の8施設のうち2事業主体の2施設については、利用実態を十分に把握していなかったため、必要な指導が行われていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

同府において、助成金の交付を受けて整備される企業主導型保育施設について、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されて、企業主導型保育助成事業の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を事業主体に十分に周知させるとともに、助成申込書の審査を行う際に、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させること

イ 補助事業者に対して、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させること

－外務省、独立行政法人国際協力機構－

政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

援助の効果が全く発現していないと認められる事業に係る贈与額(支出) 809万円

指摘の背景となった援助の効果が十分に発現していないと認められる
事業に係る贈与額(支出) 5億0324万円

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。令和元年度における政府開発援助の実績は、外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施した無償資金協力1761億7955万円、機構が実施した技術協力627億7678万円及び有償資金協力1兆1075億5229万円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

外務本省及び機構本部において会計実地検査を行うとともに、^(注)5か国の41事業について現地調査を実施するなどした結果、無償資金協力1事業については援助の効果が全く発現しておらず、また、同1事業については援助の効果が十分に発現していなかった。

(注) 5か国 ケニア共和国、マレーシア、パプアニューギニア独立国、ソロモン諸島、ウクライナ

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)：メギアルプライマリー学校拡充計画(贈与額809万円)

この事業は、パプアニューギニア独立国マダン州メギアル村に所在する9歳から14歳までの生徒を対象とした初等教育を行うメギアルプライマリー学校(以下「学校」)において、学校の学習環境の改善及び教育の質的向上を図ることを目的として、4教室から成る木造2階建ての校舎1棟を学校の敷地内に建設するものである。検査したところ、学校は、平成27年8月に、地元の建設会社と契約を締結して校舎の建設工事を開始したが、28年12月に、完成間近であった校舎は学校の敷地の所有者により取り壊されていて、事業の効果が全く発現していない状況となっていた。事業計画策定時において、在パプアニューギニア日本国大使館(以下「大使館」)は、工事の進捗状況を学校からの報告により確認することとして、28年5月末時点までの工事の進捗状況を管理していた。その後、事業の実施期間が終了する同年8月になっても学校から事業完了報告書が提出されないことから、数回にわたり、学校の代表者に連絡を試みていた。

しかし、大使館は、学校の代表者と連絡が取れず工事の進捗状況を学校からの報告により確認することができない状況が継続していたのに、学校関係者等を通じて代表者と連絡を取ることや遠隔地にある現地に赴くことなどをしておらず、工事の進捗状況を十分に確認するなどしていなかった。

(2) 防災ラジオ放送網改善計画(贈与額5億0324万円)

この事業は、自然災害にさらされることの多いソロモン諸島において、短波ラジオ放送が24時間可能となるよう改善を行うことにより、災害時における同国住民への緊急情報伝達能力の向上を図ることを目的として、短波ラジオ放送機材及びVHF無線装置等から構成される緊急災害・防災放送用連絡システム(以下「防災連絡システム」)の整備を実施するものである。検査及び現地調査を実施したところ、短波ラジオ放送機材を使ったラジオ放送は行われていたものの、防災連絡システムについては、国家災害管理局等3機関に設置されたVHF無線装置(中継機を含む。)が取り外されたまま1年以上にわたって再設置されていなかったり、VHF無線装置の一部について所在不明となっていたりして、災害の発生に伴い想定される公衆通信の途絶等の際には、住民に向けた緊急の災害関連情報の提供に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。

しかし、機構は、機材の整備に当たって、当該機材が緊急時に活用するためのものであるとい

うことを踏まえて、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行っていなかった。また、機構は、上記のVHF無線装置が取り外されていることを把握した後、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行っていなかった。

なお、機構は、本院の現地調査結果を踏まえて取り外されていたVHF無線装置の再設置について働きかけを行い、その結果、一部の機材の再設置が行われ、中継機等の再設置に向けた計画の検討が進められている。

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア メギアルプライマリー学校拡充計画については、同省において、当該事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして、適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うこと
- イ 防災ラジオ放送網改善計画については、機構において、防災連絡システムが利用可能な状態となるよう、事業実施機関に対して、国家災害管理局等における中継機等の再設置及び所在不明となっている機材に係る対応について十分に働きかけを行うとともに、当該事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、防災連絡システムを整備する場合、緊急時に支障なく活用することができるよう、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行うこと、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行うこと

一厚生労働省、日本年金機構一

年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

実際に返還請求を行った過払い年金額と返還請求等が可能であった

過払い年金額との差額(試算額)(支出) 4 3 4 5 万円

1 過払い年金に係る返還請求事務の概要

(1) 厚生労働省及び日本年金機構における過払いに係る再裁定等の事務の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法等に基づき、被保険者等に対して老齢厚生年金等各種の年金給付を行っている。各種の年金は、年金の給付を受ける権利を有する者からの請求に基づいて、厚生労働大臣の裁定により支給されることとなっている。^(注1)

日本年金機構は、同省の監督の下で、同省から委任又は委託を受けて、これらの年金給付に係る事務を行っている。そして、年金給付に係る事務において事務処理誤りによる裁定等が判明し、これに伴う過払い(以下「過払い」)が生じていた場合には、事務処理誤りによる裁定等に基づき支払われた年金額と厚生年金保険法等に基づき正しく計算された年金額との差額(以下「過払い年金」)は、法律上の原因がなく支払われたものとなるため、民法に基づく不当利得として返還を求めることとなる。この場合、機構は、受給権者への再裁定又は裁定の取消しなど(以下「再裁定等」)^(注2)に係る勧奨及び再裁定等の手続に必要な事務を行って、過払い年金に係る返還金の額の確定等の事務を行っている。

また、上記の返還金について、同省の歳入徴収官は、機構本部から債権の発生の通知を受けて、歳入の調査決定を行うなどしている。なお、受給権者等への納入告知書の送付等の事務は機構が行っている。

(注1) 裁定 年金の給付を受ける権利があることを確認すること

(注2) 再裁定 過去に行った裁定を変更すること

(2) 機構における過払い判明後の事務処理の流れ

過払いが判明した場合の事務処理は、機構が定めた「誤裁定に係る再裁定及び返納勧奨に関する事務処理要領」に基づき行うこととなっている。

そして、機構は、過払いの判明から納入告知等までの事務処理(以下「返還請求に係る事務処理」)の各手続に必要な期間(再裁定等の手続までを行うこととしている期間を「再裁定等期間」、返還請求に係る事務処理を完了することとしている期間を「完了期間」)を事務処理要領で定めるなどしている。

(3) 機構における過払い判明後の事務処理の進捗管理

日本年金機構組織細則によれば、本部は、年金事務所等における情報共有、諸規程、指示等の遵守の徹底を図ることとされている。

そして、事務処理要領によれば、過払いが判明した場合には、年金事務所等において、返還請求に係る事務処理の進捗管理を行うとともに、関係部署と必要な情報を共有することとされている。また、年金事務所等は、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」に基づく本部に対する報告についても併せて行うこととなっている。報告を受けた本部は、事務処理が完了した事案について機構のホームページ上で公表している。

(4) 過払い年金の返還に係る消滅時効

会計法によれば、金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行使することができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅することとされていることから、国は、5年間の消滅時効期間を経過した過払い年金について、返還請求を行えないこととなる。

2 本院の検査結果

機構が対応要領に基づいてホームページ上で公表した平成28年度から令和元年度までの過払いの事案のうち、影響金額^(注3)200万円以上の178件について、返還請求に係る事務処理に要した期間を確認したところ、このうち93件は完了期間内に事務処理が完了しておらず、中には完了期間を5年超過しても事務処理が完了していなかったものも見受けられた。

このことから、上記93件の返還請求に係る事務処理の経過について確認したところ、このうちの7割以上となる70件は、年金事務所等において手続が事務処理要領に基づいて行われていないなどのため、再裁定等期間を超過して再裁定等が行われるなどしており、その半数が6か月以上の超過となっていて、返還請求に係る事務処理全体の遅延の大きな要因となっていた。

そして、このような事務処理の遅延により完了期間内に事務処理が完了していなかった前記の93件のうち68件については、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっており、この68件について、完了期間内に事務処理が完了していれば返還請求等が可能であった過払い年金額を本院が試算したところ、計1億7885万円となり、実際に返還請求を行った計1億3540万円との差額は4345万円(平成18年度から27年度までの支給分)となっていた。

そこで、年金事務所等及び本部における返還請求に係る事務処理の進捗管理の方法等について確認したところ、年金事務所等が情報共有を行う関係部署の範囲、共有方法、本部の役割及び情報を活用した進捗管理の具体的な方法等については事務処理要領に明確に定められていなかった。また、対応要領に基づき年金事務所等が本部に対して行う報告には返還請求に係る事務処理の進捗状況に係る情報も記載されているが、対応要領には本部における年金事務所等からの報告等の進捗管理に関する活用等については具体的に定められていなかった。このため、本部は、返還請求に係る事務処理について、年金事務所等からの情報提供や報告等を活用した進捗管理を行っておらず、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっていることを把握していなかった。

また、同省は、機構から債権の発生の通知を受けて歳入の調査決定を行うなどしているのに、前記の事態について、機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理の実施に関し必要な指導監督を行っていなかった。

このように、過払い年金の返還請求に係る事務処理について、年金事務所等において再裁定等の進達等の手続が事務処理要領に基づいて行われていないなどしていたり、本部において進捗管理が行われていなかったりしているため、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われずに、返還請求等が可能であった過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して、返還請求が行えなくなっている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(注3) 影響金額 受給権者等に対して金銭的な影響があったとして機構が公表した過払いに係る返還金額等の金額

3 本院が求める是正改善の処置

同省及び機構において、今後、過払い年金の返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 本部において、年金事務所等に対して返還請求に係る事務処理を事務処理要領に基づいて実施するよう周知徹底すること

イ 本部において、返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、年金事務所等の返還請求に係る事務処理の進捗管理を適切に行うとともに適時に必要な指示を行うための仕組みを整備すること

ウ 同省において、ア及びイの処置を適切に行うよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について(厚生労働大臣宛て)

指摘の背景となった適切に算定されているか確認することができない状況となっている

特定健康診査に係る負担金相当額(1)(支出) 204億2578万円

実施人員数を基に本院が試算した詳細な健診項目に係る修正単価を適用して試算した
負担金相当額と特定健康診査に係る負担金相当額との差額(2)(支出) 6億8260万円

1 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金等の概要

(1) 特定健康診査等の概要

国民健康保険法等に規定する保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、毎年度、40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査等を行っている。特定健康診査を行う項目には、「基本的な健診項目」と厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行う「詳細な健診項目」とがある。そして、詳細な健診項目については、貧血検査、心電図検査及び眼底検査の3項目とされている。

(2) 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の概要

厚生労働省は、国民健康保険法に基づき、市町村に対して、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を負担するために、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金を交付している。

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱によれば、負担金の交付額は、実施方法等別に定められた基準単価(以下「基準単価」)に実施人員数を乗じて算定した額の合計額である基準額等に基づいて算定された額に、補助率(1/3)を乗ずるなどして得た額とされている。そして、基準単価は、実施方法により、個別健診によって実施した場合と集団健診によって実施した場合とに区分され、さらに、当該区分ごとに、基本的な健診項目のみ実施の場合(この場合の単価を「基本単価」と)、基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施の場合(この場合の単価を「基本・詳細単価」と)に区分して定められている。

(3) 特定健康診査に係る結果データ等の概要

市町村は、特定健康診査の実施に必要な基本データを国民健康保険団体連合会が管理する「特定健診等データ管理システム」等(以下「特定健診システム等」)により管理している。また、実施医療機関等は、受診者ごとの特定健康診査の結果に関するデータ等(以下「特定健診結果データ」)を市町村に提出し、提出された特定健診結果データは、特定健診システム等に保存・蓄積される。

2 本院の検査結果

平成28、29両年度又はいずれかの年度において、基準額に基づいて負担金の交付額を算定していた^(注)23都道府県の942市区町村等に対して交付された負担金のうち、特定健康診査に係る負担金相当額計204億2578万円を対象として検査した。

(注) 23都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、富山、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、愛媛、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(1) 負担金の交付額の妥当性を確認することができない状況となっている事態

28、29両年度における特定健康診査の実施人員数は、計10,740,218人となっている。

基準額の算定に必要な実施人員数は、特定健診システム等から、負担金の算定基礎にするための情報が抽出されているデータ(以下「負担金基礎データ」)を出力し、これに基づいて集計することになる。その際、負担金基礎データの一部の情報については、必要に応じて修正した上で、実施人員数を集計する必要がある(修正後のデータを「修正後基礎データ」)。しかし、実施人員数が適切に集計されていたかなどについて確認しようとしたところ、942市区町村等が事業実績報告書の作成に当たって使用したとする修正後基礎データ等が交付決定の条件に付されている証拠書類として保管されていないなどのため、確認することができない状況となっていた。

このような状況を踏まえて、942市区町村等から再出力した負担金基礎データ及び関連する特定健診結果データ等の提出を受けて分析したところ、分析の対象にできた計7,113,952人(753市区町村等内に居住)のうち、詳細な健診項目を実施した記録が確認できたのは2,127,443人となっていたが、特定健診結果データで確認したところ、詳細な健診項目の基準等に該当していない者が712,994人含まれていた。また、上記の7,113,952人のうちの574,334人については、健診センター等が設置されているなどしている延べ1,730医療機関等において、個別健診の受診者とされていた。交付要綱等によると、712,994人については基本・詳細単価ではなく基本単価が適用される場合に、574,334人については個別健診の基準単価ではなく集団健診の基準単価が適用される場合に、それぞれ該当すると思料されたものの、市町村における負担金基礎データへの修正の状況が確認できず不明なため、実施人員数の集計が適正に行われていたのか確認できない状況となっていた。

同省は、基準額を算定する際の資料等についても、交付決定の条件に従って保管しておく必要があるとしているものの、負担金の交付額の算定に当たって特定健康診査の実施人員数等や詳細な健診項目を実施した人員数を把握した際に使用した資料等を保管しておく必要性等について、明示したり指導したりすることは行っていない。

(2) 基本・詳細単価が詳細な健診項目の実施状況等を踏まえたものとなっていない事態

同省は、基準額の算定に当たり、詳細な健診項目である3項目のうちのいずれかを1項目でも実施した場合は、詳細な健診を実施したとみなすとしており、このため、基準額の算定に当たっては、3項目のうちのいずれか1項目以上を実施した場合、実際の実施項目及び実施数に関係なく、一律に基本・詳細単価が適用されている。

753市区町村等のうちの726市区町村等は、実施医療機関等との間で締結している特定健康診査に係る業務委託契約において、詳細な健診項目の項目ごとに契約単価を設定していた。また、前記の分析において詳細な健診項目を実施した記録が確認できた2,127,443人から詳細な健診項目の基準等に該当していない712,994人を除いた1,414,449人について、詳細な健診項目の実施状況を確認したところ、貧血検査1,356,352人、心電図検査84,729人、眼底検査49,841人となっていた。

同省は、基本・詳細単価について、詳細な健診項目を実施した際に保険者が実施医療機関等に支払う契約単価の実績を基に、各項目における契約単価の平均値等を求め、これらを合計して得た額を総項目数で除するなどして算定しているなどとしているものの、この算定方法では、各項目の実施率は特に考慮されていない。そこで、同省が令和2年度に基本・詳細単価を算定した際に使用した詳細な健診項目の3項目の各単価に、上記の項目ごとの実施人員をそれぞれ乗じて得た額を合計して、詳細な健診項目を実施していた総人員数で除するなどして試算した修正単価により負担金相当額を試算すると6億8260万円の開差が生ずることになる。

このように、負担金の算定基礎とした修正後基礎データ等を市町村が保管していないことなどから、負担金の基準額の算定が適切に行われていたかについて確認できない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、基本・詳細単価が詳細な健診項目の実施状況等を踏まえた単価となっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

同省において、負担金の交付額の算定が、交付要綱、実施基準、告示等に基づいて、適切に行われているか確認できるようにするとともに、特定健康診査を実施する市町村に対する負担金の交付額の算定が適切なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 市町村に対して、負担金の交付額の算定に当たり、基準額を算定する際に集計した実施人員数の根拠としたデータ、資料等を、交付決定の条件に従って、適切に整理し保管することについて周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 基本・詳細単価の設定に当たり、詳細な健診項目の各項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

保育間伐の実施について(林野庁長官宛て)

活用型で発生する経費が販売収入を上回っていた経費の額(支出) 1億1191万円

1 事業の概要

(1) 保育間伐等の概要

林野庁は、森林・林業基本法に基づき、森林の適正な整備を推進するために、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進等の必要な施策(以下「森林整備事業」)を講ずることとしている。そして、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、造林木の一部を伐採する間伐(以下「保育間伐」)が行われている。

(2) 存置型と活用型の概要

同庁は、「国有林における保育間伐の推進について」(以下「通知」)等に基づき、公益的機能の高度発揮とともに、資源の有効活用等にも資するため、保育間伐を推進している。通知によれば、保育間伐は、林分の密度を調整する保育間伐(存置型)(以下「存置型」)と林分の密度を調整するとともに資源の有効活用を図る保育間伐(活用型)(以下「活用型」)に区分して実施することとされている。

「伐採系森林整備のすすめ方」によれば、存置型は、間伐により伐採した林木をそのまま林内に残すのに対して、活用型は、伐採した林木を林外に搬出して木材として利用するものとされている。そして、保育間伐等の伐採を伴う森林整備事業は、森林の整備を目的として行うものであり、販売を目的とする生産事業に比べて立木の直径が小さいなど林分内容の劣る箇所を対象に事業を実施することが多くなるものと考えられることから、存置型で実施する場合もあるが、販売可能なものは経済的合理性も勘案して活用型により極力販売するよう努めることとされている。

(3) 保育間伐に係る経費等について

森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、存置型の場合には、作業道の作設、伐倒する立木の選木及び立木の伐倒の作業を、活用型の場合には、これらに加えて、伐倒した立木を一定の長さに切断して木材に加工する造材、造材した木材を林内から現場に設置されている土場まで運搬して集積する集材、土場から市場等へ運搬するトラック運搬、これらの作業により生産した木材の数量等を確定させるための検知等の作業を、造林請負契約、素材検知等業務委託契約等により実施している。

また、森林管理署等は、造林請負契約を発注するに当たり、^(注1)伐区ごとに保育間伐を存置型で実施するか活用型で実施するか選択した上で、同庁又は各森林管理局が定めた積算基準(これらを「積算基準」)に基づき、選木、伐倒、造材、集材、トラック運搬等の作業種ごとの経費を算出するなどして予定価格を算定し、これを基に入札を行うなどしている。

そして、活用型の場合には、国有林野の産物売払規程等に基づき、上記の造林請負契約等により生産された木材を森林管理署等が木材市場と販売委託契約を締結するなどして販売している。

以上のとおり、存置型では、作業道の作設、選木及び伐倒の経費が発生するのに対して、活用型では、存置型で発生する経費に加えて、造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費(造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費を「活用型で発生する経費」)が更に必要となる一方で木材の販売による販売収入を得られることになっている。

(注1) 伐区 造林から伐採までの一連の作業が行われる区域

2 本院の検査結果

^(注2)27森林管理署等の計441伐区に係る造林請負契約53件の金額に、同請負契約で生産された木材に係る素材検知等業務委託契約及び販売委託契約の金額を加えた活用型に要した経費(計35億1587万

円)及び同請負契約で生産された木材に係る販売収入(計18億8602万円)を対象として、同庁、4森林^(注3)管理局及び27森林管理署等において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(注2) 27森林管理署等 福島、会津、棚倉、塩那、群馬、静岡、富山、中信、南信、木曾、岐阜、飛騨、東濃、愛媛、安芸、四万十、福岡、熊本南部、大分西部、宮崎、鹿児島、大隅、屋久島各森林管理署、白河、村上、南木曾、都城各森林管理署支署

(注3) 4森林管理局 関東、中部、四国、九州各森林管理局

(1) 活用型により実施している伐区における経済的合理性の検討状況

4森林管理局の27森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、林道が整備されていないなど地理的条件が不利になっている箇所等は存置型とし、それ以外の箇所は原則として活用型で実施することとして、前記の441伐区について、同庁から経済的合理性を勘案する際の具体的な考え方や方法が示されていないことから、経済的合理性の有無を確認することなく、一律に活用型で実施していた。

そこで、活用型で実施する合理的な理由について同庁に確認したところ、土砂の崩落等により伐倒木が流出して被害を拡大させるなどの災害リスク等がある箇所は、伐倒木を林内にそのまま存置せずに林外に搬出する必要があるとのことであった。しかし、前記441伐区のうち4森林管理局の19森林管理署等が締結した25契約の117伐区(活用型で発生する経費の契約金額計4億2124万円)については、災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案して存置型によるか活用型によるかを選択することができる箇所となっていたが、19森林管理署等は、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどしていなかった。

(2) 経済的合理性を勘案することができる伐区における活用型で発生する経費と販売収入との経済比較の試算

存置型及び活用型で必要となる作業に係る経費の積算についてみると、存置型・活用型にかかわらず必要となる作業に係る経費のうち、作業道の作設に係る経費は、他の森林整備事業等において作業するのにも必要なため、また、選木及び伐倒に係る経費は、積算基準によると、存置型で実施する場合と活用型で実施する場合と同様の作業となるため、それぞれ存置型で実施する場合と活用型で実施する場合で差はなかった。一方、活用型で発生する経費のうち、造材、集材及びトラック運搬に係る経費は、作業種ごとに必要な人日数に労務単価及び機械損料をそれぞれ乗ずるなどして算出することとされている。このため、造材において立木1本当たりの材積が小さい場合は同じ材積の木材を生産するのにより多くの回数、林木を切断する必要があったり、集材やトラック運搬において運搬する距離が長い場合は同じ材積の木材を運搬するのにより時間を要したりすることから、伐区ごとの林分内容や立地条件により経費が変化することになる。また、一般的に低質材の販売価格は一般材の販売価格に比べて安価になっているため、販売収入は林分内容により変化することになる。

そこで、前記の災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案することができる25契約の117伐区^(注4)について、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を試算して比較したところ、14森林管理署等が締結した18契約の76伐区については、一般材に比べて販売価格が安価となる低質材が多く含まれていたり、立木1本当たりの材積が小さかったり、集材又はトラック運搬の距離が長かったりなどして、林分内容や立地条件が劣った伐区となっていたため、活用型で発生する経費が販売収入を計1億1191万円上回っていた。

(注4) 14森林管理署等 福島、棚倉、静岡、富山、南信、岐阜、飛騨、東濃、安芸、宮崎、鹿児島、屋久島各森林管理署、白河、村上両森林管理署支署

3 本院が表示する意見

同庁において、森林管理署等に対して、保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示する。

林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について(林野庁長官宛て)

指摘の背景となったガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに

個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている

4,219路線の国有財産台帳価格(1)(収入支出以外) 138億4294万円

指摘の背景となった設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま

個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている

1,061路線の国有財産台帳価格(2)(収入支出以外) 38億6037万円

指摘の背景となった併用区間において個別施設計画が策定されていない

林道施設が設置されている96路線の国有財産台帳価格(3)(収入支出以外) 2億6297万円

(1)から(3)までの純計(収入支出以外) 140億6148万円

1 林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定の概要

(1) 林道施設に係る個別施設計画の策定等

林野庁は、林道等に設置されている施設の維持管理・更新等を着実に推進するために、平成26年8月に「林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「行動計画」)を策定している。

行動計画によれば、各施設の点検・診断等の結果を踏まえて、施設ごとの長寿命化計画(以下「個別施設計画」)を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要であるとされている。そして、林道において個別施設計画の策定の対象となる施設は、橋りょう、トンネル及び各管理者が定めるその他の重要な施設(これらを「林道施設」とされている。また、同庁は、26年11月に、森林管理局、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所(以下、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所を「森林管理署等」)が個別施設計画を策定するための具体的な対応方針を定めた「治山施設及び林道施設の長寿命化計画(個別施設計画)作成要領」(以下「作成要領」)を制定し、各森林管理局に通知している。

同庁は、行動計画に基づき、27年3月に個別施設計画に記載すべき事項等について示した「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」を、28年3月に林道施設の個別施設計画の策定に当たり実施する点検・診断、健全性の評価等(以下「長寿命化点検」)の方法等について示した「林道施設長寿命化対策マニュアル」をそれぞれ作成している(これらを「ガイドライン等」)。ガイドライン等によれば、長寿命化点検の頻度は、設置後50年以上の橋りょうについては5年に1回とされており、各施設の設置年度は、個別施設計画において次の点検時期等を定めるために必要な情報となっている。

(2) 併用林道の概要

同庁は、専ら国有林野事業のために使用する国有林林道の区間を管理するほか、道路法に基づく市町村道又は地方公共団体等が管理する民有林林道等について、「併用林道の取扱いについて」(以下「併用通知」)に基づき、その管理者と協議した上で、協定を締結するなどして、当該道路を国有林林道に準じて併用林道として設定することができることとなっている(以下、協定を締結して併用林道として設定した区間を「併用区間」)。また、併用通知において、併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関しては特に規定していない。

2 本院の検査結果

30年度末時点で同庁が整備する林道台帳に記載されている7森林管理局^(注1)(以下「7局」)管内の119森林管理署等が所有する林道施設(10,851橋、142トンネル、その他の重要な施設3,607施設)が設置されている5,137路線^(注2)(延長25,491km、国有財産台帳価格166億2050万円)を対象として、7局及び40森林管理署等において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 国有財産台帳価格 林道は路線単位で延長及び国有財産台帳価格が管理されており、国有財産台帳価格には、林道の路体や舗装だけでなく、橋りょう等の林道施設等を含めた国の事業費の合計額が計上されることになっている。したがって、林道施設ごとの国有財産台帳価格はない。

(1) 策定された個別施設計画の内容が適切でない事態

ア ガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに個別施設計画が策定されている事態

作成要領によれば、林道を管理する森林管理署等は、林道の交通安全の確保を目的として実施された調査・点検の業務委託契約により作成される成果品を活用するなどして個別施設計画を策定することとされており、同庁は、27年及び28年にガイドライン等を作成した際に、26年に制定した作成要領をガイドライン等と整合した内容に改定していなかった。このため、7局及び119森林管理署等は、4,219路線(国有財産台帳価格138億4294万円)に設置されている林道施設について、ガイドライン等で示された長寿命化点検の点検方法による林道施設の各部材や施設全体の健全性の判定を行わずに個別施設計画を策定する結果となっていた。

イ 設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま個別施設計画が策定されている事態

7局が実施している業務委託についてみると、仕様書等において、林道台帳等の既存の資料を受注者に提供することとしていなかった。このため、1,061路線(国有財産台帳価格38億6037万円)に設置されている林道施設のうち、設置年度が現地の橋名板等により確認できない橋りょう2,234橋については、既存の資料に設置年度が記載されているのに設置年度が不明等とされていて、ガイドライン等に基づく長寿命化点検の次の点検時期等の検討に必要な林道施設の設置年度が個別施設計画に記載されていない状況となっていた。

(2) 併用区間に設置されている森林管理署等が所有する林道施設について、個別施設計画が策定されていない事態

併用区間がある1,281路線の林道施設についてみると、森林管理署等と協定先の市町村等との間で協議が行われておらず、森林管理署等や協定先の市町村等がそれぞれ個別施設計画の要否を独自に判断していた。その結果、47森林管理署等が管理する96路線(国有財産台帳価格2億6297万円)の併用区間に設置されている林道施設については、森林管理署等と協定先の市町村等の双方において長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われていない状況となっていた。

そして、(1)及び(2)の双方の事態に該当する路線があることから、それらの重複を控除すると、4,278路線(国有財産台帳価格140億6148万円)となっていた。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

同庁において、林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 林道施設の各部材や施設全体の健全性を判定するなどのガイドライン等に基づく長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われるよう作成要領を改正し、森林管理局及び森林管理署等に対して、改正した作成要領に基づき長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を適切に行うよう指示すること。また、森林管理局に対して、既に策定されている個別施設計画について、林道台帳等の既存の資料が活用されていないものについては、設置年度等の諸元を記載して修正するとともに、今後、業務委託を行う場合には仕様書等に既存の資料を受注者に提供することなどを記載して既存の資料を活用するよう指示すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 森林管理局及び森林管理署等に対して、併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関する考え方を示し、その考え方を基に森林管理署等が協定先の市町村等と協議を行い、その結果を協定書等に記載して各林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行う者を明確にする方策を講ずること。そして、森林管理局等が上記の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行うこととなった場合はこれらを速やかに行うよう指示すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について(農林水産大臣宛て)

指摘の背景となった配分基準ポイントを過大に算出していた地区の事業に係る

国庫補助金相当額(1)(支出) 3億5897万円

指摘の背景となった配分基準ポイントの対象となった取組内容等について適切に点数が

付されているか確認できなかった地区の事業に係る

国庫補助金相当額(2)(支出) 1億6469万円

(1)及び(2)の純計(支出) 4億7423万円

1 経営体育成支援事業等の概要等

(1) 経営体育成支援事業等の概要

農林水産省は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等^(注1)(以下「経営体」)が必要とする農業用機械・施設等(以下「農業機械等」)の導入等を支援する経営体育成支援事業を、また、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、経営体が必要とする農業機械等の導入等を支援する担い手確保・経営強化支援事業を、それぞれ実施している(両事業を合わせて「経営体育成支援事業等」)。

経営体育成支援事業実施要綱及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱によれば、経営体育成支援事業等は、市町村が事業主体となり、経営体が導入等する農業機械等を助成対象として助成するもので、同省は、市町村に補助金を交付する都道府県に対して国庫補助金を交付している。

(注1) 人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者 集落・地域が抱える人と農地の問題の解決のために作成された人・農地プランにおいて今後の地域の中心となる経営体として位置付けられている者

(2) 経営体育成支援事業等の算定額等の概要

同省は、実施要綱に基づき、都道府県に対して要望調査を行い、都道府県は、市町村の要望を取りまとめて同省に提出している。そして、全国の市町村からの経営体育成支援事業等の要望額を合計した額が予算の範囲内で補助額として配分を予定している額(以下「配分予定額」)を上回る場合には、同省は、経営体の農業経営の発展等に係る取組内容等を基に市町村が算出した配分基準ポイントの高い地区から順に、要望額に基づいて算定した額(以下「算定額」)を都道府県に配分することなどとしている。配分基準ポイントの対象となる経営体の取組内容等は、年度ごとに実施要綱の配分基準表において定められており、付加価値額の拡大、経営面積の拡大等の項目ごとに取組の水準(以下「取組水準」)に応じて付される点数が示されている。

そして、平成29、30両年度の経営体育成支援事業等については、同省は、配分基準ポイントの高い地区から順に、算定額を都道府県に配分している。

また、地方農政局等の文書において、市町村は、配分基準ポイントの対象となる取組内容等の実績等について今後のために客観的に確認できる資料(以下「客観資料」)により確認し、客観資料は整理して保存しておくものとされている。

2 本院^(注2)の検査結果

13府県の117市町村が29、30両年度に延べ304地区で実施した経営体育成支援事業等(助成対象事業費計42億4671万円、国庫補助金相当額計16億2935万円)を対象として検査した。

(注2) 13府県 大阪府、青森、茨城、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

(1) 配分基準ポイントを過大に算出していた事態

配分基準ポイントの算出について、農地台帳等の客観資料により確認したところ、配分基準ポイントが過大に算出されていたものが、34市町村の延べ56地区(当該地区に係る助成対象事業費計9億6051万円、国庫補助金相当額計3億5897万円)において延べ73項目見受けられた。

そして、延べ73項目の主な内訳は、「経営面積の拡大」が延べ17項目、「経営コスト縮減」が延べ17項目、「経営の効率化」が延べ7項目等となっていた。

また、これらを原因別に分類すると、(ア)取組水準を誤って理解していたものが延べ45項目、(イ)経営体の取組内容等の確認を十分に行っておらず、取組等の実績がないのに点数を付していたものが延べ24項目及び(ウ)配分基準ポイントの算出過程で計算を誤っていたものが延べ4項目となっていた。例えば、(ア)について「経営コスト縮減」の項目でコストが減っていないのに収入が増加していれば点数を付すことができると判断していたり、(イ)について「経営面積の拡大」の項目で農地中間管理機構からの賃借権等の設定等の状況を確認していなかったり、(ウ)について「付加価値額の拡大」の項目で経営体の付加価値額の算定を誤ったりなどしていたものとなっている。

そこで、これらの56地区について、実際の経営体等の取組内容等に基づき、適正な配分基準ポイントを算出し、順位を設定し直すなどして試算したところ、青森県等6県の18市町村に存する延べ20地区(当該地区に係る助成対象事業費計2億4108万円、国庫補助金相当額計8992万円)については、配分基準ポイントの順位が大きく下がり、配分予定額内となる順位より下位となる。このため、上記20地区の算定額は、本来、青森県等6県に配分されないものとなっていた。そして、仮に、青森県等6県に上記20地区の算定額が配分されなかった場合、その額は、本来経営の状況等がより優越している地区の存する他の都道府県に対して配分されるものとなっていた。

また、青森県等6県は、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていて、上記の20地区については、18市町村から助成されない可能性が高いものとなっていた。
<事例>

青森県北津軽郡中泊町は、30年度にA地区において担い手確保・経営強化支援事業を実施し、農業機械等を導入した1経営体に助成金を交付している(助成対象事業費計1272万円、国庫補助金相当額計589万円)。

そして、同町は、同経営体について、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受け、かつ、経営面積を4ha以上拡大することにしていて「経営面積の拡大」の項目の5点を付すなどして同地区の配分基準ポイントを13.5点と算出しており、その結果、配分基準ポイントの順位は全国で334位となっていた。

しかし、同経営体は、実際には、同機構から賃借権等の設定等を受けていなかった。そして、同町は、要望調査の際に、その確認を十分に行っていなかった。したがって、同経営体について、同機構から賃借権等の設定等を受けていなくても経営面積を4ha以上拡大することにしていて付すことができる3点を付すこととして同地区の配分基準ポイントを改めて算出すると11.5点となる。そして、これにより、同地区の配分基準ポイントの順位を設定し直すと585位となり、配分予定額内となる順位より下位となることから、同地区の算定額は同県に配分されないものとなっていた。また、同県は、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていて、同地区は助成されない可能性が高いものとなっていた。

- (2) 配分基準ポイントの対象となった取組内容等の実績等について客観資料により確認していなかったり、客観資料が保存されていなかったりして、取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない事態

19市町の延べ28地区(当該地区に係る助成対象事業費計4億3582万円、国庫補助金相当額計1億6469万円)において配分基準ポイントの対象となった延べ39項目については、実績等を客観資料により確認せずに経営体からの聞き取りにより市町村が点数を付していたり、客観資料が保存されていなかったりして、経営体における農業経営の発展等に係る取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう、市町村が配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成したり、算出を誤っていた事例を整理したりなどするとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び市町村において経営体の取組内容等を客観資料により確認して、当該客観資料を一定期間保存することについて、都道府県を通じて市町村に対して周知するなどするよう改善の処置を要求する。

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施状況について(資源エネルギー庁長官宛て)

補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしている

3事業に対する国庫補助金交付額(支出) 5988万円

指摘の背景となった補正の内容が適切か確認できない32事業に対する

国庫補助金交付額(1)(支出) 20億2199万円

指摘の背景となったエネマネ対策に係る運用改善等が行われていない33事業に対する

国庫補助金交付額(2)(支出) 17億5879万円

(1)及び(2)の純計(支出) 34億2404万円

1 エネルギー使用合理化等事業者支援事業の概要

(1) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の概要

資源エネルギー庁は、平成26年度から29年度までの間に、民間事業者等が事業主体となって、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業(以下「合理化事業」)を実施する場合に、事業に要する経費の一部を補助させるために、公募により一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」)を補助事業者として選定して、補助金を交付している。そして、SIIは、公募要領を定めて、既存の設備から省エネルギー効果の高い設備(以下「省エネ設備」)への更新、エネルギーマネジメントシステム(注)(以下「EMS」)に係る設備の導入等により省エネルギーを達成する事業等を実施する事業主体に対して補助金(以下「合理化補助金」)を交付している。

(注) エネルギーマネジメントシステム エネルギー使用量を計測して、いわゆる「見える化」を図るとともに、設備の制御等を行うためのシステムで、専用の計測計量機器等により構成されるなどのもの

(2) 省エネルギー量の計算方法

公募要領等によると、省エネルギー量の計算方法は、次のとおりとなっている。

ア 事業主体は、合理化事業を実施した後の1年間(以下「事業実施後1年間」)に達成される省エネルギー量の計画値(以下「計画量」)を計算して、交付申請書等に記載することとなっている。

計画量の計算に当たっては、「裕度」を加味することとなっており、SIIによると、裕度とは、気温の上昇等の様々な要因により、エネルギー使用の実態とのかい離が生ずることを想定して、計画量を計算する際に加味するものであるとしている。そして、交付申請書には、どのような理由でどのくらいの裕度を加味したのかを記載することとなっている。

イ 事業主体は、合理化事業の実施により達成された省エネルギー量の実績値(以下「実績量」)を計算し、成果報告書に記載してSIIに提出することとなっている。ただし、エネルギー消費に関連する状況の変化があった場合には、計画量を計算した際の稼働条件等に合わせて補正したものを実績量とすることとなっている。そして、事業主体は、計画量を達成できない場合、更に1年間の省エネルギー量の実績を報告することとされており、SIIは、計画量の達成が困難であると判断した場合、合理化補助金を返還させることがあるとしている。

(3) エネマネ対策の概要

公募要領等によれば、合理化補助金に係る補助対象経費は、省エネ設備への更新、EMS設備の導入等に係る経費とされており、SIIはその1/3以内を補助することとされている。ただし、事業主体がEMSを導入するに当たり、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者(以下「エネマネ事業者」)と契約期間を3年間以上とするエネルギー管理支援サービス契約(以下「支援契約」)を締結して、より効果的な省エネルギー対策(以下「エネマネ対策」)を実施する場合には、上記補助対象経費の1/2以内を補助することとなっており、補助率の上限がより高く設定されている。そして、支援契約に基づき更なる省エネルギー効果が得られるよう追加的な改善提案等を提供するこ

とができる事業者が、SIIに申請を行ってエネマネ事業者として登録されることとなっている。

SIIによると、エネマネ対策は、事業主体が、事業実施後1年間において計画量を達成するのに加えて、支援契約の契約期間(3年間以上)において、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて運用改善を行い、事業活動に則した最適な運用を確立することを目指すものであるとしている。

2 本院の検査結果

26年度から29年度までの間に実施された合理化事業186事業(176事業主体、合理化補助金交付額計207億3280万円(国庫補助金相当額同額))を対象として、同庁、SII及び176事業主体において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 計画量の達成状況

ア 計画量の達成の根拠とした補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしている事態

補正を行うことで計画量を達成したとしていた74事業のうち3事業(3事業主体、合理化補助金交付額計5988万円(国庫補助金相当額同額))において、補正を行う際に、根拠の確認できない想定値等の適切でないデータを用いていたため、実測値を用いるなどして実績量を正しく計算したところ計画量を達成していなかったり(2事業)、省エネ設備のエネルギー使用量を計測するための計測機器の電気配線が誤っていて、当該機器で計測したデータを用いていたため、計画量を達成したか確認できない状況となっていたり(1事業)していた。

イ 補正の内容が適切か確認できず計画量を達成していたか確認できない事態

上記の74事業について、補正を行った理由等を確認したところ、3事業において、計画量を計算する際に、気温の上昇等の理由で裕度を加味しているのに、実績量を計算する際にも、同様の理由により補正を行っていた。一方、公募要領等においては、裕度を加味した理由と同様の理由による補正を行う場合の取扱いについて定められておらず、裕度については、加味した理由等を記載することとなっているのみとなっていたため、実際の気温の上昇等が裕度を加味した際に想定した範囲を超えて生じたものかなどが明らかでなく、補正の内容が実質的に裕度の内容と重複しているおそれがある状況となっていた。

また、29事業においては、計画量を計算する際に、裕度を加味していたが、裕度を加味した理由や内訳等が交付申請書等に記載されていなかった。一方、実績量を計算する際には、気温の上昇等の理由で補正を行っていた。そのため、裕度を加味した理由と同様の理由で補正が行われたのかなどが明らかでなく、補正の内容が実質的に裕度の内容と重複しているか確認できない状況となっていた。

これらのことから、上記3事業及び29事業の計32事業(31事業主体、合理化補助金交付額計20億2199万円(国庫補助金相当額同額))においては、補正の内容が適切か確認できず、計画量が達成されているか確認できない状況となっていた。

(2) エネマネ対策に係る運用改善等の実施状況

前記186事業のうち、エネマネ対策を実施して、会計実地検査時点で支援契約の契約期間(事業実施後3年間)が終了していた48事業を抽出して、運用改善等の実施状況を確認したところ、33事業(31事業主体、合理化補助金交付額計17億5879万円(国庫補助金相当額同額))において、エネマネ事業者による改善提案が行われなかったり、計画量を達成していることから事業主体が更なる省エネルギーを達成する必要はないと認識していたりなどしたため、事業主体が運用改善を全く行っておらず、エネマネ対策が十分に効果的なものとなっていないと認められた。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

同庁において、実績量の計算が適切に行われたり、エネマネ対策が十分に効果的なものとなったりすることなどにより、合理化事業が適切に実施されその効果が十分に発現するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

ア 補助事業者に対して、実績量を計算する際に適切でないデータを用いて補正を行っていた3事業

- 主体について、計画量を達成するよう省エネルギーに取り組んだ上で改めて省エネルギー量を報告させるなどすることとし、計画量を達成できない場合は合理化補助金を返還させることも検討するよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 補助事業者に対して、実績量の計算を適切に行うよう事業主体及びエネマネ事業者に十分周知するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 補助事業者に対して、裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないように、公募要領等において、実績量を計算する際に、裕度を加味した理由と同様の理由で補正を行う場合の取扱いについて定めるとともに、交付申請書、成果報告書等について、裕度を加味したり補正を行ったりしている内容が適切か確実に審査を行えるような記載内容とするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)
- エ 補助事業者に対して、公募要領等において、エネマネ対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示すとともに、運用改善の実施内容について事業主体から報告させることとするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について(資源エネルギー庁長官宛て)

指摘の背景となった耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定が

十分なものとなっていない製油所に係る耐震化対策等に対する

国庫補助金交付額(支出) 187億8031万円

1 事業の概要

(1) 国土強じん化基本法等の概要

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強じん化基本法」)によれば、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとされている。

(2) 石油供給インフラ強じん化事業の概要

資源エネルギー庁は、国土強じん化基本法等に基づき、平成26年度以降、石油供給構造高度化事業費補助金(石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業)交付要綱等に基づき、石油を精製して供給する事業者等(以下「石油会社」)に対し、補助事業者を通じて国庫補助金を交付している。

交付要綱等によれば、石油供給インフラ強じん化事業とは、平時や災害時を問わず石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図ることを目的として、今後発生が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震又はこれに伴う津波等(以下「大規模地震等」)のリスクに備えて、各地域の製油所等における入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等や他の製油所等とのバックアップ供給に必要な入出荷設備の増強対策等(これらを「耐震化対策等」)及び設備の安全停止対策を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業とされており、石油を持続的に安定供給し得る体制とは、各石油会社が策定している巨大地震等に備えた系列供給網の業務継続計画(以下「系列BCP」)において規定する最低限の入出荷機能を維持している体制とされている。そして、各石油会社の系列BCPにおいて、最低限の入出荷機能とは、被災した製油所が早期に出荷機能を回復してガソリン等の石油製品に係る平時の陸上出荷量の1/2(以下「被災後出荷量」)をタンクローリーにより出荷できる機能等と規定されている。

(注1) バックアップ供給 被災地以外の製油所においてガソリン等の石油製品を増産して被災地に供給するなどすること

(3) 我が国において発生することが想定されている大規模地震等

南海トラフ地震及び首都直下地震に係る震度分布等の想定は、次のとおりとなっている。

南海トラフ地震については、24年3月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」(以下「南海トラフ報告」)が公表されていて、過去の地震とおおむね同じ場所で発生するケース(以下「基本ケース」)、可能性がある範囲で最も陸側で発生するケース(以下「陸側ケース」)等の複数のケースが示されている。

首都直下地震については、17年7月に「首都直下地震対策専門調査会報告」(以下「首都直下17年報告」)が公表されているが、その後、「首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」(以下「首都直下25年報告」)が公表されている。

(4) 製油所の設備等に係る耐震性能等の評価

同庁は、各石油会社に対して、製油所の既存の設備等に係る耐震性能及び耐津波性能(これらを「耐震性能等」)を評価したり、これに基づき耐震化対策等に係る工事を実施したりする際は、内閣府の中央防災会議が公表している大規模地震等に係る震度分布等について、同府から各製油所の所在場所の工学的基盤^(注2)における地震動の加速度等のデータ(以下「地震データ」、地震動の加速度を「加速度」)を入手し、地震データに基づくなどして製油所の構内全域に係る地表面の加速度等を推定することとなっている。

(注2) 工学的基盤 構造物を設計する際に地震動設定の基礎とする地下深部の良好な地盤

2 本院の検査結果

26年度から令和元年度までの間に、10石油会社の20製油所において、南海トラフ地震又は首都直下地震に備えて実施された耐震化対策等を対象として、検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 南海トラフ地震

近畿地方等に所在する7石油会社の12製油所のうち2製油所について、2石油会社は、同府から地震データを入手することができる基本ケース及び陸側ケースの両方で工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定して、基本ケースより陸側ケースの方が地表面の加速度の最大値が大きいことから陸側ケースを採用するなどして耐震性能等の評価を行っていた。

一方、5石油会社の10製油所では、耐震性能等の評価を行う際に陸側ケースの方が地表面の加速度の最大値が大きいのに基本ケースを採用するなどして、南海トラフ地震の想定が南海トラフ報告等の趣旨に照らして十分なものとなっていない事態が見受けられた。

(2) 首都直下地震

関東地方に所在する6石油会社の8製油所のうち2製油所について、2石油会社は、首都直下17年報告と首都直下25年報告の両方で工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定して、首都直下17年報告より首都直下25年報告の方が地表面の加速度の最大値が大きいことなどから首都直下25年報告の地震データを用いたりして耐震性能等の評価を行っていた。

一方、2石油会社の2製油所においては、首都直下17年報告より首都直下25年報告の方が工学的基盤の加速度の最大値が大きくなるなどしているのに首都直下17年報告に係る地震データのみを用いて耐震性能等の評価を行っていて、首都直下地震の想定が首都直下25年報告等の趣旨に照らして十分なものとなっていない事態が見受けられた。

以上のとおり、20製油所のうち6石油会社の12製油所において実施された耐震化対策等249件(補助対象事業費計295億0268万円、国庫補助金交付額計187億8031万円)で、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない事態が見受けられた。

3 本院が表示する意見

同庁において、石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 石油会社に対して、今後、設備等の耐震性能等の評価を行う際は、最新の地震データを用いるとともに、内閣府から地震データを入手することができるケースが複数ある場合には、各製油所の所在場所の地表面の加速度等を推定して比較するなどした上で、最も条件の厳しいケースを採用することとし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、被災した製油所が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷することが困難となった際のバックアップ供給等に係る体制を整備して系列BCPにその内容を盛り込むなど、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策についても合わせて検討するよう補助事業者を通じるなどして指導すること

イ 石油会社に対して、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない12製油所について、アと同様に耐震性能等の評価を行い、過去に耐震化対策等を実施したのに耐震性能等が確保されていないと認められる設備等については、改めて耐震化対策等を実施することにより耐震性能等の確保に取り組むこととし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、アと同様に、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策について検討するよう補助事業者を通じるなどして指導すること

地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)

調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない

負担金等交付額(1)(支出) 21億0903万円

調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において

境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない

負担金等交付額(2)(支出) 22億2496万円

(1)及び(2)の計(支出) 43億3399万円

1 地籍調査事業の概要等

(1) 地籍調査費負担金等の概要

国土交通省は、国土調査法等に基づき、地籍の明確化を図るなどのため、昭和26年度から、市町村等が行う地籍調査事業に要する経費を負担する都道府県に対して地籍調査費負担金を交付しており、また、社会資本整備と連携した効果的な地籍調査を重点的に支援することを目的として、平成28年度から、社会資本整備総合交付金(地籍調査費負担金と当該交付金を合わせて「負担金等」)を交付している。

(2) 地籍調査事業等の工程等

- ① 一筆ごとに、土地所有者等と現地立会して、境界等の調査により境界の確認を行う。
- ② 基準点を設置するなどして土地の境界を測量するとともに、一筆ごとの面積を測定する。そして、これら測量等の結果に基づいて地籍図原図及び地籍簿案(これらを「原図等案」)を作成する。
- ③ 原図等案について、作成した旨を公告し、一般の閲覧に供した上で調査上の誤り等を修正して、地籍図及び地籍簿(これらを「地籍図等」)を作成する。そして閲覧については、国土調査事業事務取扱要領によれば、市町村等は、土地所有者等に対して、閲覧を行う旨をあらかじめ通知するなど、調査成果の確認を得られるようにするための所要の措置を執ることとされている。市町村等は上記の①から③までの工程により地籍調査事業を実施した後、都道府県知事に地籍図等を送付した上で、認証請求を行っている。そして、取扱要領によれば、市町村等は、閲覧、都道府県知事への送付等の手続終了後は遅滞なく認証請求を行うよう努めることとされている。都道府県知事は、市町村等から送付された地籍図等を認証した場合には、当該地籍図等の写しを登記所へ送付することとなっており、登記所に送付された地籍図の写しは、原則として登記所において不動産登記法に規定する地図として備え付けられることとなり、将来の土地取引や用地取得の円滑化、災害時の復旧活動の迅速化等に資するものとなる。

(3) 地籍調査において境界の確認が得られていない場合等の取扱い

地籍調査作業規程準則等によれば、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの状態(以下「筆界未定」)の筆が生ずる場合には、当該部分を筆界未定とする地図を作成することとされており、また、境界の確認が得られない場合にも飽くまでも境界の確認に固執することは、事業の進捗を遅らせることになるので、相当の努力により得られた資料を基に速やかに処理することに努めることとされている。

また、「認証承認書類における補足事項について」等によると、認証されていない隣接する他の調査実施地区(以下「未認証隣接地区」)の調査で設置した基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置して地籍調査を行った場合、遅滞なく認証請求を行うことができるよう、当該調査の成果に、未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められている。

2 本院の検査結果

26年度から30年度までの間に原図等案又は地籍図等が作成され、かつ、令和2年3月末時点で認証請求が行われていない16県の151市町村等において実施された地籍調査事業522事業(事業費計88億4333万円、負担金等交付額計44億3219万円)を対象として、国土交通本省及び6県37市町村において、^(注1)会計実地検査を行うとともに、10県114市町村等について、実績報告書、地籍調査事業の実施状況に関する調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 6県 神奈川、山梨、愛知、兵庫、山口、福岡各県

(注2) 10県 福島、富山、長野、岐阜、静岡、三重、徳島、高知、熊本、大分各県

(1) 調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない事態

16県の104市町村等に係る271事業(事業費計41億9637万円、負担金等交付額計21億0903万円)については、調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていなかった。これらについて態様別に示すと次のとおりである。

ア 認証請求を行うための事務処理が遅れていることから認証請求が行われていないもの

14県の66市町村等は、169事業(事業費計25億9471万円、負担金等交付額計13億0820万円)において、地籍調査事業の実施により原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行うための事務処理が遅れているため、認証請求を行っていなかった。そして、市町村等に対して、事務処理が遅れている理由を確認したところ、業務の引継ぎが不十分であることや地籍調査に関する経験が少ないことを理由にしているものが見受けられた。また、認証請求に係る書類の修正に時間を要していることや他の地区の地籍調査を実施していることを理由としているものも見受けられた。そこで、市町村等に対して、業務の引継ぎを十分に行ったり事務処理の方法を見直したりすることなどにより、認証請求に必要な事務処理を行い認証請求を行うことができないか改めて聴取したところ、可能であるとしていた。

イ 全ての土地所有者等が閲覧したことを確認できないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

11県の30市町村は、59事業(事業費計9億5523万円、負担金等交付額計4億7761万円)において、一部の土地所有者等について、閲覧期間中に閲覧したことが確認できず、当該土地所有者等の閲覧を確認した後に認証請求を行うこととしていたことから、閲覧期間が経過し地籍図等が作成されているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。しかし、同省によると、取扱要領では、全ての土地所有者等が実際に閲覧することまで求めておらず、土地所有者等に対して閲覧できることを周知するよう求めているものであるとしている。

ウ 基準点を使用した未認証隣接地区の認証が行われないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

13県の23市町村は、43事業(事業費計6億4643万円、負担金等交付額計3億2321万円)において、未認証隣接地区に設置されている基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置したが、当該地区の認証請求を行う際に未認証隣接地区の成果が認証されていなかったことから、当該地区の認証請求を行うことができないとして、未認証隣接地区が認証された後に認証請求を行うこととしていたため、地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。

(2) 調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない事態

12県の73市町村は、233事業(事業費計44億5055万円、負担金等交付額計22億2496万円)において、原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、調査実施地区内の一部に筆界未定の筆があったことから、これらの筆の境界の確認が得られた後に調査実施地区全体について認証請求を行うこととしていたため、調査実施地区全体について、認証請求を行っていなかった。この結果、境界の確認が得られている多数の筆(調査実施面積計109.27km²。全体の調査実施面積に対する割合93.5%)について、その成果が活用されていない状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、地籍調査事業の実施により作成された原図等案又は地籍図等について、所定の手続を経た上で遅滞なく認証請求が行われ、地図として登記所に備え付けられることにより有効に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 市町村等に対して、取扱要領では土地所有者等が実際に原図等案を閲覧したことを確認することまでは求めていないことについて明確に示すとともに、調査実施地区の成果に未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底すること

イ 地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めるとともに、市町村等に対して、地籍調査の目的及び重要性を踏まえて、原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供することにより地籍図等を作成するとともに、地籍図等を作成した場合は上記の標準的な期間内に認証請求を行うことについて周知すること

ウ 市町村等における認証請求の状況を定期的に把握し、地籍図等が作成されているにもかかわらず認証請求が行われていない地籍調査事業について、市町村等に対して、ア及びイを考慮するなどして認証請求の可否を検討するとともに、ほとんどの筆が筆界未定になるなど認証請求を行うことが困難となっているなどのものを除いた認証請求が可能なものについては遅滞なく認証請求を行うよう技術的助言を行うこととすること

一国立研究開発法人産業技術総合研究所一

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)

九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地のうち、有効に利用されていない土地を

賃借しないこととすることで節減できた賃借料(1)(支出) 2984万円

保有している土地のうち、北海道センターにおいて有効に利用されていない土地に係る

帳簿価額(2)(収入支出以外) 2億0415万円

(1)及び(2)の計 2億3399万円

1 研究所が保有するなどしている資産等の概要

(1) 研究所における保有資産等の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、平成13年4月に旧工業技術院の15研究所と計量教習所^(注1)が統合されて設立された独立行政法人であり、東京、つくば両本部のほか、国内に11研究拠点^(注1)を設置するなどして研究を実施している。

研究所は、実物資産として、土地(帳簿価額(令和元年度末現在。以下同じ。)計1086億8777万円)及び研究施設等の建物(帳簿価額計1148億4717万円)を保有しており、そのほとんどは、研究所が設立された際に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継したものである。また、研究所では、必要に応じて、承継した建物の敷地となっている土地を賃借している。

(注1) 11研究拠点 北海道、東北、つくば、柏、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター及び福島再生可能エネルギー研究所

(2) 施設整備計画等の概要

研究所では、「第4期中長期計画」において、施設及び設備の効率的、効果的な維持・整備を行い、老朽化によって不要となった施設等について、計画的に閉鎖して解体することとしている。また、研究所の建物等の老朽化が進んでいる一方で、国から措置される予算は減少傾向にあり、限られた予算の中で効率的、効果的に施設の維持・整備及び老朽化対策を実施するために、研究施設等を集約化するなどして老朽化した研究施設等を計画的に閉鎖して解体し、総延床面積の縮減を図るとしている。

(3) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、独立行政法人通則法の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分しなければならないことなどとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

2 本院の検査結果

北海道、九州両センターにおいて、その土地及び建物を対象に検査したところ、土地の利用状況について、次のような事態が見受けられた。

(1) 賃借している土地の一部が有効に利用されていない事態

九州センターに係る研究施設等は、研究所の前身である旧工業技術院の九州工業技術試験所の施設等を研究所が国からの現物出資として承継したものであり、その敷地については、同試験所が佐賀県から賃借していた県有地を研究所が引き続き同県と賃貸借契約を締結して賃借しており、元年度において、71,923.42㎡の土地を賃借している。

そして、平成27年1月から3月までに研究施設等3棟の解体を行うなどした結果、解体後の跡地等約18,816㎡については、更地のままとなっているなどして、有効に利用されておらず、また、

今後の新規の研究施設等の建設予定もないなどとしていて、賃借している土地全体における位置関係、形状等を考慮しても、当該跡地等を賃借しないこととすることが可能な状況となっていた。したがって、研究施設等の解体後、27年度当初に速やかに賃貸借契約を見直していれば、27年度から令和元年度までの間の賃借料計1億1408万円のうち、当該跡地等の面積に相当する賃借料計2984万円が節減できたと認められる。

(2) 保有する土地の一部が有効に利用されていない事態

研究所は、その設立時に研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継し、元年度末現在、北海道センターに係る敷地面積58,546.56㎡^(注2)の土地(帳簿価額17億8000万円)及び研究施設等16棟(建築面積計10,337.71㎡)を保有している。上記土地のうち、約15,896㎡は、旧工業技術院において職員宿舍用地として使用されていたが、研究所に承継されて以降、平成14年12月までに同宿舍は解体され、その跡地のうち約4,917㎡には研究施設等が建設されたことは一度もなく、更地のままとなっているなどとしていて、有効に利用されていなかった。また、上記の土地に通路を挟んで対向する土地約1,798㎡についても、28年12月に研究交流支援施設が解体されて以降、更地のままとなっているなどとしていて、有効に利用されていなかった。

そして、これらの有効に利用されていなかった土地計約6,715㎡(帳簿価額計2億0415万円)については、具体的な処分計画又は利用計画が策定されていない。

(注2) 建築面積 建築物の外壁等で囲まれた部分の水平投影面積

このように、九州センターにおいて、佐賀県から賃借している土地の一部が有効に利用されていないのに賃貸借契約を見直さず、当該土地に係る賃借料を支払い続けている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、北海道センターにおいて、職員宿舍等を解体した跡地の一部が有効に利用されておらず、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

研究所において、有効に利用されていない土地の処分又は利用が図られるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地について、敷地内の研究施設等に係る取壊し予定を踏まえ、前記の約18,816㎡を含めた賃借しないこととする土地を確定するとともに、速やかに同県と協議するなどして賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 北海道センターにおいて有効に利用されていない土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 各地域センターにおける土地の利用状況を的確に把握して、有効に利用されていない土地がある場合には、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどの体制を整備すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

—独立行政法人労働者健康安全機構—

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て)

指摘の背景となった自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある

3災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の

資産価額(収入支出以外) 213億1898万円

1 災害拠点病院の概要

独立行政法人労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上等に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることなどにより、もって労働者の福祉の増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法に基づいて厚生労働大臣が定めた機構の第3期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第4期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、機構は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害を始めとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するために、緊急な対応を速やかに行えるようにすることなどとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(以下「局長通知」)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、機構の33病院のうち13病院が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1) 13病院 東北、千葉、東京、関東、横浜、中部、和歌山、中国、山口、香川、九州、長崎、熊本各労災病院

2 本院の検査結果

機構の13災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、8災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の8災害拠点病院に設置されている自家発電機11台及び無停電電源装置(以下「UPS」)11台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、6災害拠点病院に設置されている自家発電機7台及びUPS6台については、浸水するおそれがない階に設置するなどの浸水対策を実施していた。

しかし、3災害拠点病院に災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機4台及びUPS5台については、浸水対策を全く実施していなかった。このため、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働することができず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた(自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある3災害拠点病院の建物(自家発電機4台及びUPS5台等の建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額計213億1898万円(30事業年度末))。

(注2) 3災害拠点病院 東京、関東、熊本各労災病院

(注3) 資産価額 取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

表 浸水するおそれがある区域に所在する8災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況 (単位：病院、台)

浸水対策の実施状況		浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院	
		浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない
区分			
災害拠点病院		8	3
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	11	4
	UPS	11	5

(注) 「浸水対策を実施している」自家発電機等と「浸水対策を実施していない」自家発電機等の両者を保有している災害拠点病院があるため、災害拠点病院数を合計しても全体数と一致しない。

<事例>

災害拠点病院である熊本労災病院は、自家発電機2台及びUPS2台を保有している。そして、同病院が所在する八代市の総合防災マップを確認したところ、同病院の中央棟及び東西棟は、洪水による浸水深が0.5m未満と想定されている区域に立地している。しかし、UPS1台は、上記の想定されている浸水深より高い位置にある中央棟の2階に設置されていたものの、自家発電機2台及びUPS1台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にある東西棟の1階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機2台及びUPS1台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた。

機構の3災害拠点病院において、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

については、機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 3災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ 機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

一独立行政法人国立病院機構一

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

指摘の背景となった自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある

2災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の

資産価額(収入支出以外) 110億5606万円

1 災害拠点病院の概要

独立行政法人国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法に基づいて厚生労働大臣が定めた機構の第3期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第4期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、機構は、災害発生時等の国の危機管理に際して求められる医療について、中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供することとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(以下「局長通知」)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、機構の141病院のうち37病院が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1) 37病院 北海道、仙台、水戸、栃木、高崎総合、渋川、千葉、東京、災害、横浜、信州上田、金沢、静岡、名古屋、豊橋、三重中央、京都、大阪、姫路、南和歌山、浜田、岡山、呉、広島西、東広島、関門、岩国、四国こどもとおとなの、九州、福岡東、嬉野、長崎、熊本各医療センター、沼田、埼玉、東京、高知各病院

2 本院の検査結果

機構の37災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、9災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の9災害拠点病院に設置されている自家発電機18台及び無停電電源装置(以下「UPS」)17台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、9災害拠点病院に設置されている自家発電機14台及びUPS15台については、浸水するおそれがない屋上に設置したり、設置に当たって土台をかさ上げしたりするなどの浸水対策を実施していた。

しかし、2災害拠点病院に災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機4台及びUPS2台については、浸水対策を全く実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板を設置していてもハザードマップで想定されている浸水を防ぐ高さには足りていなかったりしていた。このため、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた(自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある2災害拠点病院の建物(自家発電機4台及びUPS2台等の建物附

属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額計110億5606万円(30事業年度末)。^(注3)

(注2) 2災害拠点病院 北海道、岡山両医療センター

(注3) 資産価額 取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

表 浸水するおそれがある区域に所在する9災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況 (単位：病院、台)

区分	浸水対策の実施状況	浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院	
		浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない又は対策が不十分
災害拠点病院		9	2
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	18	4
	UPS	17	2

(注) 「浸水対策を実施している」自家発電機等と「浸水対策を実施していない又は対策が不十分」な自家発電機等の両者を保有している災害拠点病院があるため、災害拠点病院数を合計しても全体数と一致しない。

<事例>

災害拠点病院である岡山医療センターは、自家発電機3台及びUPS2台を保有している。そして、同センターが所在する岡山市の洪水・土砂災害ハザードマップを確認したところ、同センターのエネルギーセンター棟及び西棟は、洪水による浸水深が2.0m以上5.0m未満と想定されている区域に立地している。しかし、自家発電機1台は、上記の想定されている浸水深より高い位置にある西棟の屋上に設置されていたものの、自家発電機2台及びUPS1台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にあるエネルギーセンター棟の1階に設置されているのに、浸水を防ぐために設置している止水板の高さが、上記のハザードマップで想定されている浸水を防ぐ高さには足りていなかった。また、残りのUPS1台については上記の想定されている浸水深より低い位置にある西棟の1階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機2台及びUPS2台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた。

機構の2災害拠点病院において、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

については、機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ 機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

一独立行政法人地域医療機能推進機構一

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て)

指摘の背景となった自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある

1災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の

資産価額(収入支出以外) 31億9462万円

1 災害拠点病院の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法に基づき、病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法に基づいて厚生労働大臣が定めた機構の第1期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第2期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、機構は、5疾病5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療等について機構が有する幅広い医療機能及び全国ネットワークを活用しつつ医療等の確保と質の向上を図ることとされている。このうち、災害や重大危機発生時における活動として、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うことなどとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(以下「局長通知」)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、機構の57病院のうち13病院が災害拠点病院に指定されている。^(注1)

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1) 13病院 うつのみや、群馬中央、福井勝山総合、三島総合、中京、徳山中央、九州、諫早総合、天草中央総合各病院、東京新宿メディカル、東京山手メディカル、人吉医療、南海医療各センター

2 本院の検査結果

機構の13災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、6災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の6災害拠点病院に設置されている自家発電機12台及び無停電電源装置(以下「UPS」)11台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、5災害拠点病院に設置されている自家発電機10台及びUPS8台については、浸水するおそれがない屋上に設置したり、設置に当たって土台をかき上げしたりするなどの浸水対策を実施していた。

しかし、東京山手メディカルセンターに災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機2台及びUPS3台については、次のとおり、浸水対策を全く実施していなかった。

すなわち、同センターが所在する新宿区の洪水ハザードマップを確認したところ、同センターの

本館は、洪水による浸水深が0.1m以上0.5m未満及び0.5m以上1.0m未満と想定されている区域に立地している。しかし、上記の自家発電機2台及びUPS3台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にある本館地下2階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機2台及びUPS3台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた(自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある同センターの建物(自家発電機2台及びUPS3台等の建物附属設備を含む。)^(注2))及び医療用器械備品の資産価額計31億9462万円(30事業年度末)。

(注2) 資産価額 取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

表 浸水するおそれがある区域に所在する6災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況 (単位：病院、台)

区分	浸水対策の実施状況	浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院	
		浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない又は対策が不十分
災害拠点病院		6	1
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	12	2
	UPS	11	3

機構の同センターにおいて、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

については、機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 同センターは、機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ 機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
国 会（衆議院）		
	・ 国有財産の有効活用について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）……………	1 7 9
内 閣 府（内閣府本府）		
	・ 緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）……………	1 7 9
	・ 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）……………	1 7 9
総 務 省		
	・ 地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）……………	1 8 0
	・ 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）……………	1 8 0
外 務 省		
	・ 政府開発援助の効果の発現について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）……………	1 8 1
	・ 無償資金協力（経済社会開発計画）における贈与資金の効率的な活用について （平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項）……	1 8 2
厚生労働省		
	・ 労災診療費の算定における労災治療計画加算について （平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）……………	1 8 2
	・ 障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について （平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）……………	1 8 2

【府省・団体名】	＜件 名＞	ページ
厚生労働省		
	・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について (平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)……………	183
	・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について (平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)……………	183
	・国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)……………	184
	・二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	184
農林水産省		
	・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)……………	185
	・多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について (平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)……………	185
	・ため池の防災減災事業について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	185
	・ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	186
	・独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	186

【府省・団体名】	<件名>	ページ
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)…………… 	187
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)…………… ・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について (平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)…………… ・住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)…………… 	187 187 188
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)…………… 	188
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について (平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)…………… 	189
内閣 (内閣官房)、総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について (平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)…………… 	189
内閣 (内閣府本府)、総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について (平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)…………… 	190

【府省・団体名】	<件名>	ページ
文部科学省、厚生労働省	・認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について (平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)……………	191
日本中央競馬会	・事業外用地の有効利用及び処分について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	191
日本年金機構	・届け書等の配送業務について (平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)……………	191
独立行政法人国際協力機構	・政府開発援助の効果の発現について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)……………(181ページ参照)	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)……………(187ページ参照)	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	・高架下等の有効活用について (平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)……………	192

○国会（衆議院）

・ 国有財産の有効活用について（衆議院議長宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

衆議院は、令和元年10月に、衆議院事務局から衆議院議院運営委員会（以下「議院運営委員会」）に対して法制局分室の現状についての説明を行い、2年3月の議院運営委員会において法制局分室を財務省へ引き継ぐための手続をとることが了承されたことを受けて、早期の引継ぎに向けた事務処理等を開始するなどの処置を講じていた。

○内閣府（内閣府本府）

・ 緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について（内閣総理大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法を検討して、令和2年3月に、原子力発電施設等の使用がその区域内で開始されるなどしている都道府県等（以下「所在都道府県等」）に対して事務連絡を発し、通信設備ごとの通信設備の使用時に消費される帯域（以下「消費帯域」）を参考値として示すとともに、当該参考値を基に算定した通信設備ごとの消費帯域を積み上げることなどにより専用回線の帯域を算出することを周知して、通信の安定性が確保されなかったり、専用回線の契約により使用できることとなっている帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付が過大となったりすることがないように指導した。

イ 同月に所在都道府県等に対して事務連絡を発し、統合原子力防災ネットワークにおける通信設備の構成に係る共通の仕様を示すなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導した。

・ 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について（内閣総理大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 令和2年3月に企業主導型保育事業費補助金実施要綱を改正し、補助事業者に対して、助成の申込みに対する審査基準を定めさせた。そして、この審査基準において、企業主導型保育事業を行うために設置する保育施設（以下「企業主導型保育施設」）の整備に要する費用の助成を受けて企業主導型保育施設の整備を行う者（以下「事業主体」）が助成の申込みに当たって提出する書類として、従業員の意向や地域の保育ニーズを十分に把握した上で利用定員を設定する手順を示した利用意向調査票の様式を定めさせることにより、新たな事業主体の募集の際に、適切に保育ニーズを把握して利用定員を設定することの必要性等を事業主体に周知させた。

また、補助事業者に対して、上記のとおり審査基準を定めさせることにより、利用定員の妥当性等について、事業主体から提出させた利用意向調査票等を確認した上で、適切に審査等を行わせるようにした。

イ アで改正した実施要綱において、補助事業者が、各企業主導型保育施設に係る定員充足率を定期的に把握すること及び利用が低調となっているなどの場合には当該施設と保育ニーズのある企業とのマッチングの支援を行うことを定めて、補助事業者に対して、事業主体に対して十分な指導等を行わせるようにした。

ウ アの審査基準において、事業主体が助成の申込みに当たって提出する書類として、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートの様式を定めさせることにより、補助事業者が、設備基準等との適合性等について、事業主体から提出させたチェックシート等を確認した上で、十分に審査等を行えるような仕組みを整備した。

○総務省

・地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について(総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 地方公共団体に対して、令和元年11月及び2年6月に事務連絡を発出するなどして、既存の地域経済循環創造事業交付金事業(以下「交付金事業」)の実施に当たり、優良な事例のほか、事業計画と比べて低調となっている事例の特徴や要因を分析するなどした分析調査報告書等を事業実施の参考となる情報として提供するとともに、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等(以下「地域事業者」)、地域金融機関等の関係者と交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施することを周知した。

そして、2年7月に、全事業を対象として毎年実施しているフォローアップ調査の調査票等の様式を改正するなどして、上記の定期的な検証について同調査票等により直近1年以内の実施状況等を確認するとともに、売上高、地域の人材の活用に係る経費及び地域の資源の活用に係る経費の実績が収支計画を大きく下回る事業について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と情報を共有して原因分析等を行った上で具体的な改善策等を策定の上、同調査票等に記載させることとした。

イ 地方公共団体に対して、元年11月に事務連絡を発出するなどして、今後の交付金事業の実施に当たり、地域経済循環創造事業交付金実施計画書(以下「事業計画書」)の作成に当たっては、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と事前に綿密に検討することを周知するとともに、当該検討結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討した。その結果、2年3月に事業計画書の様式を改正して、同年4月以降に交付決定される事業から、上記の検討結果を記載させることとした。

・情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について(総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、次のような処置を講じていた。

ア(ア) 令和元年10月に通知を発して、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業等(以下「本件補助事業」)で導入された情報通信端末や構築されたシステム(以下「導入システム」)の利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させてそれに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を同省に報告させたりした。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて指導・助言を行った。

(イ) 同月に通知を発して、情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、個人情報の保護に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、サイバーセキュリティ基本法(これらを「法」)の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせた。

イ 2年4月及び6月に実施要領等を改正して、今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること、事業目標に対する導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書における報告内容等を同省が例示した上で、これに基づき報告すること並びに必要に応じて指導・助言を行うことを定めた。また、地方公共団体に対して、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等に明記して周知した。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力

- (ア) 給水設備改善計画について、機構は、令和2年6月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこととした。
- (イ) ノン・プロジェクト無償資金協力(以下「ノン・プロ無償」)について、同省は、同年2月に在外公館に対して通知を発して、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力(経済社会開発計画)により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地へ赴くなどして事業の進捗を適切に把握することとした。
- (ウ) 草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」)による地域病院改善計画について、同省は、事業実施機関等に対して、病棟建設のための経費を予算に計上するなどして、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけを行った。その結果、病棟建設のための経費の一部が2020年度の州政府の予算に計上されるなどした。また、同省は、2年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすることとした。

イ 有償資金協力

下水道整備事業について、機構は、同月に関係部署に対して通知を発して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の汚水処理後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこととした。

○外務省

・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用について(外務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

外務省は、次のような処置を講じていた。

ア 外務本省は、令和2年2月に、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業(以下「事業」)のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が援助の相手となる開発途上国(以下「相手国」)名義の口座(以下「相手国口座」)や調達代理機関の口座(以下「調達代理口座」)に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことやその具体的な方法、必要に応じて贈与資金の返還の可能性を含めた検討を行い相手国との間で対応を協議することなどを示した取組方針を定めて、在外公館に通知した。

イ 同本省及び在外公館は、調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている3事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている12事業について、アの通知に基づいて、相手国に対して贈与資金の返還の可能性にも言及しつつ事業の進捗に向けた働きかけを行うなどした。その結果、調達代理契約が締結されたり、資機材等の調達契約が締結されたりするなど、それぞれの相手国において事業が進捗している。

○厚生労働省

・労災診療費の算定における労災治療計画加算について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者の診察、処置、手術等に要した費用(労災診療費)の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に通達を発して、同月末をもって労災治療計画加算を廃止する処置を講じていた。

・障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和2年8月までに、36指定障害福祉サービス事業者等(指定障害福祉サービス事業者等を「事業者」)の37事業所に対して、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせた。

イ 元年11月に都道府県等に対して通知を発するなどして、基本報酬の届出の際に事業者に提出を求めるべき根拠資料として雇用契約書等を例示するなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底した。

ウ イの通知等により、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を明示した上で、市町村に対して、都道府県を通じて周知徹底した。

エ イの通知等により、事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底した。

・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、令和2年3月までに次のような処置を講じていた。

- ア 利用可能な状態となっていなかった1システムについて、地域医療介護総合確保基金から取り崩した助成金(以下「確保基金助成金」)を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言した。そして、当該都道府県は、上記の助言を受けて、当該システムの利用が開始されていることを確認した。
- イ 都道府県に通知を発したり、都道府県の担当者を対象とした会議を開催したりするなどして、都道府県に対して、システムの仕様の検討を十分行ったり、システムの構築時には仕様に沿った動作が可能となっているか十分に確認を行ったりするよう事業主体に指導を行うとともに、地域の医療情報連携ネットワーク(以下「地域医療ネット」)を整備した後の運用状況等を把握し、利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事業主体に指導を行うよう周知した。
- ウ イの通知、会議等により、都道府県に対して、確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査するなどするよう助言した。
- エ イの通知、会議等により、都道府県に対して、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うよう助言した。

・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた

- ア 厚生労働本省及び都道府県労働局(以下「労働局」)において、令和2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底した。
- イ 同本省において、労働局が実施する統計調査のうち賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」)については、郵送調査を基本とした調査方法とするなどの調査計画の変更を行うとともに、2年度の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算するなどした。また、2年6月に労働局に対して事務連絡を発出して、各年度の賃金センサス終了後に賃金センサスに係る予算の執行実績について労働局から報告させることなどにより、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、賃金センサスの実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。
- 一方、同省は、労働局が実施する統計調査のうち賃金センサス以外の統計調査については、統計調査の実施に係る予算の執行実績と当該予算の積算との間におけるかい離の有無の検証を行うなどしており、今後、かい離が生じている場合はその原因を分析するなどした上で、統計調査の実施に必要なと認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えることとしている。

・ **国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について(厚生労働大臣宛て)**

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成31年3月に、国民健康保険中央会定期総会において、国保総合システムで提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、公益社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」)に対して指導等を行い、今後も各種会議等において同様の指導等を行うこととした。
- イ 令和2年度の診療報酬の改定に併せて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等(以下「記載要領等」)において、傷病名のコード化の推進等の取組を行うとともに、医療機関にコード化された傷病名の使用を促すために、コード化されていない傷病名の割合が基準値未満の場合等に入院基本料等の加算を増点する診療報酬の見直しを行った。また、2年3月に地方厚生局等に通知を発して、記載要領等に従って診療報酬明細書(以下「レセプト」)の情報を電子的に記録したものを作成することの重要性について、医療機関に対して周知徹底させた。
- ウ ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るための取組を実施した上で、国保中央会に整理及び精緻化されたチェック項目を共通的に採用することができる機能を同システムに付加させた。そして、2年4月に、同機能を使用するよう、国保中央会から全ての国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)に対して周知徹底させた。
- エ 2年9月に、国保連合会が行っているレセプトの内容の審査(以下「レセプト審査」)の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われていた事態が解消されていることを確認していた。そして、国保中央会から定期的に全ての国保連合会のチェック項目の採用状況に関するデータの提出を受けてレセプト審査の実態を把握することとするとともに、今後、同様の事態が判明した場合には、都道府県を通じて「診療報酬の算定方法」等に沿って適切に処理されるよう、国保連合会に対して指導等を行うこととした。

・ **二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について(厚生労働大臣宛て)**

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、令和2年6月に労災保険二次健康診断等給付担当規程(以下「給付規程」)を改正するなどして、二次健康診断(以下「二次健診」)で行われた検査項目の組合せ及び特定保健指導の実施の有無に応じて給付規程に定められた二次健診及び特定保健指導に要した費用(健診費用)の単価について、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成20年以降は「診療報酬の算定方法」)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」)に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、「労災診療費算定基準について」及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行ったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりなどして改定し、同年8月以降の二次健診受診分から適用する処置を講じていた。また、上記給付規程の改正において、給付規程の別添として特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額を見直す処置を講じていた。

○農林水産省

・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 国営造成土地改良施設を管理する土地改良調査管理事務所等(以下「管理事務所等」)に管理事務所等が管理する送信設備(以下「データ転送装置」)の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、令和2年3月末までに、全ての地区においてデータ転送装置の修理、更新工事等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。
- イ 平成30年10月及び令和元年6月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(以下「防災ネットワーク」)の管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告させることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。
- ウ 平成30年10月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

・多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について(農林水産大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、令和元年11月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、多面的機能支払交付金事業の継続的な実施に留意して、2年度以降の長寿命化のための補修等の活動に対する交付金(以下「長寿命化交付金」)における相殺交付も可能とする仕組みを導入した上で、長寿命化交付金が過大に交付されていた多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む組織(以下「対象組織」)に対して、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める処置を講じていた。また、同省は、上記の通知において、都道府県、市町村及び対象組織に対して、平成28年度における多面的機能支払交付金実施要綱等の改正後の長寿命化交付金の交付上限額の適用対象に、28年度以降に事業計画の変更に係る認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導する処置を講じていた。

・ため池の防災減災事業について(農林水産大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、令和2年3月までに次のような処置を講じていた。

- ア 地方農政局等に通知を発したり、農業用ため池(以下「ため池」)の農村地域防災減災事業を実施する都道府県の担当者を対象とした会議(以下「担当者会議」)を開催したりするなどして、都道府県等に対して、「土地改良事業設計指針「ため池整備」」を参考とした豪雨又は地震に対するより詳細な調査(以下「詳細調査」)の考え方を示すとともに、詳細調査の実施に当たっては、この考え方に基づき、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により、堤体の余裕高や洪水吐の規模等の照査を行ったり、規模等による目安だけではなく堤体が決壊した際の下流への影響を十分に検討して重要度区分を決定し、重要度区分に応じた耐震性能の照査を行ったりするなどした上で、ため池

の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導した。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池について、必要な照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討し、その結果を報告するよう指導した。

イ 地方農政局等に通知を発したり、担当者会議を開催したりするなどして、都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係る対策(以下「ソフト対策」)として実施すべき具体的な事項を示した上で、詳細調査において対策工事が必要と判定されたため池(以下「要改修ため池」)について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策を講ずるよう指導した。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、具体的な対策を検討し、その結果を報告するとともに、速やかに監視・管理体制を強化するよう指導した。

・ **ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について(農林水産大臣宛て)**

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 各地方農政局等又は各地方農政局管内の調査管理事務所等(以下「農政局等」)に対して、ダム、^(注)頭首工等の管理施設等の建物やこれらを統括管理する中央管理所(これらを「管理施設」)に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして周知するとともに、耐震クラスが操作設備、監視操作制御設備等及び水管理制御システム(これらを「重要設備」)の耐震クラスと整合していなかったり、耐震性能を確認していなかったりしていた管理施設については、耐震診断により耐震性能を確認した上でその結果に応じて耐震改修等を行うこととして、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能の確保に向けた計画を策定させるなどした。

(注) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

イ 農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、今後、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底した。

・ **独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て)**

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」)が国の出資金等を財源として各漁業信用基金協会(以下「協会」)に貸し付ける長期の資金(以下「本件貸付金」)が有効に使用されるように、協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直して、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金は、令和2年3月に、過大となる本件貸付金に相当する国の出資金を2年度及び3年度に国庫に納付することとする中期計画の変更について、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき国庫納付を行うこととしている。

また、同庁は、本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるようにするための体制の整備について引き続き検討して、信用基金と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

○経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 同省は、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして、平成30年度以降に新たに追加された業務を含めた債務保証業務を実施するために真に必要な政府出資金の額を検討し、その結果を踏まえて、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金165億1721万円に係る資産について国庫に納付することとした。そして、現金及び預金で保有している137億円については、独立行政法人通則法(以下「通則法」)に基づき、令和元年12月に、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、2年2月に国庫に納付した。また、残りの満期保有目的債券で保有している28億1721万円については、同年10月に満期日が到来する債券の償還後、通則法に基づき、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、速やかに国庫に納付することとした。
- イ 同省及び機構は、今後、同様の事態が生じないように、同年3月に債務保証制度に係る検討会を設置し、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要な政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備した。

○国土交通省

- ・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、引き続き、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等(以下「占用企業者」)等の関係者と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

- ・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可(使用許可を行う者を「使用許可者」)において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。
- イ 不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。
- ウ 旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以

下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ 東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、同年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、ウの検討の結果を踏まえて、今後、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを明記した仕様書を作成するなどした上で、当該仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に上記の内容を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

・住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年11月に都道府県に対して通知を発して、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物及び特定既存耐震不適格建築物を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知するとともに、都道府県を通じて管内所管行政^(注)庁に対して同通知の内容を周知した。

(注) 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

イ 所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととした。そして、2年1月に都道府県に対して、所管行政庁による指導及び助言の実施状況等に関する調査を実施して、指導及び助言が行われていない場合の理由等を聴取し、その理由等を踏まえて指導及び助言が実施されるよう対応策を整理した上で、同年5月に都道府県に対して技術的助言として通知を発するとともに、都道府県を通じて管内所管行政庁に対して同通知の内容を周知した。

○環境省

・浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について(環境大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

環境省は、令和2年8月に浄化槽設置整備事業において浄化槽の本体価格^(注)及び設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費並びに浄化槽の能力の区分及び人槽ごとに同省が定めた基準額(以下「標準工事費等」)を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、同月に元年度の実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等を改定して、3年度予算に係る浄化槽設置整備事業から改定した標準工事費等を適用することとする処置を講じていた。

(注) 人槽 浄化槽の処理能力(大きさ)の単位で、何人用のものかを示す。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち補助対象とする区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、2年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

○内閣(内閣官房)、総務省

・政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

内閣官房及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 同省は、令和元年12月に、第二期の政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」)の整備・運用等に係るプロジェクト計画書において、政府共通PFの整備、機能追加等に係る予算要求前、予算要求時、予算執行前及び運用時の各段階で、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための検証手続を明確にして、プロジェクトの関係者に周知した。さらに、当該検証手続の確実な実施を担保するために、同省は、2年9月に上記のプロジェクト計画書を改定し、検証結果を取りまとめた資料等を作成して内閣官房に提出してレビューを受け、これに適切に対応することとするなどの運用を行うこととした。

イ 同官房は、同年3月に、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等において、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際も含めて、予算要求前から執行の段階まで年間を通じた一元的なプロジェクト管理を行うことを明記するとともに、同年4月に具体的な実施要領を作成したり、同年5月に各段階の検証に用いるチェックリストを作成したりしてその手順を明確化した上で、各府省に周知徹底した。

○内閣府（内閣府本府）、総務省

・ 中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

（平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項）

内閣府及び総務省は、次のような処置を講じていた。

- ア 同府は、令和元年10月までに、①市町村に対して事務連絡を発して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象とした特別交付税（以下「中活ソフト特別交付税」）の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底し、②市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう、同省と連携して「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を見直すなどした。また、同省は、2年8月までに、算定資料の様式について、記載要領を充実させたり、チェック欄を設けたりするなどして、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る市町村が負担する経費として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう、それぞれ事務連絡を発して周知徹底した。
- イ 同省は、元年度特別交付税12月分について、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費の報告を求めて把握し、当該報告に基づき当該年度の特別交付税の額から総務大臣が調査した額の控除（以下「減額調整」）を行う必要性について検討していた。
- ウ 同省は、2年8月までに、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領を定めるなどした。
- 一方、同省は、元年12月までに、都道府県及び市町村に対して事務連絡を発して、中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、地方交付税法の規定により減額調整の対象外となる平成26年度交付分を除いて報告を求めていた。そして、同省は、報告された過大交付額について、同省が事業ごとに交付額が過大となった経緯等を勘案して減額調整を行わないとしたものを除き、令和元年度特別交付税の算定において減額調整を行った上で、引き続き、報告漏れがあった一部の事業について事実関係を確認するなどして、2年度特別交付税の算定において適切に減額調整を行うこととしている。

○文部科学省、厚生労働省

・認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について(文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

文部科学省及び厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年7月に助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る9都府県に対して事務連絡等を発して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金について、都道府県により造成された基金(以下「安心こども基金」)に速やかに返還されるよう必要な手続をとることを求めた。そして、9都府県は16実施主体から改めて実績報告を受けるとして、その結果、助成金の返還が必要となった8都府県は、安心こども基金への返還手続を行った。
- イ 同月に都道府県に対して事務連絡を発して、増築等の場合における補助基準額の算定方法について、算定式及び事例により明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底した。
- ウ 認定こども園の幼稚園部分と保育所部分の二つの施設整備事業を同時に行う場合において、1施設当たりの太陽光発電設備等を整備する特殊付帯工事に係る補助基準額等(以下「特殊付帯基準額」)が適切な額となるよう具体的な算定方法について検討するなどした。そして、2年1月に都道府県に対して事務連絡を発して、特殊付帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定する方法等を周知するとともに、同年4月及び6月に子育て支援対策臨時特例交付金等の運営について定めた要領等を改正して当該算定方法を明記した。

○日本中央競馬会

・事業外用地の有効利用及び処分について(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、令和元年12月、2年3月及び6月に各事業所に対して通知を発するなどして、2事業年度の土地の利用状況に関する調査から様式等の変更を行って、舎宅用地、寮用地等の直接事業運営の用に供していない土地(事業外用地)のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、毎事業年度末に利用方針又は売却等の処分方針を策定し、当該利用方針等に沿って利用計画を策定したり、売却等に必要の手続を実施したりする体制を整備して、未利用地の利用又は処分を図る処置を講じていた。

○日本年金機構

・届け書等の配送業務について(日本年金機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年11月に年金事務所に対して指示文書を出して、年金事務所において、事務センターに回付する事業主又は被保険者等から提出された各種の届け書や申請書等の種類が異なっているも1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送することを指示した。
- イ 事務センター内の配送先を集約した上で、配送車両を貸し切って輸送する方法(以下「貸切り輸送」)による場合の費用と他の荷主の荷物と積み合わせて輸送する方法(以下「積合せ輸送」)による場合の費用とを比較するなどの検討を行った。その結果、貸切り輸送よりも積合せ輸送の方が経済的となったことから、2年2月以降の配送業務を積合せ輸送により実施することとした。

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

・高架下等の有効活用について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年12月に東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(これらを「道路会社」との間で覚書を締結し、占用許可事務実施要領を改正するとともに、2年2月から機構と道路会社の実務担当者で構成される「高架下等有効活用連絡会議」を定期的で開催したり、同年3月に要領に基づき必要な情報を網羅した高架下等占有データベースを設置したりして、道路会社から未利用の高架の道路の路面下等(以下「高架下等」)についての情報を定期的かつ継続的に得るための体制を整備した。
- イ 同年8月から要領に基づき、アで得られた情報のうち占有(工作物、駐車場等の施設等を道路に設けて、継続して道路を使用すること)させることができると判断した高架下等の情報について、機構のホームページで公表するとともに、道路会社のホームページにおいてもリンク等を設置させることにより機構のホームページへの案内を行うなどして、道路を占有する希望(以下「占有希望」)を誘引することとした。また、占有させることができると判断した高架下等について、同年5月から現地に看板を設置することにより占有希望者を募集している高架下等であることが容易に分かるようにして、積極的に広報を行うこととした。

(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府（内閣府本府）		
	・ 遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの……………	1 9 7
外 務 省		
	・ 国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの…	1 9 9
財 務 省		
	・ 公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの……………	2 0 1
文部科学省		
	・ 預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる1日平均実績時間及び1日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの……………	2 0 4

厚生労働省

- ・国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの…………… 206
- ・訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの…………… 208

農林水産省

- ・果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの…………… 210
- ・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの…………… 212
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの…………… 214

国土交通省

- ・下水道管渠きよの更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの…………… 216

国土交通省

- ・ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの…………… 2 1 8
- ・物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの…………… 2 2 0
- ・統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの…………… 2 2 2

環 境 省

- ・地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの…………… 2 2 4

防 衛 省

- ・駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの…………… 2 2 7
- ・賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの…………… 2 2 9

【府省・団体名】	<件名>	ページ
防衛省	・対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの……………	231
独立行政法人海技教育機構	・有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの……………	233
独立行政法人都市再生機構	・高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者を支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの……………	235
	・団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの……………	237
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	・原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの……………	239
北海道旅客鉄道株式会社	・踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの……………	241

－内閣府（内閣府本府）－

遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの

過大となっていた支払額(支出) 2583万円

1 遺棄化学兵器処理事業の概要等

(1) 遺棄化学兵器処理事業の概要

内閣府本府は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(我が国は平成7年9月に批准、9年4月に発効)、「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」(両国政府が11年7月に署名)等に基づき、中華人民共和国(以下「中国」)において、中国政府の協力の下で、旧日本軍が第二次世界大戦終了時までに中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっているびらん剤や嘔吐剤を含む砲弾等の化学兵器(以下「遺棄化学兵器」)の発掘・回収、廃棄処理等を行う遺棄化学兵器処理事業を実施している。

そして、同本府は、日本国内の企業等(以下「受託者」)と契約を締結し、遺棄化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等の業務を委託している(委託した業務を「委託業務」)。

(2) 委託契約の精算

委託契約書によれば、受託者は、委託業務の完了後又は四半期ごとに、業務実施報告書、領収書等を添付した支出状況報告書等を同本府に提出することなどとされており、同本府は、提出された支出状況報告書等を審査した上で支払額を確定して、委託費の精算を行うこととされている。

同本府及び受託者は、委託業務に要した経費を、委託業務に従事した者(以下「従事者」)に係る人件費、人件費に一定の率を乗ずるなどして算出する一般管理費等に区分することにしており、このうち、人件費については、従事者ごとに定められた日額単価に、従事者が委託業務に従事した日数(以下「従事日数」)を乗ずるなどして算出された額で精算することとしている。

そして、業務実施報告書には、従事者ごと及び月ごとに、委託業務に従事した業務実施日、業務内容等の勤務実績を記載することになっており、これらの記載内容に基づき、各従事者の月ごとの従事日数を算出することとしている。

2 検査の結果

委託契約のうち、26年度から30年度までの5年間に委託費の支払額が計5億円以上となっている9受託者^(注1)との委託契約66契約(支払額計526億1833万円)を対象に検査した。

業務実施報告書に記載された従事者ごとの業務実施日及び業務内容について、従事者の出勤状況に関する書類等を基に検査したところ、26年度から30年度までの間に7受託者^(注2)と締結した委託契約36契約(支払額計137億1412万円)において、受託者は、従事者が休暇を取得したり、委託業務以外の用務に従事したりするなどして、実際には委託業務に従事していないにもかかわらず、誤って業務実施報告書にこれらの日を業務実施日として記載していた。

そして、同本府は、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、従事者が休暇を取得するなどして委託業務に従事していないのに業務実施日とした誤った業務実施報告書を基に算出された従事日数により委託費を精算していた。このため、委託費計2583万円が過大に支払われていた。

このように、業務実施報告書が従事者の勤務実態を反映したものとなっておらず、委託費が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 9受託者 ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江(佳木斯地区)試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社JPM(平成28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム)、川崎重工業株式会社、一般社団法人シーソック

(注2) 7受託者 ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江(佳木斯地区)試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、

フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社JPM(28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム)

3 内閣府本府が講じた改善の処置

同本府は、令和2年9月に、7受託者から過大となっていた委託費を返還させた。また、同年4月に、受託者に対して文書を発して、業務実施報告書の提出に当たっては、業務実施報告書と従事者の出勤状況に関する書類との照合を確実にを行うことを周知徹底するとともに、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させるなどして、業務実施報告書を十分に確認することとする処置を講じた。

国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの

活用されずに保有されていた拠出金相当額(支出) 57億6000万円

1 国際連帯事業等の概要

(1) 国際連帯事業の概要

外務省は、我が国へ飛来し得る黄砂等の中華人民共和国(以下「中国」)の環境問題への対処、青少年等の交流を通じた環境意識の啓発と対日理解の一層の促進、砂漠化防止等への貢献を図ることで、中国との関係改善の流れを一層力強いものにするるとともに、国際社会の課題に対処することを通じて戦略的互惠関係の強化につなげていくため、「日中植林・植樹国際連帯事業の実施について」において拠出金の使用に関するガイドライン及び事業実施計画(以下「ガイドライン等」)を定め、平成28年3月に任意拠出金^(注)である日中植林・植樹国際連帯事業拠出金(以下「国際連帯事業拠出金」)90億円を公益財団法人日中友好会館に一括で拠出している。

ガイドライン等によれば、日中植林・植樹国際連帯事業(以下「国際連帯事業」)は、国際連帯事業拠出金により実施することとされており、会館は、次の事業を実施することとされている。

- ① 会館から委託を受けた団体が我が国の民間団体等に助成し、中国国内の団体等と協力するなどして中国において植林及び植樹を実施する事業(以下「植林事業」)
- ② 同省と連携して、中国側調整機関や第三国側調整機関、国内の関係団体等の協力を得ながら日本国内での植樹と併せて行う日中両国の青少年等の交流事業(以下「青少年等交流事業」)
- ③ 会館から委託を受けた団体が我が国の民間団体等に助成し、現地の団体等と協力するなどして第三国(主に東南アジア)において植林及び植樹を実施する事業(以下「第三国事業」)

そして、同省は、国際連帯事業を28年度から複数年にわたり実施することとし、我が国拠出分の計画額を植林事業35億1000万円、青少年等交流事業32億4000万円及び第三国事業22億5000万円と設定している。

(注) 任意拠出金 国際機関、国際的な活動を行っている民間団体等が実施する事業等のうち、我が国が重視する特定の国や地域又は特定の分野の事業等、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対して拠出するもの

(2) 基金基準等の概要

政府は、18年8月に、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(以下「基金基準」)を閣議決定し、補助金等の交付により造成された基金等(資金等の名称が使用されている場合も含む。以下「基金」)を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下「基金法人」)が基金により2か年度以上にわたり実施する事業に関して、補助金等を交付した府省が補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。そして、基金基準によれば、各府省は、補助金等を交付し、基金を設置する場合には、使用見込みの低い基金に関する基準等を交付要綱等に明記することなどにより、直近3年以上事業実績がないなどの使用見込みの低い基金については、基金法人に対して使用見込みのない資金として国庫へ返納することなどの取扱いを検討させることなどとされている。

また、各府省は、「行政事業レビュー実施要領」等に基づき、基金法人等に造成した基金について、透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うため、毎年度、基金シートを作成し、公表するとともに、基金基準を踏まえた基金の点検を基金シートを通じて行うこととされている。そして、基金シートの作成対象となる基金は、国から交付された資金(補助金、交付金、貸付金、拠出金等)の名称の別を問わず、国から交付された資金を原資として造成されたものとされている。

2 検査の結果

同省が会館に対して拠出した国際連帯事業拠出金90億円を対象に検査した。

国際連帯事業の実施状況について、青少年等交流事業(計画額32億4000万円)は、28年度から毎年度実施されており、令和元年度末までの4か年度の執行額は26億3795万円となっていた。一方、植林事業(計画額35億1000万円)及び第三国事業(計画額22億5000万円)は、事業が実施されておらず、元年度末において両事業に係る計画額計57億6000万円(拠出金相当額同額)の資金が活用されていなかった。

これについて、同省は、植林事業及び第三国事業については、中国及び第三国における環境問題への対処及び砂漠化防止等の国際社会の課題への貢献であり、国民の理解を得て事業を進めるためには日中両国が事業経費を負担すべきとの考え方の下で、日中両国があらかじめ共同で拠出した資金を活用して事業を実施することについての協議を中国側と行っていたとしている。そして、同省は、上記の協議において、資金拠出についての文書等による明確な合意には至っていなかったものの、協議の過程において中国側から資金拠出の可能性について検討している旨の意思表示があったことなどから、平成28年3月に国際連帯事業拠出金を会館に拠出したとしている。しかし、令和2年7月現在においても協議に明確な進展はなく、植林事業及び第三国事業の実施見通しが立っていない状況となっていた。

また、同省は、会館において複数年度にわたって事業を実施するために国際連帯事業拠出金を拠出しているのに、交付した資金の名称が「拠出金」であったことなどから基金基準等の対象であると認識していなかった。このため、国際連帯事業拠出金について、基金基準に基づく指導監督として会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させたり、実施要領に基づく基金シートの作成や基金シートを通じた点検等を行ったりしていなかった。そして、2年7月現在において、事業内容の見直しなどに係る具体的な方策は講じられておらず、また、使用見込みの低い資金の取扱いについての検討も行われていなかった。

しかし、基金基準等は、国から交付された資金の名称の別を問わず、国から交付された資金により造成された基金を対象としていることから、同省は、国際連帯事業拠出金について、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行う必要があった。

このように、国際連帯事業拠出金の拠出後4年以上の間、植林事業及び第三国事業(拠出金相当額57億6000万円)について実施見通しが立っておらず、基金基準等に基づく指導監督及び点検等が行われないまま資金が活用されずに会館に保有されている状況が継続している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 外務省が講じた改善の処置

同省は、植林事業及び第三国事業の実施に係る中国側との協議において、日中両国があらかじめ共同で拠出した資金を活用して事業を実施するのではなく、個別の植林事業又は第三国事業が実施される際に日中両国が費用を負担して事業を実施することなどとなったことを踏まえて、国際連帯事業拠出金の活用方策の検討を行った。そして、2年9月に、ガイドライン等を改定して、植林事業及び第三国事業の事業内容を見直した上で事業を実施すること、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより、事業の実施状況に応じて事業内容を見直すとともに、会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させることなどを定めて、事業の実施見通しが立たないことなどにより使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させることとした。

そして、同省は、同月に、会館に対して通知を発して、上記のガイドライン等に基づいて事業を実施するよう周知するとともに、関係部局に対して通知を発して、今後、基金法人が複数年度にわたり実施する事業に関して任意拠出金を拠出する場合に同様の事態が生じないように周知徹底する処置を講じた。

公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの

対価補償金等に施行地外建物等移転補償金を含めずに計算した場合における

課税の特例の適用額に係る推計減税額(収入) 2億9134万円

指摘の背景となった初回提示年月日と買取申出証明書上の買取申出年月日が異なっていて、

初回提示年月日から当該資産の買取り等の日までの期間が6か月を超えている者のうち、

課税の取扱いに疑義が認められる状況となっている者であって

事後監査を行っていない者に係る対価補償金等の額(収入) 38億2861万円

1 制度の概要

(1) 資産の買取り等に係る課税の特例の概要

個人又は法人が所有する資産については、公共事業施行者により、土地収用法等の規定に基づく収用等又は収用等を前提とした買取り(これらを「買取り等」)が行われた場合、所得税又は法人税(以下「所得税等」)を申告するに当たっては、個人又は法人が取得した対価等(以下「対価補償金」)について、租税特別措置法(以下「措置法」)の規定に基づいて一時的にその課税を猶予して課税の延期を行う特例(以下「課税の繰延べ」)を適用することができることとなっている。

さらに、資産の買取り等を伴う公共事業(以下「買取り等事業」)を促進させる見地から、個人又は法人が、公共事業施行者から最初に買取り等の申出のあった日(以下「買取申出年月日」)から6か月以内にその所有する資産を譲渡したことなどの条件に該当する場合は、所得税等の申告に当たり、措置法の規定に基づいて5000万円を限度として所得から控除又は損金の額に算入する特別控除の特例(以下「5000万円控除」、課税の繰延べと合わせて「課税の特例」)を適用することができることとなっている。

(2) 建物等移転補償金の課税上の取扱い

公共事業施行者は、買取り等事業において、土地の買取り等に伴い移転が必要となる建物等について、その移転に要する費用の補填に充てるための補償金(以下「建物等移転補償金」)等を交付することがある。このうち、建物等移転補償金には、買取り等の対象となる土地(以下「施行地」)の上にある建物等に対する補償金(以下「施行地内建物等移転補償金」)と施行地の上にない建物等に対する補償金(以下「施行地外建物等移転補償金」)がある。そして、国税庁は、施行地内建物等移転補償金の交付対象となっている建物等を移転に際して実際に取り壊した場合には、対価補償金に当たるものとして取り扱うこととして、課税の特例の適用対象としている(以下、対価補償金及び対価補償金に当たるものとして取り扱う補償金を「対価補償金等」)。一方、施行地外建物等移転補償金については、交付対象となっている建物が施行地の上にある建物と接続して施行地内建物等移転補償金と同様の取扱いが認められる場合等を除き、対価補償金に当たるものとして取り扱わないこととして、課税の特例の適用対象としていない。

(3) 公共事業施行者における買取申出証明書及び買取証明書の手続等

資産の買取り等を行った公共事業施行者は、措置法の規定に基づき、①買取申出年月日や買取り等の申出の対象となった資産の明細等を記載した書類(以下「買取申出証明書」)、②資産の買取り等の日や買取り等の対象となった資産の明細等を記載した書類(以下「買取証明書」といい、買取申出証明書と合わせて「証明書」)等を作成して個人又は法人に交付することとなっており、同庁は、

証明書の様式及びその記載要領を定めて、ホームページ等で公共事業施行者等に周知している。

一方、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の判定については、法令上特段の基準が設けられておらず、同庁は、買取申出年月日について、公共事業の一般的な用地買収において、通常、個別交渉等の場面で、公共事業施行者が買取り資産を特定し、当該資産の対価を明示してその買取り等の意思表示をしたことが具体的に「買取り等の申出」を行ったことになり、この事実がいつあったかによって、「買取り等の申出のあった日」を判定するとの取扱いをホームページ等で公共事業施行者等に周知している。そして、公共事業施行者は、上記の取扱いに基づいて、個々の事例に応じて買取申出年月日を判定し、買取申出証明書を作成している。

また、同庁は、公共事業施行者に対して、買取証明書の記載要領において、買取証明書の摘要欄の記載方法を示している。これによれば、公共事業施行者が対価補償金以外の補償金を交付する場合は、当該補償金の内訳(以下「交付名義」)ごとの支払金額等を記載することとされているが、課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金を交付する場合、建物等移転補償金とは別の交付名義として記載することまでは明記されていない。

(4) 事前協議及び事後監査の概要

同庁は、公共事業施行者が資産の買取り等に着手する前に、国税局(沖縄国税事務所を含む。)又は税務署(これらを「国税局等」と公共事業施行者でその買取り等事業が課税の特例等の適用対象に該当するかなどについて相互に確認する手続(以下「事前協議」)を行うことを関係省庁に求めている。そして、国税局等は、資産課税部門の事務処理手続について定めた資産税事務提要に基づき、公共事業施行者が事前協議の申出の際に提出する買取り等の対象となる資産、建物等移転補償金の交付対象となる資産等の明細(以下「事前協議明細」)や図面等の関係資料を用いて、事業の税法上の適格性、買取り等資産の適格性等について検討を行い、これらの検討結果を公共事業施行者へ通知することとなっている。このうち、買取り等資産の適格性の検討については、建物等移転補償金の交付対象となる資産が原則として買取り等事業の施行地の上に所在し、課税の特例の適用対象となる資産であるかについての検討(以下「特例対象資産の検討」)等を行うこととなっている。そして、公共事業施行者は、国税局等から通知を受けた事前協議における検討結果に基づいて、証明書の作成を行っている。また、国税局等は、課税の特例等の適用について問題が生じないようにするために、事務提要に基づき、公共事業施行者が不適正な証明書を作成している疑いがあるなどした買取り等事業を選定して、公共事業施行者から提出された証明書等の監査(以下「事後監査」)を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 施行地外建物等移転補償金に対する課税の特例の適用等の状況

原則として課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金のうち建物に係る補償金の交付を受けた159者(施行地外建物等移転補償金の額計73億4498万円)のうち、84者(同22億4266万円)については、課税の特例の適用に当たり、施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を対価補償金等を含めて申告して課税の特例が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた。このうちの43者(同18億5012万円)については、対価補償金等に施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を含めずに計算した場合における課税の特例の適用額が減少することになり、課税の特例を適用していた年分又は事業年度の推計減税額を算出すると、計2億9134万円となっていた。

そこで、上記の159者に係る買取り等事業のうち、4国税局管内で行われた計45者に係る買取り等事業のうち41者については、公共事業施行者から提出を受けた事前協議明細や図面等に施行地外建物等移転補償金の交付対象となる建物の存在が明記されていなかった。また、国税局等においても、当該建物の存在の有無を公共事業施行者に確かめることなく特例対象資産の検討を行っていたため、当該検討においては特段の指摘がないとして事前協議における検討結果を公共事

業施行者に通知していた。

(注) 推計減税額 対価補償金等に施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を含めずに算定した推計税額と当初の税額との差額

(2) 初回提示年月日から資産の買取り等の日までの期間が6か月を超える者に対する5000万円控除の適用等の状況

公共事業施行者から提出を受けた関係書類において買取り資産等に係る補償金の額を最初に提示したとされている日(以下「初回提示年月日」)と買取申出証明書上の買取申出年月日が異なっていて、初回提示年月日から当該資産の買取り等の日までの期間が6か月を超えている86者(対価補償金等の額計61億4810万円)のうち、所得税等の確定申告書等で5000万円控除が適用されていた者は49者(同38億2861万円)となっていた。そして、この49者全ては、5000万円控除の適用に当たり、買取申出年月日として初回提示年月日ではなく、補償金の額を最後に提示等した日が記載された買取申出証明書に基づいて申告していて、初回提示年月日を買取申出年月日とした場合、買取申出年月日から6か月以内にその所有する資産を譲渡するという条件に該当せず、課税上の取扱いに疑義が認められる状況となっていた。一方、国税局等における27事務年度から30事務年度までの間の事後監査の実施状況について、国税局等において、事後監査の対象事業として買取申出年月日に着目して不適正な買取申出証明書を作成している疑いがある買取り等事業を選定するに当たり、事前協議の申出の際に公共事業施行者から提出された関係資料等を確認するだけでは、その選定に資する情報が十分でないこともあり、上記の86者に係る買取り等事業の全てについて、買取申出年月日に関する事後監査が行われていなかった。

また、上記の86者に係る買取り等事業のうち4国税局管内で行われた計15者に係る買取り等事業の全てについて、国税局等は、公共事業施行者から関係資料の提出を受けて事前協議を行っていたものの、その際に、公共事業施行者に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の取扱いに関する周知を行っていなかった。

このように、施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を対価補償金等を含めて申告していて課税の特例が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていたり、買取申出年月日に関する課税上の取扱いに疑義が認められる状況となっている者について国税局等が事後監査を行っていなかったり、事前協議の際に、公共事業施行者に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の取扱いに関する周知を行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、令和2年5月に国税局等に対して通達を発するとともに同年6月に事務提要进行を改正するなどして、次のような処置を講じた。

ア 国税局等に対して、事前協議の際に施行地外建物等移転補償金の交付予定の有無を公共事業施行者から聴取し、交付予定がある場合には、交付対象となる資産の所在地等を表示する事前協議明細や図面等の提出を求めたり、施行地外建物等移転補償金を交付する旨を買取証明書の摘要欄に記載することなどを説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したりなどするよう指導した。

イ 国税局等に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の判定基準について参考事例を用いるなどして説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、実際の買取申出年月日の把握に資するものとして同庁が定めた様式の提出を公共事業施行者に求めたりなどするよう指導した。また、事後監査の対象事業の選定に当たり買取申出年月日に着目した留意すべき例を示した上で、これを踏まえるなどして事後監査を適切に実施するよう指導した。

ウ 同年5月に、ア及びイのリーフレットの内容をホームページに掲載して、公共事業施行者等に対して周知した。

預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる1日平均実績時間及び1日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの

指摘の背景となった預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めるなどして

1日平均実績時間を算出することにしていた補助事業者に係る加算単価による

国庫補助金相当額(1)(支出) 4億1988万円

指摘の背景となった預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、

従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた

補助事業者に係る加算単価による国庫補助金相当額(2)(支出) 9億2846万円

指摘の背景となった補助対象園児から保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や

1日平均実績担当者数を算出することにしていた補助事業者に係る加算単価による

国庫補助金相当額(3)(支出) 2億7436万円

(1)から(3)までの純計(支出) 15億5987万円

1 制度等の概要

(1) 預かり保育推進事業の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)の補助の対象となる事業には、預かり保育推進事業等があり、預かり保育推進事業(当該事業に係る同補助金を「預かり保育補助金」)については、交付要綱等によれば、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園(これらを「私立幼稚園等」)において、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動(以下「預かり保育」)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、当該私立幼稚園等に対して預かり保育に係る補助を実施していることが、都道府県に対する預かり保育補助金の交付要件とされている。

また、預かり保育補助金の交付額は、1日当たり2時間以上の預かり保育を開園日の半分以上で実施することとしていることなどを要件とする基礎単価に、加算単価を加えた額を国庫補助単価とし、上記の各区分に該当する私立幼稚園等の数を乗じて得た額とするなどして算定することとなっている。加算単価については、通常の預かり保育及び長期休業日等預かり保育の別に①6月及び10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の1日当たりの保育を実施した時間(以下「保育実施時間」)を合計した時間数を当該預かり保育を実施した日数の合計で除した時間(以下「1日平均実績時間」)の時間数や、②6月及び10月(通常の預かり保育及び休業日)並びに夏季休業日(長期休業日)において実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を当該預かり保育を実施した日の日数の合計で除した数(以下「1日平均実績担当者数」)の人数に基づき区分することとなっている。

(2) 新制度園における預かり保育の概要

内閣府等は、子ども・子育て支援法(以下「支援法」)等に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)を実施している。それに伴い、同府等は、幼保連携型認定こども園、幼稚園等に対する財源支援を共通化した施設型給付等を創設し、施設型給付等に要する費用の一部を国の負担金(以下「給付費国庫負担金」)として市町村に交付している。

新制度においては、支援法に基づき、市町村が、新制度へ移行するなどした私立幼稚園等(以下「新制度園」)に在籍する園児を、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定をした園児(以下「保育認定園児」)とそれ以外の園児(以下「保育認定外園児」)とに区分することとされて

いる。そして、保育認定園児は、保育認定外園児を対象に預かり保育が実施されている時間についても、給付費国庫負担金等の交付の対象となっている。

2 検査の結果

(注1) 12道県に対して、27年度から29年度までの間に交付された預かり保育補助金計45億5507万円(以下、補助金相当額は27年度から29年度までの計)を対象として検査を行った。

(注1) 12道県 北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、静岡、愛知、兵庫、広島、福岡各県

(1) 預かり保育を実施していない時間を保育実施時間を含めるなどして1日平均実績時間を算出することにしていた事態

(注2) 7道県は、1日平均実績時間の区分に応じて算出された加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった私立幼稚園等(国庫補助金相当額計4億1988万円)について、預かり保育の準備時間等であって、預かり保育の対象となる園児が当該時間に私立幼稚園等におらず預かり保育を実施していない時間を保育実施時間を含めるなどして1日平均実績時間を算出することにしていた。そして、これにより、一部の私立幼稚園等については、実際に園児を受け入れた時間で1日平均実績時間を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注2) 7道県 北海道、山形、千葉、新潟、静岡、広島、福岡各県

(2) 預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた事態

(注3) 3県は、1日平均実績担当者数の区分に応じて算出された加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった私立幼稚園等(国庫補助金相当額計9億2846万円)について、1日の預かり保育の時間内で複数の預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、各預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮せずに従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた。そして、これにより、一部の私立幼稚園等については、各預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮して1日平均実績担当者数を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注3) 3県 茨城、愛知、広島各県

(3) 補助対象園児から保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていた事態

(注4) 5道県は、加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった保育認定園児が在籍する新制度園(国庫補助金相当額計2億7436万円)について、預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる1日平均実績時間や1日平均実績担当者数に係る園児(以下「補助対象園児」)から、預かり保育が実施されている時間についても給付費国庫負担金等の交付の対象とされている保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていた。そして、これにより、一部の新制度園においては、保育認定園児を除いて1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注4) 5道県 北海道、栃木、兵庫、広島、福岡各県

これらの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 文部科学省が講じた改善の処置

文部科学省は、令和元年12月及び2年8月に都道府県に対して通知等を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 1日平均実績時間の算出において預かり保育の準備時間等の預かり保育を実施していない時間を保育実施時間を含めないこと、1日平均実績担当者数の算出において預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮した算出方法にすること及び補助対象園児から保育認定園児を除くことを具体的に示して周知徹底を図り、2年度以降の補助事業から適用することとした。

イ 都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることとした。

一厚生労働省一

国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

指摘の背景となったヘルスサポート事業とその他の業務とを兼務していた保健師に係る
人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた

13国保連合会に対する国庫補助金相当額(1)(支出) 1億7595万円

指摘の背景となった小規模保険者支援事業とその他の業務とを兼務していた専門員に係る
人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた

8国保連合会に対する国庫補助金相当額(2)(支出) 3209万円

(1)及び(2)の純計(支出) 2億0804万円

1 国民健康保険団体連合会等補助金等の概要

厚生労働省は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)等に対して、国民健康保険団体連合会等補助金を交付しており、補助金の交付の対象となる事業は、保健事業、保険者共同事業等となっている。

保健事業のうちの国保・後期高齢者ヘルスサポート事業(以下「ヘルスサポート事業」)は、保険者が行う保健事業の支援等を行う事業であり、補助の対象には、ヘルスサポート事業を担当する保健師(以下「保健師(サポート)」)の設置が含まれる。そして、保健師(サポート)の設置に係る対象経費の実支出額は、保健師(サポート)2名分(平成29年度は1名分)の人件費に10/10を乗じて算定した額となっている。また、保険者共同事業のうちの小規模保険者支援事業は、レセプト点検専門員(以下「専門員」)を設置して、被保険者数が3,000人未満の小規模保険者の支援を行う事業である。そして、小規模保険者支援事業における専門員の設置に係る対象経費の実支出額は、当該国保連合会が所在する都道府県内の小規模保険者の数に応じて定められた人数分(1名から4名まで)の専門員に係る人件費の合計額に1/2を乗じて算定した額となっている。

2 検査の結果

^(注1)
16国保連合会に交付された補助金29年度8億5407万円、30年度3億7365万円、計12億2772万円を対象に検査した。

(注1) 16国保連合会 青森県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

(1) ヘルスサポート事業における対象経費の実支出額の算定状況等

^(注2)
13国保連合会の保健師(サポート)延べ36名については、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務しており(ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務している保健師(サポート)を「兼務する保健師」)、13国保連合会は、兼務する保健師延べ36名に係る年間の人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、保健師(サポート)の設置に係る補助金相当額を計1億7595万円としていた。

同省は、兼務する保健師について、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としていれば、兼務する保健師の人件費からその他の業務に従事した人件費相当額を控除して申請する必要はないとしており、このような取扱いとした理由について、兼務する保健師に係る人件費については、明確な線引きが難しく、業務割合による人件費の案分等になじまないため、兼務する保健師に係る人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定することを認めたとしている。

しかし、前記の兼務する保健師延べ36名について、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としているかについて確認したところ、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに従事し

た実績等が整理され、保管されておらず、根拠は確認できない状況となっていた。そこで、上記の兼務する保健師が担当している業務について、どのように区分することが可能であるかを確認したところ、各国保連合会の事務分掌表において、それぞれ担当している業務の内容等が細分化して定められており、兼務する保健師が担当している業務をヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに明確に区分することが可能となっていた。そして、ヘルスサポート事業に係る業務に従事した実績と、その他の業務に従事した実績とを区分できるように記録しておく体制を整備すれば、人件費をヘルスサポート事業に係る分とその他の業務に係る分とに案分し、ヘルスサポート事業に係る対象経費の実支出額を算定することは可能であると認められた。

(注2) 13国保連合会 青森県、山形県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

(2) 小規模保険者支援事業における対象経費の実支出額の算定状況等

8国保連合会^(注3)の専門員延べ22名について、事務分掌表により業務の内容を確認するなどしたところ、全ての専門員が小規模保険者支援事業に係る業務と小規模保険者以外の保険者の支援のためのレセプト点検に係る業務(以下「その他支援業務」)とを兼務しており(小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務を兼務する専門員を「兼務する専門員」)、8国保連合会は、兼務する専門員延べ22名に係る年間の人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、小規模保険者支援事業に係る補助金相当額を計3209万円としていた。

前記のとおり、小規模保険者支援事業は、小規模保険者の支援を行う事業であり、兼務する専門員が行っていた業務のうち、その他支援業務は補助の対象にはならない。

しかし、前記の8国保連合会は、人件費を小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務に従事した実績とに応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた。また、兼務する専門員延べ22名の補助対象事業に従事した実績等が残されておらず、兼務の割合は確認できない状況となっていた。

(注3) 8国保連合会 青森県、山形県、神奈川県、三重県、島根県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

このように、補助金の交付額の算定に当たり、ヘルスサポート事業について、業務に従事した実績を記録しておく体制を整備すれば、兼務する保健師に係る人件費を兼務の割合に応じて案分し、これに基づくなどして対象経費の実支出額を算定することが可能であるのに、兼務する保健師に係る人件費全額に基づくなどして対象経費の実支出額を算定することを認めていた事態、小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費を小規模保険者支援事業に従事した実績に応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた事態、ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、補助対象事業に従事した実績等が残されていなかった事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和2年6月に、都道府県に対して事務連絡を発して、2年度の補助金の交付額の算定から適用することとするよう、次のとおり処置を講じた。

ア ヘルスサポート事業について、兼務する保健師に係る人件費について、保健師の業務状況を踏まえ、その他の業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定が行われるよう取扱いを変更し、これを都道府県を通じて国保連合会に周知した。

イ 小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費について、その他支援業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定を行うよう、これを都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。

ウ ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、ア及びイの算定が適切に行われるよう、国保連合会において、補助の対象となる業務に従事した実績を把握するための記録等を証拠書類として整理し、保管するよう都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。

訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの

指摘の背景となった訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを判断する際の確認の内容が区々となっていた事態に係る終了後手当の支給額(支出) 32億8724万円

1 制度の概要

(1) 雇用保険における基本手当の概要

厚生労働省は、雇用保険法(以下「法」)に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、その生活及び雇用の安定を図るなどのために基本手当等の失業等給付金を支給している。基本手当は、公共職業安定所(以下「安定所」)において基本手当を受給する資格があると決定された者(以下「受給資格者」)が失業している日について所定給付日数を限度とするなどして支給されるもので、所定給付日数は、被保険者として雇用された期間等に応じて、90日から360日までとなっている。

(2) 終了後手当の概要

雇用失業情勢等により、所定給付日数分の基本手当では十分な保護に欠ける場合があるため、訓練延長給付、個別延長給付等の給付日数を延長する制度が設けられている。

このうち訓練延長給付は、公共職業安定所長(以下「安定所長」)の指示による公共職業訓練等(国等が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練等をいう。以下「訓練」)の受講を容易にし、その習得した技能によって再就職の促進を図るために、安定所長の指示により訓練を受ける受給資格者に対して、所定給付日数を超えて基本手当を支給するものである。そして、訓練延長給付には、①訓練を受けるために待期している期間に係る給付、②訓練を受けている期間に係る給付及び③訓練を受け終わった後の一定の期間に係る給付(③の給付を「終了後手当」)がある。

終了後手当は、訓練を受け終わった受給資格者(以下「訓練終了者」)のうち、訓練を受け終わってもなお就職が相当程度に困難であると安定所長により認められた者(以下「相当程度就職困難者」)に対して、訓練終了日の翌日から30日を限度として、所定給付日数を超えて基本手当を支給するものである。

終了後手当は、昭和54年6月の制度創設当初は、訓練を受け終わってもなお就職が困難であると安定所長により認められた者に支給されることとなっていた。その後、厳しい雇用失業情勢の長期化に対処して失業等給付金全般について重点化・効率化を図る観点から、支給対象を真に支援が必要な者に絞り込む必要があるとして、平成15年4月に支給要件の見直しのための法の改正(以下「15年法改正」)が行われ、同年5月から、相当程度就職困難者に支給されることとなっている。

2 検査の結果

29、30両年度における訓練終了者に対する終了後手当の支給額計32億8724万円を対象として、厚生労働本省及び14都道府県労働局(都道府県労働局を「労働局」)管内の140安定所において、会計実地検査を行うとともに、上記の140安定所を含む全国47労働局管内の436安定所のうち終了後手当の支給決定を行う権限を有する安定所長の置かれた434安定所から調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 14都道府県労働局 北海道、岩手、茨城、埼玉、東京、愛知、三重、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、福岡、宮崎各労働局

(1) 訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認の状況

29、30両年度における終了後手当の支給状況等について、終了後手当の初回受給者数及び支給額並びに訓練延長給付の初回受給者数に対する終了後手当の初回受給者数の割合(以下「終了後手当支給割合」)を労働局別にみると、終了後手当支給割合が0%から45.9%までと大きく異なっており、36労働局^(注2)においては、いずれも3.3%以下、11労働局^(注3)においては、29.9%から45.9%までとなっていた。

そこで、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認をどのように行っていたかをみたところ、次のとおり区々となっていた。

すなわち、終了後手当支給割合が3.3%以下となっていた前記36労働局管内の311安定所及び前記11労働局管内の1安定所の計312安定所においては、各安定所がそれぞれの考えにより、管内の雇用失業情勢が良好であることなどから、原則として訓練終了者は終了後手当の支給対象となる相当程度就職困難者に該当しないと判断していたり、就職が決まっていない訓練終了者のうち、訓練期間中に求人へ複数回応募するなどの求職活動の状況等を踏まえ、特に職業指導その他の再就職の援助を行う必要があると認められる者に限って、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当すると判断していたりなどしていた。

一方、終了後手当支給割合が29.9%から45.9%までとなっていた前記11労働局管内の122安定所においては、管轄の労働局が訓練終了日に就職が決まっていないなどの訓練終了者については相当程度就職困難者に該当するとして事務連絡を発していたことなどから、訓練終了日において就職が決まっていないことなどが確認できれば、それらのことのみをもって、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当すると判断していた。そして、上記の122安定所において終了後手当の支給決定を受けた訓練終了者から無作為に抽出した4,978人について、安定所職員との間で面接により行われた求職活動等に関する職業相談の記録等を基に訓練終了日までの4週間における求職活動の状況を確認した結果、同期間中に求人へ複数回応募するなどしていることが確認できた者は789人とどまっていた。

(注2) 36労働局 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(注3) 11労働局 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重各労働局

(2) 厚生労働本省における15年法改正後の対応

前記のとおり、終了後手当は、15年法改正において支給対象を相当程度就職困難者とする見直しが行われているが、終了後手当等に関する細則を定めた「雇用保険に関する業務取扱要領(雇用保険給付関係)」(以下「取扱要領」)の改正状況をみたところ、15年法改正時において、同本省は、15年法改正を踏まえた改正を行っていなかった。このため、取扱要領は、15年法改正前の支給対象に対応した内容のままとなっていて、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件については何ら定められていなかった。

このように、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件が定められておらず、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを判断する際の確認内容が区々となっていた事態は、前記312安定所管内の場合と前記122安定所管内の場合とで訓練終了者間の公平性が確保されていないことから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同本省は、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう、令和2年8月に取扱要領を改正して、訓練終了日までの4週間において受講した訓練に係る職種の求人に対する応募の実績が複数回あることなど、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を定めて、同月以降に訓練の受講終了を迎える者から適用するなどの処置を講じた。

果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどとして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの

想定上の植栽密度の1/2に満たず、助成割合が試算上1/2を超えていた果樹園に対する

助成金額と、当該果樹園の改植に要する経費に1/2を乗じた額との

開差額(支出) 2億4707万円

1 果樹経営支援対策事業の概要等

(1) 果樹経営支援対策事業の概要

農林水産省は、競争力の高い果樹産地を育成するために、果樹経営支援対策事業を実施している。果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱等によれば、果樹経営支援対策事業は、果樹産地において策定した計画において担い手と定められた者等(以下「支援対象者」)が行う優良な品目又は品種への転換の取組に要する経費を補助する事業(以下「改植事業」)等とされている。そして、同省は、改植事業の事業主体である公益財団法人中央果実協会^(注1)に対して、改植事業を実施するために必要な経費について国庫補助金を交付しており、協会は、都道府県法人等を通じて、支援対象者に対して助成金を交付している。

(注1) 都道府県法人 地方公共団体、農業協同組合等により構成され、果樹農業振興特別措置法に規定する果実の生産及び出荷の安定に関する業務等を都道府県の区域内において行う組織

(2) 改植事業における助成

要綱等によれば、改植事業における助成金の交付額は、伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費の額を助成対象経費とし、これに補助率1/2以内を乗じた額とされている(助成対象経費に補助率を乗じて得た額を助成する事業を「定率事業」)。ただし、同省は、交付申請等に係る事務負担の軽減を図りつつ、支援対象者が助成金の交付額を事前に想定して計画的に改植を行えるようにすることにより、優良な品目又は品種への転換を一層促進するために有効であるとして、うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹からの改植及びりんご等の主要果樹^(注2)への改植については定額で助成する(以下「定額事業」)こととしている。

そして、要綱等によれば、定額事業における支援対象者への助成金の交付額は、原則として、改植が実施された果樹園の面積ごとに、助成単価を乗じて得た額を合計した額とすることとされている。

(注2) 主要果樹 かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく

(3) 定額事業における助成単価の設定

定額事業の助成単価は、要綱等において、次のとおり定められている。

- | | |
|---|-----------|
| ① かんきつ類の果樹からの改植(③に該当する場合を除く。) | 23万円/10 a |
| ② 主要果樹への改植(①及び③に該当する場合を除く。) | 17万円/10 a |
| ③ りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、又はぶどうの垣根栽培への改植(これらを「わい化栽培等への改植」) | 33万円/10 a |

同省は、①から③までの改植の区分ごとの助成単価について、定率事業の補助率が助成対象経費の1/2以内となっていることを踏まえて、改植の区分ごとに伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の1ha当たりの経費を積算した上で、当該経費に1/2を乗じた額を10 a 当たりに換算するなどして設定している。また、上記の積算された経費のうち、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等は、植栽密度に応じて変動する経費(以下「変動費」)^(注4)として積算されており、変動費は上記の積算された経費の約8割から9割を占めている。

そして、同省は、上記の積算における植栽密度については、改植当初は初期収量を増大させて支援対象者の経営安定が図られるように密植する必要があることなどを考慮して、①かんきつ類

の果樹からの改植については1,000本/ha、②主要果樹への改植のうち、りんごへの改植については360本/ha、③わい化栽培等への改植のうち、りんごのわい化栽培への改植については1,250本/haなど一定の水準の植栽密度で改植する場合を想定して設定している(これらの定額事業の助成単価を設定する際に使用されている植栽密度を「想定上の植栽密度」)。

(注3) わい化栽培 小型のまま成熟する性質を有する苗木を利用して樹体を小型に仕立てる栽培方法

(注4) 植栽密度 単位面積当たりの植栽本数

2 検査の結果

平成28、29両年度において実施された定額事業のうち、①かんきつ類の果樹からの改植(改植後の品目がかんきつ類)、②主要果樹(りんご、ぶどう、なし、もも及びかき)への改植、並びに③りんごのわい化栽培への改植を行った果樹園計11,858園地、助成金計30億4966万円(28年度計16億1332万円(国庫補助金同額)、29年度計14億3634万円(国庫補助金同額))を対象として、会計実地検査を行った。

前記のとおり、同省は、定額事業において、想定上の植栽密度等により改植を行うことを前提として定額事業に係る経費を積算し、助成単価を設定している。一方、実際の改植は、果樹園の土壌の性質、支援対象者の経営判断等により植栽密度等が選定されている。

そこで、前記の果樹園11,858園地について、実際の植栽密度を確認したところ、全体の6割を超える7,145園地において、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を下回っていた。また、このうち2,106園地(全体の17.7%)における実際の植栽密度は、想定上の植栽密度の1/2にも満たないものとなっていた。

そして、上記実際の植栽密度が想定上の植栽密度の1/2に満たない果樹園2,106園地について、想定上の植栽密度に代えて実際の植栽密度を用いて改植に要する経費を積算し、助成金の交付額を当該経費で除した割合(以下「助成割合」)を試算したところ、2,106園地全てにおいて、助成割合が1/2を超えており、これらの中には、助成割合が100%を超えているもの(助成金の交付額が改植に要する経費を上回っているもの)が計1,113園地あった。

また、上記実際の植栽密度を用いた改植に要する経費に基づいて助成金の交付額を試算すると、2,106園地に係る助成金計4億8672万円は、計2億3965万円となり、2億4707万円の開差が生じていた。

このように、定額事業における助成が、前記のとおり密植する必要性等を考慮して一定の水準の植栽密度で改植することを想定して実施されているのに、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を大幅に下回っていて、事業の趣旨に沿っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、定額事業について、令和2年4月に要綱等を改正して、想定上の植栽密度の1/2を助成の対象とする範囲の下限と定めて、それを下回る植栽密度で改植を行った場合は助成の対象としないこととするとともに、実績報告書等において実際の植栽密度の状況を把握することなどにより、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるようにする処置を講じた。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの

指摘の背景となった費用対効果分析が適切に実施されていなかった事業に対する

国庫補助金相当額(支出) 82億8684万円

1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の概要等

(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等の概要

農林水産省は、「総合的なTPP関連政策大綱」等において、畜産・酪農関係について、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を図るなどのため、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを集中的に講ずることなどとされた。

そして、同省は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱等に基づき、畜産農家等の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大等、地域一体での取組を行う事業実施主体を支援する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等(以下「畜産クラスター事業」^(注1))を実施している。そして、同省は、畜産クラスター事業を実施するために、都道府県を通じて、又は補助金を交付して基金を造成させた公益社団法人中央畜産会(以下「基金管理団体」)^(注2)から都道府県を通じて、事業実施主体に補助金を交付している。

畜産クラスター事業のうち、施設整備事業は、畜産クラスター協議会が事業実施主体となり、同協議会の構成員である畜産農家等が、地域の畜産の収益性向上に資する施設の整備等を行う取組に対して国庫補助金を交付するものである。実施要綱等によれば、施設整備事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出し、都道府県知事は、総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画を取りまとめて地方農政局長等の承認を受けることとされている。

(注1) 畜産クラスター事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、畜産競争力強化対策整備事業、高収益型畜産体制構築事業、畜産競争力強化対策緊急整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業

(注2) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(2) 施設整備事業における費用対効果分析の概要

実施要綱等によると、事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(以下「分析指針」)に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとされている。そして、当該施設の整備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること、すなわち、分析指針に定められた次の算定式により算定した投資効率が1以上であることが必要とされている。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(注3) 還元率 施設の整備等により将来発生する畜産農家等の所得増加等の効果額を現在価値に換算するための係数

(注4) 廃用損失額 事業の実施に伴い、廃棄され、又は事業目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

上記算定式のうち、年総効果額については、事業ごとに、畜産経営体所得向上効果等の効果項目の年効果額を合算して算出するものとされている。畜産経営体所得向上効果は、施設の整備等により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴い、畜産経営体の経常所得が増加する効果であり、事業実施後年間経常所得額から事業実施前年間経常所得額を差し引いたものとなっている。また、年間経常所得額は、畜産経営体の年間の収入から費用を差し引いた額となっている。

費用のうち減価償却費については、取得価額から国庫補助金の範囲内で減額した固定資産額を基に算出(以下「圧縮」)した額を計上する方法が税法上及び企業会計上認められているが、同省では、費用対効果分析の際には、圧縮を行うことなく、取得価額を基に償却率を乗ずるなどして減価償却費を算出することとしている。その理由について同省は、圧縮を行った場合には、圧縮を行わなかった場合と比較して減価償却費が減少することにより事業実施後年間経常所得額が増加し、国庫補助金収入という、畜産物生産量の増加等に伴うものではない副次的収入の効果を畜産経営体所得向上効果に含めることになるため、適切ではないことなどとしている。

2 検査の結果

^(注5) 12県管内の44事業実施主体において、平成26年度から令和元年度までの間に費用対効果分析を行い施設整備事業を実施した118事業(補助対象事業費計240億6864万円、国庫補助金計103億1621万円)を対象として検査した。

^(注6) 検査の対象とした12県管内の118事業のうち、同省から11県を通じて、又は基金管理団体から^(注7) 9県を通じて補助金の交付を受けて、29事業実施主体が実施した57事業(補助対象事業費相当額計189億8872万円、国庫補助金相当額計82億8684万円)において、費用対効果分析の実施に当たり、施設整備事業で整備した施設等の減価償却費について、51事業(補助対象事業費相当額178億7093万円、国庫補助金相当額77億9526万円)は圧縮を行うなどしていたり、6事業(補助対象事業費相当額11億1778万円、国庫補助金相当額4億9157万円)は減価償却費を計上していなかったりしていた結果、いずれも減価償却費を過小に計上していたため、投資効率が過大に算定されていた。そして、これらの施設等に係る減価償却費について、圧縮を行わないこととするなどして投資効率を試算すると31事業で1を下回る結果となっていた。

このように、費用対効果分析に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について、圧縮を行って計上するなどした結果、投資効率が過大に算定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注5) 12県 秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注6) 11県 秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各県

(注7) 9県 秋田、神奈川、奈良、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、2年9月に、都道府県に通知を発するなどして、施設整備事業の費用対効果分析における減価償却費について、圧縮を行わず、施設等の取得価額に償却率を乗ずるなどして算出し計上するよう、畜産クラスター関連事業Q&Aにおいて明示するなどするとともに、費用対効果分析における減価償却費の計上方法等について周知徹底を図るよう指導したり、費用対効果分析の内容の精査等、本事業の適切な実施について指導したりするなどの処置を講じた。

環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの

取組実施者が1戸のみとなっていて、複数の農業者による取組が行われていなかった
農業者団体に交付された交付金の額(支出) 4673万円

1 環境保全型農業直接支払交付金事業の概要

農林水産省は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下「法」)等に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図ることを目的として、環境保全型農業直接支払交付金事業を実施している。法等によれば、農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこととされている。そして、同省では、農業の有する多面的機能の発揮を促進するためには、農業者が個々にはなく連携してまとまりをもって有機農業の取組等の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した活動(以下「農業生産活動」)に取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されることから、交付金事業の実施は、農業者の組織する団体(以下「農業者団体」)での取組を基本とすることとしている。

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要領(以下「要領」)等によれば、国は、農業生産活動を実施する農業者団体等に対する支援を行うため、農業者団体等の農業生産活動の実施に要する費用を対象として、都道府県及び市町村を通じて、環境保全型農業直接支払交付金を交付することとされており、その負担割合は、法等により国が1/2以内とすることとされている。

そして、要領によれば、交付金の対象となるのは、農業者団体又は一定の条件を満たす農業者(以下「交付金対象農業者」)とされており、農業者団体は、組織の規約及び代表者を定めている複数の農業者等により構成される任意組織とすることとされている。一方、交付金対象農業者は、農業生産活動の実施面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積のおおむね1/2以上(以下「面積要件」)となるなどの者であって、市町村が特に認める場合とされている。なお、農業者団体を支援の対象とする場合は、上記のような面積要件は定められていない。

このように、交付金対象農業者は、面積要件を満たすなどの者であって、市町村が特に認める場合とされており、交付金事業は農業者団体による取組が基本とされている。

2 検査の結果

平成29、30両年度に869市町村の農業者団体延べ5,395団体が実施した交付金事業(事業費計81億3794万円、交付金交付額計40億6897万円)を対象に検査した。

前記のとおり、交付金事業は、農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されることとして、農業者団体による取組が基本とされているが、農業者団体が支援の対象となる要件は、要領において、組織の規約及び代表者を定め、複数の農業者等により構成されていることが定められているのみで、そのうち農業生産活動に取り組む農業者(以下「取組実施者」)の数については定められていない。

そこで、前記の農業者団体延べ5,395団体における取組実施者数を確認したところ、延べ459団体(全体の8.5%、事業費計9346万円、交付金交付額計4673万円)は、取組実施者が1戸のみとなっていて、複数の農業者による取組が行われていなかった。

なお、取組実施者が1戸のみとなっている上記の延べ459団体について、実施面積が、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施した場合の面積要件を満たしているかを確認したところ、その大半である延べ443団体が面積要件を満たしていなかった。

このように、交付金事業は、複数の農業者が連携してまとまりをもって取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されるとされているのに、上記の延べ459団体が実施した交付金事業において、農

業者団体の構成員の中で取組実施者が複数ではなく1戸のみとなっていて、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施したとした場合には、その大半が面積要件を満たしていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、令和2年3月に要領を改正して2年度から、交付金事業の支援の対象となる農業者団体の要件として、取組実施者を2戸以上含むものとし、取組実施者が1戸のみの農業者団体については、交付金事業の対象としないこととした。また、同年5月に地方農政局等に対して事務連絡を發して、地方農政局等から上記の内容について都道府県及び市町村に対して周知徹底するなどの処置を講じた。

一国土交通省一

下水道管渠^{きよ}の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの

経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していた工事に係る更生材料費について

低減できた交付金相当額(1)(支出) 1182万円

特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していた工事のうち

市場価格を推定できた更生材料を使用していた工事に係る更生材料費について

低減できた交付金相当額(2)(支出) 1億0543万円

(1)及び(2)の計(支出) 1億1725万円

1 更生工事の概要

(1) 更生工事の設計における更生工法の選定

国土交通省は、下水道法等に基づき、下水道事業を行う地方公共団体等(以下「事業主体」)に対して、毎年度多額の社会資本整備総合交付金等を交付している。そして、事業主体は、既設の下水道管渠の老朽化対策等のために、下水道管渠の内面に新たな下水道管渠を構築する更生工法による更生工事等を実施している。

同省は、更生工事が「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(以下「ガイドライン」)に準拠していることなどを交付金の交付対象要件としている。ガイドライン等によれば、更生工法の選定に当たっては、①施工条件との適合性、②耐力の確保、③流下能力の確保、④経済性等に留意する必要があるとされており、適用可能な更生工法については、上記①から③までの留意事項に関連する対策等を含めた費用に照らして優位な更生工法を選定するとされている。

また、事業主体は、更生工事の工事費の積算に当たり、同省が制定した「下水道用設計標準歩掛表第1巻管路」(以下「下水道標準歩掛」)に基づくなどしている。そして、更生工法ごとに使用する更生材料が異なるため更生材料費は異なるものの、施工費は下水道標準歩掛において適用される数量が同じであるため大きな差は生じない。このため、適用可能な更生工法が複数ある場合、それぞれの更生材料費を比較することなどによって、経済的に優位な更生工法の選定が可能となる。

(2) 更生材料費等の材料単価の決定方法

事業主体は、更生工事に係る工事費の積算に当たり、同省制定の土木工事標準積算基準書に準拠して定めた土木積算基準等(以下「基準等」)によるなどして材料単価を決定している。基準等によれば、材料単価は市場における実際の取引価格(以下「市場価格」)により決定することなどとされ、物価資料(刊行物である積算参考資料)等に掲載されていない材料について、原則として一材料当たりの材料単価に使用する数量を乗じた金額(以下「調達価格」)が基準等に定める価格(以下「基準額」)以上の材料は、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査により材料単価を決定することとされている。また、調達価格が基準額未満の材料及び基準額以上であっても市場性が無い材料や緊急性が求められる工事等に使用する材料は、特別調査によらず、見積りにより材料単価を決定することも可能とするなどの取扱いとなっている(特別調査により決定した材料単価を「特別調査単価」、見積りにより決定した材料単価を「見積単価」)。

2 検査の結果

^(注1)
12都府県の124事業主体が、平成30、令和元両年度に実施した更生工事880件(管路延長242km、更生材料数延べ3,289品目)に係る契約(工事費計1516億2682万円、交付対象事業費計1086億6018万円、交付金等交付額計541億9175万円)を対象に検査した。

(注1) 12都府県 東京都、京都、大阪両府、茨城、神奈川、静岡、愛知、滋賀、奈良、高知、福岡、熊

本各県

(1) 経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していたもの

上記880件の更生工事に係る更生工法の選定についてみると、4県の8事業主体が実施した31件の更生工事については、適用可能な複数の更生工法に係る材料単価の見積りの平均価格により積算しており、更生材料費を比較することなどによって経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していた。そこで、上記31件の更生工事における延べ42品目に係る更生材料費の積算額計1億6978万円(交付金相当額計8489万円)について、適用可能な更生工法のうち材料単価の見積りが最も安価である経済的に優位な更生工法を選定し、これにより更生材料費を改めて算出すると計1億4612万円となり、上記の積算額を約2360万円(交付金相当額1182万円)低減できたと認められた。

(注2) 8事業主体 浜松、熱海、豊川、豊明、樫原、山鹿各市、生駒郡平群、北葛城郡河合両町

(2) 特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していたもの

前記880件の更生工事において、更生材料の調達価格が基準額以上となっていた623件の延べ1,568品目のうち、10府県の41事業主体が実施した178件の更生工事における延べ377品目の更生材料については、同じ更生工法による施工実績があり、これに係る更生材料の取引実績があるため市場性がない材料ではないこと、また、緊急性が求められる工事等に使用する材料でもないことから、基準等に基づいて特別調査を行って材料単価を決定すべきであったのに、これを行うことなく見積りにより材料単価を決定していた。

一方、上記178件の更生工事以外で見積りの徴取と特別調査の両方を行っていた更生工事について、本院において更生材料ごとに見積りの最低額に対する特別調査単価の割合を算出したところ、88.6%から98.3%までとなっていた。

そこで、上記178件の更生工事における延べ377品目に係る更生材料費((1)の事態にも該当する更生材料については、最も安価な見積りにより算出した場合の更生材料費)の積算額計53億4302万円(交付金相当額計26億6651万円)のうち、上記の割合を算出できた更生材料を使用していた8府県の30事業主体が実施した130件の更生工事における延べ238品目に係る更生材料費(同上)の積算額計39億2529万円(交付金相当額計19億5962万円)について、更生材料ごとの見積単価に上記の割合を乗じて特別調査を行った場合の市場価格を推定し更生材料費を改めて算出すると計37億1432万円となり、上記の積算額を約2億1090万円(交付金相当額1億0543万円)低減できたと認められた。

(注3) 30事業主体 京都、大阪両府、三島、富士、下田、岡崎、豊川、刈谷、豊明、八幡、京田辺、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、高槻、守口、茨木、河内長野、箕面、交野、大阪狭山、高知、久留米各市、田方郡函南、知多郡阿久比、犬上郡豊郷、南河内郡河南、玉名郡長洲各町

このように、事業主体において、経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していたり、特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(1)及び(2)の事態について、重複を除いた36事業主体の計157件の更生工事における延べ274品目に係る更生材料費(積算額計40億9507万円、交付金相当額計20億4451万円)について、最も安価な見積りにより経済的に優位な更生工法を選定したり、更生材料ごとの見積単価を基に特別調査を行った場合の市場価格を推定したりして改めて算出すると計38億6045万円となり、約2億3450万円(交付金相当額1億1725万円)が低減できたと認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、2年8月に事業主体に対して事務連絡を発して、更生工事に係る更生材料費の積算に当たっては、ガイドラインに準拠し、施工条件との適合性、流下能力の確保等に留意して工法を選定の上、適用可能な更生工法が複数ある場合には更生材料費が最も安価な見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう周知する処置を講じた。

ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

補助事業者に対する国庫補助金交付額と値引状況調査の平均値引率を下回る値引率となっている

車両について平均値引率を乗ずるなどして算定した国庫補助金相当額との

開差額(支出) 4億2237万円

1 事業の概要

国土交通省は、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、ワンステップバス^(注1)よりも高額なノンステップバス^(注2)の普及促進のために、ノンステップバスを購入するバス事業者等に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金又は訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金を交付している。

交付要綱等によれば、補助対象経費はノンステップバスの購入価格のうち、車両本体、車載機器類等の価格(これらを「本体価格」とされている。一方、同省は、車両本体に追加される特別仕様等に係る価格(以下「特別仕様価格」)は補助対象経費としていない。

また、交付要綱等によれば、ノンステップバス1両当たりの補助金額は、本体価格と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額等とされており、通常車両価格は、同省が調査したワンステップバスの購入価格の平均値を基に、長さ9m以上の車両(大型)においては1880万円、7m以上9m未満の車両(中型)においては1540万円、7m未満の車両(小型)においては1340万円とされている。そして、ノンステップバス1両当たりの補助限度額は140万円とされており、これにより、補助対象経費である本体価格が、例えば、大型においては2160万円以上である場合には、補助金額は補助限度額である140万円と算定される。

バス事業者等がバス販売会社から購入するノンステップバスは、バス車両製造会社の希望小売価格等から、本体価格及び特別仕様価格の一方又は両方に対して値引きを受けることが一般的となっている。そして、補助事業者は、本体価格、特別仕様価格及びそれぞれに対する値引額が記載された見積書等を基に、値引後の本体価格を補助対象経費として、同省に対して補助金の交付申請等を行っている。

(注1) ワンステップバス 乗降口に階段が1段あり、地上面から床面までの高さが65cm以下であるなどのバス

(注2) ノンステップバス 乗降口に階段がなく、地上面から床面までの高さがおおむね30cm以下であるなどのバス

2 検査の結果

平成28年度から30年度までに^(注3)4運輸局管内の65補助事業者が購入したノンステップバス1,436両(補助対象経費計312億0580万円、補助金交付額計18億4721万円)を対象として、国土交通本省及び4運輸局において、会計実地検査を行ったところ、補助対象経費である本体価格については、値引前の平均価格に対する平均値引額の割合(以下「本体価格の平均値引率」)は13.3%となっていた。一方、補助対象外経費である特別仕様価格については、値引前の平均価格に対する平均値引額の割合(以下「特別仕様価格の平均値引率」)は83.1%となっており、本体価格の平均値引率と比べて特別仕様価格の平均値引率の方が高い値となっていた。

また、上記65補助事業者の1,436両に交付された補助金額をみると、補助金交付額が補助限度額である140万円となっているものは1,134両、補助限度額140万円未満となっているものは302両となっていて、補助限度額140万円の交付を受けている車両が多い状況となっていた。そして、交付額が140万円となっている1,134両は、交付額が140万円未満となっている302両と比べて、本体価格の平均値引率は4.6ポイント(12.4%(1,134両)と17.0%(302両)の差)低くなっているのに、特別仕様価格の

平均値引率は6.8ポイント(84.8%(1,134両)と78.0%(302両)の差)高くなっていた。さらに、検査の対象としたノンステップバスの中には、バス販売会社から同じ型式で値引前及び値引後の価格がほぼ同額のノンステップバスを購入しているのに、本体価格及び特別仕様価格それぞれに対する値引額が異なるために、補助金交付額に差が生じているものも見受けられた。

このようなことから、1,134両においては、302両と比べて、本体価格よりも特別仕様価格から高い割合で値引かれることにより、その分本体価格の値引率が低くなり、その結果として補助限度額140万円の交付を受けている車両が多くなっている可能性があると思料された。

そこで、補助限度額140万円の交付を受けている1,134両について、仮に特別仕様価格に対する値引額を本体価格に対する値引額に加えることとして補助対象経費を算定した場合、交付される補助金額が140万円を維持するグループ(以下「維持グループ」)405両と、交付される補助金額が140万円から減少するグループ(以下「減少グループ」)729両とに分けて、値引きの状況を分析したところ、特別仕様価格の平均値引率については、維持グループの45.7%に対して減少グループの方が88.5%と高くなっており、一方、本体価格の平均値引率については、維持グループの17.9%に対して、減少グループの方が9.0%と低くなっていた。

また、これらの1,134両について本体価格及び特別仕様価格の値引率の分布状況をみたところ、特別仕様価格の値引率は、維持グループでは分布にばらつきが見られるのに対して、減少グループでは値引率100%に集中(53.2%)して不自然な状況となっていた。

このように、減少グループについては、維持グループと比べて、特別仕様価格からの値引額が多く、本体価格からの値引額が少ないことから、補助限度額の140万円が交付されている車両が多い状況となっており、本体価格の値引きの仕方によって補助対象経費が増減し、補助金の交付額もそれに伴って増減する状況が見受けられた。

以上の検査結果を踏まえて、同省が令和2年1月に、全国の運輸局管内において、バス事業者等が購入した補助事業の対象となっていないものも含むノンステップバス1,286両(大型1,051両、中型201両、小型34両)について、本体価格及び特別仕様価格の値引きの状況を調査(以下「値引状況調査」)したところ、本体価格の平均値引率は大型17.4%、中型16.4%及び小型14.6%並びに特別仕様価格の平均値引率は大型80.8%、中型51.4%及び小型39.4%となっていた。

そこで、値引状況調査による本体価格の平均値引率に基づき、これらを下回る値引率となっている車両について、車両区分ごとに本体価格に対して、それぞれの平均値引率を乗ずるなどして、65補助事業者1,436両の補助対象経費を修正計算したところ、58補助事業者856両について19億8259万円減少し、計292億2321万円となった。そして、これに基づいて算定される国庫補助金相当額は計14億2484万円となり、前記の国庫補助金18億4721万円との開差額は4億2237万円となった。

このように、ノンステップバスの購入において、本体価格の値引きの仕方により補助対象経費が増減し、これにより、交付される補助金額に差が生ずる状況となっていた事態は、ノンステップバスの購入価格と通常車両価格との差額に応じた補助金を交付するという事業の趣旨に照らして適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 4運輸局 東北、関東、近畿、中国各運輸局

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、2年9月に交付要綱等を改正して、ノンステップバス購入時の値引額を的確に把握した上で、補助対象経費が適切なものとなるよう、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行って基準となる値引率を決定し、それを下回る車両については同値引率を用いるなど補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めて、その内容を地方運輸局等に対して周知するなどの処置を講じた。

物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの

検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して
契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約金額(1)(支出) 47億8641万円
包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約金額(2)(支出) 8088万円
(1)及び(2)の純計(支出) 48億6027万円

1 国土交通省航空局等における会計法令に基づく検査の概要等

(1) 国土交通省航空局等における会計機関等の概要

国土交通省航空局(以下「本省航空局」)の管下には、東京、大阪両航空局、31空港事務所等が設置され、本省航空局長、東京、大阪両航空局長等が支出負担行為担当官等として、契約を多数締結している。

(2) 国の締結した契約における給付の完了の確認

物件の買入れなどに係る契約について、給付の完了を確認するために必要な検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書等に基づいて行うこととなっている(給付の完了を確認するために必要な検査を「会計法令に基づく検査」、支出負担行為担当官等から給付の完了を確認するための検査を命ぜられた職員を「検査職員」)。

支出負担行為担当官等又は検査職員は、会計法令に基づく検査を完了した場合には、契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合を除き、検査調書を作成しなければならないとなっている。また、検査調書を作成しなければならない場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないなどとなっている。

(3) 本省航空局等における会計法令に基づく検査の概要

「航空局工事等監督検査事務処理要領」(以下「事務処理要領」)等によれば、検査職員は、工事に係る契約については現場、製造又は物件の買入れに係る契約については納入場所等において、検査項目の全部について会計法令に基づく検査を行うこととされている。また、会計法令に基づく検査のうち、納入される物品の品名、数量等の確認(以下「検収」)を行う者として、あらかじめ包括的に任命された職員(以下「包括任命検査職員」)は、所定の契約について、検収が完了したときは検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとされている。

さらに、包括任命検査職員により指名された職員(以下「検査員」)は、包括任命検査職員に代わって検収を行い、検収が完了したときは検収報告書に所要事項を記載して包括任命検査職員に報告し、包括任命検査職員はその内容を確認した上で検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとなっている。

そして、検査職員は、この検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することとなっている。

2 検査の結果

東京航空局において公表された不適正経理事案(同局が平成30年度に締結した工事等に係る契約3件(契約金額計6093万円)について、履行期限までに一部機器の納入等が完了していないにもかかわらず、契約代金が支払われていたことが確認されたとして、関係職員を処分したこと)に係る調査の結果を精査するほか、26年度から令和元年度(元年度は11月末まで。以下同じ。)までの間に締結された空港施設の整備、物品の購入等に係る契約371件(契約金額計322億1306万円)を対象として、本省航空局、東京、大阪両航空局及び15空港事務所等において会計実地検査を行った。そして、上記

会計実地検査の結果を踏まえるなどして、本省航空局、東京、大阪両航空局及び8空港事務所^(注2)が平成30、令和元兩年度に締結した工事、製造又は物件の買入に係る契約440件(契約金額計303億9961万円)を対象として調書の作成等を求めて、その内容を確認するなどして検査した(重複を除いた純計は契約767件(契約金額計595億2200万円))。

(注1) 15空港事務所等 丘珠、稚内、釧路、三沢、仙台、成田、新潟、小松、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、富山、南紀白浜、奄美各空港出張所、福岡航空交通管制部

(注2) 8空港事務所 多数の航空保安無線施設等を24時間体制で一元管理するための拠点部署が設置されている新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所

- (1) 検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

本省航空局、東京、大阪両航空局及び7空港事務所^(注3)において締結された契約91件、契約金額計47億8641万円については、検査職員又は検査員が、契約相手方から提出される書類の確認等で足りるという誤った認識を有していたなどして、工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったにもかかわらず、検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われるなどしていた。上記91件の契約のうち、88件の契約(契約金額計47億2548万円)について、検査職員の任命状況をみるところ、支出負担行為担当官等の所属する部局の職員1人を任命して、契約の内容に応じて、工事の現場等に近い官署の職員を検査職員に任命することなどが行われていなかった。

(注3) 7空港事務所 新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島各空港事務所

- (2) 包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

本省航空局及び東京航空局において締結された9件の契約(契約金額計8088万円)については、包括任命検査職員が検収報告書の作成及び支出負担行為担当官への提出を行っていないため、給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったなどしていたにもかかわらず、検査職員は契約相手方から提出された納品書の確認を行ったことなどをもって検査調書を作成し、これに基づき契約代金が支払われていた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、物理的な状況変化等により当時の状況を確認することが困難であった契約を除き、2年6月末までに工事の現場等において給付の状況を改めて事後的に確認するとともに、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう、同年4月に事務処理要領等を改正するなどして、次のような処置を講じた。

ア 会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図るために、検査職員等に対して、2年6月末までに研修を実施するなどするとともに、今後も、関係職員を対象として研修を実施することとした。また、検査職員又は包括任命検査職員の任命簿等の様式において、会計法令に基づく検査は工事の現場等において実施することなどの留意事項を記載し、職員を検査職員等に任命する際には当該留意事項が記載された任命簿の写しなどを検査職員等に対して交付することとするとともに、事務処理要領等において、包括任命検査職員は、確実に物品の納入場所において検収を行った上で検収報告書を支出負担行為担当官等へ提出すること、検査職員は、検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することをそれぞれ明示した。

イ 契約の内容に応じた検査職員が任命されるよう、事務処理要領で示す検査職員の任命簿等の様式に、検査職員ごとの履行内容や履行場所といった会計法令に基づく検査の範囲等を記載することを明示するとともに、支出負担行為担当官等に対してこれを周知した。

統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの

業務内容を踏まえた適正な人件費単価を適用することにより

低減できた人件費の積算額(支出) 9 6 6 0 万円

1 統計調査の概要等

(1) 統計調査の概要

国土交通省は、統計法等に基づき、同省が所掌する分野に係る公的統計を、個人又は法人その他の団体に対して事実の報告を求める調査(以下「統計調査」)を実施するなどして作成している。

公的統計には、^(注1)基幹統計、^(注2)一般統計等があり、同省は、公的統計の内容等に応じて、毎年度、数年間隔等で統計調査を国土交通本省、地方整備局等で実施している。

(注1) 基幹統計 国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す重要性が特に高い統計

(注2) 一般統計 国の行政機関が統計調査により作成する統計のうち、基幹統計以外の統計

(2) 統計調査における民間事業者の活用

同省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとしており、国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務や、民間事業者の活用の推進を図ることが適当な業務については、民間事業者を活用することとしている。そして、同省は、統計調査を実施するに当たり、調査の企画、調査対象者の選定、調査票等の印刷及び配布、問合せ対応、調査票収集、データ入力、分析等の業務については、一般競争入札等を実施し、民間事業者に請負契約等により請け負わせるなどしている(この請負契約等を「統計調査請負契約等」)。

(3) 統計調査請負契約等における積算基準等

同省は、統計調査については、調査内容、調査対象、調査方法等の性質に応じて求められる業務内容が多岐にわたっているなどとして、積算基準等を定めていない。そのため、統計調査請負契約等に係る予定価格の積算に当たっては、設計業務等の積算に適用する「設計業務等標準積算基準書」(以下「積算基準書」)等を準用したり、業者から参考見積りを徴したりなどしている。そして、人件費の積算に当たっては、作業従事者の職種ごとに定められた単価に作業従事人日数を乗ずるなどして算定している。

また、積算基準書によると、単価の決定に当たっては、市場単価等を基に実勢の価格を反映することになっている。

2 検査の結果

平成27年度から令和元年度までの間に同省が人件費を積算していた統計調査請負契約等のうち、^(注3)港湾調査等16統計に係る129契約(契約金額計68億1201万円)を対象に検査した。

前記のとおり、同省は、統計調査請負契約等の人件費の積算に当たっては、作業従事者の職種ごとに定められた単価に作業従事人日数を乗ずるなどして算定している。

そして、単価についてみると、前記129契約のうち116契約においては、同省は、業務内容が設計業務等に類似していたり、短期間に相当量の複雑な調査票を処理する必要があり、設計業務等を行う技術者に必要とされている管理業務や複数の業務を行うなどの能力(以下「技術的能力」)を有する者が業務を実施する必要があったりするなど判断して、同省が制定した設計業務委託等技術者単価(以下「技術者単価」)のうち設計業務に適用する主任技師(元年度53,800円/人日)や測量業務に適用する測量主任技師の単価(同43,500円/人日)等を適用していた。

しかし、各統計調査請負契約等の仕様書等により業務内容を確認したところ、上記116契約のうち、同本省が実施している4統計^(注4)に係る統計調査請負契約等12契約、6地方整備局^(注5)が実施している4統計^(注6)に係る統計調査請負契約等32契約、計44契約(統計調査に係る人件費等の積算額計6億0551万円)にお

いて実施された業務のうち、表のとおり、紙で提出された調査票を月別や番号別に整理したり、調査票に記載されている内容を表計算ソフト等に入力したり、調査票をスキャナでPDF形式に電子化したりするなどの作業は、一般的な事務作業であり、技術的能力を必要としないと認められる作業(以下「一般的な事務作業」となっていた。

- (注3) 港湾調査等16統計に係る129契約 基幹統計については全ての契約を、一般統計については、同本省各内部部局(基幹統計に係る統計調査を実施している部局を除く。)及び観光庁のそれぞれにおいて最も契約金額が大きいなどの契約並びに地方整備局が自ら実施している統計調査に係る全ての契約を抽出したもの
- (注4) 4統計 自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計調査、建設副産物実態調査、自動車燃料消費量調査
- (注5) 6地方整備局 関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局
- (注6) 4統計 建設副産物実態調査、建設労働需給調査、主要建設資材需給・価格動向調査、全国道路・街路交通情勢調査

表 一般的な事務作業に該当する作業

業務の別	左の業務のうち一般的な事務作業に該当する作業	左の作業が含まれていた契約の件数
調査対象者の選定等	発注者である同本省又は地方整備局(以下「発注者」)から提示されたマニュアル等に基づき、調査対象者を選定するための台帳から機械的に対象者を抽出したり、発注者から支給された対象者のリストから他の統計調査等の調査対象となっている者を除外したりするなどして調査対象者の名簿を作成する。	9
調査票等の印刷及び配布	発注者から貸与される原稿を用いて、発注者から貸与される調査対象者のリストに記載された住所等を入力するなどして、調査票、調査要領、返信用封筒等を特殊な機械や材料を用いない方法により印刷したり、印刷した調査票等を発信用封筒に封入し発送したりする。	19
問合せ対応	発注者から貸与される想定問答集等により、調査対象者等からの調査票の記入方法等に係る問合せに対応し、想定問答集等による対応が困難な場合は、問合せ対応を実施する者の独自の判断ではなく、発注者等の指示により対応する。	14
調査票収集、データ入力等	紙で提出された調査票を月別や番号別に整理したり、調査票に記載されている内容を表計算ソフト等に入力したり、調査票をスキャナでPDF形式に電子化したりする。	35

注(1) 一つの契約で複数の業務を実施している契約があるため、件数の計は、一般的な事務作業が含まれていた契約の件数44件と一致しない。

注(2) 一般的な事務作業に該当する作業は、仕様書等から本院において区分したものである。

そして、前記のとおり、積算基準書によると、単価の決定に当たっては、市場単価等を基に実勢の価格を反映することになっており、一般的な事務作業に係るものについては、刊行物である積算参考資料において、一般事務従事者の単価(元年度14,485円/人日)が示されている。

このように、同省において、統計調査請負契約等に係る人件費の積算に当たり、一般的な事務作業について、参考とする市場単価があるのに内容を十分に考慮することなく技術者単価を適用して人件費を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記44契約に係る人件費等の積算額6億0551万円のうち、一般的な事務作業に係る人件費の積算額を前記一般事務従事者の単価等を適用するなどして修正計算すると、上記の積算額6億0551万円は計5億0890万円となり、約9660万円低減できたと認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、2年8月に、統計調査を実施する部局に対して事務連絡を發して、当該事務連絡の發出以降に入札手続等を開始する統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、一般的な事務作業については、刊行物である積算参考資料を参考にするなどして、業務内容を踏まえた適正な人件費単価を適用することにより、経済的な積算を行うよう周知する処置を講じた。

地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの

新設の再エネ発電電力量により必要電力量の一部しか賄われていない状況となっていた

再エネ水素ステーションに対する国庫補助金交付額(1)(支出) 5億8596万円

既設の再エネ発電電力量により必要電力量の全量相当分が賄われていない状況となっていた

再エネ水素ステーションに対する国庫補助金交付額(2)(支出) 13億4669万円

(1)及び(2)の計(支出) 19億3266万円

1 地域再エネ水素ステーション導入事業の概要

政府は、水素基本戦略等において、燃料電池を搭載した自動車等(以下「FCV等」)及びFCV等に水素を供給する水素ステーションの普及を図る施策を行うこととして、再生可能エネルギーにより発電した電力を使って水素を製造する再生可能エネルギー由来の水素ステーション(以下「再エネ水素ステーション」)を、自動車等の走行時や水素の製造時における二酸化炭素の排出を抑制することで総合的な低炭素化を図るものと位置付けている。環境省は、化石燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素の排出抑制等に資することを目的として、平成27年度から、再エネ水素ステーションを導入する事業(以下「地域再エネ水素ステーション導入事業」)を実施する地方公共団体等に対して、27、28両年度は同省が直接に、29年度以降は公募により決定した執行団体を通じて補助金を交付している。

交付要綱等によれば、補助金の交付対象は、再生可能エネルギーによる発電設備(以下「再エネ発電設備」)及び再エネ水素ステーションに係る設備機器費等とされており、事業主体等が保有等している既設の再エネ発電設備を活用して事業を実施する場合には再エネ水素ステーションに係る設備機器費等のみが補助金の交付対象となることとされている。そして、再エネ水素ステーションは、水素の製造の際に必要な電力量(以下「必要電力量」)の全量相当分が再エネ発電設備による発電電力量(以下「再エネ発電電力量」)により賄われるものであることが補助金の交付要件とされている。この要件について、同省は、再エネ発電電力量が気象条件等に応じて大きく変動することから、一時的な再エネ発電電力量の不足分を補完して再エネ水素ステーションを安定的に稼働させるなどのために、事業主体等が電力会社等から電力を購入することを認めているが、その場合でも、再エネ発電電力量の特性を踏まえた一定の期間において、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われている必要があるとしている。また、事業主体は、補助金の交付申請時に、再エネ水素ステーションの規模、FCV等の走行等に伴う二酸化炭素の排出削減量の見込み等を記載した事業実施計画書を作成して、同省又は執行団体による審査を受け、事業実施後3年間にわたって、二酸化炭素の排出削減量の実績値を同省へ報告することとされている。

2 検査の結果

検査に当たっては、気象条件等に応じて大きく変動し得る再エネ発電電力量の特性を考慮して通年の状況を分析することとし、27年度から29年度までの間に実施された地域再エネ水素ステーション導入事業のうち、30年度末において再エネ水素ステーションの運用開始後1年以上が経過している17事業主体に係る19事業(事業費計30億4663万円、国庫補助金交付額計22億0428万円)を対象として検査した。

(1) 環境省等における交付申請の審査及び事業実施後の実績確認の状況

事業主体の交付申請に対する同省及び執行団体による審査の状況をみると、同省は、27、

28両年度においては、事業実施計画書に必要電力量及び再エネ発電電力量のいずれも記載させることとしておらず、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われているかを確認していなかった。その後、29年度以降は、事業実施計画書に必要電力量及び再エネ発電電力量を記載させていたものの、執行団体は、同省の指導の下、再エネ水素ステーションを構成する装置のうち主要な装置である水素製造装置に係る必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われているかを確認するにとどめていた。さらに、既設の再エネ発電設備を活用することとしていた事業の審査に当たっては、既設の再エネ発電設備が従来の供給先に対する電力供給を継続しているかを考慮せずに、単に再エネ発電電力量が必要電力量の全量相当分を上回ることをのみを確認していて、再エネ水素ステーションに供給できる電力の有無を確認していなかった。また、同省は、事業実施後の二酸化炭素の排出削減量の実績報告に当たり、事業主体に対してFCV等の走行等に伴う二酸化炭素の排出削減量の実績値のみを報告させていて、水素製造に係る二酸化炭素の排出削減量に関する消費電力量及び再エネ発電電力量等の実績値の報告を求めておらず、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われているかを確認していなかった。

(2) 再エネ水素ステーションの必要電力量に対する再エネ発電電力量の状況

(1)の状況を踏まえて、前記の19事業について、必要電力量の全量相当分が実際に再エネ発電電力量により賄われる状況となっているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 再エネ発電設備を新設していた7事業の状況

再エネ発電設備を新設していた7事業(事業費計12億1938万円、国庫補助金交付額計8億5758万円)により導入された再エネ水素ステーションについて、30年度におけるFCV等の実際の走行等に使用された水素の製造に要した消費電力量を基に、事業実施計画書で計画されたFCV等の走行等に使用される水素に相当する必要電力量を算出して、当該必要電力量を30年度の再エネ発電電力量の実績値と比較した。その結果、上記7事業のうち5事業(事業費計8億5723万円、国庫補助金交付額計5億8596万円)により導入された再エネ水素ステーションにおいて、当該必要電力量に対する再エネ発電電力量の実績値の割合が20.4%から93.5%(5事業平均45.4%)となっていて、再エネ発電電力量により必要電力量の一部しか賄われていない状況となっていた。

イ 既設の再エネ発電設備を活用していた12事業の状況

既設の再エネ発電設備を活用していた12事業(事業費計18億2724万円、国庫補助金交付額計13億4669万円)により導入された再エネ水素ステーションについて、導入後における再エネ発電設備に係る従来の供給先に対する電力の供給状況を確認したところ、全ての再エネ水素ステーションにおいて、既設の再エネ発電設備が従来の供給先に対する電力供給を継続していた。そして、既設の再エネ発電設備には他の供給先に対して電力を供給する余力がなかったことから、導入後において、従来の供給先に加えて新たに設置された再エネ水素ステーションで消費する電力量に相当する電力量が不足することになり、この不足分を補うために電力会社等から購入する電力量を増加させていた。このため、再エネ水素ステーションの設置により必要となった電力量の増加分は全て購入した電力により賄われていて、再エネ発電電力量により必要電力量の全量相当分が賄われていない状況となっていた。

(3) 再エネ水素ステーションにおける必要電力量の把握に関する技術的な課題

(2)の状況及び原因について、同省は把握していなかったことから、本院がその原因を確認するために、前記の19事業により導入された再エネ水素ステーションの実績値を用いて、再エネ水素ステーションの必要電力量を算出する前提となる水素製造量と消費電力量との関係等を分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 水素製造量と消費電力量との関係

前記の19事業により導入された再エネ水素ステーションの30年度における水素製造量及び消費電力量の実績値を基に、水素の製造1kg当たりの消費電力量を算出したところ、平均で191kWhとなっていたが、最小で90kWh、最大で541kWhと約6倍の開差があり区々となっていた。

イ 再エネ水素ステーションを構成する装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量との関係

(1)のとおり、事業実施計画書の審査に当たって、執行団体は、同省の指導の下、再エネ水素ステーションを構成する装置のうち水素製造装置に係る必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものとなっているかを確認するにとどめていた。そこで、前記19事業のうち、30年度における水素製造装置のみに係る消費電力量を把握することができた16事業について、再エネ水素ステーションを構成する装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量とを比較したところ、全ての再エネ水素ステーションにおいて、水素製造装置以外の装置においても相当量の電力が消費されており、装置全体の消費電力量は水素製造装置のみに係る消費電力量の1.5倍から6.1倍と区々となっていた。

上記のとおり、19事業により導入された再エネ水素ステーションについて、水素の製造1kg当たりの消費電力量や、装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量の割合が事業ごとに区々となっており、確認した範囲でこれらの状況に規則性は認められなかった。これらの状況について、同省は、再エネ水素ステーションの消費電力量が設置場所の地理的条件、利用状況等に応じて大きく変動することが一因と考えられるが、現状では、特定の条件下での水素製造量と消費電力量との関係に係る十分な実証データの蓄積がないため、必要電力量を明確に把握できていないなどとしている。

以上のとおり、地域再エネ水素ステーション導入事業の実施に当たり、同省等において交付申請の審査及び事業実施後の実績確認が十分に行われておらず、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていないまま事業が実施されていた事態は適切ではなく、再エネ水素ステーションの必要電力量を明確に把握できていないという技術的な課題があることも踏まえると、事業の継続の可否を含めた抜本的な見直しを行うなどの改善の必要があると認められた。

3 環境省が講じた改善の処置

同省は、地域再エネ水素ステーション導入事業について、事業の継続の可否を含めた抜本的な見直しを行うこととし、専門家の見解を聴取して技術情報を収集するなどして検討を行った。その結果、現状の技術的な知見では、必要電力量を適切に把握し、最適な再エネ発電設備の規模を想定することが困難であるなどの結論に至ったことから、地域再エネ水素ステーション導入事業を令和2年度から廃止するとともに、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう、2年8月から、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、地域再エネ水素ステーション導入事業により導入された再エネ水素ステーションを活用するなどして必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うこととする処置を講じた。なお、同省は、元年10月及び2年5月に、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていなかった再エネ水素ステーションについて、再エネ発電電力量の不足により削減できなかった二酸化炭素の排出量に相当するJ-クレジットの^(注)購入等を事業主体に対して要請した。

(注) J-クレジットの購入 省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度を「J-クレジット制度」といい、本制度により認証されたクレジットを購入することで、購入者は自らが排出した二酸化炭素等の温室効果ガスの埋め合わせ(カーボン・オフセット)に活用できることとなっている。

駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの

契約金額のうち契約手続等が適正に行われていなかった額及び	
会計処理が適正に行われていなかった支払金額の純計(1)(支出)	1億4866万円
駐車整理料の総額のうち会計処理が適正に行われていなかった額(2)(収入)	1億1916万円
(1)及び(2)の計(収入及び支出)	2億6782万円

1 駐車場整理等業務に係る契約等の概要

(1) 防衛医科大学校病院の概要

防衛医科大学校(以下「防医大」)は、防衛省設置法に基づいて、医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練等を実施している。そして、医学の教育及び研究に資するために、防医大に防衛医科大学校病院(以下「医大病院」)が設置されており、医大病院は、隊員等のほか一般の患者も対象に診療を行っている。

(2) 駐車場整理等業務に係る契約の概要

防医大は、医大病院の外来患者等が利用する駐車場(自動車約280台収容)を整備しており、駐車場の適切な管理を行うために駐車場の利用料金(以下「駐車整理料」)を定めている。そして、平成24年度に医大病院の事務部庶務課長(29年度以降は事務部運営企画課長。以下「庶務課長」)が、一般財団法人防衛医学振興会(以下「振興会」)との間で「防衛医科大学校病院の駐車場整理業務及び駐車場関連道路等管理業務」の契約(以下「当初契約」)を締結しており、防医大は、振興会に当該駐車場における利用車両の整理、駐車整理料の受領等の業務(以下「駐車場整理等業務」)を実施させている。当初契約は、競争に付して締結されており、契約期間は24年9月から29年4月まで、契約金額は7882万円となっている。また、庶務課長が契約期間の延長等を内容とした変更契約を計5回締結したことにより、最終的に契約期間は24年9月から令和2年3月まで、契約金額は1億4600万円となっている(当初契約及び各変更契約を合わせて「請負契約」)。

契約書によると、防医大は、1年分の契約金額に相当する金額及び駐車場整理等業務の実施に際して緊急的に発生した経費(これらを「支払金額」)を四半期に分けて振興会に支払うこととなっており、振興会は、四半期分の支払金額と利用者から受領した四半期分の駐車整理料とを相殺の上、駐車整理料が支払金額を上回った場合は余剰金として防医大に納付することなどとなっている。そして、会計書類が保存されていた平成26年度から令和元年度までにおける駐車整理料の総額は1億8009万円、支払金額の総額は1億1916万円、余剰金として納付された総額は6093万円となっていた。

(3) 国の契約等に係る法令等の概要

会計法によれば、支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)に関する事務は各省各庁の長が管理することとされている。そして、各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができることとされており、この委任を受けた職員が支出負担行為担当官とされている。

支出負担行為担当官は、契約を締結する場合においては、会計法により、原則として、契約金額、履行期限等を記載した契約書を作成しなければならないことなどとされている。また、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する行為である国庫債務負担行為を行う場合には、財政法により、「予め予算を以て、国会の議決を経なければならない」とされている。さらに、国の予算については、同法において、総計予算主義の原則が定められており、予算の執行については、会計法において、「各省各庁の長は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちに

これを使用することはできない」として収入支出統一の原則が定められている。

会計法によれば、支出負担行為担当官は、契約を締結する場合においては、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬこととされている。また、予算決算及び会計令の規定等によれば、支出負担行為担当官は、予定価格を定めなければならないことなどとされている。

(4) 防医大における会計機関の概要

防医大における会計機関については、「会計機関等への事務の委任等について(通達)」に基づき、防医大事務局経理部長が支出負担行為担当官に、経理部経理課長が歳入徴収官に委任されている。

2 検査の結果

駐車場整理等業務について、請負契約を対象として、防医大において会計実地検査を行った。

- (1) 支出負担行為担当官ではない者が支出の原因となる契約を締結していたり、国庫債務負担行為の手続を経ることなくその契約期間が複数年度にわたっていたり、駐車整理料等に係る会計処理が適正に行われていなかったりしていた事態

請負契約の契約書の内容を確認したところ、請負契約は国の支出の原因となる契約となっていたが、支出負担行為担当官ではない庶務課長が締結していた。また、請負契約の契約期間について、国庫債務負担行為の手続を経ることなく複数年度にわたる契約としていた。

さらに、防医大は、平成26年度から令和元年度までの間に、相殺した後の余剰金6093万円を収納するための会計処理しか行っておらず、相殺した駐車整理料1億1916万円及び支払金額の総額1億1916万円については、収納又は支出のための会計処理を行っていなかった。

- (2) 新たに競争に付することなく変更契約により契約期間の延長を行っていたり、変更契約を行う際に予定価格を定めていなかったりしていた事態

防医大では、庶務課長が契約期間が終了する際に、変更契約を繰り返し、最終的に2年3月まで競争に付することなく契約期間の延長を行っていたり、変更契約を行う際に、予定価格を定めることなく、当初契約より月額35万円から57万円増額されていた振興会の見積額を、内容の精査を行わずにそのまま契約金額として決定していたりしていた。

上記の事態において、会計法令等に基づき契約手続や国庫債務負担行為の手続が適正に行われていなかったと認められる契約金額は1億4600万円(平成24年度から令和元年度まで)、また、会計処理が適正に行われていなかったと認められる支払金額の総額は1億1916万円(平成26年度から令和元年度まで)となっており、これら支出に係る金額の純計は1億4866万円となっていた。また、会計法令等に基づき会計処理が適正に行われていなかったと認められる収入に係る金額は、駐車整理料の総額1億8009万円から余剰金として国庫納付に係る会計処理をしていた額6093万円を除いた1億1916万円(平成26年度から令和元年度まで)となっていた。

3 防医大が講じた改善の処置

防医大は、次のような処置を講じた。

- ア 支出負担行為担当官である経理部長が駐車場整理等業務に係る契約を一般競争に付した上で、2年4月に、同月から3年3月までを契約期間として締結した。また、当該契約において、支払金額と駐車整理料とを相殺しないこととして、駐車整理料の全額を国庫に納付させることなどとした。
- イ 2年8月に関係部署に事務連絡を発して、契約内容を十分に確認し、会計法令等を遵守して適正な契約手続等や会計処理を行うこと、契約期間が終了した場合は新たに競争に付した上で契約を締結すること及び変更契約を行う場合も予定価格を定めることについて周知徹底するなどした。

賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの

会計年度内に撤去の履行が完了していないのに支払っていた撤去費(支出) 5億5750万円

1 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去等の概要

(1) 国の契約等の手続の概要

国の会計経理については、財政法、会計法、予算決算及び会計令等(以下「会計法令」)により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間と定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。そして、契約が履行された場合は、契約担当官及び支出負担行為担当官は、自ら又は補助者に命じて、履行の完了を確認するため仕様書等に基づき必要な検査をしなければならないこととされており、検査を命ぜられた補助者等は、検査を完了した場合には、原則として、検査調書を作成しなければならず、当該検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

(2) 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去の概要

防衛装備庁が調達実施機関として実施している調達のうち、情報システムについては、航空自衛隊補給本部等の要求元が作成する仕様書等に基づき、賃貸借契約等により同庁が支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担当」)として調達を行っている。

情報システムの撤去について、同庁は、賃貸借の終了が確定した際に、賃貸借契約の相手方等から情報システムを構成するサーバ、端末等(以下「契約物品」)の解体費、サーバ等のハードディスクの破壊又は内容の消去(以下「HDDの破壊等」)に係る経費、搬出費等からなる見積りを徴し、これを参考にするなどして予定価格を作成し、契約相手方と協議して合意した金額を撤去費として計上し契約金額を増額する変更契約を締結している。

(3) 情報システムの撤去に係る検査等の概要

同庁は、調達品等に係る検査を陸上、海上、航空各自衛隊等(以下「各自衛隊等」)の駐屯地、基地等で実施することが適当であると認める場合には、部隊等の長が駐屯地、基地等の職員の中から指名した者を支担当の補助者として任命し、当該補助者に対して検査の指令を发出している。

情報システムの撤去に係る検査については、補助者に任命された者の中から実際に当該システムを運用する部隊等の職員で設置箇所ごとに部隊等の長が指定した使用責任者が、「電子計算機の賃貸借契約(リース以外)に係る借上機器の確認実施要領」等(以下「確認実施要領」)に基づき検査を実施している。そして、確認実施要領によれば、使用責任者は、同庁からの確認指令書に基づき契約物品の撤去の確認を行った後に、撤去確認書を作成することとされている。

同庁は、撤去確認書を会計法令に規定する検査調書として取り扱っており、支担当に提出された撤去確認書に基づき契約物品の撤去費に係る契約金額の支払を行っている。

また、確認実施要領によれば、撤去に係る日程については使用責任者が契約相手方と調整することとされている。

2 検査の結果

同庁が平成22年度から30年度までの間に締結した情報システムの賃貸借契約のうち、26年度から令和元年度までの間に変更契約により撤去費を計上した契約計268契約(契約金額計640億0225万円。うち変更契約により計上した撤去費計23億1269万円)を対象に検査を行った。

上記の268契約について、同庁は、賃貸人にとって早期に撤去を完了することが経済的利益につながり、履行期限を定めて履行を促す必要性がないことなどを理由として撤去の履行期限を定めていなかった。他方、同庁は、歳出予算を財源として撤去費を計上する契約変更を行っていたため、少

なくとも、変更契約を締結した年度の3月31日までに、撤去の履行を完了するか、履行を完了することができなければ、予算の繰越要件を満たす場合は繰越手続を行ったり、会計年度内に実施されない撤去作業を除外する契約変更を行ったりなどする必要はある。

しかし、268契約のうち計17契約(変更契約により計上した撤去費計5億5750万円)における計339か所に設置された契約物品の撤去については、契約物品の契約相手方への返還等が会計年度を超えた4月以降に履行されていたにもかかわらず、各設置箇所の使用責任者が作成した撤去確認書には3月31日までの日付が記載されており、同庁は、これらの事実と異なる撤去確認書を検査調書として、これに基づき実際に撤去の履行が完了した年度の前年度の予算により撤去費を支払っていた。

そこで、上記の17契約について確認したところ、同庁は、撤去する契約物品、設置箇所の詳細等が当初契約における設置の仕様書等に示されていることなどから、変更契約の締結に当たっては要求元に撤去に係る作業内容等を示した仕様書の作成を求めていなかった。また、同庁は、撤去とは契約物品のHDDの破壊等を行った上での契約相手方への返還であるという定義について、要求元との間で共有され、契約相手方との間で合意されていると認識していたことから、同庁と要求元又は契約相手方との間で撤去に係る作業内容が明確になっているとしていた。しかし、上記のように仕様書が作成されておらず、撤去に係る検査を実施するに当たって従うこととされている確認実施要領においても撤去の定義が示されていないことから、設置箇所において支担当の補助者として検査を行う使用責任者においては、撤去に係る作業内容等が明確になっていない状況となっていた。また、確認実施要領には撤去確認書が検査調書であることが示されていないかった。

そして、撤去の履行の完了が会計年度を超えて4月以降となっていた設置箇所の使用責任者に対する調査結果を確認したところ、使用責任者は、撤去の定義が示されていないことなどから、同庁の定義する撤去の履行が完了していないのに、部隊等の運用等に際して指揮を行う上級の部隊(以下「上級部隊」)等からの指示等に基づくなどして、3月31日までの日付を記載した撤去確認書を作成したとしていた。

また、前記のとおり、撤去に係る日程調整は、確認実施要領に基づき使用責任者が行うこととされているが、同庁の支担当が、その結果の報告を受けることとされていないため、日程調整の過程で判明した事情等により契約物品の撤去について会計年度内に履行を完了することができない設置箇所があったとしても、これを把握できない状況となっていた。

このように、情報システムの賃貸借契約において、会計年度内に撤去の履行が完了していないのに、事実と異なる検査調書に基づき変更契約により計上した撤去費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 防衛装備庁が講じた改善の処置

同庁は、2年8月までに関係機関に対して通知を発するなどして、賃貸借契約により調達した情報システムの撤去に係る会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 撤去に係る契約を原則として賃貸借契約から分離することとし、撤去に係る契約を締結する各自衛隊等に対して、仕様書を作成させたり、撤去の定義を示したりすることなどにより、撤去に係る作業内容等が明確になるよう周知した。

イ 撤去に係る契約を締結する各自衛隊等の支担当等に対して、契約相手方から撤去に係る作業実施計画を提出させるよう仕様書等に規定させるなどして、支担当等において撤去に係る日程を把握できるようにした。

ウ 使用責任者等に対する受領検査業務講習の内容を充実したり、その受講者の対象に上級部隊等を含めたりすることなどにより、各自衛隊等に対して、使用責任者等が担う支担当等の補助者としての責務について周知徹底を図った。

対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの

効率的に配備されていなかった偽装網の物品管理簿価格(収入支出以外) 2155万円

1 偽装網等の概要

(1) 偽装網の概要

陸上自衛隊は、空中、地上等からの偵察に対して装備品、人員、施設等を秘匿するために、これらを覆うなどして使用する偽装網を装備し、偵察手段に対応した複数の種類の偽装網を使用している。主な偽装網は、対赤外線用のⅡ型、対レーダー波用のⅢ型及び積雪地で使用することが想定されている対紫外線用のⅤ型の3種類となっていて、大きさの異なる単品を組み合わせ、それぞれ1号から5号までの大きさのセット品として管理している。

(2) 偽装網の配備等の概要

陸上自衛隊は、偽装網の配備について、「陸上自衛隊補給管理規則」等に基づき、基準表に示す数量によることとしている。そして、この数量は、陸上幕僚監部(以下「陸幕」)が装備品の種類及び数量並びに部隊等の特性を考慮するなどして毎年度算定することとしている。上記の主な偽装網のうち、Ⅴ型の偽装網について、陸幕は、積雪地で使用することが想定されていることから、原則として、陸幕が定める「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」にある積雪地教育訓練基準において積雪地における訓練の目標等が定められている部隊等(以下「積雪地部隊」)に優先的に配備することとしている。また、火器、車両、誘導武器等の各装備品に対応する偽装網の種類、大きさ、数量等については、陸上自衛隊補給統制本部が作成する補給カタログにより定められている。

そして、「偽装網の管理要領について(通達)」(以下「管理要領」)によれば、部隊等は、上記のように配備された偽装網について、関係帳簿を作成し、偽装網の種類、規格、製造年月、当該偽装網に対応する装備品を記載することなどとされている。

2 検査の結果

令和2年4月1日時点で21駐屯地等に配備されている偽装網6,044セット(物品管理簿価格計63億4924万円)を対象として、陸幕及び方面総監部、補給処、部隊等が所在する16駐屯地等^(注1)において会計実地検査を行い、また、方面総監部、補給処、部隊等が所在する5駐屯地^(注2)について検査した。

前記のとおり、Ⅴ型の偽装網について、陸幕は、積雪地で使用することが想定されていることから、原則として、積雪地部隊に優先的に配備することとしている。

そこで、補給カタログでⅤ型の偽装網の対象とされている装備品に対するⅤ型の偽装網の配備状況について確認したところ、2年4月1日時点で21駐屯地等のうち12駐屯地において778セット(物品管理簿価格計3億6111万円)配備されていた^(注3)。そして、これらの778セットの配備先についてみると、718セットは積雪地部隊が所在する6駐屯地における装備品に対して配備されていたが、装備品の数に対して偽装網のセット数が下回る状況となっていた。

一方、残りの60セット(物品管理簿価格計2155万円)は、積雪地部隊が所在しない6駐屯地^(注4)における装備品に対して配備されていた。陸幕は、これらの60セットの偽装網が配備されている6駐屯地に所在する部隊は、積雪地部隊ではないものの、有事の際等において積雪地で行動する可能性も考えられることから、これらの部隊に配備する必要があるとして、2年4月1日まで配備し続けていた。

しかし、近年調達されたⅤ型の偽装網の配備状況をみたと、陸幕は、直近5年間(平成27年度から令和元年度まで)の契約による調達数量290セットのうち、元年度までに納入された223セットを全て積雪地部隊へ配備して、積雪地部隊ではない部隊等へは配備していなかった。このような配備状況となっている理由は、陸幕によれば、安全保障環境の変化等によるものとしていた。このように、Ⅴ型の偽装網の配備については、積雪地部隊を優先することにして、近年は安全保障環境の変化等を踏まえたものとなっているのに、管理要領には再配分の手続が定められておらず、

陸幕は前記の積雪地部隊が所在しない6駐屯地に配備された60セットについて、部隊等の特性を考慮した積雪地部隊への再配分等を行っていなかった。

なお、積雪地部隊が所在しない6駐屯地におけるV型の偽装網の平成29年度から令和元年度までの間の訓練での使用状況をみたところ、駒門駐屯地を除く5駐屯地では使用されていなかった。

以上のように、V型の偽装網を優先的に配備することとしている積雪地部隊においてV型の偽装網が不足している一方、積雪地部隊ではない部隊に配備し続けていて、偽装網(60セット、物品管理簿価格2155万円)の配備が部隊の特性に対応したものとなっていないのに、積雪地部隊に再配分するなどして偽装網を効率的に配備することができていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 16駐屯地等 青森、弘前、霞ヶ浦、練馬、駒門、福知山、桂、伊丹、徳島、前川原、目達原、別府、川内、那覇各駐屯地及び知念、八重瀬両分屯地

(注2) 5駐屯地 札幌、島松、仙台、朝霞、健軍各駐屯地

(注3) 積雪地部隊が所在する6駐屯地 札幌、島松、青森、弘前、仙台、福知山各駐屯地

(注4) 積雪地部隊が所在しない6駐屯地 駒門、伊丹、健軍、別府、川内、那覇各駐屯地

3 陸幕が講じた改善の処置

陸幕は、2年9月に、V型の偽装網の積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成して積雪地部隊へ速やかに再配分することとし、V型の偽装網が効率的に配備されるよう処置を講じた。

一独立行政法人海技教育機構一

有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

有効に利用されていない土地及び建物に係る令和2年3月31日現在の

帳簿価額(収入支出以外) 4億5331万円

1 機構の保有資産の概要等

(1) 保有資産の概要

独立行政法人海技教育機構は、独立行政法人海技教育機構法に基づき、船員となろうとする者等に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授するなどの業務を行っている。

機構は、平成13年4月に、国の有する権利及び義務を承継して独立行政法人海員学校として設立された。独立行政法人海員学校は、18年4月に、法人の名称を「独立行政法人海技教育機構」に変更するとともに、同月に解散した独立行政法人海技大学の権利及び義務を承継し、28年4月には、同月に解散した独立行政法人航海訓練所(以下「航海訓練所」)の権利及び義務を承継している。そして、独立行政法人海技大学及び航海訓練所は、いずれも国の有する権利及び義務を承継して設立された独立行政法人であり、それぞれ、機構への承継に際し、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとしてされている。

機構は、土地(帳簿価額(令和2年3月31日現在。以下同じ。))計54億4401万円)及び建物(帳簿価額計30億6952万円)を保有しており、そのほとんどは、機構の業務を確実に実施するために必要な資産であるとして、国、解散した航海訓練所等から承継した政府出資に係る資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、平成22年の独立行政法人通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」)を処分しなければならないこととなっているほか、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、各独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することや、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

機構が保有する政府出資に係る土地及び建物を対象として検査したところ、機構は、28年4月に、航海訓練所から政府出資に係る資産として、東京都中央区勝どきに所在する乗船事務室(土地516.25㎡、建物延べ396.36㎡)を承継していた。この乗船事務室は、乗船実習において乗組員や実習生が港と沖合に停泊した練習船の間を同室の近隣に係留した交通艇により往復する際の集合場所や、1階の一部分を交通艇に係る消耗品等の倉庫として利用するなどのために保有してきたものである。しかし、港の整備が進み、練習船が岸壁に直接着岸できるようになってきたことなどから交通艇による往復の必要がなくなるなどしたため、機構は、29年4月に、同年9月末をもって交通艇を用途廃止することとする事務連絡を関係部署に発していた。

そこで、乗船事務室の利用状況をみたところ、関係資料により確認できた27年度以降では実習生等の集合場所としては利用されていなかった。また、倉庫としての利用については保管している消耗品等が少量であることから他の場所で代替可能であること、他の業務も含めて新たに利用する見込みはないことなどから、乗船事務室は、有効に利用されていない状況になっていると認められた。

しかし、機構は、乗船事務室に係る土地及び建物(土地帳簿価額4億5100万円、建物帳簿価額231万円、計4億5331万円)について、国庫納付に向けた手続を行わないまま保有していた。

このように、乗船事務室に係る土地及び建物が有効に利用されないまま、機構が保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、乗船事務室に係る土地及び建物について、令和2年6月に国土交通大臣に対して不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

一独立行政法人都市再生機構一

高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者に支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの

サブリース契約において、機構が民間事業者に支払った業務費のうち、
過大になっていた空家修繕工事費相当額(支出) 1億3290万円

1 高額賃貸住宅におけるサブリース契約の概要等

(1) 高額賃貸住宅におけるサブリース契約の概要

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅団地の中には平均家賃が月額15万円を超える高額賃貸住宅があり、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000戸)については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者に運営を委ねることとされた。機構は、この閣議決定を受けて、サブリース契約により、サブリース契約の対象となる団地(以下「対象団地」)における賃貸住宅事業の全般を民間事業者に委ねることとしている。

機構が民間事業者と締結したサブリース契約によれば、契約期間は10年間とされ、機構は、対象団地の運営を民間事業者が開始する日に空家となっている住戸を民間事業者に引き渡して貸し付けること、その後は空家となる都度、空家となった住戸を民間事業者に引き渡して貸し付けることとされている。また、民間事業者は、機構が引き渡していない住戸(以下「機構契約住戸」)等も含めた対象団地に係る一切の修繕、維持管理業務等を実施することとされている。そして、機構は、サブリース契約において、住戸を貸し付ける対価としてリース料収入を得る一方で、機構契約住戸における修繕、維持管理業務等に要する費用として業務費を支払うこととしており、リース料について一般競争入札を実施して契約相手方となる民間事業者を選定している。

サブリース契約は、東日本賃貸住宅本部(以下「本部」)が行っており、本部は、26年度から令和元年度までの間に、前記東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000戸)のうち9,598戸に係る24団地においてサブリース契約(契約件数12件、リース料に係る契約額計1261億3727万円)を締結している。

(2) 民間事業者に支払う業務費の概要

ア 業務費の概要

機構がサブリース契約に基づいて民間事業者に支払う業務費は、運営経費相当額と空家修繕工事費相当額の合計額とされている。このうち、運営経費相当額は、民間事業者が機構契約住戸において経常的に行う修繕(以下「経常修繕」)、維持管理業務等に要する費用に相当する額となっている。また、空家修繕工事費相当額は、民間事業者が原状有姿で引き渡された空家において行う空家修繕に要する費用に相当する額となっている。

イ 運営経費相当額の算定方法

運営経費相当額は、機構本社が平成27年10月に定めた「都心高額賃貸住宅運営事業者募集実施要領」等に基づき、対象団地ごとに、サブリース契約締結前の直近3年間に要した経常修繕、維持管理業務等の実績額等の年平均(以下「運営経費等平均額」)及び契約期間に実施することが見込まれる経常修繕に要する費用の年額(以下「見積修繕費」)の合計額を対象団地の全住戸等の収入機会額^(注1)で除して経費率を算出し、これに機構契約住戸等の収入機会額を乗じて算定されている。そして、機構は、経常修繕の内容に応じて経常修繕に要する費用を運営経費等平均額又は見積修繕費のどちらに計上するかを判断している。

(注1) 収入機会額 住戸の戸数等にサブリース契約締結前に本部が定めた家賃の年額等を乗じて算定された収入額

ウ 空家修繕工事費相当額の算定方法

空家修繕工事費相当額は、要領等に基づき、対象団地ごとに、サブリース契約締結前の直近

3年間の空家修繕工事費(以下「直近空家修繕費」)を同期間に空家修繕を行った戸数で除して住戸の専有面積区分に応じた単価(以下「空家修繕単価」)を設定し、これに機構契約住戸のうちサブリース契約締結後に初めて空家となり引き渡した戸数を乗じて算定されている。

(3) 給湯器等の交換費用

機構は、賃貸住宅の各住戸に、給湯器、給湯暖房機等(以下「給湯器等」)を設置しており、給湯器等の故障、劣化等による交換を、原則として機構の負担で経常修繕又は空家修繕として行うこととしている。

2 検査の結果

26年度から令和元年度までに締結した24団地に係る12件のサブリース契約(平成27年度から令和元年度までの業務費の支払額計75億0154万円、うち運営経費相当額46億7587万円、空家修繕工事費相当額28億2567万円)を対象に、機構本社及び本部において、対象団地の運営に関する協定書、積算根拠資料等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

前記のとおり、運営経費相当額の算定に当たり、機構は、経常修繕の内容に応じて経常修繕に要する費用を運営経費等平均額又は見積修繕費のどちらかに計上することとしている。そして、各住戸に設置されている給湯器等は、各団地の建設時に一斉に設置され特定の時期に交換が集中する傾向があるため、給湯器等の交換費用を運営経費等平均額に計上する場合、交換実績が皆無となるなどして、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用との間に過不足が生ずるおそれがある。このことから、本部は、24団地のうち22団地については、給湯器等の製造者が定めた設計上の標準使用期間^(注2)を踏まえるなどして、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上して経費率を算出し、これに基づくなどして算定した運営経費相当額を民間事業者を支払っていた。

しかし、上記22団地のうち17団地については、給湯器等の交換がサブリース契約締結前の直近3年間に空家修繕として行われており、本部は、この交換費用が含まれた直近空家修繕費をそのまま用いて空家修繕単価を算出していた。そして、本部は、その空家修繕単価に基づくなどして算定した空家修繕工事費相当額を民間事業者を支払っていた。

したがって、上記の17団地については、前記のとおり、契約期間中において必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上して運営経費相当額が算定されているため、更に直近空家修繕費にも給湯器等の交換費用を計上して空家修繕工事費相当額を算定し民間事業者を支払う必要はなかった。

このように、業務費の算定に当たり、給湯器等の交換費用を重複して計上し、これに基づき業務費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記17団地のうち、住戸の専有面積区分の誤りにより空家修繕単価が過小となっていた1団地を除く16団地において平成28年2月から令和2年3月までの間に支払われていた空家修繕工事費相当額計2億2423万円について、直近空家修繕費に含まれる給湯器等の交換費用を控除するなどして修正計算すると計20億9132万円となり、計1億3290万円が過大に支払われていた。

(注2) 設計上の標準使用期間 日本産業規格で設定された標準的な使用条件の下で、適切な取扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間

3 機構が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構本社は、業務費の算定において給湯器等の交換費用が重複して計上されないよう、2年8月に要領を改定し、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上することとして直近空家修繕費には含めないこととする取扱いを明記するとともに、同月以降新たに締結するサブリース契約については改定した要領を適用するよう、本部に対して事務連絡を発して周知するなどの処置を講じた。

団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

指摘の背景となった検査の対象とした収支状況表等を封入した郵便物の

郵送に係る支払額(支出) 1億2021万円

節減できた支払額(支出) 1761万円

1 団地管理業務に係る委託契約の概要等

(1) 団地管理業務に係る委託契約の概要

独立行政法人都市再生機構は、平成30年1月に、同年6月から令和5年5月までを契約期間として、株式会社URコミュニティ(以下「URコミュニティ」との間で機構が管理する賃貸住宅等の管理運営に関する業務(以下「団地管理業務」)に係る委託契約を締結しており、URコミュニティは、共益費の運営に関する業務等を行うこととなっている。

(2) 賃貸住宅に係る共益費等の概要等

ア 賃貸住宅に係る共益費等の概要

機構は、賃貸住宅団地管理規程等に基づき、賃貸住宅団地における共用部分の維持等に必要な経費に充当するために、居住者等から共益費を徴している。そして、機構の東日本賃貸住宅本部(以下「本部」)及び中部、西日本、九州各支社(以下、当該3支社と本部を合わせて「4支社等」)は、それぞれ、団地ごとに共益費の収支を管理し、前年度の収支内容を記した資料(以下「収支状況表」)及び当年度の共益費の運営計画を記した資料(以下「運営計画表」、収支状況表と運営計画表を合わせて「収支状況表等」)を作成し、居住者等に対して公表している。

イ 収支状況表等の公表方法等

機構は、収支状況表等の公表について、URコミュニティに団地管理業務の中で実施させており、その方法については、機構において収支状況表等は信書に該当すると考えていること、居住者等の大多数が各住戸への配布を求めていることなどから、平成30年度から郵送により行っている。そして、URコミュニティは、4支社等の指示を受け、全国各地に設置している住まいセンターごとに、収支状況表等を毎年度おおよそ8月に居住者等に郵送しており、機構は、URコミュニティに対して郵便料金の実費に相当する額を委託費として支払っている。

(3) 郵便料金の割引制度等の概要

日本郵便株式会社は、郵便料金について、同社の定めた内国郵便約款(以下「郵便約款」)により、割引制度等として、区分郵便物の割引制度(以下「区分郵便割引制度」)及び郵便区内特別郵便物の特別料金制度(以下「特別料金制度」)を次のように設けている。

ア 区分郵便割引制度

区分郵便割引制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、差出人が、受取人の住所又は居所の郵便区番号^(注1)ごとに区分して、これらを同時に2,000通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものであり、基本割引と特別割引とがある。基本割引の割引率は、差出通数が10,000通以上50,000通未満の場合は4%等となっている。また、特別割引は、基本割引に加算^(注2)して受けられる割引であり、その割引率は、差出人が、郵便約款に定められている送達日数^(注2)に加えて送達に3日程度の余裕の承諾(以下「3日余裕の承諾」)をした場合、4%等となっている。

(注1) 郵便区番号 郵便局における郵便物の配達区域を示す番号。郵便番号7桁のうち前から3桁又は5桁の番号

(注2) 送達日数 原則として、差し出された日の翌日から起算して3日以内(ただし、日曜日、休日等は除く。)とされている。

イ 特別料金制度

特別料金制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、差出人が、同一の郵便区内のみにおいて

配達が行われる郵便物を当該郵便区内の配達を行う郵便局に同時に100通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものであり、重量25g以内の基本料金1通82円(令和元年10月以降は84円)の定形郵便物について、差出通数が1,000通以上であって、差出人が3日余裕の承諾をするなどした場合の特別料金は56円(割引率31.7%)(同57円(割引率32.1%))等となっている。

2 検査の結果

平成30、令和元両年度に4支社等がURコミュニティに郵送させた収支状況表等を封入した郵便物のうち、住まいセンターごとに形状、重量等が同一で同時に2,000通以上差し出されていた郵便物計144万余通の郵送に係る郵便料金相当の支払額計1億2021万円(平成30年度6824万円、令和元年度5196万円)を対象に検査した。

(1) 適用可能な割引制度等の適用を受けていなかった事態

上記144万余通の郵便物に係る割引制度等の適用状況について確認したところ、平成30年度は21住まいセンター、令和元年度は22住まいセンターにおいて、全ての郵便物について割引制度等の適用を受けていなかった。また、平成30年度は3住まいセンター、令和元年度は4住まいセンターにおいて、割引制度等の適用を受けていなかったり、適用が区分郵便割引制度の基本割引のみであったりなどしていた。

しかし、これらの住まいセンターは、それぞれ、形状、重量等が同一の郵便物を同時に2,000通以上差し出しており、3日余裕の承諾が可能であったことなどから、上記144万余通の郵便物全てについて、少なくとも区分郵便割引制度の基本割引及び特別割引の適用を受けることなどが可能であったと認められた。

また、平成30、令和元両年度に郵送した郵便物の郵送先についての情報が保存されていなかったため、区分割引郵便制度よりも安価に郵送することができる特別料金制度の適用を受けることが可能であった郵便物の通数を把握することはできなかったが、2年3月時点の居住者等の情報を基に機構に調査させたところ、特別料金制度の適用を受けることが可能な郵便物が62万余通のうち少なくとも9万余通あるとのことであったことなどから、上記郵便物144万余通の中には、少なくとも上記と同程度の割合で特別料金制度の適用を受けることが可能である郵便物があつたと認められた。

(2) 収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送していなかった事態

平成30、令和元両年度において、本部の郵便物の郵送を担当した2住まいセンターは、収支状況表と運営計画表を別々に郵送しており、その通数は計19万余通となっていた。

しかし、収支状況表と運営計画表は、別々に郵送することは求められていないことなどから、上記の2住まいセンターは、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送することにより、郵便物の通数を9万余通削減することが可能であったと認められた。

このように、区分郵便割引制度又は特別料金制度の適用を受けていなかったり、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送していなかったりしたことなどにより、郵送に係る費用の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

4支社等において、URコミュニティに、前記のとおり適用できる郵便物の通数を把握することができなかった特別料金制度の適用は考慮せず、少なくとも適用を受けることが可能であった区分郵便割引制度の基本割引及び特別割引の適用を受けさせるなどしたとすれば、郵送に係る支払額を平成30年度984万円、令和元年度776万円、計1761万円節減できたと認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、2年6月に、4支社等に対して事務連絡を発して、2年度以降の収支状況表等の郵送について、特別料金制度の適用を受けることが可能である場合には特別料金制度の適用を受け、そうでない場合には区分郵便割引制度の適用を受けたり、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送したりすることとして、郵送に係る費用の節減を図るよう周知するなどの処置を講じた。

一国立研究開発法人日本原子力研究開発機構一

原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの

締結する必要のなかったL棟の整備に係る契約額(支出) 6295万円

1 第三ウラン貯蔵庫の建設及びL棟の整備の概要等

(1) 機構が管理する核燃料物質の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、平成17年10月に旧核燃料サイクル開発機構と旧日本原子力研究所を統合して設立され、旧核燃料サイクル開発機構が所管していた核燃料サイクル工学研究所、同研究所に隣接しており旧日本原子力研究所が所管していた原子力科学研究所(これらを「両研究所」)等において、各種の研究開発等に必要なウラン等の核燃料物質を管理したり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」)等に基づく原子力施設の廃止措置等を実施したりしている。

(2) 民間会社に保管を委託しているブランケット燃料及びウランの概要

機構は、民間会社に製造を委託したブランケット燃料^(注)とその材料等となるウランについて、21年度以降、同一の民間会社(以下「保管会社」)に保管を委託してきたが、25年12月以降、保管会社からこれらの引取りを要請されており、ブランケット燃料は30年12月までに、ウランは、約15tのうち約8tを同年11月までに、そして、残りの約7tを令和2年9月までにそれぞれ引き取る必要が生じた(これらのうち、ブランケット燃料を「外部保管燃料」、ウランを「外部保管ウラン」)。

(注) ブランケット燃料 高速増殖炉の発電技術確立のための研究開発用の発電用原子炉である高速増殖原型炉もんじゅで使用する燃料のうち、核分裂性物質の量の増殖を目的とした燃料

(3) 核燃料物質の移動等の概要

機構は、第1期中期計画(平成17年10月から22年3月まで)等において、旧核燃料サイクル開発機構と旧日本原子力研究所とが業務を一体的に遂行するなどしていくために、効果的な業務運営を図ることなどとしており、26年度に、両研究所の核燃料物質の保管状況等を整理して、その移動先等を検討した。また、28年6月に、原子力科学研究所の一部の原子力施設で保管しているウラン(以下「原科研ウラン」)の移動先がないことなどの課題を把握した上で、同年8月までに両研究所間の移動を含めた両研究所が保管する核燃料物質の集約方針を検討することとしていた。

(4) 第三ウラン貯蔵庫の建設及びL棟の整備の概要

ア 第三ウラン貯蔵庫の概要及び建設状況

機構は、前記の保管会社からの引取りの要請を踏まえて、核燃料サイクル工学研究所に新たに第三ウラン貯蔵庫の建設を計画し、28年9月までに、外部保管燃料、外部保管ウラン、廃止措置を進めていく同研究所の原子力施設で保管しているウラン(以下「核サ研ウラン」)等を集約して保管することを決定した。また、30年12月までのしゅん工を目指して、保管対象となる核燃料物質の種類、量等を踏まえて、29年10月に建設に係る原子炉等規制法に基づく許可を取得するとともに、施設の設計、基礎杭工事等を進め、30年3月に基礎杭工事を完了した。

一方、機構は、外部保管燃料の引取りについて地元自治体の理解を得るための外部保管燃料の利活用計画の作成に時間を要し、同年12月までの引取りが見通せなくなったため、29年11月に、第三ウラン貯蔵庫のしゅん工時期を外部保管ウラン約7tの引取期限である令和2年9月までとすることを決定して、第三ウラン貯蔵庫の建設を中断した。そして、平成30年3月に上記の利活用計画を地元自治体に報告した後、同年5月に、原科研ウランについても第三ウラン貯蔵庫で保管できるかどうか検討する必要が生じたとして、令和2年9月までのしゅん工を見送ることと

した。

イ L棟の概要及び整備状況

機構は、昭和50年4月に核燃料サイクル工学研究所にL棟を建設して、平成14年まで研究開発を実施した後、第1期中期計画において「中期目標期間前に使命を終え、廃止措置又は廃止措置準備を進めていた施設」として位置付けて、廃止に向けた作業を実施してきた。

一方、機構は、前記のとおり、29年11月に、第三ウラン貯蔵庫のしゅん工時期を令和2年9月までとしたため、しゅん工までの間、外部保管燃料をL棟に仮置きすることを決定して、平成30年11月に外部保管燃料をL棟に搬入した。また、外部保管ウラン約8 tについては、核燃料サイクル工学研究所の既存施設に仮置きすることとして、同月に当該施設に搬入した。

その後、機構は、前記のとおり、同年5月に第三ウラン貯蔵庫の令和2年9月までのしゅん工を見送ったため、平成30年12月に外部保管ウラン約7 tをL棟に仮置きすることを決定した。そして、令和元、2兩年度に、L棟のピット防護蓋の製作等に係る契約計6件(契約額計1億4215万円)を締結して、外部保管ウランの仮置きのためのL棟の整備を行っている。

2 検査の結果

L棟の整備等に係る契約を対象に検査したところ、原科研ウランについては、その量が建設中の第三ウラン貯蔵庫の最大保管可能量を超えており、かつ、当初第三ウラン貯蔵庫に保管するとしていた外部保管燃料等だけでも当該最大保管可能量の大部分を占めていたため、当初の設計のままでは第三ウラン貯蔵庫での保管は困難であった。そして、第三ウラン貯蔵庫の建設は、保管対象となる核燃料物質の種類、量等を踏まえて、建設に係る原子炉等規制法に基づく許可を取得して実施していたものであり、平成30年5月時点においては既に基礎杭工事まで完了していたものであって、そこから大幅な設計変更等を行うことは想定できない状況であった。したがって、原科研ウランを第三ウラン貯蔵庫で保管することが困難であることは明らかであった。

また、L棟は経年劣化が著しく、機構は、令和2年9月以降も外部保管燃料等を仮置きする場合、当該経年劣化の対策として新たに7億円の費用が必要となることなどからL棟での長期の保管は経済的ではないとしており、外部保管燃料等を速やかに第三ウラン貯蔵庫に移動することを前提にL棟での仮置きに係る許可等を取得していた。このため、第三ウラン貯蔵庫の必要性に変わりはなく、L棟等の各原子力施設の廃止措置を進めていくためにも、第三ウラン貯蔵庫は速やかにしゅん工する必要があった。

したがって、機構が原科研ウランを第三ウラン貯蔵庫で保管できるかどうか検討する必要が生じたとして、平成30年5月に第三ウラン貯蔵庫の建設を中断して令和2年9月までのしゅん工を見送ることとしたことは適切でなく、予定どおり工事を実施していれば、遅くとも同月までに第三ウラン貯蔵庫をしゅん工することが可能であり、外部保管ウラン約7 tの仮置きのためのL棟の整備は必要なかったと認められた。

このように、機構において、第三ウラン貯蔵庫のしゅん工を見送ったことにより、外部保管ウラン約7 tの仮置きのためのL棟の整備に係る契約のうち、第三ウラン貯蔵庫の建設を中断していなければ締結する必要のなかった契約計4件、契約額計6295万円を締結していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、2年8月に、理事会議等を開催するなどして、両研究所が保管する核燃料物質の移動先等について両研究所間での移動を含めて検討を行い、外部保管燃料、外部保管ウラン、核サ研ウラン等を集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、原科研ウランを含めた原子力科学研究所で保管している核燃料物質を同研究所の既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、原子力施設の廃止措置に伴う核燃料物質の移動等を円滑に実施して、核サ研ウラン等の仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないようにするための処置を講じた。

踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの

低減できた踏切除雪費の積算額(支出) 1億1050万円

1 契約の概要等

(1) 踏切除雪の概要

北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」)は、踏切道を通行する自動車、歩行者等の安全を確保するとともに、自動車の往来によりレールの上部等に残る圧雪に列車が乗り上げて脱線することを防止するために、人力による踏切道の除雪(以下「踏切除雪」)等を実施している。踏切除雪は、作業員が、ショベル等により踏切道内の積雪を踏切道外に搬出したり、ショベル等で取り除くことができない圧雪を専用の除雪用具で取り除いたりするなどの作業を行うものである。

JR北海道では、線路等の維持管理を行う各保線所が、所掌下の保線管理室ごとに一又は複数の地域単位で、毎年度請負業者と請負契約を締結して、11月から翌年3月までの間(以下「除雪期間」)に踏切除雪を実施させている。

(2) 踏切除雪費の積算

各保線所は、踏切除雪に係る請負費用(以下「踏切除雪費」)の予定価格について、JR北海道が制定した「軌道関係積算マニュアル」(以下「マニュアル」)等に基づき、次のように積算している。

① 設定降雪深の算出

保線管理室所在地において12月1日から翌年3月31日までの期間に計測した降雪深を基に、過去の実際の除雪頻度を勘案して、1日当たりの降雪深が10cm以下の日についてはその日数の1/3、1日当たりの降雪深が11cm以上の日についてはその日数を合計し、過去5年間における年平均値を要除雪日数とする。そして、同期間に計測した降雪深の累計値の年平均値である累計降雪深を要除雪日数で除して得た値を、踏切除雪の実施日に除雪する必要がある降雪の深さ(以下「設定降雪深」)として保線管理室ごとに設定する。

(注1) 降雪深 保線管理室が計測する降雪量。保線管理室において、毎日、午前9時、午後1時30分及び同4時に残雪を取り払った状態からの降雪量を計測しており、これら3回の降雪量計がその日の降雪深となる。

② 作業ブロック当たりの作業人日数の算出

設定降雪深に各踏切道の除雪面積を乗じて得た除雪量を基に踏切道1か所当たりの作業時間を算出する。そして、7時間の実作業時間内で収まる工程となるよう複数の踏切道を組み合わせる作業ブロックを編成し、上記により算出した踏切道1か所当たりの作業時間を作業ブロックごとに合計するなどして、作業ブロック当たりの作業人日数を算出する。

③ 予定価格の算出

作業ブロック当たりの作業人日数に労務単価を乗ずるなどして踏切除雪1回当たりの単価を算出し、これに踏切除雪の実施回数の過去5年間における年平均値を予定回数として乗ずるなどして予定価格を算出する。

(3) 踏切除雪の実施の通知及び踏切除雪費の支払

保線所長等は、保線管理室において午後1時30分及び同4時に計測した降雪深、踏切道の積雪状況並びに降雪予報を基に、積雪の見通しを立てて、当日又は翌日に踏切除雪を実施するかを判断し、実施すると判断した場合は、その旨を請負業者に通知している。このため、請負業者は、通知を受けたときに踏切除雪を実施することができるよう、除雪期間中、所要の作業員を確保している。

そして、JR北海道は、契約上の踏切除雪1回当たりの単価に、各月内で実際に踏切除雪を実施した回数に乗ずるなどした1か月分の踏切除雪費を月ごとに請負業者に支払っている。このため、踏

切除雪の実施回数が増加すれば、年間の除雪量の合計が同じでも請負業者に対する支払額も増加することになる。

(4) 踏切道の安全確保の取組

JR北海道は、平成29年12月に列車が踏切道のレール上部等に残る圧雪に乗り上げる脱線事故が発生したため、30年1月に通知を発し、踏切道の安全確保の取組を強化することとし、保線所等は、比較的積雪が少ない場合においても踏切除雪を実施している。

2 検査の結果

30年度に契約した7保線所^(注2)の35契約(除雪の対象とした踏切道635か所、踏切除雪費の積算額計7億9847万円)を対象として検査した。

JR北海道では30年1月以降踏切道の安全確保の取組を強化しており、毎年度行っている踏切除雪費等の冬期経費に係る実績調査の結果においても、踏切除雪の実施回数は、25年度から28年度までの4か年の平均22,083回に対して、29年度は33,470回、30年度は24,429回となっていた。踏切除雪を実施した日の降雪深の状況を見ると、1日当たりの降雪深が10cm以下であった日は、29年度に実際に踏切除雪を実施した延べ1,314日中の延べ863日(65.6%)、30年度同1,004日中の延べ661日(65.8%)となっていて、積算上の要除雪日数29年度計1,014日中の計477日(47.0%)、30年度計1,022日中の計481日(47.0%)よりもいずれの年度も多くなっていた。

そして、前記の35契約で編成されていた185作業ブロック及び同一の踏切道を対象とする29年度(30年1月から3月まで。以下同じ。)の契約で編成されていた170作業ブロックについて、積算上の作業人日数と実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数を比較したところ、次のような状況となっていた。すなわち、前記の方法で求めた積算上の作業ブロック当たりの作業人日数は、保線管理室ごとにみると、29年度は3.0人日から44.2人日までで平均17.7人日、30年度は3.1人日から40.9人日までで平均17.6人日となっていた。これに対して、実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数は、保安要員配置内訳書等を基に保線管理室ごとに集計すると、29年度は2.1人日から13.6人日まで、30年度は2.2人日から15.0人日までで、両年度とも平均6.8人日となっており、全ての作業ブロックで実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数が積算上の作業人日数を大幅に下回っていた。

前記のとおり、踏切除雪の実施回数が増加し、積算上は1/3を乗じて3日のうち1日のみ除雪を実施することとなっている1日当たりの降雪深が10cm以下の日にも多数実施されており、また、上記のとおり、作業ブロック当たりの実際の作業人日数は積算よりも大幅に少なくなっていた。これらのことから、実際の踏切除雪において除雪する降雪の深さは、設定降雪深よりも小さな値になっていることが想定された。そこで、29、30両年度に踏切除雪を実施した日の1日当たり降雪深の実績値を確認したところ、両年度とも平均10cmとなっており、29、30両年度の設定降雪深の年平均値である22cm及び21cmを大幅に下回っていた。

このように、踏切道の安全確保の取組強化等により踏切除雪の実施回数が増加したことに伴って作業の実態も変化し、1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さが小さな値となり、1回の除雪に要する作業人日数が減少しているのに、設定降雪深を作業の実態の変化に即して設定しないまま踏切除雪費の積算が行われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

設定降雪深について、前記の降雪深の実績値を基に安全性を考慮した上で10cm又は15cmと設定することとするなどして、前記の35契約に係る踏切除雪費を試算すると、請負業者が除雪期間中必要の作業員を確保していることを踏まえた補償費相当額を新たに考慮したとしても計6億8792万円となり、踏切除雪費の積算額7億9847万円は約1億1050万円低減できたと認められた。

(注2) 7保線所 札幌、岩見沢、追分、旭川、名寄、函館、釧路各保線所

3 JR北海道が講じた改善の処置

JR北海道は、踏切除雪費の積算が踏切除雪の実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に応じた適切なものとなるよう、令和元年11月にマニュアル等を改定して、設定降雪深として作業の実態の変化に即して1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定するなどの処置を講じた。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

～ 目 次 ～

<件	名>	ページ

・ 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について……………		2 4 5
・ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について……………		2 4 6

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額 341件 84億5162万円
(前年度 367件 92億9769万円)

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」)
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないように指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置

2 検査の結果

昭和21年度から平成30年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが35省庁等における341件84億5162万円^(注)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが35省庁等における331件82億7344万円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における3件202万円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省における8件1億7615万円ある。

(注) 341件84億5162万円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても341件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。

3 本院の所見

是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

改善の処置の履行状況を検査した事項の件数 45件

(前年度 59件)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われること)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

2 検査の結果

本院は、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、平成30年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項62件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの15件を除いた45件について、令和元年8月から2年7月までの間に、関係する20省庁等を検査した。

検査したところ、改善の処置が履行されていたもの(履行済)が33件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」)が12件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(一部不履行)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(不履行)はそれぞれ0件となっていた。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、検査分履行済12件、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの15件及び令和元年度決算検査報告に掲記した処置済事項22件の計49件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

(6) 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

～ 目 次 ～

< 件 名 >	ページ
・ 福島再生加速化交付金事業等の実施状況について……………	2 4 9
・ 国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について……………	2 5 3
・ 低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について……	2 5 7

福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

1 検査の背景

(1) 原子力災害に対する国の取組

平成23年3月の東日本大震災の発生後、同年6月に東日本大震災復興基本法が施行され、同年7月には同法に基づき「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」)が定められた。福島は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。国は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故発生後、原子力災害対策特別措置法に基づき直ちに内閣府に原子力災害対策本部を設置し、同本部の決定に基づき避難指示区域を設定した。24年4月には福島復興再生特別措置法(以下「福島特措法」)が施行され、国は、同年7月に福島特措法に基づき「福島復興再生基本方針」を閣議決定して、福島全域での復興及び再生と、避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域(これらを「避難解除等区域等」)の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。その後、国は、25年12月に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

(2) 復興財源

復旧・復興に係る財政面の取組として、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が施行された。

そして、国は、東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たり、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算を、23年度については、一般会計の補正予算において措置している。24年度以降については、24年4月の特別会計に関する法律の改正により設置された東日本大震災復興特別会計に計上された予算により復旧・復興事業を実施している。

(3) 福島再生加速化交付金等の創設等の経緯

国は、平成25年度当初予算において長期避難者生活拠点形成交付金及び福島定住等緊急支援交付金(これらを「前身交付金」)を、平成25年度補正予算において福島再生加速化交付金(以下「新交付金」)を創設した(これらを「加速化交付金」)。新交付金は、それまで別々であった上記二つの交付金を、それぞれ「長期避難者生活拠点形成」「福島定住等緊急支援」として、加速化交付金の交付対象事業を目的別に分類した項目(以下「交付対象項目」)に整理し、一括化した。

また、国は、平成24年度当初予算において創設した福島避難解除等区域生活環境整備事業(29年度からは福島避難解除等区域等生活環境整備事業。以下「生活環境整備事業」)及び平成24年度補正予算において創設した福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(以下「帰還・再生事業」)を平成27年度当初予算において統合し、福島生活環境整備・帰還再生加速事業を創設した(これらを「環境整備等委託事業」)。福島生活環境整備・帰還再生加速事業では、委託対象事業を目的別に分類した項目(以下「委託対象項目」)として、帰還・再生事業及び生活環境整備事業を設けている。

このように、原子力災害からの復興及び再生事業は、加速化交付金の交付を受けて国の交付金事業として実施される事業である福島再生加速化交付金事業(以下「加速化事業」)及び国の委託事業として実施される事業である環境整備等委託事業(これらを「福島再生加速化交付金事業等」)を福島の復興及び再生の柱として実施している。

(4) 福島再生加速化交付金事業等の概要

ア 加速化事業の概要

福島再生加速化交付金制度要綱によれば、長期避難者生活拠点形成等の交付対象項目ごとに別途実施要綱を定めるとされている。福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)実施要綱等(交付対象項目ごとに定められた実施要綱を「各実施要綱」)によれば、交付対象事業は、各

実施要綱に基づき事業実施主体が作成する各事業計画に定められた目標を実現するための基幹的な事業として、各実施要綱で定めた事業(以下「基幹事業」)、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(長期避難者生活拠点形成では「避難者支援事業等」、それ以外では「効果促進事業等」とされている。また、加速化事業の形態には、単年度で事業を実施するもの(以下「単年度型事業」と、事業計画期間が複数年にわたる事業を実施するもの(以下「基金型事業」と)がある。

イ 環境整備等委託事業の概要

福島生活環境整備・帰還再生加速事業制度要綱によれば、29年度末現在の委託対象項目は、生活環境整備事業及び帰還・再生事業となっていて、委託対象項目ごとに定める実施要綱に委託対象事業を定めるとされている。

2 検査の着眼点

本院は、①加速化交付金等の予算及び決算の推移はどのようになっているか、また、基金型事業の実施後の基金は効率的に管理されているか、②各事業は事業計画等に照らして着実に進捗し、その効果が発現しているか、③避難者及び帰還者の状況と各事業の実施状況との関係はどのようになっているかに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 加速化交付金等の執行状況等

ア 加速化交付金の予算及び決算の状況

前身交付金のうち長期避難者生活拠点形成交付金の歳出予算額の累計額と予算決定後移替増減額の累計額の合計(以下「歳出予算額等の累計額」)は503億円、支出済歳出額の累計額は472億円、執行率(歳出予算額等の累計額に対する支出済歳出額の累計額の割合)は93.8%、福島定住等緊急支援交付金の歳出予算額等の累計額は100億円、支出済歳出額の累計額は80億円、執行率は80.6%となっている。また、新交付金の歳出予算額等の累計額は4268億円、支出済歳出額の累計額は2954億円(前身交付金の支出済歳出額の累計額552億円と合わせると加速化交付金の支出済歳出額は3507億円)、執行率は69.2%となっている。

イ 加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

長期避難者生活拠点形成については、13事業実施主体により29交付対象事業のうち7交付対象事業において計308件の事業が実施され、交付額は1872億円、執行額又は取崩額は1622億円となっている。福島定住等緊急支援については、28事業実施主体により7交付対象事業の全てにおいて計223件の事業が実施され、交付額は161億円、執行額又は取崩額は150億円となっている。帰還環境整備については、46事業実施主体により48交付対象事業のうち30交付対象事業において計579件の事業が実施され、交付額は621億円、執行額又は取崩額は433億円となっている。

また、単年度型事業及び基金型事業の別にみると、29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億円、執行額は583億円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億円、取崩額は1639億円となっている。既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について29年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、福島県及び3市町村が保有する3省に係る165億円となっていた。

なお、29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も継続中の事業は、単年度型事業では41事業、基金型事業では24事業となっている。

ウ 環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、24年度の支出済歳出額は4億円で、年々増加して28年度には98億円となったが、29年度は80億円と減少している。年度執行率(歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えた歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合)は28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。29年度までに全ての執行が完了している予算科目についてみると、歳出予算額の累計額は419億

円、支出済歳出額の累計額は194億円、執行率は46.3%にとどまっている。

エ 環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は計381億円となっており、生活環境整備事業に係る支払額は計113億円、帰還・再生事業に係る支払額は計268億円となっている。

(2) 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

ア 加速化事業の実施状況

長期避難者生活拠点形成のうち執行額又は取崩額が1529億円に上る災害公営住宅整備事業等における長期避難者向けの災害公営住宅(以下「復興公営住宅」)の整備の状況をみたと、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備計画戸数に対する整備済戸数の割合は96.2%となっていた。整備済みとなっていない183戸のうち60戸は整備中で、建設が保留されている123戸は今後の需要に応じて建設の保留を解除する方針としている。復興公営住宅の29年度末現在の入居状況をみると、福島県及び3市町村が整備した4,513戸のうち空室となっている戸数(以下「空室数」)は計590戸、整備済戸数に対する空室数の割合は13.0%となっている。

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は29年度末現在で計135億円となっていて、このうち子どもの運動機会の確保のための事業が96.5%を占める状況となっている。

帰還環境整備のうち農山村地域復興基盤総合整備事業について、29年度末現在における進捗状況をみたと、47事業のうち25事業が継続中となっていて、このうち12事業は復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継続することとしている。農地整備事業により整備した農地の利用状況については、福島県によると、ほ場の大区画化等が完了した1事業及び継続中の事業のうち7事業で、事業が完了した区画において営農が再開されているとしている。

帰還環境整備のうち避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業については、福島県が事業実施主体となっていて、交付対象事業の実施状況をみたと、執行額は計58億円となっていて、帰還困難区域に所在する事業者が保有する危険物、化学物質等3,887 t等が処理された。

帰還環境整備のうち個人線量管理・線量低減活動支援事業について、避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村(以下「避難指示・解除区域市町村」)のうち、広野町を除く11市町村(以下「避難指示・解除区域11市町村」)を除いて対象事業ごとの実施状況をみたと、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施されていて、執行額は計28億円となっていた。このうち実施件数が110件、執行額が19億円といずれも最も多くなっている「被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、「内部被ばくの可能性がある食品の線量測定」の実施件数が50件、執行額が9億円と最も多くなっている。

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、平成29年度末現在、福島県及び12市町村が事業実施主体となっていて、新交付金の執行額は計14億円となっている。避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村の事業の実施状況をみたと、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量はそれぞれ192.3km、5,831.2m³となっていた。撤去数量のうち3,715.4m³が仮置場に保管されて、このうち2,319.0m³は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4m³は29年度末までに処理されなかった。

原子力災害情報発信等拠点施設等整備について、福島県は、29年度までに、原子力災害情報発信等拠点施設の基本設計、実施設計等を実施しており、新交付金の執行額は29年度末現在で1億円となっていた。

避難者支援事業等及び効果促進事業等については、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。

イ 環境整備等委託事業の実施状況

生活環境整備事業の事業数は計444事業となっていて、このうち「清掃等の行為」に係る事業は436事業、「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。国と委託契約を締結した避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等(以下「受託市町村等」)別に実施状況をみたと、全ての受託市町村等が「清掃等の行為」に係る事業を、2市町が「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業として社会福祉施設等の再開に必要な職員等の研修等を実施していた。

帰還・再生事業の事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別では、「その他」を除くと「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。

ウ 帰還者の状況等

避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数についてみると、震災前は157,964人であったが、31年3月31日現在は132,499人となっており、減少率は16.1%と福島県全体の減少率の8.6%を上回るものとなっている。避難指示・解除区域市町村のうち9市町村における住民登録数に対する居住者数の割合をみると、震災前は99.1%であったが、31年3月31日現在は52.8%となっている。避難指示・解除区域市町村からの避難者数と復興公営住宅の整備済戸数をみたと、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅の配分又は整備が行われ、加速化交付金が執行されていた。

避難指示区域等内の避難者について、避難指示により避難して避難指示解除後に帰還した者(以下「帰還者」)の人数を把握している6町村における帰還者数と避難指示等解除区域の避難者数の合計人数に対する帰還者数の割合(以下「帰還率」)をみたと、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、49.2%となっていた。帰還率と環境整備等委託事業の施行状況等をみたと、町村ごとに事業数及び委託費総額にばらつきがあるものの、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

4 所見

復興基本方針及び福島復興再生基本方針において、福島の復興及び再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとしていることを踏まえ、国又は事業実施主体は、今後も引き続き、次の点に十分留意して原子力災害からの福島の復興及び再生がより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア 国は、予算措置された加速化交付金等について、不用額が年度により増減して、府省庁等によっては一部の年度において不用額が多額となるなどの状況もあったことから、引き続き、事業実施主体における事業実施状況等を踏まえ、より着実な事業執行に努めること。また、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がないなどの場合には事業計画期間の期限の到来等による基金廃止等を待たずに国庫への返還を促すことに留意すること

イ 事業実施主体は、引き続き、福島再生加速化交付金事業等により整備した施設等を活用した事業効果について把握に努めるとともに、事業完了後の施設等の利用環境に変化が生じた場合は、施設等をより有効に活用するための適切な対応について検討すること

ウ 国は、各市町村における避難者及び帰還者の現状を踏まえ、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等の事業実施主体と今後も連携を図りつつ、復興及び再生に必要な措置について、引き続き検討すること

本院としては、今後とも福島再生加速化交付金事業等の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について

1 検査の背景

サイバーセキュリティ基本法によれば、国は、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。そして、個人番号(以下「マイナンバー」)^(注1)の導入に伴い、政府としても、サイバーセキュリティが確保されるよう地方公共団体の情報システムについて、社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」)の運用に係るセキュリティを強化する観点から必要な対策を検討し、講じていくとされている。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されたマイナンバー利用事務^(注2)において使用するシステムについて、インターネットから独立するなどの高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制の整備を含めて検討した上で、必要な措置を講ずるなどとされている。

地方公共団体等の情報システムにおいて、平成28年1月からマイナンバー利用事務が実施され、29年11月から情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報(マイナンバーをその内容を含む個人情報)の照会及び提供である情報連携が行われており、情報連携の仕組みの構築に当たっては、国の行政機関の組織内のネットワークを相互に接続する政府共通ネットワーク及びLGWANがそれぞれ改修されて活用されている。^(注3)

27年5月に、日本年金機構が外部から標的型攻撃^(注4)を受けて、LANシステム上の共有フォルダに保存されていた個人情報がインターネットを通じて不正に外部に流出したとされる事案が発生した。

年金情報流出事案等を踏まえて、総務省は、地方公共団体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するために、同年7月に、情報システムに関する専門家等で構成する「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」(以下「検討チーム」)を設置している。

検討チームは、同年8月に中間報告(以下「8月報告」)を取りまとめて、組織体制の再検討等の3項目について総務省に提言している。そして、同年11月に、次の①から③までの三層から成る対策(以下「三層の構え」)を講ずることにより、地方公共団体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要であるとの報告(以下「11月報告」)を取りまとめて、総務大臣に報告している。

① 二要素認証及び情報持出し不可設定の導入

マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信ができないように分離を徹底した上で、端末への二要素認証や端末からの情報持出し不可設定(これらを「二要素認証等」)の導入等を図ることにより、住民情報の流出を徹底して防ぐこと

② LGWAN接続系とインターネット接続系の分割

財務会計等のLGWANを活用する業務用システム(以下「LGWAN接続系」)と、Web閲覧やインターネットメール等のシステム(以下「インターネット接続系」)との通信経路を分割すること。なお、LGWAN接続系とインターネット接続系との間で通信する場合には、ウイルス感染のない無害化通信を図ること

③ 自治体情報セキュリティクラウドの構築

インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講ずること

総務省は、11月報告を受けて、各地方公共団体に対して同年12月に通知を發し、三層の構えを講ずることにより情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図るよう要請するとともに、これらの対策に要する経費を総額510億円と見積もり、その1/2を地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金(以下「強化対策費補助金」)として、平成27年度補正予算により地方公共団体に交付することとした。そして、平成27年度補正予算に強化対策費補助金として254億9859万円が計上され、その交付額は、46都道府県及び1,727市区町村の計1,773地方公共団体に対し計233億4588万円となっていた。強

化対策費補助金は、「自治体情報システム強じん性向上モデル」の構築(以下「強じん性向上事業」)及び「自治体情報セキュリティクラウド」の構築(以下「セキュリティクラウド事業」)に要する経費を補助の対象としており、原則として、都道府県に対してはセキュリティクラウド事業に要する経費、市区町村に対しては強じん性向上事業に要する経費を補助対象としている。

強じん性向上事業は、地方公共団体の庁内のネットワークの強じん性の向上を図る事業であり、マイナンバー利用事務系の他の領域からの分離を徹底した上で、①マイナンバー利用事務系の端末への二要素認証の導入、②マイナンバー利用事務系の端末からの情報持出し不可設定及び③LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の情報セキュリティ対策を必須要件としている。また、セキュリティクラウド事業は、都道府県と市区町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講ずる事業である。

総務省は、8月報告を受けて、地方公共団体における情報セキュリティ対策向上に寄与することを目的として、ネットワークシステム上で地方公共団体の担当者が情報セキュリティの専門家から助言を受けることなどができる自治体情報セキュリティ支援プラットフォーム(以下「支援PF」)を事業費3780万円で構築等し、27年9月から運用を開始している。また、地方公共団体の担当者が質問を投稿して他の地方公共団体に回答を依頼することができる掲示板機能等を事業費972万円で追加整備し(上記の構築等を合わせた事業費計4752万円)、28年3月から運用している。

(注1) 個人番号 国民一人一人に付与された唯一無二となる12桁の番号。国民の氏名、住所、性別及び生年月日と関連付けられている。

(注2) マイナンバー利用事務 行政機関等、地方公共団体等その他の者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索や管理のためにマイナンバーを利用する事務

(注3) LGWAN 地方公共団体内のネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク

(注4) 標的型攻撃 特定の組織に狙いを絞り、その組織の業務習慣等の内部情報について事前に入念な調査を行った上で、様々な攻撃手法を組み合わせ、その組織に最適化した方法を用いて行われる攻撃

2 検査の着眼点

本院は、①強化対策費補助金の交付状況はどのようになっているか、②強化対策費補助金等による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化は、補助金の交付目的に照らして適切に実施されているか、また、補助金の交付目的を実現し、効果を持続させるための体制等は整備されているか、③総務省は、強化対策費補助金で強化された情報セキュリティ対策の実効性を確保するためどのような支援を行っているか、支援PFは有効に機能しているかに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 強化対策費補助金の交付状況

18都道府県の全てがセキュリティクラウド事業を実施し、このうち10都道府県は強じん性向上事業にも交付を受けていた。また、223市区町村の全てが強じん性向上事業を実施し、このうち27市区町村はセキュリティクラウド事業にも交付を受けていた。

(2) 三層の構えによる情報セキュリティ対策の強化の実施状況等

ア マイナンバー利用事務系の端末等の二要素認証等の実施状況等

マイナンバー利用事務系の端末に二要素認証を導入していた217市区町村における導入した端末の範囲や運用の状況をみると、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていないものが10市区町村となっていた。27市区町村は、認証の代替手段となるパスワードをあらかじめ設定する運用を行うなどしていた。また、7市区町村は、一部のアカウントについて、共有している認証の手段のみで端末及び業務システムにログインが可能な状況となっていた。さらに、特定個人情報を端末のローカルドライブ等に保存していた122市区町村のうち、15市区町村では、共有している認証の手段のみで端末にログインできる状況となっており、16市区町村では、段階的な認証方法を採用しているため、一要素による認証で端末にログインし、特定

個人情報にアクセスできる状況となっていた。そして、7市区町村では、同じ課室内に所属する正規の権限がない職員でも共有フォルダに保存されている特定個人情報にアクセスできる状況となっていた。

マイナンバー利用事務系の端末に情報持出し不可設定を導入していた218市区町村における導入した端末の範囲をみたところ、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていないものが12市区町村となっていた。

端末からの例外的な情報持出しを認めている203市区町村のうち、160市区町村では、管理者権限を持つ職員等が職員からの申請に基づいて情報持出し不可設定を解除する運用を行っており、このうち、期限を設けることなく解除する運用を行っているものが62市区町村、解除期間を1か月以上としているものが27市区町村となっていた。上記の62市区町村及び27市区町村の純計87市区町村について、全ての市区町村において情報セキュリティ管理者による許可がなくても情報を持ち出すシステム操作ができるようになっており、このうち29市区町村では、情報セキュリティ管理者に許可を得る運用もしていない状況となっていた。

また、44市区町村では全部又は一部の媒体について情報持出しに係るログを保存していないとしており、情報を持ち出す際の持出物等の記録については、77市区町村が記録していないとしていた。さらに、81市区町村は暗号化の実施を職員が任意で行っており、56市区町村はそもそも暗号化機能を備える外部記憶媒体を使用するなどしていなかった。

イ マイナンバー利用事務系等の分離、分割等の実施状況等

223市区町村の領域間で行われている通信(以下「領域間通信」)についてみたところ、マイナンバー利用事務系と他の領域との間の領域間通信において、通信経路の限定又は通信プロトコルの限定^(注5)のうち少なくともいずれか一つが行われていない状態で領域間通信が行われており、このうち3市区町村の延べ4件はマイナンバー利用事務系とインターネット接続系との間の領域間通信となっていた。

会計実地検査時点において、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割が行われている222市区町村について、メール本文及び添付ファイル等の転送又は収受に当たり、無害化することなくメール本文を転送しているのが4市区町村等、添付ファイル等を転送又は収受しているのが49市区町村等となっていた。

上記の222市区町村について、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割前後におけるLGWAN接続系に配置された端末等への更新プログラム等の適用状況を確認したところ、30年5月末時点で、更新プログラムを適用していないのが26市区町村から54市区町村へ、ウイルス対策ソフトの更新データを適用していないのが9市区町村から14市区町村へと増加していた。そして、これら54市区町村及び14市区町村についてみると、それぞれ29市区町村及び9市区町村は、分割前には1か月以内の頻度で適用していたのに、分割後に適用を行わなくなっていた。

(注5) 通信プロトコルの限定 通信規約(通信する上での約束事や手続)により通信を限定すること

ウ 自治体情報セキュリティクラウドによる高度なセキュリティ対策の実施状況等

自治体情報セキュリティクラウド^(注6)における監視対象機器等の集約化のための設備の整備状況をみたところ、外部DNSサーバ^(注6)について1都道府県で集約化のための設備を整備していないなどしていた。また、自治体情報セキュリティクラウドへ接続している237地方公共団体のうち、Webサーバについては26地方公共団体、外部DNSサーバについては44地方公共団体で集約及び監視が行われていないなどしていた。そして、各地方公共団体において別途管理されている上記の機器等について「情報セキュリティ専門人材による監視・分析を行っていない」とするのがWebサーバにおける6地方公共団体等となっていた。

また、自治体情報セキュリティクラウドがインシデント発生を検知した際、「端末等を特定するために事業者等の支援等が必要」とする77地方公共団体のうち11地方公共団体は支援等を行う事業者等との間での役割の確認及びそれを踏まえた契約の締結等を行っていないなどしていた。

(注6) 外部DNSサーバ サーバ等の情報をインターネットに公開するためのサーバ

エ 情報セキュリティ対策の実効性を確保するための体制整備等

情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」)の策定及び強じん化を踏まえた改定等の取組の状況等をみたところ、対策基準を策定していなかったものが3地方公共団体、30年11月末時点で強じん化を踏まえた対策基準の改定の予定を未定としていたものが40地方公共団体となっていた。

(注7) インシデント発生時における対応体制の整備等の状況をみたところ、CSIRTを設置した130地方公共団体のうち16地方公共団体はCSIRTの要員及び機能について文書化していないなどしていた。また、緊急時対応計画において標的型攻撃に対応した内容を規定し、緊急時対応訓練を実施したのは28地方公共団体にとどまっていた。

(注7) CSIRT 情報システムに対するサイバー攻撃等のインシデントが発生した際に、当該インシデントを正確に把握して分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うことを可能にするための機能を有する体制

オ 支援PFの利活用の状況

支援PFに登録された情報の登録件数は、インシデント関連の掲示板機能が45件となっていて、自治体の掲示板機能については、質問の投稿が全くないなどとなっていた。また、利用等の状況を確認したところ、28年11月以降は毎月100ユーザー未満にとどまっており、68地方公共団体は「支援PFの存在を知らなかった」とし、「支援PFの存在を知っていた」地方公共団体でも「全く利用したことがない」とするものが74地方公共団体となっていた。

4 所見

総務省において、地方公共団体における情報セキュリティ対策について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

(1) 地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化等

- ア マイナンバー利用端末への二要素認証等の導入状況を十分に把握するとともに、望ましくない運用方法を具体的に示すなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと
- イ 領域間通信において、本来意図しない通信やコンピュータウイルスの感染を防止するための方策を改めて明示するなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと
- ウ 監視・分析の必要な機器等が都道府県にできる限り集約されるなどして専門人材による監視・分析が行われるよう、また、事業者等と役割の確認をすることの必要性を明示するなどして、インシデント発生時に適切にネットワークを遮断することなどができるよう、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行うこと
- エ 補助事業で強化された情報セキュリティ対策の実効性を確保するために、強じん化を踏まえた対策基準の見直しや、緊急時対応計画の策定、連絡体制の構築等について、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行うこと

(2) 地方公共団体に対する情報セキュリティ等に係る支援等

支援PFが情報セキュリティ対策向上に寄与するよう、地方公共団体へ重ねて周知するとともに、支援PFが提供する情報や機能の見直しなどについて検討すること

本院としては、サイバーセキュリティに対する脅威が深刻化する中で、マイナンバー制度において情報連携が行われている情報システムの情報セキュリティ対策の実施状況等について、今後とも引き続き注視していくこととする。

低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について

1 検査の背景

(1) 近年の低金利の状況等

日本銀行は、平成25年4月に量的・質的金融緩和を、さらに、28年1月には、マイナス金利付き量的・質的金融緩和(以下「マイナス金利政策」)の導入を決定した。25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、市場における長期金利の代表的な指標である10年国債の市場金利は、同月には一時0.4%台まで低下し、さらに、28年1月のマイナス金利政策の導入決定後の同年2月には0%を下回ってマイナスの水準となるなど、近年、低金利の状況が続いている。

近年の低金利の状況下において、民間企業や個人の借入金残高等は増加している。一方で、銀行の当期純利益は減少している。

(2) 政府出資法人の概要等

国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「政府出資法人」)は、日本銀行を除くと、31年3月末現在で、特殊法人、認可法人等(清算中のものなど7法人を除く。)(以下「特殊法人等」)が31法人、独立行政法人が83法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が90法人の計204法人となっている。

そして、多くの政府出資法人は、国から、国からの出資(以下「政府出資金」)のほか、補助金、補給金、交付金(運営費交付金を含む。)等(これらを「補助金等」)の交付、低利、無利子等の有利な条件による資金の貸付け、債務保証等の多様な財政支援を受けている。

(3) 政府出資法人における資金調達及び資金運用の概要

ア 政府出資法人における資金調達の概要

政府出資法人の借入金及び債券発行(以下「借入金等」)による資金調達の範囲は、法人によってそれぞれ異なっている。

前記政府出資法人204法人のうち、30事業年度末(以下、事業年度を「年度」)の貸借対照表において借入金等の残高が計上されている法人は102法人あり、この102法人の借入金等の残高は計141兆8217億円となっている。そして、このうち借入金等の残高が1兆円以上となっている法人は、特殊法人等が5法人、独立行政法人が8法人の計13法人であり、この13法人の借入金等の残高は計133兆1847億円となっていて、政府出資法人全体の借入金等の残高の93.9%を占めている。

イ 政府出資法人における資金運用の概要

政府出資法人は、法人が管理している基金、準備金、目的積立金、政府からの寄託金等(以下「基金等」)に係る資金や業務上の余裕金について、現金として保有するほか、銀行へ預金したり、有価証券を取得したりなどして運用することができることなどとなっている。また、政府出資法人の中には、法人の目的を達成するための業務として、法人の保有する資金を民間企業や個人等に対して貸し付けているものがある。

前記政府出資法人204法人の30年度末の現金及び預金、有価証券(金銭信託を含み、関係会社株式等を除く。)並びに貸付金(関係会社長期貸付金等を除く。)(これらを「有価証券等」)の残高は計322兆1798億円となっている。そして、このうち有価証券等の残高が3000億円以上となっている法人は、特殊法人等が10法人、独立行政法人が14法人の計24法人であり、この24法人の有価証券等の残高は計317兆1382億円となっていて、政府出資法人全体の有価証券等の残高の98.4%を占めている。

2 検査の着眼点

本院は、①政府出資法人における資金調達及び資金運用の状況はどのようになっているか、②低金利により政府出資法人の業務及び財務にどのような影響が生じているか、③政府出資法人の資金調達及び資金運用に対する国の財政支援の状況はどのようになっているか、④将来の金利の変動に対する政府出資法人の対応等の状況はどのようになっているかに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 検査対象法人における資金調達及び資金運用の状況

ア 検査対象法人の業務類型等

検査対象法人の多くは、借入金等による資金調達をしていて、法人によって、主としてインフラ整備に充てたり、貸付けに係る業務の財源に充てたりなどしている。また、検査対象法人は、その保有する資金を、銀行への預金、国債等の取得等のいわゆる安全資産によって運用しているほか、一部の法人は、法人が行う業務に応じて、株式等によっても運用していたり、資金を貸し付けたりなどしている。

検査対象法人が行う業務は法人によって様々であるが、各法人が行う業務内容と各法人の資金調達及び資金運用の権限の範囲を照らし合わせると、検査対象法人を融資法人14法人、長期運用法人4法人、インフラ法人3法人及びその他法人12法人の計26法人(延べ33法人)に分類することができる(複数の政府出資法人が統合されるなどして設立された検査対象法人のように、同一の法人に異なる種類の業務が併存する場合には、勘定単位で区分するなどしている。)

イ 検査対象法人における資金調達の状況

25年度から30年度までの間の各年度末の借入金等の残高(以下「借入金等残高」)に対する各年度の支払利息、債券発行諸費等の費用の額の割合は、多くの法人において低下傾向で推移している。

ウ 検査対象法人における資金運用の状況

25年度から30年度までの間の各年度末の有価証券等の残高に対する各年度の実現収益と評価益等(以下「資金運用収益」)の額(以下「資金運用収益額」)の割合は、長期運用法人は、いずれも年度によって大きく変動している。これに対して、他の業務類型の法人では、融資法人の一部を除いて25年度から30年度にかけて、いずれも低下傾向で推移している。

(2) 低金利による検査対象法人の業務及び財務への影響

ア 融資法人

新規の貸付けをしている融資法人の中には、近年の低金利の状況下において、融資法人に対する民間企業や個人等の資金需要が変化し、法人が行う貸付金残高に変化が生じているものが見受けられた。また、預貸金利ざや(貸付金利回りに対する預金債券等原価(預金債券等利回り及び経費率(人件費、物件費等の経費の額を預金債券等の残高で除して求めた率)を合算したもの)を差し引いたもの)がおおむねゼロに近い水準で横ばいとなっていたりマイナスの水準で推移したりしている法人が見受けられた。

イ 長期運用法人

長期運用法人に係る25年度から30年度までの間における基本ポートフォリオの期待収益率のばらつき具合である標準偏差は、日本私立学校振興・共済事業団(厚生年金勘定等)においては25年度の3.97%から30年度の9.29%へ、年金積立金管理運用においては同5.55%から同12.52%へと、それぞれ大きくなっている。長期運用法人の実際の利回りは、25年度から30年度までの間においては、単年度で見ると、各法人とも目標利回りを上回った年度もあれば目標利回りを下回りマイナスとなった年度もあるなど、ばらつきのある状況となっている。また、複数年度で見ると、いずれも目標利回りを上回っている。

ウ インフラ法人

インフラ法人のうち1法人は、28年度以降、事業量が増加傾向にある。また、2法人の債務残高等の推移をみると、いずれも減少傾向となっている。

エ その他法人

その他法人が行う資金運用の中には、基金等に係る資金を運用し、当該基金等から得られる資金運用収益を、法令により、法人が行う特定の事業に要する費用の一部又は全部に充てることとしているもの(以下「運用益型基金等」)が、3法人において4基金等ある。25年度から30年度

までの間における上記の3法人に係る4基金等の資金運用収益額は、いずれも年々減少していた。

(3) 低金利の状況下における国の財政支援の状況

ア 資金調達に係る国の財政支援の状況

検査対象法人の中には、国からの追加出資について、無利子の資金調達と捉えることができる法人が見受けられた。

また、マイナス金利政策が導入決定された28年1月以降に公募により発行された政府保証債の中には、公募入札の結果を受けて、発行差金が償還までの支払利息の合計額を上回り、発行時の利回りがマイナスとなるものが生じている。

イ 資金運用に対する国の財政支援の状況

近年の低金利の状況下において、法人の資金調達に係る費用が減少していることなどから、当該費用を補う無利子貸付補給金の交付額は、全体では年々減少している。

運用益型基金等を設置している法人の中には、運用益型基金等から生ずる資金運用収益額だけでは事業を実施するのに必要な財源を確保することが困難となったことから、事業を実施するための財源として、新たに国から補助金等の交付を受けることとしていたものが1法人において1基金等見受けられた。

(4) 将来の金利の変動に対する対応等の状況

政府出資法人は、将来の金利の変動により、法人に損失が生じたり、法人の目的を達成できなくなったりするリスク(以下「金利リスク」)について、リスク管理の枠組みにおいて管理するなどしている。

ア 融資法人

融資法人において、資金運用と資金調達の条件等のかい離等に起因する金利リスクについての30年度の対応状況をみると、12法人は、いずれも金利リスクを負っており、金利リスクを何らかの対応を執る必要のあるリスクであるなどとして管理しており、金利の変動による法人の損失を低減するなどのために、ALM^(注1)において計測する指標等を定め、計測した指標を定期的に分析するなどしていた。ALM^(注2)においてデュレーション・ギャップを計測している8法人のうち、沖縄振興開発金融公庫は、これまで、財政融資資金からの借入金について借入期間を貸付期間の構成に合わせる取組を行ってきたとしているものの、現在の資産と負債の構成にはデュレーション・ギャップが存在すると認識していて、縮小を図る必要があるとしている。

また、ALMを行っている法人のうち4法人は、金利リスクへの対応として、一定の想定元本について取引の当事者間で変動金利と固定金利の支払義務等を相互に交換する取引である金利スワップ取引を行っている。このうち、住宅金融支援機構は、証券化支援業務において、住宅ローンに係る融資金利の決定から原資となる資金に係る調達金利の決定までの期間の金利変動による期間損益の変動リスク(パイプラインリスク)に対応するために金利スワップ取引を行っている。そして、同機構には、その運用益で金利スワップ取引に関して通常想定される範囲の損失を超える異常な損失(以下「異常損失」)に対応するための金利変動準備基金が、政府出資金を財源として設置されているが、金利水準が低位安定している中で今後急激に金利が変動する可能性は低いと見込まれるなどとして、26年度以降は金利スワップ取引を休止することとしていた。そして、実際の26年度以降の金利水準は低位安定して推移しており、同機構に新たに異常損失が計上されていない。このため、同準備基金を同機構に設置する必要性は、従前に比べて低下していた。

(注1) ALM Asset Liability Managementの略称。資産と負債を総合的に管理することにより、リスクと収益の関係を把握して可能な限りリスクを最小化し収益を最大化する手法。一般に、金融機関は、ALMにおいて、金利リスク等に関する指標を計測して分析し、その状況に応じた必要な方策を執ることによって、収益の最大化、リスクの最小化等を図っている。

(注2) デュレーション・ギャップ 資産及び負債から生ずる将来キャッシュフローについて、各将来キャッシュフローが生ずるまでの期間を、将来キャッシュフローの現在価値により加重平均した資産と負債の平均残存期間(デュレーション)の差

イ 長期運用法人

長期運用法人は、いずれの法人においても、^(注3) VaR等の指標を計測するなどして市場リスクを管理している。このうち、年金積立金管理運用のVaRは25年度から28年度まで年々増加している。

(注3) VaR Value at Riskの略称。現在保有している資産を、過去の一定期間(観測期間)のデータに基づき将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、ある一定の確率(信頼水準)で発生し得る最大損失額を統計的な方法で推計したもの

ウ インフラ法人

インフラ法人のうち2法人は、金利リスクを低減するために、償還までの期間が相対的に長い長期借入金の借入れ等を増やすなどの対応を執っていた。

エ その他法人

その他法人のうち、25年度から30年度までの間の全ての年度末において借入金等残高のある4法人における資金調達に係る金利リスクへの対応状況をみると、各法人は、借入金等の償還年限を平準化するなどしていた。また、資金運用に係る金利リスクについては、11法人が保有する債券の時価を定期的にモニタリングするなどしていた。

4 所見

検査対象法人の中には、近年の低金利の状況下において資金運用収益額が減少して、新たに国の財政支援を受けることになったものなどが見受けられている。また、検査対象法人の実施する業務に対する民間企業や個人等の資金需要が変化しているなどの状況も見受けられている。さらに、今般の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り対策に係る貸付け等に必要な資金として、法人に対して計49兆円の財政投融资計画の追加が行われている。

このような中であって、検査対象法人は、法令に基づく法人の目的を達成するために業務を行っていく必要がある。

したがって、検査対象法人において、将来にわたって持続的かつ安定的に業務を行っていくよう、次の点に留意する必要がある。また、国土交通省においても、次のイの点に留意する必要がある。

ア 融資法人のうち金利リスクを負っている法人は、将来の金利の状況によっては、法人に損失が生ずるおそれがあることから、引き続きALMを適切に行うなどして、金利リスクについて適切な管理を行っていくこと。特に、デュレーション・ギャップが大きく、その縮小を図る必要があると自ら認識している沖縄振興開発金融公庫は、引き続き縮小に向けた取組を進めていくこと

イ 住宅金融支援機構は、金利変動準備基金を設置する必要性が低下している状況を踏まえて、同準備基金として必要と見込まれる額を改めて算定し、必要額を超えていると認められる額については、独立行政法人通則法に基づく不要財産として、国庫に納付することなどを検討すること。また、同機構を所管する国土交通省は、同準備基金が政府出資金を財源にしていることに鑑み、政府出資の目的に沿って適切に使用されているか、今後の見込みはどうなっているかなどを改めて検証し、当該検証の結果等を踏まえて、必要に応じて同準備基金の在り方等について検討すること

ウ 長期運用法人は、市場の動向等によってその運用資産に損失が生ずるおそれがあることから、引き続き市場リスクの管理を適切に行っていくこと。特に、基本ポートフォリオの変更により株式の占める割合が大きく増加するなどしている長期運用法人は、基本ポートフォリオの期待収益率のばらつき具合である標準偏差が大きくなったり、ある一定の仮定の下、ある一定の確率で発生し得る最大損失額の推計値であるVaRが従前に比べて増加したりしていることを踏まえて、引き続き長期的な観点を含めた市場リスクの管理を更に一層適切に行っていくこと

本院としては、今後の金利の動向等も踏まえつつ、政府出資法人の業務及び財務の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

(7) 国会からの検査要請事項に関する報告

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について		263
・ 待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について		268

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

1 検査の背景

本院は、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」）等を対象に、①大会の開催に向けた取組等の状況、②各府省等が実施する大会の関連施策等の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。そして、平成30年10月4日に、会計検査院長から参議院議長に対してその結果を報告した（以下「30年報告」）。本院は、30年報告において、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

2 検査の着眼点

本院は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」）に向けた取組状況等に関する各事項について、①国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」）、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか、②国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会の開催に要する経費（以下「大会経費」）の試算等の内容はどのようになっているか、特に、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「オリパラ事務局」）は、30年報告を踏まえて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、各府省等から情報を集約して業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか、③国が東京都に交付した東京パラリンピック競技大会開催準備交付金（以下「パラリンピック交付金」）について、大会組織委員会によるパラリンピック競技大会の大会施設及び運営に必要な経費（以下「パラリンピック経費」）の執行、共同実施事業管理委員会によるパラリンピック経費の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか、④新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか、特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等について、30年報告以降の進捗状況はどのようになっているか、⑤各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか、また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシーの創出に資するものとなっているか、特に、30年報告において課題等が見受けられた大会の関連施策についての実施状況は改善されているか、⑥各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都（大会施設が所在する11市区を含む。）、都外自治体である8道県15市町等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

（注1） 共同実施事業管理委員会 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」に基づき、大会経費のうち、大会準備のために、大会組織委員会が東京都、国等の役割（経費）分担に応じた負担金を使用して実施する事業である共同実施事業に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、国、東京都及び大会組織委員会の三者間において、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うことなどにより共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場

3 検査の結果

(1) 大会の開催に向けた取組等の状況

ア 大会経費の試算等の状況

オリパラ事務局は、30年報告の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億円について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」（以下「政府の取組状況報告」）との関係、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算（以下「オリパラ関係予算」）との関係等を基に、

大会の準備、運営等に特に資する事業(8府省等、53事業、1725億円)等に分類して公表している。

また、オリパラ事務局は、大会の関連施策の経費について、30年度補正予算案及び31年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を31年1月に公表しており、この際、30年報告の所見等を踏まえて、25年度以降の予算額のうち、新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、9府省等の計56事業に係る計2197億0200万円となっている。

令和元年6月7日には、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、平成30年度の主な取組や今後の主な取組の内容を追記するなどして取りまとめられた政府の取組状況報告(以下「令和元年取組状況報告」)が国会に提出された。

オリパラ事務局が、30年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ事務局は、オリパラ関係予算が公表された28年度以降にオリパラ関係予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算計398億1430万円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万円について、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。また、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが1業務、事業費5097万円見受けられた。さらに、JSCが、大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」)の売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が見受けられた(大会組織委員会に対する財政支援(平成26年度～30年度計23億5863万円)、地方公共団体又は民間団体に対する財政支援(27年度～30年度計49億1627万円))。

イ パラリンピック経費の執行状況

(ア) パラリンピック経費の概要

文部科学省は、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付していて、東京都は、既存の基金に積み立てて自らの資金と区分経理している。パラリンピック経費における国の負担額の状況は、30年度までで計14億4336万円、300億円に対する執行割合は4.8%となっていて、執行割合が低調となっている理由について、大会組織委員会は、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されているためであるとしている。

(イ) パラリンピック経費の確認状況

大会組織委員会が、東京都及び国等で負担する資金を使用して実施する共同実施事業については、共同実施事業管理委員会が、経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。そして、共同実施事業管理委員会は、パラリンピック経費について、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿って適切かどうかを確認している。

検査したところ、パラリンピック交付金の交付対象とされた5契約に係る平成29、30両年度のパラリンピック経費計4166万円(うちパラリンピック交付金相当額計1041万円)について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において、受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。また、パラリンピック交付金の交付対象とされた2契約に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4135万円(うちパラリンピック交付金相当額計1033万円)について、パ

オリンピック経費の基本的な考え方に照らして、オリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

ウ 大会施設の整備状況

(ア) 大会施設の概要等

主な大会施設は、令和元年7月末現在で9都道府県の26市区町にわたって45か所となっており、このうち43か所の競技会場が9都道府県にわたって所在している。43か所の競技会場については、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等を一時的に使用したりするなどとされている。

(イ) JSCによる新国立競技場の整備

新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、平成30年度までの契約金額計2073億円に対して支払額は計1362億円となっている。令和元年10月末現在のスタジアム本体等の工事等を行う第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、JSCによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしている。

(ロ) 日本中央競馬会による馬事公苑の整備

元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、日本中央競馬会(以下「JRA」)によると、大会開催時に利用が想定される施設を対象とした第1期工事について同月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事における作業の遅れにより同年12月に変更される予定であるとしていて、特別振興資金を財源として、平成30会計年度までに計177億6517万円を支払っている。

(ハ) 大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会が行うこととなっている大会期間中に一時的に必要な建物、観客席、電源設備等の施設や大会の運営上必要なプレハブ、テント等の設置・撤去(以下「仮設整備及びオーバーレイ整備」)は、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設45か所で整備が必要となるものであり、令和元年7月末現在において、実施設計中のものが36か所、工事に着手しているものが8か所となっている。

エ 新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

(ア) 整備費用に係る分担決定の状況

平成27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容(以下「財源スキーム」)に基づく国、東京都等の分担内容は、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は1/2相当額である791億円を負担し、東京都は1/4相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、JSCが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、JSCは、30年報告の所見も踏まえて、東京都と協議を進めて、費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結して、東京都は、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、平成31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、大会終了後に整備するとされた地表公園の整備費用を除いた394億円を上限とすることとされた。

財源スキームにおける経費の見込額計1645億円に対する30年度末現在の契約金額、支払額の状況を確認したところ、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億円となっており、これに対する支払額は計1087億円となっている。

(イ) 文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

25年度から30年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況を確認したところ、特定金額^(注2)については、28、29両年度は100億円を上回っていたが、スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億円から30年度は948億円と減少したことから、30年度の特定金額は94億円と100億円を下回っている。JSCが示した令和元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、平成31年3月に借り入れた256億8000万円、また、令和元年12月及び2年7月に借り入れる予定としている計212億2000万円の長期借入金の返済期間は12年度までと長期にわたるものとなっている。財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として110億円の収入が回復すると仮定したものである。

(注2) 特定金額 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう
うにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額

(ウ) 大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

JSCは、30年報告の所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業を行う場合の実施方針素案等を作成したりするアドバイザー業務を平成30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務を実施している。新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト)が毎年度必要となる。しかし、令和元年10月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJSCが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。

(2) 各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

ア 各府省等が実施する大会の関連施策の全体状況等

令和元年取組状況報告に記載された15分野71施策の取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、本院が各府省等に調書の提出を求めて集計したところ、14府省等において「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されていて、それらに係る支出額は計1兆0600億円となっている。

イ 「大会の円滑な準備及び運営」及び「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

大会の関連施策の実施状況についての30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況について確認するとともに、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置いて、各府省等が30年度までに実施した大会の関連施策の実施状況を検査した。検査したところ、内閣サイバーセキュリティセンターが実施したリスク評価の取組に当たり、第3回のリスク評価の取りまとめ時点において、第2回で対応が必要なリスクを特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっていた。厚生労働省は感染症のリスク評価の自治体向けの手順書を策定したものの、ホストタウンの事前キャンプ地として決定している59地方公共団体のうち24地方公共団体では感染症のリスク評価を実施していなかった。法務省が各空港に設置した顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、顔認証ゲートについては増設に伴い増加している一方、指紋認証ゲートについては低下していた。環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し

稼働している再生可能エネルギー由来の水素ステーションは、30年報告後も半数以上の設備が二酸化炭素排出削減量の目標値を達成していなかった。厚生労働省が30年度に新たに委託して作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育は、効果的に行われるようその活用状況等の把握に努めていく必要があると認められた。オリパラ事務局が推進するホストタウンとして登録されている団体における30年度の交流事業には、全く実施されていない事業があった。国土交通省が実施した訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金及び訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金による補助事業は、30年報告後も事業評価プロセスの一部が遅れているなどPDCAサイクルを適切に機能させることができていない状況であった。オリパラ事務局等が日本文化の魅力を発信する事業・活動であることなどの要件を満たす事業をbeyond2020プログラムとして認証する取組等は、その認知度が向上しているとは言い難い状況となっていた。農林水産省が農泊地域の創出に当たって実施する事業について、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した団体について30年度の農泊推進対策を実施できたか確認したところ、半数近くの団体による農泊推進対策が採択されていなかったなどしていた。このように、各府省等が実施する様々な施策において、大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するための課題等が見受けられた。

4 検査の結果に対する所見

オリパラ事務局、各府省等、JSC及びJRAは、大会の成功に向けて、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と相互に緊密な連携を図って大会の準備、運営等に係る取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと

イ 国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がよりの確に行われるように働きかけていくこと

ウ JSC及びJRAは、引き続き、大会の開催に支障のないよう、所有する大会施設の仮設整備及びオーバーレイ整備を実施する大会組織委員会と十分な調整を行っていくこと

エ JSCは、引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりすること、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

オ 大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業については、個々の施策の目的に沿って課題等の解消に向けて取り組むこと、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

本院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技大会であることなどに鑑み、30年報告に続き、今回、30年報告の検査結果に対する改善状況、大会の開催に向けた取組等について分析して報告することとした。そして、国も大会組織委員会、東京都等と共に、大会の準備や運営に注力していくことになることから、引き続き、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策の状況について総括的な検査を実施して、その結果については、大会の終了後に取りまとめが出来次第報告することとする。

待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について

1 検査の背景

本院は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省(以下「3府省」)を対象に、①子ども・子育て支援施策の実施状況及び予算の執行状況、②子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2 検査の着眼点

本院は、次の点に着眼して検査した。

(1) 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況

①待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に係る予算の執行状況はどのようになっているか、多額の不用額が生じているなどの事態はないか、②3府省等が実施している子ども・子育て支援施策は適切かつ効率的に実施されているか、③各都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)における子どもの貧困対策についての計画(以下「貧困対策計画」)の策定及び指標の設定の状況はどのようになっているか、支援を必要とする者(以下「支援対象者」)の把握等が的確に行われているか、④子ども・子育て支援施策の実施に当たり、3府省間の連携状況等はどのようになっているか。

(2) 子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況

①待機児童の解消に係る施策(以下「待機児童解消施策」)は、各施策に係る需要や実績等を的確に把握した上で適時適切に実施され、利用定員の拡大等が図られるなどして、待機児童解消等に十分な効果を上げているか、②放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの整備、運営等が適切に行われているか、また、地域子育て支援拠点事業について、子育て親子の交流の促進等を図るための取組等が推進されているか、③子どもの貧困対策に係る施策について、効果的に実施され、その効果の把握等が十分に行われているか。

3 検査の結果

(1) 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況

ア 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況

年金特別会計子ども・子育て支援勘定の(目)仕事・子育て両立支援事業費補助金のうち、企業主導型保育事業費補助金に係る交付額をみると、28年度については交付決定額793億円の全額が内閣府から公益財団法人児童育成協会(以下「協会」)に交付されたものの、協会による執行額が193億円(同補助金交付額の24.4%)、29年度については交付決定額1309億円の全額が協会に交付されたものの、協会による執行額が807億円(同61.6%)となっていた。その結果、同府による協会への同補助金交付額と執行額との間に、28年度分599億円、29年度分501億円と多額の差額が生じ、それぞれ翌年度にその差額の全額が国庫に返納され、歳入として収納されていた。また、この(目)を含む年金特別会計子ども・子育て支援勘定における積立金への積立て及び歳入への繰入れの状況をみたところ、28年度229億円、29年度180億円、30年度865億円が同勘定の積立金として積み立てられていた。一方、同勘定の歳入に繰り入れられていたのは28年度3億円、29年度3億円、30年度137億円となっており、30年度末の積立金残高は1315億円となっている。そして、令和元年度末については、上記のとおり企業主導型保育事業費補助金の平成29年度分の同勘定への返納金が501億円に上っており、968億円が同勘定の積立金として積み立てられて積立金残高が更に増加することが見込まれる状況となっている。

イ 子ども・子育て支援施策の実施状況

(ア) 保育士等確保施策の実施状況

保育士等の賃金改善を図るための処遇改善等加算には、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算(以下「加算Ⅰ」)と技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算(以下「加算Ⅱ」)があり、両加算に係る加算額はそれぞれ職員の賃金

改善に充てることとなっている。そして、加算Ⅰの賃金改善要件分(以下「加算Ⅰ(賃金改善要件分)」)は、賃金改善を実施する計画を策定しているなどの保育所等が対象となっており、加算額から賃金改善に要した費用の総額(以下「賃金改善総額」)を控除した残余の額(以下「残額」)が生じた場合は、翌年度において、その全額を職員の賃金改善に充てることとなっている。また、加算Ⅱは、副主任保育士等の役職を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育所等が対象となっており、残額が生じた場合は、翌年度において、その全額を当年度の加算対象職員の賃金改善に充てることとなっている。

処遇改善等加算による職員の賃金改善の実施状況について、検査を行った166市区町村の保育所等6,089施設のうち、加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び加算Ⅱの加算額の全部又は一部が、職員の賃金改善に充てられずに残額が生じていたり、職員の賃金改善に充てられていたか市町村において確認できていなかったりしていたものが、加算Ⅰ(賃金改善要件分)については28年度562施設(加算Ⅰ(賃金改善要件分)の支給を受けている5,334施設に対する割合10.5%)の計4億3699万円、29年度761施設(加算Ⅰ(賃金改善要件分)の支給を受けている5,854施設に対する割合12.9%)の計9億6186万円、加算Ⅱについては29年度1,730施設(加算Ⅱの支給を受けている4,804施設に対する割合36.0%)の計4億5146万円となっていた。しかし、加算Ⅰ(賃金改善要件分)に残額が生ずるなどしていたもののうち、28年度133施設(残額が生ずるなどしていた562施設に対する割合23.6%)の計1億5472万円(国庫負担金相当額計7736万円)、29年度275施設(残額が生ずるなどしていた761施設に対する割合36.1%)の計4億4675万円(同計2億2337万円)、加算Ⅱに残額が生ずるなどしていたもののうち29年度303施設(残額が生ずるなどしていた1,730施設に対する割合17.5%)の計1億1803万円(同計5901万円)が、翌年度においても職員の賃金改善に充てられていなかったなどの状況となっていた。

また、加算Ⅰ(賃金改善要件分)の算定状況について、28年度296施設、29年度299施設を抽出して検査したところ、賃金改善総額が適切に算定されておらず、調書等により試算した賃金改善総額が、賃金改善実績報告書に記載されていた賃金改善総額を下回り、加算Ⅰ(賃金改善要件分)に係る加算額未滿となっていた。そして、残額が生じたり増加したりしたものが28年度61施設(抽出して検査した296施設に対する割合20.6%)の計8428万円(同計4214万円)、29年度62施設(抽出して検査した299施設に対する割合20.7%)の計1億1248万円(同計5624万円)となっていた。

(イ) 企業主導型保育事業の実施状況等

企業主導型保育事業については、昨今、一部の厚生年金保険法に規定する事業主等(以下「一般事業主」)等が設置する保育施設(以下「企業主導型保育施設」)において、協会が企業主導型保育施設の整備に要する費用(以下「整備費」)の助成を行うために交付する助成金(整備費助成金。整備費助成金等の交付を受けて企業主導型保育施設の整備及び保育を実施する一般事業主等を「事業実施者」)の不適正な受給等が相次いで発覚しており、また、開設後短期間で廃止又は休止となったり、企業主導型保育施設を利用する児童の数が利用定員を大幅に下回ったりするなどの事態が発生している。協会が令和元年8月までに行った整備費の助成決定の取消しの状況を確認したところ、9事業実施者の13施設について助成決定の取消しを行っていたり、平成29年度に助成決定を受けたものの30年度中に企業主導型保育施設の整備又は運営を取りやめていたのは112事業実施者等の117施設となっていたりしていた。

(ウ) 子どもの貧困対策に係る施策の実施状況

a 指標の設定状況とその把握

25都道府県のうち、子供の貧困対策に関する大綱を基にした指標を設定している22道府県について、貧困対策に係る施策の進捗状況を把握するための指標に係る直近の現状を示す数値等(以下「現状値」)の把握の状況等を確認したところ、生活保護世帯に係る指標については、毎年度、指標を設定した時点の状況を示す数値等(以下「当初値」)と比較するなど

して、施策の実施状況等を検証・評価していた。一方、「全国ひとり親世帯等調査」等のように数年に1回実施される調査結果に基づき現状値を把握することとしている指標については、毎年度当初値と比較することは困難な状況となっていた。

また、97市区町村のうち、指標を設定してその現状値を把握していることを確認できた市町村は38市区町村(39.1%)にとどまっていた。

b 子どもの貧困対策における支援対象者把握のための取組

168市区町村における「生活保護」「児童扶養手当」及び「就学援助」の支給等に係る情報(以下「給付関連情報」)を用いた福祉部局内の連携等の状況をみると、支援対象者に対して学習支援等の各種施策に係る情報を周知するために、担当部署間で相互に連携等を図っている市町村が複数見受けられた。また、多数の市町村において、母子保健等の事業等を担当する部署と経済的支援等の各種支援を担当する部署等が、情報を共有するなどして相互に連携を図りながら、必要な支援につないでいる状況が見受けられた。

ウ 3府省における子ども・子育て支援施策に関する連携状況

166市区町村に対してアンケート調査を実施したところ、3府省が現在の体制で子ども・子育て支援施策を実施していることによる国庫補助事業等の実施上のメリットを感じると回答した市町村が17市区町村(10.2%)、デメリットを感じると回答した市町村が101市区町(60.8%)となっていた。そして、子ども・子育て支援施策に係るほぼ同趣旨の連絡文書が、二つの府省から市町村等へ別々に送付されている状況や、幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分と教育を実施する部分について、施設整備に係る補助事業の実施上の手続や補助対象となる経費に差異があるなどしているため、市町村がそれぞれの補助対象経費の算定等に労力を要している状況等が見受けられた。このように、必ずしも3府省の連携・調整等が十分に行われ、各施策を実施する上での効率化等が十分に図られている状況にはなっていないと認められた。

(2) 子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況

ア 待機児童解消施策による効果の発現状況等

(ア) 保育施設等整備施策等による効果の発現状況

a 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大量等

厚生労働省が公表資料において28、29両年度に企業主導型保育事業により確保したとしていた保育の受け皿59,703人分には、30年4月時点で整備費に係る助成決定を受けているものの開設に至っていない企業主導型保育施設の利用定員分約17,000人分、改修等により利用定員を拡大した場合の既存の利用定員分約1,000人分が含まれるなどして、結果として、確保されていた実際の利用定員よりも約18,000人分過大となっていた。

b 加速化プラン採択事業により整備された施設の利用状況等

166市区町村において、各年度において待機児童解消加速化計画を策定した市町村が補助率のかき上げなどを受けて実施した事業(以下「加速化プラン採択事業」)により整備された施設のうち、利用定員数より認可保育所等^(注)の利用児童数が少ないことによる利用定員の空き(以下「空き定員」)が生じている年齢区分があった施設について、利用定員数に対する利用児童数の割合をみたところ、おおむね高い状況となっていたが、中には、50%未満となっている施設が30年4月1日時点で135施設、同年10月1日時点で35施設見受けられた。空き定員が生じた主な理由を市町村に確認したところ、やむを得ないと考えられる理由や、特定の原因に分類し難い理由等を除くと、「保育士が不足しているため」とするものが最も多く、この保育士不足のため所定の利用定員数まで児童を受け入れられなかったことにより生じた空き定員は、4月1日時点では144施設に係る計1,219人分、10月1日時点では222施設に係る計1,502人分となっていた。

また、25年度から29年度までの間に公立保育所等の民営化の一環として加速化プラン採択事業を実施していた25市区町の69施設のうち10市区の15施設において、民営化前と比較

して、利用定員数が拡大されていない事態が見受けられた。

(注) 認可保育所 全国の児童福祉法に基づき都道府県知事の認可を受けるなどした保育所

c 加速化プラン採択事業等が予定どおりに進捗しなかった理由等

166市区町村のうち25年度から29年度までの全ての年度に待機児童解消加速化計画を策定していた91市区町村について、利用定員数(全年齢区分の合計)の見込みと実績の状況を確認したところ、実績が見込みを上回っていた又は同数であった市町村はおおむね4割から5割、実績が見込みを下回っていた市町村はおおむね5割から6割の市町村となっていて、加速化プラン採択事業等が必ずしも予定どおりに進捗していない状況が見受けられた。

また、上記91市区町村のうちいずれかの年度において利用定員数の実績が見込みを下回っていた86市区町村について、加速化プラン採択事業等が予定どおりに進捗しなかった理由を年度ごとに確認したところ、延べ30市区が「保育士が確保できず、利用定員数が想定より少なくなっているため」と回答していた。

(イ) 保育士等確保施策による効果の発現状況

保育士・保育所支援センター(以下「支援センター」)及び人材確保対策コーナー(以下「対策コーナー」)は、保育士の就職支援という点において目的が共通していることから、30年度に支援センター設置運営事業を実施した37実施主体において、支援センターと対策コーナーとの連携状況及び業務内容の違いについて確認したところ、大半の実施主体において、支援センターと対策コーナーが就職面接会等を連携して実施したり、支援センターが、その特長をいかして、保育に関する専門性を有する保育士経験者によるマッチング等の再就職支援を行うなどの就職支援等を実施したりしている一方で、支援センターと対策コーナーとで連携していないとする実施主体や、両者の業務内容に違いはないとする実施主体も複数見受けられた。また、「保育士登録を活用した人材バンク機能の強化」(以下「人材バンク機能強化事業」)の実施に当たり、支援センターは、支援センターが管理する名簿(以下「センター名簿」)への登録を促しているほか、都道府県等が、センター名簿への登録を促したり、現況を確認したりなどする書類(以下「現況確認等書類」)を保育士に送付している。そして、人材バンク機能強化事業を実施した12実施主体における28年度から30年度までの実施状況をみると、センター名簿に登録された保育士は、1実施主体、1年度当たり最少で0人、最多でも477人(現況確認等書類の郵送等数22,592通に対する割合2.1%)と少なく、センター名簿を保育士の就職促進に十分活用できる状況とはなっていなかった。

(ウ) 待機児童解消施策による効果の発現状況

30年4月1日時点の認可保育所等の利用定員数、利用申込児童数(以下「申込児童数」)、利用児童数、待機児童数等の状況を年齢区別にみると、0歳児については待機児童数が0.2万人、余裕定員数が7.8万人分、1・2歳児については待機児童数が1.4万人、利用定員の不足が7.2万人分、3歳以上児については待機児童数が0.2万人、利用定員数から申込児童数を引いた数(以下「余裕定員数」)が8.2万人分となっているなど、待機児童及び余裕定員の発生状況は年齢区分によって大きく異なっていた。

余裕定員が生じているのに待機児童が発生している市町村のうち、会計実地検査を行った38市区町村における30年4月1日時点の余裕定員数及び待機児童数の状況について、市町村が定める教育・保育提供区域(以下「提供区域」)別にみると、複数の提供区域を設定している、かつ、区域別に利用定員数、申込児童数及び待機児童数の状況を把握していた市町村は19市区となっていて、設定されていた計129の提供区域のうち45区域(34.8%)では、余裕定員が生じていなかった。そして、このうち32区域で計536人の待機児童が発生していた。

上記の129の提供区域における年齢区別の余裕定員数の状況をみると、3歳以上児の年齢区分で余裕定員が生じている提供区域が90区域(69.7%)となっている一方で、1・2歳児の年齢区分で余裕定員が生じている提供区域は48区域(37.2%)となっていて、3歳以上児の年齢区

分の方がより多くの提供区域で余裕定員が生じていた。

このように、待機児童及び余裕定員の発生状況が年齢区分によって大きく異なっていたり、一定数の市町村において余裕定員が生じているのに待機児童が発生したりしている状況となっているのは、保育施設等の整備が地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況等を必ずしも十分に踏まえないで実施されていることなどによると思料される。そして、このような保育施設等整備施策の実施状況が、加速化プランにより新たに確保する保育の受け皿の目標値を達成したのに、いまだに待機児童が解消されていない要因の一つとなっていると思料される。

イ 子どもの貧困対策に係る主要施策による効果の発現状況

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)は、子どもの貧困対策において、福祉部門と教育委員会・学校等との連携を図るなどのために重要であり、多くの地方公共団体において子どもの貧困対策に活用されている状況である。文部科学省は、27年度以降、子どもの貧困対策の必要性が高い地域・学校等へSSWを重点的に配置するため、スクールソーシャルワーカー活用事業(以下「SSW活用事業」)において、地方公共団体に対して一定額の補助金を上乗せして交付するなどの措置を講じている(このような重点的なSSWの配置を「SSW加配」)。検査した65事業主体におけるSSW計1,393人について、30年度における福祉部門等との情報共有の状況を事業主体を通じて確認したところ、月1回以上会議等で福祉部門等との情報共有を行っているとしたSSW257人のうち生活保護の受給につないだ実績があるとしたSSWは83人(32.2%)となっていて、定期的に会議等で情報共有を行っていないとしたSSW641人のうち生活保護の受給につないだ実績があるとしたSSWの99人(15.4%)と比べるとその割合は2倍以上高くなっているなど、福祉部門等との情報共有の頻度が高いと思料されるSSWほど、貧困家庭の子どもなどを生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援法に基づく各種支援につないだ実績の割合が高い傾向が見受けられた。

4 検査の結果に対する所見

3府省において、今後、次の点に留意することなどにより、子ども・子育て支援施策を適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

(1) 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

ア 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況について

- (ア) 内閣府及び厚生労働省において、多額の返納金等が生じている補助金等について、事業の需要等を適切に把握するなどして、予算の執行等が適時適切なものとなっているかなどについて十分に検討すること
- (イ) 同府において、年金特別会計子ども・子育て支援勘定に毎年度多額の返納金が生じていることなどから、企業主導型保育事業等を実施していく上で必要となる歳入について適時適切に検討していくこと

イ 子ども・子育て支援施策の実施状況について

- (ア) 同府において、加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているかについて確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うよう市町村に対して周知すること、また、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して確実に職員の賃金改善を行うことができるよう、賃金改善総額の算定方法等について留意点等を具体的に示すなどして、市町村に対して改めて周知すること
- (イ) 同府において、企業主導型保育事業の今後の見直しに当たっては、本院が31年4月に内閣総理大臣に対して要求した改善の処置を適切に講じていくとともに、整備費助成金の不適正な受給や、開設後短期間で廃止等される企業主導型保育施設の発生等を未然に防止するために、整備費助成金を過大に精算するなどしていた事態等に係る本院の検査結果も踏まえながら、審査機能の充実・強化等を適切に実施していくこと
- (ウ) 同府において、今後、貧困対策計画を策定する市町村等が指標を設定するに当たり、容易

かつ適時的確に現状値を把握し、施策に反映することが可能となるような指標について検討するとともに、その検討結果等を踏まえて、市町村等に対して適時適切に助言、情報提供等を行うこと

(エ) 同府及び厚生労働省において、市町村等が支援対象者を子どもの貧困対策に係る各種支援につなげるために、福祉部局内の情報共有等の連携の在り方等について検討するとともに、その検討結果等を踏まえて、市町村等に対して必要な技術的助言、情報提供等を行うこと

ウ 3府省における子ども・子育て支援施策に関する連携状況について

3府省において、各府省間の連携等が必ずしも十分でなく、国庫補助事業の実施等に当たり、事務上多大な時間や労力を要するなどしているとの市町村からの意見等を参考とするなどしながら、3府省が連携して実施している施策がより円滑に行われ、市町村が一層効率的・効果的に事業を実施できるよう、3府省の連携・調整等の在り方について検討すること

(2) 子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況について

ア 待機児童解消施策について

(ア) 厚生労働省において、今後、保育の受け皿の確保に関する目標の達成状況等の検証等を十分に行うためにも、企業主導型保育事業により確保する保育の受け皿等について、実態に即した確保量等の把握に努めること

(イ) 同省において、施設が整備されているのに、保育士不足のため所定の利用定員数まで児童を受け入れられない認可保育所等が全国的に一定数存在している状況等を踏まえて、保育施設等整備施策と保育士等確保施策の実施に当たり、同省、都道府県、市町村等の関係機関が十分な連携を図りながら一体的な取組を推進していくように努めること

(ウ) 同省において、公立保育所等の民営化の一環として実施される補助率のかさ上げなどを行う場合には、制度の目的等を踏まえて、民営化後の利用定員数が拡大されることを要件とするなど、利用定員数の拡大に確実につながる制度の在り方を検討すること

(エ) 同省において、支援センターを活用した潜在保育士の就職支援等の効果を一層発現させるために、支援センターの役割を明確にして、支援センターの特長をいかすなどして業務を実施することができるよう、実施主体に対して適時適切に助言等を行うこと、また、潜在保育士の就職支援等のために、センター名簿を適切に管理して就職促進に十分活用できるような仕組みを検討すること

(オ) 同省において、今後、保育施設等の整備を進めるに当たっては、保育士の確保等にも留意しつつ、地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況、保育需要の増加状況等をきめ細かく適切に把握して、待機児童が発生している地域・年齢区分に重点化を図るなどして、待機児童解消に向けた取組を着実に推進すること

イ 子ども・貧困対策に係る施策について

SSW活用事業について、文部科学省において、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策等を効果的に推進していくために、SSW加配の内容や趣旨等をSSW活用事業に係る実施要領等に明記するなどした上で、SSWと福祉部門等との連携の推進やSSW加配の効果的な活用方法等について、事業主体に対して周知、助言等を行うこと

本院としては、我が国における待機児童への対応や子どもの貧困の解消等は極めて重要な課題であることに鑑み、今後とも、待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

(8) 特定検査対象に関する検査状況

～ 目 次 ～

< 件 名 >	ページ
・ 財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について……………	277
・ 完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について……………	280

財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について

1 検査の背景

(1) 留保金課税の概要

法人税法第67条の規定によれば、株主の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式総数の50/100を超える株式数を有しているなどの会社(以下「被支配会社」)のうち、原則として資本金(出資金を含む。)の額が1億円を超える会社(以下「特定同族会社」)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額(以下「留保所得金額」)が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して通常の法人税とは異なる税率(以下「特別税率」)の法人税を課税することとされている(留保した所得等の金額に対して特別税率により法人税を課すことを「留保金課税」、これに係る税額を「留保金課税額」)。

留保金課税は、次の二つの趣旨から設けられている。

- ① 会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること
- ② 所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考慮して、その調整が必要であること

そして、昭和40年代に最大40%あった所得税と法人税の税率の差は、平成11年に7%となるまで縮小傾向であったが、19年に10%となって以降拡大しており、30年においては21.8%となっている。

(2) 留保金課税の沿革

留保金課税は、昭和29年の法人税法改正において、全ての同族会社を適用対象として設けられた。その後、一定の条件を満たす資本金の額が1億円以下の同族会社について留保金課税を適用しないなどの措置は、租税特別措置法において講じられており、例えば、平成15年度税制改正では、資本金の額が1億円以下で自己資本比率50%以下の同族会社には留保金課税を適用しない措置が講じられていた。

さらに、平成19年度税制改正により、法人税法において、留保金課税の適用対象から、資本金の額が1億円以下である被支配会社が除外された。これは、外部からの資金調達に難しい状況にあるといった中小企業の財務基盤の強化を図る観点から見直されたものである。

2 検査の着眼点等

本院は、被支配会社のうち、資本金の額が1億円以下の会社(資本金の額が5億円以上の法人等である大法人の完全子会社等を除く。以下「中小特定同族会社」)の財務基盤、配当等の状況はどのようになっているか、特定同族会社との間での課税の公平性は保たれているかなどに着眼して、中小特定同族会社16,845法人及び特定同族会社1,445法人を対象として検査した。

3 検査の状況

(1) 中小特定同族会社における財務基盤の状況

財務省によれば、平成19年度税制改正当時、中小企業は一般的に財務基盤が弱い法人とされており、それらの法人の租税負担の軽減を図るという観点から留保金課税の適用除外としたとしており、同省において、中小企業の財務基盤が強化されているかどうかを判断するための具体的な指標は設定していない。

一方、中小企業庁は、平成19年度税制改正当時、中小企業向けの広報冊子において、財務基盤強化のポイントとして「自己資本を充実すること」及び「自己資本の源泉となる利益を生み出すこと」を挙げている。そして、財務基盤の強化には自己資本の源泉となる利益を生み出しているかが重要と

されており、生み出された利益の一部を内部留保することなどにより純資産額が増加することになる。

また、中小特定同族会社と特定同族会社はいずれも被支配会社であるが、前記のとおり、平成19年度税制改正等により、中小特定同族会社については、留保金課税の適用対象から除外されている。

そこで、中小特定同族会社16,845法人の純資産額の状況についてみたところ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均純資産額である48億3714万円を上回っている中小特定同族会社が456法人あった。

また、自己資本が充実しているかどうかを測る指標としては、純資産額が総資産額に占める割合を示す自己資本比率が重要であるとされている。そこで、中小特定同族会社16,845法人の自己資本比率の状況についてみたところ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均自己資本比率である41.5%を上回っている中小特定同族会社が9,726法人あった。

上記のとおり、財務基盤の状況を測る指標としては純資産額及び自己資本比率が挙げられ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均純資産額及び平均自己資本比率（これらを「2指標」）をいずれも上回っている中小特定同族会社は、411法人であった。

このように、2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人は、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるのに、資本金の額が1億円以下であることから、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況となっていた。

(2) 2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社における配当等の状況

財務基盤が同程度であると考えられる中小特定同族会社及び特定同族会社を比較するために、2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人及び特定同族会社182法人それぞれについて、配当の状況をみたところ、配当を行っていない法人の割合は、中小特定同族会社が36.7%（411法人のうち151法人）で、特定同族会社の13.7%（182法人のうち25法人）に比べて、23.0ポイント高くなっていた。

また、配当を行っている法人の割合を当期純利益の階層別にみると、当期純利益が1000万円超1億円以下の階層では中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて高くなっていたものの、当期純利益が1億円を超える階層においては、中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて低くなっていた。

さらに、2指標をいずれも上回っていて配当を行っている中小特定同族会社260法人のうち当期純損失が生じている2法人を除いた258法人及び2指標をいずれも上回っていて配当を行っている特定同族会社157法人のうち当期純損失が生じている1法人を除いた156法人において、当期純利益に占める当期に支払われた配当額の割合（以下「配当割合」）の状況をみると、配当割合が0%超5%以下と相対的に低い法人は、中小特定同族会社が64.3%（258法人のうち166法人）で、特定同族会社の18.5%（156法人のうち29法人）に比べて、45.8ポイント高くなっていた。

そして、中小特定同族会社411法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、配当を行っていない151法人のうち推計留保金課税額が生ずるのは144法人で計133億3163万円となった。また、配当を行っている260法人のうち推計留保金課税額が生ずるのは226法人で計181億8622万円、合計で370法人、315億1785万円となり、1法人当たりの平均推計留保金課税額は8518万円となっていた。そして、配当を行っていない又は配当割合が低い法人ほど推計留保金課税額が生ずる法人の割合が高い傾向が見受けられた。

このように、中小特定同族会社の中には特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるものが含まれており、上記のとおり、これらの中小特定同族会社は、特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても留保金課税が適用されないため、留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で課税の公平性が保たれていない状況となっているおそれがあると思料される。

(注1) 推計留保金課税額 特定同族会社の留保金課税の算定方法を参考に、平成29事業年度の法人税確定申告書を基にして簡便な方法で推計している。

(3) 中小特定同族会社が親会社になっている場合の留保金課税への影響

特定同族会社が子会社で、中小特定同族会社が親会社である場合には、当該特定同族会社は一定額以上の留保所得金額に対して留保金課税が課されるが、親会社である中小特定同族会社には留保金課税は適用されず、子会社である特定同族会社からの配当についても、受取配当等の益金不算入制度^(注2)により法人税が課されない。このため、子会社である特定同族会社は、親会社である中小特定同族会社へ配当することにより、留保所得金額を減らして留保金課税を課されないようにして、また、親会社である中小特定同族会社は、留保金課税が適用されないため、自らの株主へ配当しなかったり、配当したとしても配当額を少なくしたりして利益を社内に留保することが可能となる。

したがって、子会社である特定同族会社及び親会社である中小特定同族会社を合わせてみた場合、株主への配当に係る所得税が課されない上に、留保金課税額も生じないこととなり、結果的に留保金課税が設けられた趣旨にそぐわない状況が生じている可能性がある。

そこで、前記の特定同族会社1,445法人のうち、親会社である中小特定同族会社が子会社である特定同族会社の株式の100%を保有していて完全支配関係にある40法人について、親会社である中小特定同族会社40法人への配当及び留保金課税額の状況をみたとところ、子会社である特定同族会社40法人のうち、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていたのは37法人であった。

また、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていた上記37法人のうち、配当することにより留保所得金額が少なくなり、留保金課税額が生じていなかったものが21法人あった。

一方、上記の37法人から配当を受け取っていた親会社である中小特定同族会社37法人について、株主への配当の状況をみたとところ、株主に配当を行っていたのは18法人で、残りの19法人については全く配当を行っていなかった。

また、利益の一部を内部留保すると財務基盤は強化されると考えられることから、子会社から配当を受け取っていた上記の中小特定同族会社37法人について、純資産額及び自己資本比率の状況をみたとところ、2指標をいずれも上回っている法人が8法人あった。これらの法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、推計留保金課税額が生ずるのは5法人あり、計9億4201万円であった。

このように、子会社である特定同族会社37法人及び親会社である中小特定同族会社37法人の中には、留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがあると思料される状況が見受けられた。

(注2) 受取配当等の益金不算入制度 法人が他の内国法人から受ける配当等の金額については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。なお、留保所得金額の計算においては、所得金額に受取配当等の益金不算入額を加算することとなっている。

4 本院の所見

本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、留保金課税の適用範囲について、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。本院としては、今後とも留保金課税の適用範囲について、引き続き注視していくこととする。

完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について

1 検査の背景

(1) 源泉徴収制度及び税務署における源泉所得税事務

所得税法では、利子や配当等を支払う場合は、^(注1)その支払の際に同法第181条等の規定に基づき、原則として20.42%の源泉所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税」)を徴収し、これを国に納付(以下「源泉徴収」。源泉徴収を行う者を「源泉徴収義務者」)する制度が設けられている(この制度を「源泉徴収制度」)。源泉徴収制度は、本来の納税者の所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から設けられたものであり、申告納税制度を前提とした場合の所得税の前払的性質を持つ制度となっている。

そして、源泉徴収は、個人に帰属する所得につき行われるものであるが、源泉徴収制度の実施の円滑化を図り、源泉徴収義務者の源泉徴収に係る事務(以下「源泉徴収事務」)の便宜を考慮して、利子や配当等を内国法人に支払う場合においても、同法第212条の規定に基づき源泉徴収を行うこととされ、この場合の源泉所得税は、法人税の前払的性質を持つこととなり、原則として法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっている。なお、利子や配当等の所得に対する源泉徴収は、税率等の改正はあったものの、現行の所得税法が施行された昭和40年当時から変わらずに維持され、現在に至っている。

また、税務署長は、確定申告書等により、利子や配当等の支払の有無及び源泉所得税の納付実績を確認したり、その内容が法令に違反していないことを確認したりするなどして、源泉所得税事務を行うこととなっている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(2) 受取配当等の益金不算入の制度

内国法人は、法人税法第74条の規定に基づき、事業年度の終了後2か月以内に、税務署長に対して確定した決算に基づいた計算により納付すべき法人税額を記載した確定申告書を提出することとなっている。そして、法人の所得の計算に当たり、内国法人が他の内国法人から支払を受ける配当等は、配当等を支払う法人の段階で既に法人税が課されていることから、その二重課税を避けるために、同法第23条の規定に基づき、法人が保有する株式等の区分に応じて、一定の配当等の額を益金の額に算入しないこと(以下「益金不算入」)とする制度が設けられている。

そして、益金不算入の制度は、経済活動に占める法人の地位が格段に上昇したことに伴い、法人間での相互株式保有の増大等や投資目的での株式保有の増大等が進み、法人による株式の保有割合が著しく高まっているという経済実態やこれらの法人の経営形態等の変化に合わせながら改正が重ねられていて、現在は、完全子法人株式等^(注2)及び関連法人株式等^(注3)の企業支配的な関係に基づく株式等に係る配当等の額については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額が^(注4)益金不算入の対象となり、原則として法人税が課されないこととなっている。また、その他株式等に係る配当等の額については、他の投資機会との選択に^(注5)税制が影響を及ぼすことがないように、50/100相当額が、非支配目的株式等^(注5)に係る配当等の額については、同様の理由により、20/100相当額が、それぞれ益金不算入の対象となり、法人税の一部が課されないこととなっている。

(注2) 完全子法人株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式を除く。以下同じ。)の原則として全部の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等

(注3) 関連法人株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として1/3超に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の

当該株式等(完全子法人株式等を除く。)

(注4) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として5/100を超え1/3以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

(注5) 非支配目的株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として5/100以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

(3) 所得税額控除の適用による源泉所得税の精算手続及び税務署における還付事務

前記のとおり、内国法人がその事業年度内に受け取った利子や配当等の所得に課される源泉所得税は、法人税の前払的性質を持つことから、納付すべき法人税額を計算するに当たり、同一の所得に対して法人税と所得税が課されることがないように、法人税法第68条の規定に基づき、その法人の所得に対する法人税額から源泉所得税相当額を控除すること(以下「所得税額控除」)により精算することとなっている。

そして、内国法人において、当該事業年度の所得に対する法人税額がない又は控除すべき源泉所得税相当額が当該事業年度の所得に対する法人税額を上回ったとして、納付した税額の全部又は一部について還付を求めた金額を記載した確定申告書を提出した場合、それを受領した税務署長は、その内容が法令に違反していないことを確認等して、適正であると認めたとき、還付金の支払決定を行い、同法第78条の規定に基づき、当該内国法人に還付することとなっている。

また、税務署長等が国税を還付する場合には、国税通則法第58条等の規定に基づき、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて、還付金の額に一定の割合(平成28年分は年1.8%、29年分は年1.7%、30年分から令和2年までの分は年1.6%)を乗じて計算した一種の利子に相当する還付加算金を当該還付金に加算して支払うこととなっている。

2 検査の着眼点等

前記のとおり、完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額については、益金不算入の対象となっているため、仮に源泉徴収を行わないこととした場合、源泉徴収事務及び源泉所得税事務の負担が軽減されるだけでなく、還付金及びこれに係る税務署の還付事務も生じない可能性があると思料される。

一方、その他株式等及び非支配目的株式等に係る配当等については、益金不算入の対象は配当等の額の一部のみであることから、仮に源泉徴収を行わないこととした場合であっても、源泉徴収事務及び源泉所得税事務は引き続き必要となるだけでなく、源泉徴収義務者において益金不算入の対象額に応じて源泉所得税額を算定する必要が生ずるとともに、税務署においてもその確認を行う必要が生ずることとなり、源泉徴収事務及び源泉所得税事務の負担が増加してしまうおそれがある。

そこで、延べ8,650法人を対象として、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等について、受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況、所得税額控除の適用により生ずる還付の状況、税務署における源泉所得税事務及び還付事務の状況等について、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等

前記のとおり、配当等の所得に対する源泉徴収は、現行の所得税法が施行された昭和40年当時から変わらずに維持され、現在に至っている。一方で、受取配当等の益金不算入の制度については、経済実態や法人の経営形態等の変化に合わせながら改正が重ねられている。上記の状況を踏まえて、40年当時と比較して受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等がどのようになっているかについてみると、平成28年度以降の受取配当等の額は大幅に増加しており、また、28年度以降の所得税額控除の額も3兆円から4兆円程度と多額に上っていた。そして、受取配当等の額に対する受取配当等の益金不算入の額の割合は、昭和40年当時は約50%で推移しているのに

対して、平成28年度以降は約80%で推移しており、近年は、配当等の多くに法人税が課されていない状況となっていた。

前記のとおり、法人税の前払的性質を持つ配当等の所得に課される源泉所得税は、源泉徴収制度の実施の円滑化を図り、源泉徴収義務者の源泉徴収事務の便宜を考慮して徴収されているが、上記のとおり、現行の所得税法が施行された昭和40年当時と比較して、受取配当等の額及び益金不算入の額は大幅に増加していた。また、所得税額控除の額も多額となっていて、法人における配当等の所得に対する源泉徴収を取り巻く状況は大きく変化している。

(2) 完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人における受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等

前記延べ8,650法人のうち、平成29年度から令和元年度までの各年度分において、所得税額控除を適用した法人数及びその額をみると、平成29年度3,454法人及び7970億5304万円、30年度4,036法人及び4807億2918万円、令和元年度880法人及び6733億9452万円、延べ8,370法人及び計1兆9511億7675万円となっていた。

そして、上記延べ8,370法人のうち、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人は、延べ1,667法人となっていて、当該法人の平成29年度から令和元年度までの各年度における所得税額控除の額は、平成29年度3383億4204万円、30年度2457億8797万円、令和元年度5503億8973万円、計1兆1345億1974万円となっていた。さらに、これらの法人が受け取った完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額は、平成29年度1兆5636億1817万円(うち受取配当等の益金不算入の額1兆5321億9208万円)、30年度1兆0616億5692万円(同1兆0505億4961万円)、令和元年度2兆2815億0185万円(同2兆2800億9775万円)、計4兆9067億7695万円(同4兆8628億3944万円)となっていた。そして、上記の4兆9067億7695万円から、負債利子等の額等計439億3751万円を除いた完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額の全額が益金不算入となっていて、法人税が課されていない状況となっていた。また、当該配当等に対する所得税額控除の額は、平成29年度3116億9978万円、30年度2159億8994万円、令和元年度4657億2363万円、計9934億1336万円となっていて、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人延べ1,667法人の所得税額控除の額のほとんどが完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等の額に対するものとなっており、その額は多額に上っていた。

上記の完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する所得税額控除の額9934億1336万円については、原則として法人税が課されていない配当等に対して法人税の前払的性質を持つ源泉所得税として徴収された額に相当するものである。この多額の源泉所得税相当額については、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、前記のとおり、税務署における源泉所得税事務が生ずることとなる。

そして、関連法人株式等を保有している親法人における関連法人については、同株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととしても、税務署における源泉所得税事務が引き続き生ずる可能性がある。一方、少なくとも完全子法人株式等を保有している親法人における完全子法人延べ2,503法人については、同株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととすれば、源泉所得税事務は生じないものと思料される。

(3) 完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより生ずる還付の状況等

前記のとおり、税務署長等が国税を還付する場合には、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて計算した還付加算金を還付金に加算して支払うこととなっている。そこで、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人延べ1,667法人のうち、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより還付金が生じていた法人延べ1,262法人について、その支払状況をみると、還付金の額は、平成29年度2531億8772万円、30年度1

857億3534万円、令和元年度4509億3785万円、計8898億6092万円となっていた。このうち、還付加算金が生じていた法人は延べ888法人となっており、その支払額は、平成29年度9988万円、30年度1億1931万円、令和元年度1億4643万円、計3億6563万円となっていて、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより多額の還付金及び還付加算金が生じている状況となっていた。これは、前記のとおり、配当等の所得に課される源泉所得税は、法人税の前払的性質を持ち、法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっているが、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等に対して源泉徴収を行っているために生じていると認められ、これに伴い、税務署において、上記の還付金及び還付加算金に係る還付事務が生ずることになる。

そして、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととしても、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している親法人が、その他株式等又は非支配目的株式等も保有している場合については、その他株式等又は非支配目的株式等について引き続き税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生ずることがある。一方、上記延べ1,262法人のうち、完全子法人株式等又は関連法人株式等のみを保有している親法人で、受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除のみを適用したことにより還付金が生じていた延べ423法人については、少なくとも還付金及びこれに係る税務署の還付事務は生じないものと思料される。

また、前記の延べ1,262法人について、それぞれの法人が受け取った完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用した額と当該所得税額控除の適用により生じた還付金及び還付加算金の額の状況をみると、所得税額控除を適用した額が増加すると、還付金及び還付加算金の額も増加する傾向となっていた。

このように、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じており、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて計算して支払われた還付加算金の額は3億6563万円となっていた。

4 本院の所見

原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される。

については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、配当等に対する源泉徴収制度の在り方について、引き続き、様々な観点から効率性、有効性等を高める検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも配当等に対する源泉徴収制度について、引き続き注視していくこととする。

(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	287

国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、大規模自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保や、少子高齢化及び情報化の進展、気候変動問題等を背景とした社会保障、情報通信(IT)、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、適正で公平な運用等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「4. 検査の結果」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

(事例) 石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について(経済産業省)・・・162ページ参照

イ 社会保障に関するもの

(事例) 企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について(内閣府(内閣府本府))・・・145ページ参照

ウ 制度・事業の効果等に関するもの

(事例) 地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通省)・・・164ページ参照

エ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

(事例) ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの(国土交通省)・・・218ページ参照

オ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

(事例) チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど会計経理が不適正(独立行政法人日本学術振興会、国立大学法人京都大学)・・・130、131、137ページ参照

カ 環境及びエネルギーに関するもの

(事例) 地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステ

ーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの(環境省)・・・
・・ 224 ページ参照

キ 情報通信(IT)に関するもの

(事例) 複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、
医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等につ
いて十分に合意形成が図られていなかったなどのため、未利用(国立大学法人佐賀大学)・
・・ 140 ページ参照

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「外国人留学生、技能実習生等の
外国人材の受入れに係る施策の実施状況について」「高速道路に係る料金、債務の返済等の状況に
ついて」「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理
状況等について」「公的統計の整備に関する業務の実施状況等について」「政府情報システムの整備、
運用、利用等の状況について」「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等につ
いて」及び「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について」につ
いて検査を実施している。また、このほか国民の関心の高い事項としては、新型コロナウイルス感
染症対策関係経費等の執行等に係る問題について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努
めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的
・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政健全化に向けた様々な取
組について留意しながら検査を行っていくこととする。

(10) 特別会計財務書類の検査

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 特別会計財務書類の検査	2 9 1

特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和元年11月5日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成30年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

同書類について、同法、特別会計に関する法律施行令、特別会計の情報開示に関する省令、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、同基準等と異なる処理^(注1)をしていて、同書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、17府省庁等が所管する3特別会計^(注2)において3事項見受けられた。

なお、上記の3事項については、全て3省庁^(注2)において所要の訂正が行われた。

(注1) 3特別会計 エネルギー対策、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

(注2) 3省庁 復興庁、経済産業、国土交通両省

5 国の財政等の概況

～ 目 次 ～

<件	名>	ページ
(1)	国の会計	297
(2)	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	301
(3)	財政投融资	304
(4)	国の財政状況	306

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

(1) 国の会計

① 概況

令和元年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		元年度(百万円)	30年度(百万円)
歳入	合計	495,714,360	486,874,566
	一般会計	109,162,375	105,697,418
	特別会計	386,551,984	381,177,148

区 分		元年度(百万円)	30年度(百万円)
歳出	合計	475,536,144	467,910,709
	一般会計	101,366,467	98,974,696
	特別会計	374,169,677	368,936,012

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

② 一般会計

歳入及び歳出

元年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	元年度(百万円)	30年度(百万円)
収納済歳入額	109,162,375	105,697,418
租税及印紙収入	58,441,533 (53.5%)	60,356,384 (57.1%)
公債金	36,581,851 (33.5%)	34,395,399 (32.5%)
公債金	9,143,699	8,097,199
特例公債金	27,438,151	26,298,199
その他	14,138,990 (13.0%)	10,945,633 (10.4%)

区 分	元年度(百万円)	30年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	101,366,467	98,974,696
社会保障関係費	33,500,671 (33.0%)	32,569,137 (32.9%)
文教及び科学振興費	5,910,542 (5.8%)	5,748,234 (5.8%)
国債費	22,285,721 (22.0%)	22,528,601 (22.8%)
地方交付税交付金	15,564,169 (15.4%)	15,871,381 (16.0%)
防衛関係費	5,626,631 (5.6%)	5,474,990 (5.5%)
公共事業関係費	7,609,616 (7.5%)	6,913,460 (7.0%)
その他	10,869,115 (10.7%)	9,868,890 (10.0%)

(注2) 令和元年度における支出済歳出額に対する公債金36兆5818億余円の割合は36.1%である。

③ 特別会計

元年度において、特別会計に関する法律に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分		元年度(百万円)	30年度(百万円)	
特別会計(勘定)数		13会計(33勘定)	13会計(33勘定)	
ら一 の般 繰入 額か	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	10会計(24勘定)	10会計(24勘定)	
	一般会計からの繰入合計額(注3)	54,105,092	54,318,215	
決 算 剰 余 金	決算剰余金合計額(注4)	12,382,307	12,241,135	
	金決 算の 処 理 余	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	2,979,041	3,261,451
		翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	6,810,559	7,188,040
		一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,592,706	1,791,643
積 立 金 等 に お お け る 資 金	資金を計上している特別会計(勘定)数	9会計(17勘定)	9会計(17勘定)	
	資金を計上している資金数	19資金	19資金	
	資 金 残 額	外国為替資金	146,321,547	145,585,142
		財政融資資金	123,255,902	124,885,439
	上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	142,646,356	142,047,241	
損 益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7会計(20勘定)	7会計(20勘定)	
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5会計(11勘定)	5会計(11勘定)	
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2会計(4勘定)	2会計(4勘定)	

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

元年度(百万円)			30年度(百万円)		
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,082,639	(30.9%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	16,076,609	(30.6%)
国債整理基金特別会計	22,284,891	(11.9%)	国債整理基金特別会計	22,527,758	(12.1%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,771,003	(47.1%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,823,412	(46.4%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	10,026,182	(20.8%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	9,798,768	(20.4%)
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	2,256,409	(71.6%)	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	2,081,887	(75.9%)

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

元年度(百万円)			30年度(百万円)		
国債整理基金特別会計	3,091,827	(1.7%)	国債整理基金特別会計	3,076,435	(1.7%)
外国為替資金特別会計	3,439,127	(95.6%)	外国為替資金特別会計	3,015,882	(97.3%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,421,706	(5.6%)	年金特別会計(基礎年金勘定)	1,234,366	(4.9%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,662,306	地震再保険特別会計積立金	1,489,209
国債整理基金	3,019,995	国債整理基金	3,005,889
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,223,735	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,099,223
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,867,023	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,911,666
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	4,413,230	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,144,504
雇用安定資金	1,389,017	雇用安定資金	1,330,468
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,306,392	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,101,160
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,443,657	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,313,206
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	112,543,118	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	111,929,511

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,317,646	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,257,493
労働保険特別会計(労災勘定)	8,148,355	労働保険特別会計(労災勘定)	8,188,305
労働保険特別会計(雇用勘定)	4,827,647	労働保険特別会計(雇用勘定)	5,472,736
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,729,335	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,336,779
年金特別会計(国民年金勘定)	8,301,585	年金特別会計(国民年金勘定)	8,136,735
年金特別会計(厚生年金勘定)	116,106,100	年金特別会計(厚生年金勘定)	115,833,162

(注7) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,295,043	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,317,419
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 5,599	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 7,647
食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 29,568	食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,786
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 136	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 120

④ 一般会計及び特別会計の債務

令和元年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分	元年度 (百万円)	30年度 (百万円)
年度末債務現在額の合計額	1,173,230,341	1,162,217,085
うち公債(注8)	987,649,077	976,861,731
うち借入金	52,436,441	53,201,845
一般会計(注9)	10,001,263	10,598,069
特別会計		
借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	6会計(7勘定)
借入金(注10)	42,435,177	42,603,776
利子支払額の合計額	8,465,579	8,714,814
うち公債利子等	8,445,395	8,690,051
うち借入金利子	20,183	24,763
一般会計	15,446	16,644
特別会計	4,737	8,118

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	583,402,363	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	573,654,271
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	273,214,689	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	270,185,331
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	91,090,081	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	92,245,641
日本国有鉄道清算事業引継債務を借り換えるために発行したものと	16,262,846	日本国有鉄道清算事業引継債務を借り換えるために発行したものと	16,755,323
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,858,481	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,376,273
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,586,448	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,846,799
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,552,192	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,357,742
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,817,700	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,867,944

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	9,925,985	交付税及び譲与税配付金借入金	10,509,866
旧国立高度専門医療センター借入金	31,252	旧国立高度専門医療センター借入金	38,184
旧国営土地改良事業借入金	2,603	旧国営土地改良事業借入金	8,595

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、令和元年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆2152億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0649億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,232,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	31,617,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,682,223	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,382,223
年金特別会計(健康勘定)	1,452,421	年金特別会計(健康勘定)	1,458,290
国有林野事業債務管理特別会計	1,186,556	国有林野事業債務管理特別会計	1,205,971

(2) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

令和元年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区分		元年度(百万円)	30年度(百万円)	
年度末法人数	政府関係機関	4法人	4法人	
	独立行政法人	83法人	83法人	
	国立大学法人等(注1)	90法人	90法人	
	その他の法人	29法人	29法人	
	計(注2)	205法人	205法人	
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	1,037,167,402	994,696,321	
	うち独立行政法人(注4)	307,426,656	313,832,491	
	うち国立大学法人等	10,210,745	10,222,188	
	負債の部	914,644,492	865,450,831	
	うち独立行政法人	241,305,638	239,249,833	
	うち国立大学法人等	3,128,697	3,125,338	
	純資産の部	122,522,910	129,245,489	
	うち独立行政法人	66,121,018	74,582,657	
	うち国立大学法人等	7,082,048	7,096,849	
	うち政府出資金	47,227,122	46,628,175	
	うち独立行政法人	15,419,354	15,392,723	
	うち国立大学法人等	6,139,741	6,141,427	
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12法人	12法人	
	損益の状況	当期利益金を計上している法人	155法人	164法人
		うち独立行政法人	56法人	59法人
うち国立大学法人等		75法人	80法人	
当期損失金を計上している法人		51法人	42法人	
うち独立行政法人		27法人	24法人	
うち国立大学法人等		15法人	10法人	
翌年度繰越損失金を計上している法人		22法人	20法人	
翌年度繰越損失金の額の合計		1,395,671	1,331,437	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの			
	補給金	55,001	49,934	
	補助金	222	236	
	交付金	—	—	
	政府出資額	362,776	237,973	
	計	417,999	288,143	
	独立行政法人に対するもの			
	施設整備費補助金	85,139	75,414	
	運営費交付金	1,907,792	1,526,537	
	その他の補助金等	1,195,349	1,132,245	
	政府出資額	125,880	71,469	
	計	3,314,161	2,805,666	
	国立大学法人等に対するもの			
	施設整備費補助金	109,574	55,177	
	運営費交付金	1,097,500	1,098,542	
	その他の補助金等	56,412	66,969	
	政府出資額	—	—	
計	1,263,488	1,220,688		
その他の法人に対するもの				
補給金	1,172	1,422		

補助金	1,606,757	1,678,400
交付金	11,208,553	10,645,800
政府出資額	211,570	155,960
計	13,028,052	12,481,584
合計	18,023,701	16,796,083

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,038,349	資産の部	21,088,177
負債の部	15,261,572	負債の部	15,473,937
純資産の部	5,776,777	純資産の部	5,614,239
うち政府出資金	6,558,004	うち政府出資金	6,365,782
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,330,523	資産の部	17,641,214
負債の部	14,223,323	負債の部	14,962,176
純資産の部	3,107,200	純資産の部	2,679,037
うち政府出資金	1,733,800	うち政府出資金	1,635,300
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,825,463	資産の部	12,630,929
負債の部	2,910,184	負債の部	2,887,599
純資産の部	9,915,279	純資産の部	9,743,329
うち政府出資金	8,150,727	うち政府出資金	8,083,417
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	15,682,918	資産の部	14,135,036
負債の部	14,490,279	負債の部	12,785,292
純資産の部	1,192,638	純資産の部	1,349,743
うち政府出資金	1,053,730	うち政府出資金	1,068,765
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,463,414	資産の部	12,679,254
負債の部	11,273,118	負債の部	11,518,180
純資産の部	1,190,295	純資産の部	1,161,073
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	1,073,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	44,401,348	資産の部	43,210,295
負債の部	30,776,446	負債の部	30,309,708
純資産の部	13,624,902	純資産の部	12,900,586
うち政府出資金	4,118,928	うち政府出資金	4,109,004
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,417,410	資産の部	1,424,532
負債の部	299,870	負債の部	299,677
純資産の部	1,117,539	純資産の部	1,124,854
うち政府出資金	1,045,213	うち政府出資金	1,045,214
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,129,402	資産の部	8,079,602
負債の部	97,734	負債の部	139,159
純資産の部	8,031,667	純資産の部	7,940,442
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	4,550,414
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	17,419,402	資産の部	16,827,388
負債の部	14,045,859	負債の部	13,584,295
純資産の部	3,373,542	純資産の部	3,243,093
うち政府出資金	1,903,239	うち政府出資金	1,773,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。
(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- | | |
|-------------|--|
| ① 破綻先債権 | 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金 |
| ② 延滞債権 | 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金 |
| ③ 3か月以上延滞債権 | 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。) |
| ④ 貸出条件緩和債権 | 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。) |

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	9,161	破綻先債権	8,656
延滞債権	609,413	延滞債権	582,394
3か月以上延滞債権	751	3か月以上延滞債権	558
貸出条件緩和債権	505,511	貸出条件緩和債権	492,356
合計	1,124,837	合計	1,083,966
貸付金等残高	16,680,995	貸付金等残高	17,085,756
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	185,309	延滞債権	191,105
3か月以上延滞債権	8,690	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	159,118	貸出条件緩和債権	188,036
合計	353,118	合計	379,142
貸付金等残高	13,133,980	貸付金等残高	13,576,561
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	473,523	貸出条件緩和債権	609,302
合計	560,586	合計	696,365
貸付金等残高	12,701,908	貸付金等残高	12,387,356
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	7,808	破綻先債権	8,287
延滞債権	62,458	延滞債権	65,239
3か月以上延滞債権	3,251	3か月以上延滞債権	3,687
貸出条件緩和債権	73,670	貸出条件緩和債権	57,821
合計	147,188	合計	135,035
貸付金等残高	3,820,076	貸付金等残高	3,927,761
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	26,825	破綻先債権	24,990
延滞債権	195,350	延滞債権	195,457
3か月以上延滞債権	55,090	3か月以上延滞債権	60,624
貸出条件緩和債権	307,587	貸出条件緩和債権	299,283
合計	584,854	合計	580,356
貸付金等残高	9,606,655	貸付金等残高	9,506,739
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	65,100	破綻先債権	64,939
延滞債権	229,742	延滞債権	230,547
3か月以上延滞債権	70,253	3か月以上延滞債権	71,147
貸出条件緩和債権	398,615	貸出条件緩和債権	453,920
合計	763,712	合計	820,555
貸付金等残高	23,877,935	貸付金等残高	23,493,039

(3) 財政投融資

① 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」)に対して、資金の貸付け、出資あるいは保証を行うものである。

② 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

ア 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。

イ 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。

ウ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

③ 財政投融資計画の実績

令和元年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分			元年度 (百万円)	30年度 (百万円)
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	10,580,791	9,451,247
		年度末残高	98,450,300	99,303,707
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実 績	361,014	206,605
		年度末残高	5,842,825	5,497,069
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	1,569,838	2,567,885
		年度末残高	29,861,686	31,694,349
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	439,734	640,676
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	4,284,233	5,374,899
	計	実 績	12,511,643	12,225,738
		年度末残高	138,878,782	142,510,702

区 分		元年度 (百万円)	30年度 (百万円)
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—
		年度末残高	33,856
	特別会計	実 績	12,230
		年度末残高	647,047
	政府関係機関	実 績	4,246,234
		年度末残高	24,403,506
	事業団等	実 績	1,577,418
		年度末残高	11,075,534
	独立行政法人	実 績	3,571,697
		年度末残高	47,723,116
	地方公共団体	実 績	2,986,163
		年度末残高	48,942,450
	その他	実 績	117,900
		年度末残高	6,053,269
	計(注4)	実 績	12,511,643
		年度末残高	138,878,782

(注1) 財政融資資金の令和元年度末の財源のうち、財投債は91兆0900億余円、預託金は30兆6953億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,131,767	株式会社日本政策金融公庫	14,248,351
株式会社国際協力銀行	7,458,162	株式会社国際協力銀行	7,080,463
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,232,232	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,259,273
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	9,582,965	株式会社日本政策投資銀行	8,993,493
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,064,718	独立行政法人福祉医療機構	3,138,329
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,233,791	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,266,708
独立行政法人日本学生支援機構	6,382,800	独立行政法人日本学生支援機構	6,298,120
独立行政法人都市再生機構	9,609,027	独立行政法人都市再生機構	9,790,228
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,276,080	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,751,401
独立行政法人住宅金融支援機構	2,943,122	独立行政法人住宅金融支援機構	4,316,184
地方公共団体	48,942,450	地方公共団体	51,445,134
その他		その他	
地方公共団体金融機構	5,703,990	地方公共団体金融機構	6,741,786

(4) 国の財政状況

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和元年度末において、建設国債、特例国債、復興債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」)の残高は886.6兆円に達している。そして、元年度一般会計歳出決算総額における公債依存度は36.0%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は21.9%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP(以下「GDP」)比の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、平成30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を平成29年度からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても踏襲されている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」において実績値等を公表している。

2 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、平成17年度から令和元年度まで決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」)及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、元年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス13.6兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成17年度から令和元年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、元年度の一般会計PBは、政策的経費が前年度から増加し、税収等が前年度から減少していて、一般会計PBの赤字は拡大している。元年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、元年度の税収等のうち、租税及印紙収入が1.9兆円減少している一方、前年度剰余金受入が1.1兆円及び「その他」が0.1兆円それぞれ増加している。元年度の租税及印紙収入のうち、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ減少している。一方、消費税は、前年度から増加している。支出面では、元年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が0.9兆円、公共事業関係費が0.6兆円及びその他の事項

経費が0.3兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約7割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、平成27年度から令和元年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加し、地方交付税交付金等については国の税収の増加等に伴って増加傾向となっており、公共事業関係費については、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。元年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、平成17年度から令和元年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

なお、2年度の一般会計歳出予算における補正予算(第1号)及び補正予算(第2号)(これらを「2年度補正予算」)において、新型コロナウイルス感染症緊急対策関係経費等として一般会計歳出予算が計57.6兆円追加されたことなどにより、2年度補正予算後の予算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支はマイナス66.1兆円となっている。また、2年度補正予算の政策的経費の追加額56.9兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が4.6兆円、その他の事項経費が17.5兆円及び中小企業対策費が22.2兆円追加され、当初予算と合わせてそれぞれ計40.5兆円、24.2兆円及び22.3兆円となっているほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策予備費が11.5兆円計上されている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成17年度から令和元年度まで決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」)対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、元年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス3.8%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成17年度から令和元年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。元年度においては、GDP成長率はプラスであるが、税収等は前年度から減少し、財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が2.6兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少している。利払費等は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高についてみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は減少している。

なお、令和2年度の財政収支対GDP比はマイナス14.1%となっており、2年度補正予算後の予算額でみた国の一般会計の財政収支対GDP比はマイナス14.1%となる。

(3) 債務残高対GDP比

普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」)の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、元年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から12.1兆円増加(対前年度比1.4%増)して、880.8兆円となっている。元年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は3.0兆円、特例国債は9.7兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、平成27年度末から令和元年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債を大幅に上回る76.9兆円となっている。

債務残高対GDP比について、平成17年度から令和元年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加している平成25年度以降は、債務残高対GDP比の増加幅は、20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられているものの、依然として前年度を上回っている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」)及びGDP成長率について、27年度から令和元年度までの推移をみると、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、平成27年度以降全ての年度において、GDP成長率を上回っている。

なお、2年度補正予算後の予算における令和2年度末の建設国債及び特例国債の見込額は、それ

ぞれ286.7兆円、647.2兆円とされている。また、2年度の債務残高対GDP比(見込み)は216.4%となっており、元年度の債務残高対GDP比192.5%を23.9ポイント上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。